

CD-ROM公報仕様
(第4.2版)

平成12年10月

特 許 庁

本仕様書の適用範囲

本仕様書は、平成13年4月からの発行が予定されているCD-ROMを媒体とした公開公報、登録実用新案公報、公表公報、再公表、特許公報、特許公報に掲載される公告公報の補正公報・訂正公報・正誤表及び特許(実用新案登録)審判請求公告の仕様について規定したものである。

また、新たに平成13年4月以降に発行が予定されている長大データCD-ROMの仕様を追加したものである。

なお、本仕様書は、CD-ROM公報そのものの仕様を定めるものであって、CD-ROM公報を利用するためのハードウェアやソフトウェア等の仕様を規定するものではない。

※長大データCD-ROMとは、1件の公報において遺伝子関連出願の配列表等のデータが長大なものについて、当該部分のデータを別CD-ROMに収録したものである。

1. 適用範囲

本仕様書は、電子公報を記録するCD-ROMについて、以下の事項を規定したものである。

- (1) 物理フォーマット
- (2) 論理フォーマット
- (3) ディレクトリ／ファイルの構成
- (4) ファイル形式
- (5) 文字コード
- (6) 公報データの記録形式
- (7) 公報を管理するためのデータ、又は利用する際に必要なデータの記録方式

2. 適用時期

本仕様書は、平成13年4月以降に発行される《公開・登録実用新案公報・公表公報・再公表》、《特許公報》、《長大データCD-ROM》に適用される。

3. 引用規格

本仕様で引用した規格は、以下の通りである。

- ・ JIS X 0201-1976 情報交換用符号 (ISO 646)
- ・ JIS X 0208-1990 情報交換用漢字符号
- ・ JIS X 0606-1990 情報交換用CD-ROMのボリューム及びファイルの構造 (ISO 9660)
- ・ JIS X 4151-1992 文書記述言語SGML (ISO 8879)
- ・ JIS X 6281-1992 120mm再生専用光ディスク (CD-ROM) (ISO/IEC 10149)

4. 表記について

- (1) 16進表記

16進表記法による数は、16進数字を()₁₆で囲って表す。

- (2) 公報種別の総称

本仕様書で用いる公報種別の総称を以下の表に示す。

表 公報種別の総称

公報種別の総称	公 報 種 別
公開公報	公開特許公報
	補正の掲載（公開特許公報関係）
	訂正（公開特許公報関係）
	正誤表（公開特許公報関係）
	公開実用新案公報
	補正の掲載（公開実用新案公報関係）
	訂正（公開実用新案公報関係）
	正誤表（公開実用新案公報関係）
登録実用新案公報	登録実用新案公報
	訂正（登録実用新案公報関係）
	正誤表（登録実用新案公報関係）
公表公報	公表特許公報
	補正の掲載（公表特許公報関係）
	訂正（公表特許公報関係）
	正誤表（公表特許公報関係）
	訂正（公表実用新案公報関係）
	正誤表（公表実用新案公報関係）
再公表	再公表特許
	補正の掲載（再公表特許関係）
	訂正（再公表特許関係）
	正誤表（再公表特許関係）
公告公報	補正の掲載（公告特許公報関係）
	訂正（公告特許公報関係）
	正誤表（公告特許公報関係）
	特許審判請求公告
	補正の掲載（公告実用新案公報関係）
	訂正（公告実用新案公報関係）
	正誤表（公告実用新案公報関係）
	登録実用新案審判請求公告
特許公報	特許公報
	訂正（特許公報関係）
	正誤表（特許公報関係）
	実用新案登録公報
	訂正（実用新案登録公報関係）
	正誤表（実用新案登録公報関係）
異議決定公報	訂正（特許異議決定公報関係）
	正誤表（特許異議決定公報関係）
	訂正（実用新案登録異議決定公報関係）
	正誤表（実用新案登録異議決定公報関係）

(3) 第4. 1版との相違点

第4. 2版に追加された箇所と変更された箇所を、XXXXXXXXXXで表す。

仕様変更の概要

第4. 1版からの仕様変更の概要は、以下の通り。

①フロントページ掲載項目の変更

- ・出願公開の請求の掲載を追加（平成12年1月発行から掲載済）
- ・産業活力再生特別措置法第30条適用出願の掲載を追加
- ・長大データCD-ROMが存在する旨の掲載を追加

②公報テキストに長大データCD-ROMが存在する旨を掲載

③長大データCD-ROM仕様の追加

MEMO

目 次

第Ⅰ編 全体構成	1
1. 物理フォーマット	3
2. 論理フォーマット	3
3. ファイル構成	6
4. 各ディレクトリ及びファイルの名称と概要	9
5. ファイル形式	16
5.1 テキストファイル形式	16
5.2 バイナリファイル形式	16
6. 文字コード	17
6.1 図形文字コード	17
6.2 制御文字コード	17
第Ⅱ編 各ファイルの詳細	19
1. 著作権ファイル	21
2. 抄録ファイル	22
3. 出願人IDテーブルファイル	26
4. インデックスファイル	27
4.1 検索キー項目	27
4.2 インデックスの構成	35
4.3 管理ファイル	39
4.4 キーインデックスファイル	41
5. 目次ファイル	45
6. テキストファイル	51
6.1 論理構造とレイアウト構造	51
6.2 タグ	65
6.3 公開公報のテキストファイルフォーマット	70
6.3.1 公開特許(実用新案)公報のテキストファイルフォーマット	70
6.3.2 公開特許(実用新案)公報関連の補正公報のテキストファイルフォーマット	77
6.3.3 公開特許(実用新案)公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマット	79
6.3.4 公開特許(実用新案)公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマット	82

6.4	公告公報関連のテキストファイルフォーマット	83
6.4.1	特許(登録実用新案)審判請求公告関連のテキストファイルフォーマット	83
6.4.2	公告特許(実用新案)公報関連の補正公報のテキストファイルフォーマット	86
6.4.3	公告特許(実用新案)公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマット	87
6.4.4	公告特許(実用新案)公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマット	92
6.5	登録実用新案公報のテキストファイルフォーマット	93
6.5.1	登録実用新案公報のテキストファイルフォーマット	93
6.5.2	登録実用新案公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマット	98
6.5.3	登録実用新案公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマット	100
6.6	公表公報のテキストファイルフォーマット	101
6.6.1	公表特許公報のテキストファイルフォーマット	101
6.6.2	公表特許公報関連の補正公報のテキストファイルフォーマット	106
6.6.3	公表特許公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマット	108
6.6.4	公表特許公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマット	110
6.7	再公表関連のテキストファイルフォーマット	111
6.7.1	再公表特許のテキストファイルフォーマット	111
6.7.2	再公表特許関連の補正公報のテキストファイルフォーマット	116
6.7.3	再公表特許関連の訂正公報のテキストファイルフォーマット	118
6.7.4	再公表特許関連の正誤表のテキストファイルフォーマット	120
6.8	特許公報のテキストファイルフォーマット	121
6.8.1	特許(実用新案登録)公報のテキストファイルフォーマット	121
6.8.2	特許(実用新案登録)公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマット	127
6.8.3	特許(実用新案登録)公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマット	129
6.9	異議決定公報関連のテキストファイルフォーマット	130
6.9.1	異議決定公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマット	130
6.9.2	異議決定公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマット	137
7.	イメージファイル	138
8.	ポジションファイル	147
9.	外字インデックスファイル	148
10.	ドットフォントファイル	149
11.	SGML宣言・文書型定義ファイル	150

参考資料

資料 1.	標準レイアウト	155
資料 2.	標準レイアウトとテキストファイルの対応例	175
長大CD-ROM仕様		347

第 I 編 全体構成

MEMO

1. 物理フォーマット

物理フォーマットは、『JIS X 6281-1992 120mm再生専用光ディスク (CD-ROM) (ISO/IEC 10149)』に準拠する。

2. 論理フォーマット

論理フォーマットは、『JIS X 0606-1990 情報交換用CD-ROMのボリューム及びファイルの構造』の情報交換の水準1に準拠する。

情報交換の水準1による制約、さらに本仕様で追加した制約を以下に示す。

- (1) 論理ブロック長は、2048バイトとする。
- (2) ボリューム集合の大きさは、1とする。
- (3) 各ファイルは、1個のファイル分割からなる。
- (4) ファイル名は、8文字以内の英数字+“.”+3文字以内の英数字とする。(注1)
- (5) ファイル版数番号は、1とする。
- (6) ディレクトリ名は、8文字以内の英数字とする。(注2)
- (7) ボリューム記述子は、基本ボリューム記述子とボリューム記述子集合終端子だけ用いる。
基本ボリューム記述子の項目の内、本仕様で規定する内容を表2-1に示す。
- (8) 拡張属性レコードは使用しない。

(注1) JIS X 0606-1990でのファイル識別子を、本仕様ではファイル名と称す。

英数字の文字コードは、JIS X 0201-1976とする。

(注2) JIS X 0606-1990でのディレクトリ識別子を、本仕様ではディレクトリ名と称す。

英数字の文字コードは、JIS X 0201-1976とする。

表2-1 基本ボリューム記述子

No	記述子内の バイト位置	名 称	内 容
1	9 - 40	システム記述子	スペースを記録する
2	41 - 72	ボリューム識別子	(注1)
3	121 - 124	ボリューム集合の大きさ	1
4	125 - 128	ボリューム順序番号	1
5	129 - 132	論理ブロック長	2048
6	191 - 318	ボリューム集合識別子	(注2)
7	319 - 446	出版者識別子	"JAPANESE PATENT OFFICE"
8	447 - 574	データ編集者識別子	"JAPANESE PATENT OFFICE"
9	575 - 702	応用システム識別子	スペースを記録する
10	703 - 739	著作権ファイル識別子	"COPYRGHT. ;1"
11	740 - 776	抄録ファイル識別子	"ABSTRACT. ;1"
12	777 - 813	書誌ファイル識別子	スペースを記録する
13	814 - 830	ボリューム作成日付及び時刻	作成日：CD-ROMの発行日 時刻：0
14	831 - 847	ボリューム更新日付及び時刻	指定しない(数値0)
15	848 - 864	ボリューム失効日付及び時刻	指定しない(数値0)
16	865 - 881	ボリューム発効日付及び時刻	作成日：CD-ROMの発行日 時刻：0
17	884 -1395	応用システム用	スペースを記録する

備考1 上記の内容の記録形式は、JIS X 0606-1990に従う。

備考2 上記以外の項目は、JIS X 0606-1990に従う。

(注1) ボリューム識別子は次のフォーマットで記録する。

項目番号	①	②	③	④
長 さ	2	2	4	3
内 容 例	J P	F _	2 0 0 0	0 0 1

① 特許庁の識別：“JP”を記録する。

② CD-ROM：《公開・登録実用・公表・再公表の場合》
種別の識別 《特許公報の場合》

“E_”を記録する。

“F_”を記録する。

“_”は(5F)₁₆。

③ 西暦年： 西暦年を4桁で記録する。

④ 年間の一連番号： CD-ROMの年間の一連番号を001から始まる3桁で記録する。

(注2) ボリューム集合識別子は次のフォーマットで記録する。

項目番号	①
長 さ	2 3
内 容 例	J A P A N E S E _ P A T E N T _ O F F I C E _

項目番号	②	③
長 さ	1 5	2
内 容 例	C D _ R O M _ V E R S I O N _	4 2

- ① 特許庁の識別： “J A P A N E S E _ P A T E N T _ O F F I C E _” を記録する。“_” は(5 F)₁₆。
- ② バージョン識別： “C D _ R O M _ V E R S I O N _” を記録する。“_” は(5 F)₁₆。
- ③ バージョン番号： C D - R O M のバージョン番号を2桁で記録する。

《公開・登録実用・公表・再公表の場合》 バージョン番号は“4 2”とする。

《特許公報の場合》 バージョン番号は“4 2”とする。

3. ファイル構成

公開・登録実用・公表・再公表のファイル構成を図3-1に、特許公報のファイル構成を図3-2に示す。

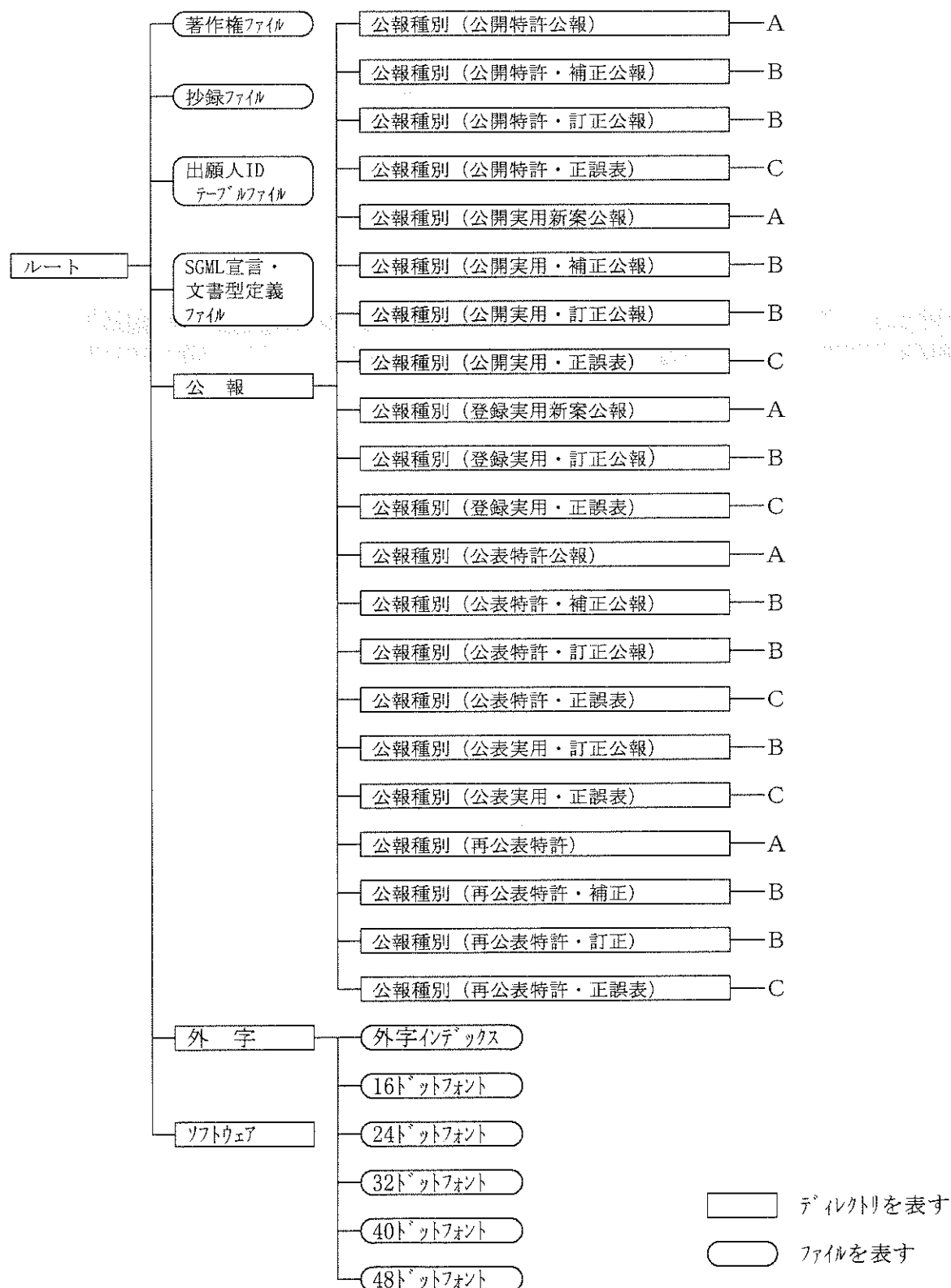


図3-1 公開・登録実用・公表・再公表のファイル構成 (1/2)

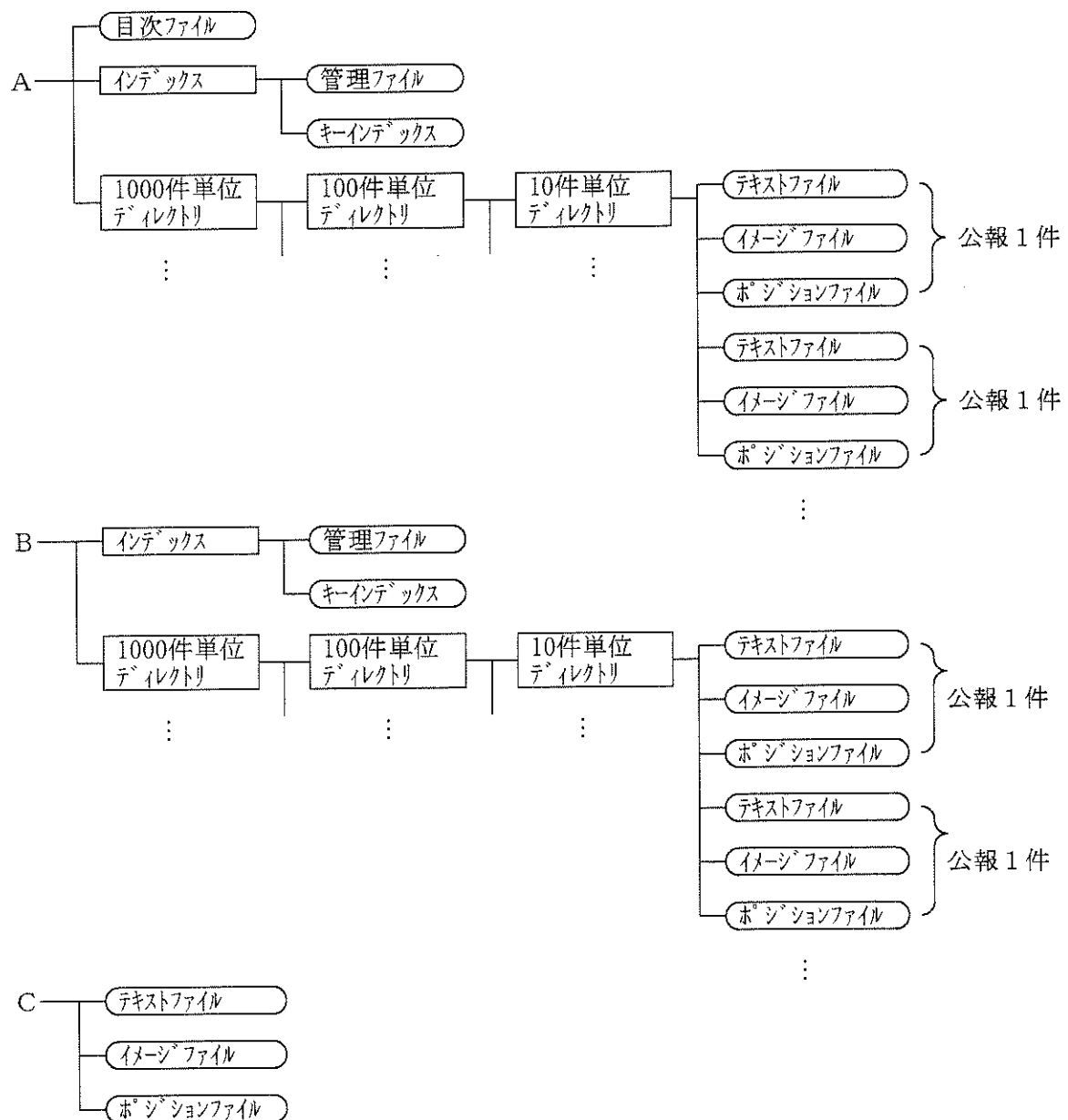
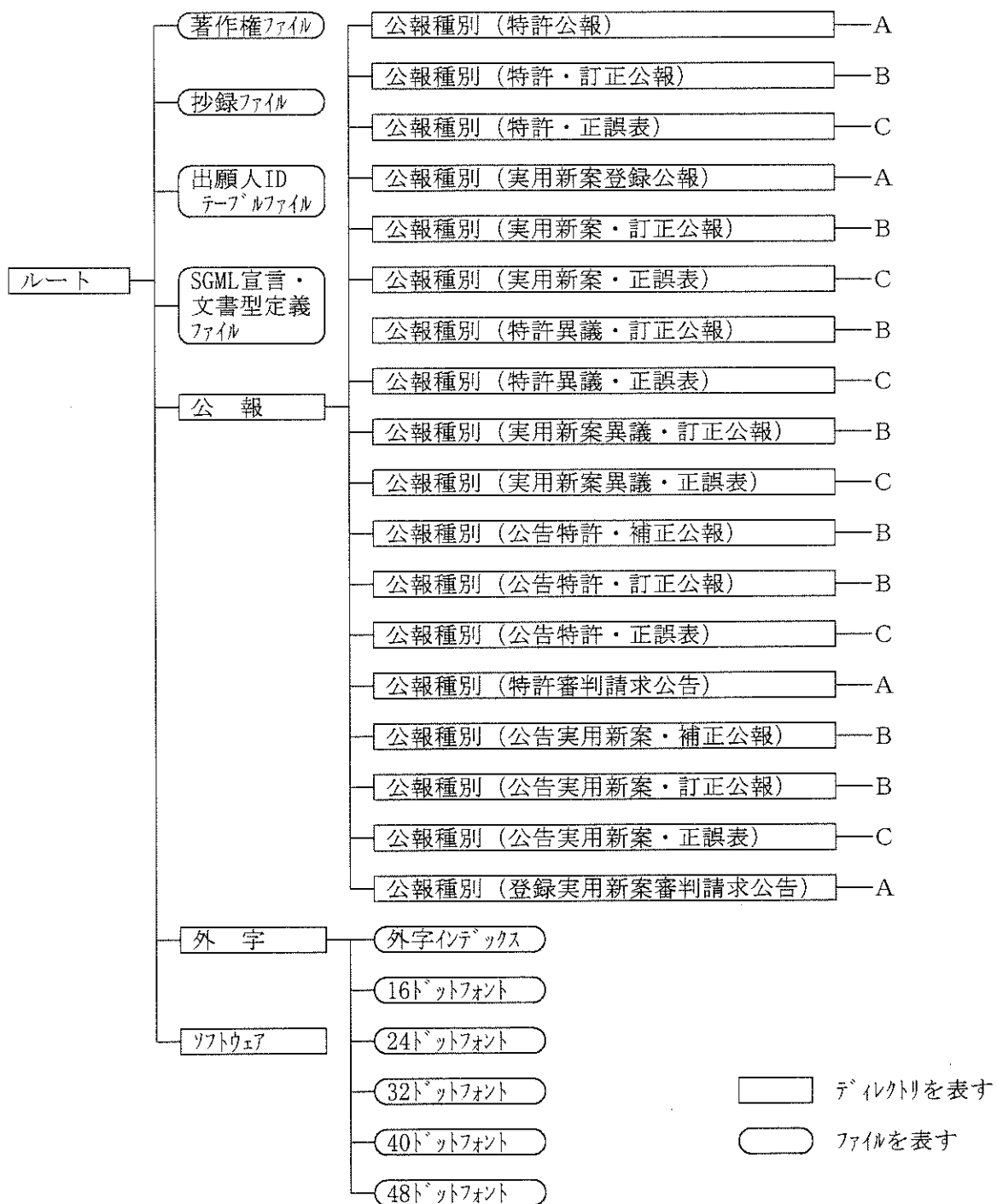


図3-1 公開・登録実用・公表・再公表のファイル構成 (2/2)



(注1) A B C の構成は図3-1と同じ

図3-2 特許公報のファイル構成

4. 各ディレクトリ及びファイルの名称と概要

『3. ファイル構成』で示した、各ディレクトリ及びファイルの概要を以下に示す。

ディレクトリ名とファイル名を〔 〕内に示す。ディレクトリ名とファイル名は、すべて1バイトコードの英数字を使用する。

(1) 著作権ファイル [COPYRIGHT]

CD-ROMの著作権について記録するファイル。

(2) 抄録ファイル [ABSTRACT]

CD-ROMのバージョン、CD-ROMの発行日、CD-ROMを一意に識別するボリューム番号、発行当初からの一連番号、公報種別、文献番号の範囲、公報の件数等を記録するファイル。

(3) 出願人IDテーブルファイル [IDTABLE]

出願人の名称と識別番号との対応を記録するファイル。CD-ROMに出現する出願人だけを記録する。

(4) SGML宣言・文書型定義ファイル [SGMLDTD]

『JIS X 4151-1992 文書記述言語SGML (ISO 8879)』に準拠した、SGML宣言及び文書型定義(DTD)を記録するファイル。

(5) 公報ディレクトリ [DOCUMENT]

公報データを記録するディレクトリ。

(6) 公報種別ディレクトリ

公報の種別を示すディレクトリ。ディレクトリ名は公報の種別毎に異なる。公報種別とディレクトリ名の対応を表4-1に示す。記録する公報がある公報種別のみ存在する。

(7) 目次ファイル [CONTENTS]

目次データを記録するファイル。公報種別が公開特許(実用新案)公報、登録実用新案公報、特許(登録実用新案)審判請求公告、公表特許公報、再公表特許及び特許(実用新案登録)公報の場合に存在する。公報1件が1レコードに相当し、欠番公報のレコードも記録する。

(8) インデックスディレクトリ [INDEX]

検索用のインデックスを記録するディレクトリ。公報種別が正誤表以外の場合に存在する。

(9) 管理ファイル [CONTROL]

キーインデックスファイルの情報を管理するファイル。公報種別が正誤表以外のインデックスディレクトリ下に存在する。

(10) キーインデックスファイル [KEYINDEX]

検索時に使用するインデックスファイル。公報種別が正誤表以外のインデックスディレクトリ下に存在する。

(11) 1000件単位ディレクトリ

公報1000件毎に存在するディレクトリ。下位ディレクトリに存在し得る公報の文献識別番号の内、最も小さい番号をディレクトリ名とする。このため、ディレクトリ名の下3桁は、001とする。

文献識別番号のフォーマットは以下のとおりとする。

《公開公報・公表公報・公告公報（補正・訂正）の場合》

文 献 識 別 番 号	
西暦の下2桁	文献番号の下6桁
← 2 桁 →	← 6 桁 →

《再公表の場合》

文 献 識 別 番 号	
西暦の下2桁	国際公開番号の下6桁
← 2 桁 →	← 6 桁 →

《登録実用公報・特許公報の場合》

文 献 識 別 番 号	
特許番号または実用新案登録番号	
← 8 桁 →	

《異議決定公報（訂正）の場合》

文 献 識 別 番 号	
管 理 番 号	
← 8 桁 →	

[例] ディレクトリ名“02500001”の最下層には、文献識別番号 02500001 から 02501000 の公報を記録する。

同様に、ディレクトリ名“02501001”の最下層には、文献識別番号 02501001 から 02502000 の公報を記録する。

(12) 100件単位ディレクトリ

公報100件毎に存在するディレクトリ。下位ディレクトリに存在し得る公報の文献識別番号（(11)参照）の内、最も小さい番号をディレクトリ名とする。このため、ディレクトリ名の下2桁は、01とする。

【例】 ディレクトリ名“02500001”の最下層には、文献識別番号 02500001 から 02500100 の公報を記録する。

同様に、ディレクトリ名“02500101”の最下層には、文献識別番号 02500101 から 02500200 の公報を記録する。

(13) 10件単位ディレクトリ

公報10件毎に存在するディレクトリ。本ディレクトリ下に存在し得る公報の文献識別番号（(11)参照）の内、最も小さい番号をディレクトリ名とする。このため、ディレクトリ名の下1桁は、1とする。

【例】 ディレクトリ名“02500001”の下層には、文献識別番号 02500001 から 02500010の公報を記録する。

同様に、ディレクトリ名“02500011”の下層には、文献識別番号 02500011 から 02500020の公報を記録する。

(14) テキストファイル [nnnnnnnnn.TXT]

公報1件分の文字データを記録するファイル。欠番公報のテキストファイルは存在しない。ファイル名の内“nnnnnnnnn”は文献識別番号（(11)参照）と一致する。

正誤表の場合は公報1件分ではなく、公報種別単位にまとめて1ファイルとする。正誤表を持つ公報は、公開特許（実用新案）公報、登録実用新案公報、公告特許（実用新案）公報、公表特許（実用新案）公報、再公表特許、特許（実用新案登録）公報および特許（実用新案登録）異議決定公報である。ファイル名の内“nnnnnnnnn”は“99999999”の固定とする。

(15) イメージファイル [nnnnnnnnn.IMG]

公報1件分のイメージデータを記録するファイル。欠番公報のイメージファイルは存在しない。ファイル名の内“nnnnnnnnn”は文献識別番号（(11)参照）と一致する。

正誤表の場合は公報1件分ではなく、公報種別単位にまとめて1ファイルとする。正誤表を持つ公報は、公開特許（実用新案）公報、登録実用新案公報、公告特許（実用新案）公報、公表特許（実用新案）公報、再公表特許、特許（実用新案登録）公報および特許（実用新案登録）異議決定公報である。ファイル名の内“nnnnnnnnn”は“99999999”の固定とする。

(16) ポジションファイル [nnnnnnnnn.POS]

公報1件分の位置情報を記録するファイル。欠番公報のポジションファイルは存在しない。ファイル名の内“nnnnnnnnn”は文献識別番号（(11)参照）と一致する。

正誤表の場合は公報1件分ではなく、公報種別単位にまとめて1ファイルとする。正誤表を持つ公報は、公開特許（実用新案）公報、登録実用新案公報、公告特許（実用新案）公報、公表特許（実用新案）公報、再公表特許、特許（実用新案登録）公報および特許（実用新案登録）異議決定公報である。ファイル名の内“nnnnnnnnn”は“99999999”の固定とする。

(17) 外字ディレクトリ [GAIJI]

外字を記録するディレクトリ。

(18) 外字インデックスファイル [GAIINDEX]

ドットフォントファイルに記録されているフォントを検索するためのインデックスファイル。

(19) ドットフォントファイル [FONT. 16, FONT. 24, FONT. 32, FONT. 40, FONT. 48]

外字のドットフォントを記録するファイル。16, 24, 32, 40, 48ドット構成毎に別ファイルとする。

(20) ソフトウェアディレクトリ

特許庁提供の汎用ソフトウェアを収納するディレクトリ。

[例] 文献識別番号 02500001 から 02503000 までの 3,000件の特許公報が記録される場合の、1,000件単位のディレクトリ、100件単位のディレクトリ、10件単位のディレクトリ、テキストファイル、イメージファイル、ポジションファイルの関係を図4-1に示す。

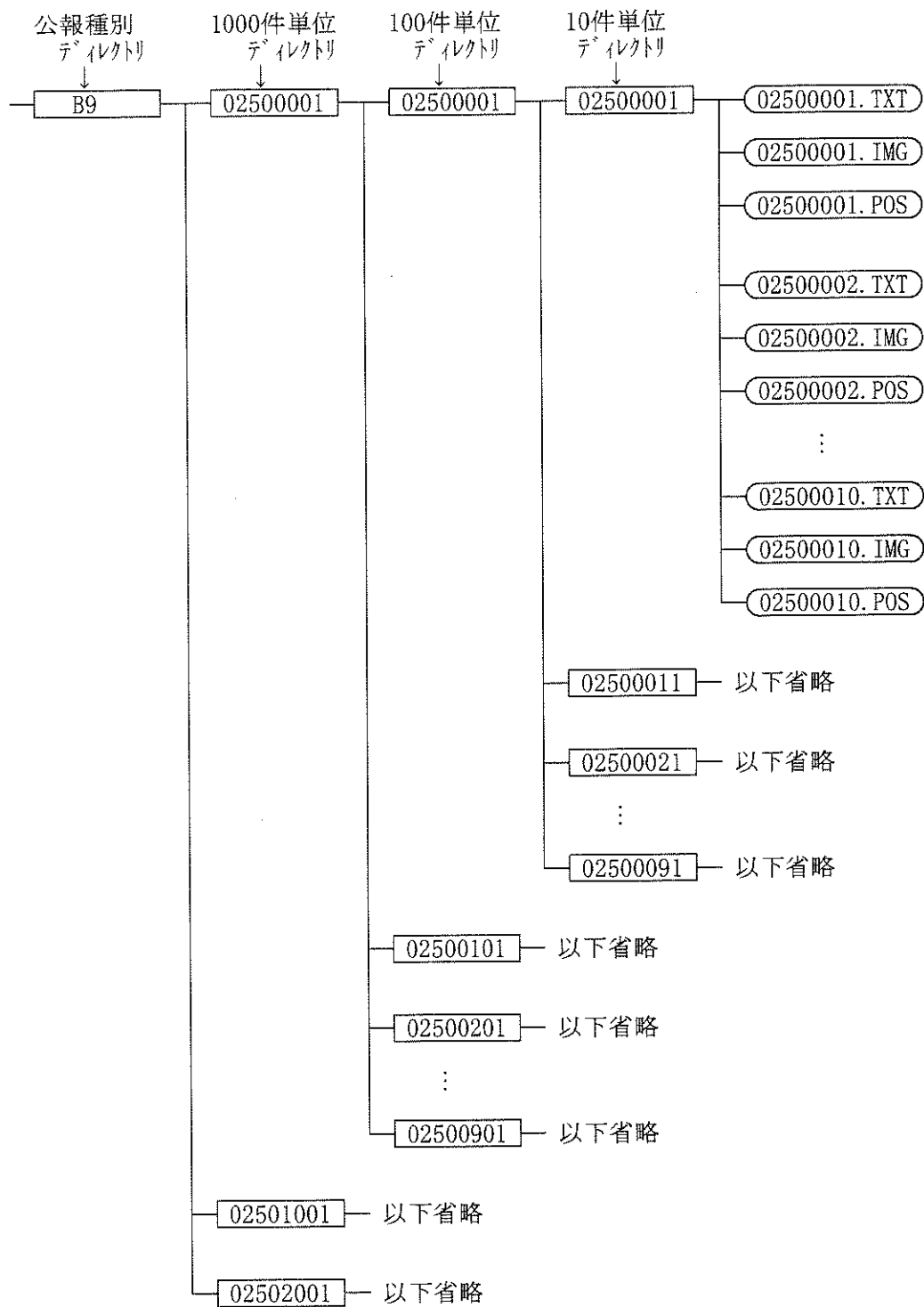


図4-1 文献識別番号 02500001 から 02503000 までの特許公報の例

表4-1 公報種別とディレクトリ名との対応 (1/2)

公 報 種 別		ディレクトリ名
公 開 公 報	《公開特許公報関連》	
	公開特許公報	A
	補正の掲載（公開特許公報関係）（注1）	A5
	訂正（公開特許公報関係）	A6
	正誤表（公開特許公報関係）	A7
	《公開実用新案公報関連》	
	公開実用新案公報	U
	補正の掲載（公開実用新案公報関係）（注2）	U5
	訂正（公開実用新案公報関係）	U6
	正誤表（公開実用新案公報関係）	U7
登新 録案 実公 用報	《登録実用新案公報関連》	
	登録実用新案公報	U9
	訂正（登録実用新案公報関係）	UC
	正誤表（登録実用新案公報関係）	UE
公 表 公 報	《公表特許公報関連》	
	公表特許公報	T
	補正の掲載（公表特許公報関係）（注3）	T5
	訂正（公表特許公報関係）	T6
	正誤表（公表特許公報関係）	T7
	《公表実用新案公報関連》（注4）	
	補正の掲載（公表実用新案公報関係）（注3）	TA
	訂正（公表実用新案公報関係）	TC
	正誤表（公表実用新案公報関係）	TE
再 公 表	《再公表特許関連》（注4）	
	再公表特許	S
	補正の掲載（再公表特許関係）（注3）	S5
	訂正（再公表特許関係）	S6
	正誤表（再公表特許関係）	S7

表4-1 公報種別とディレクトリ名との対応 (2/2)

公 報 種 別		ディレクトリ名
公 告 公 報	《公告特許公報関連》	
	補正の掲載（公告特許公報関係）（注5）	B5
	訂正（公告特許公報関係）	B6
	正誤表（公告特許公報関係）	B7
	特許審判請求公告	H
	《公告実用新案公報関連》	
	補正の掲載（公告実用新案公報関係）（注6）	Y5
	訂正（公告実用新案公報関係）	Y6
	正誤表（公告実用新案公報関係）	Y7
	登録実用新案審判請求公告	I
特 許 公 報	《特許公報関連》	
	特許公報	B9
	訂正（特許公報関係）	BC
	正誤表（特許公報関係）	BE
	《実用新案登録公報関連》	
	実用新案登録公報	Y9
	訂正（実用新案登録公報関係）	YC
	正誤表（実用新案登録公報関係）（注7）	YE
異 議 決 定 公 報	《特許異議決定公報関連》（注8）	
	訂正（特許異議決定公報関係）	C6
	正誤表（特許異議決定公報関係）	C7
	《実用新案登録異議決定公報関連》（注8）	
	訂正（実用新案登録異議決定公報関係）	Z6
	正誤表（実用新案登録異議決定公報関係）（注7）	Z7

備考：“補正の掲載”は、本仕様中で“補正公報”と称することがある。

“訂正”は、本仕様中で“訂正公報”と称することがある。

（注1）特許法第17条の2の規定による補正の掲載。

（注2）旧実用新案法第55条第2項において準用する特許法第17条の2の規定による補正の掲載。

（注3）特許法第17条第1項または特許法第17条の2の規定による補正の掲載。

（注4）公表実用新案公報、再公表実用、補正の掲載（再公表実用関係）、訂正（再公表実用関係）、および正誤表（再公表実用関係）は2000年以降発行されない。

（注5）旧特許法第64条の規定または旧特許法第17条の3の規定による補正の掲載。

（注6）旧実用新案法第13条において準用する特許法第64条の規定または旧実用新案法第55条第2項において準用する特許法第17条の3の規定による補正の掲載。

（注7）中間決定（更正決定、参加許否の決定、受継許否の決定、証拠保全の決定、忌避審判の決定、除斥審判の決定等）を含む。

（注8）特許異議決定公報、および実用新案登録異議決定公報は、2000年以降審決公報CD-ROMに掲載。

特許・実用新案公報CD-ROMで過去に発行された異議決定公報の訂正・正誤表については、2000年以降も特許公報CD-ROMに併載。

5. ファイル形式

CD-ROM内のファイルは、テキストファイル形式またはバイナリファイル形式のいずれかのファイル形式とする。

5.1 テキストファイル形式

ファイル内のデータを、『6. 文字コード』で定めるコードデータだけで構成するファイル形式をいう。

著作権ファイル、抄録ファイル、出願人IDテーブルファイル、テキストファイルは、テキストファイル形式である。

5.2 バイナリファイル形式

ファイル内のデータを、『6. 文字コード』で定めるコードデータと、バイナリデータで構成するファイル形式をいう。

バイナリデータの記録順序は、最下位バイト先頭形式とする。すなわち、16ビット数の数値 $(wxyz)_{16}$ は2バイト欄に $(yzwx)_{16}$ と記録し、32ビット数の数値 $(stuvwxyz)_{16}$ は4バイト欄に $(yzwxuvst)_{16}$ と記録する。

〔例〕

- ・10進数4660 $((1234)_{16})$ は、 $(3412)_{16}$ と記録する。
- ・10進数305419896 $((12345678)_{16})$ は、 $(78563412)_{16}$ と記録する。

管理ファイル、キーインデックスファイル、イメージファイル、ポジションファイル、外字インデックスファイル、ドットフォントファイルは、バイナリファイル形式である。

6. 文字コード

6.1 図形文字コード

図形文字は、8単位コード系とする。

(1) 1バイトコード

『JIS X 0201-1976 情報交換用符号』のローマ文字用図形文字集合（JIS X 0201-1976 表2）をG0集合に指示し、列2～7へ呼び出したものを使用する。

(2) 2バイトコード

『JIS X 0208-1990 情報交換用漢字符号』をG1集合に指示し、列10～15へ呼び出したもの（JIS X 0208-1990 の図形文字符号の各バイトの8ビット目を“1”にしたもの）を使用する。

（注1）2バイトコードの間隔（スペース）は用いず、1バイトコードの間隔（スペース）を使用する。

（注2）電子出願では“①”～“⑨”を表すのに合成用丸（第2区94点）を用い、合成用丸の後に数字の1～9を置くことによって表現する。本仕様では“①”～“⑨”を外字として取り扱い、合成用丸は使用しない。

6.2 制御文字コード

復帰（CR）、改行（LF）を用いる。

表6.2-1 制御文字コード

名 称	記 号	符号化表現
復帰	CR	(0D) ₁₆
改行	LF	(0A) ₁₆

MEMO

第Ⅱ編 各ファイルの詳細

MEMO

1. 著作権ファイル

(1) 内容

CD-ROMの著作権を記録する。

(2) ファイルフォーマット

テキストファイル形式とする。フォーマットを表1-1に、各項目の説明を以下に示す。
文字コードは1バイトコードを使用する。

No.1 著作権

文字列“C o p y r i g h t △ (C) △ J P O △”を記録する。

(注) “△”はスペースを示す。

No.2 CD-ROMの発行年

CD-ROMの発行年を4桁の西暦で記録する。

表1-1 著作権ファイルのフォーマット

No	意 味	長さ (バイト)	データ タイプ	内 容 例
1	著作権	18	文字	Copyright (C) JP0
2	CD-ROMの発行年	4	文字	2000

2. 抄録ファイル

(1) 内容

抄録ファイルには以下の項目を記録する。

- ① CD-ROMのバージョン
- ② 発行日
- ③ CD-ROMボリューム番号
- ④ 発行当初からの一連番号
- ⑤ CD-ROMに格納されている公報の種別
- ⑥ 文献番号の範囲(⑤の公報毎)
- ⑦ 公報の件数(⑤の公報毎)
- ⑧ 公報区分の年通号数(⑤の公報毎) (注) 公報種別によっては記録しない。

(2) ファイルフォーマット

制御文字CR・LFをレコードデリミタとするテキストファイル形式とする。

第1レコードは固定長で、CD-ROMのバージョン、発行日、CD-ROMボリューム番号及び発行当初からの一連番号等を記録する。第2レコード以降は可変長で、CD-ROMに記録する公報種別分存在し、各レコードには公報種別、文献番号の範囲、公報の件数及び公報区分の年通号数等を記録する。

すなわち、公開特許公報、公開実用新案公報及び登録実用新案公報を記録してあるCD-ROMの場合、抄録ファイルには4レコード存在する。

(a) 第1レコードフォーマット

第1レコードのフォーマットを表2-1に、各項目の説明を以下に示す。特に明示していない限り、文字コードは1バイトコードを使用する。

No.1 レコード長

レコード長を3桁の数字で記録する。第1レコードのレコード長は“045”で固定である。

No.2 CD-ROMバージョン

CD-ROMのバージョン番号を2桁で記録する。

《公開・登録実用・公表・再公表の場合》バージョン番号は“42”とする。

《特許公報の場合》バージョン番号は“42”とする。

No.3 発行日

CD-ROMの発行日を次のフォーマットで記録する。

項目番号	①	②	③	④	⑤	④	⑥
長さ	2	2	6	1	2	1	2
内容例	平	12	(2000)	.	07	.	01

- ① 元号： 元号の先頭1文字を記録する。
- ② 和暦年： 和暦年を2桁で記録する。
- ③ 西暦年： 西暦年を4桁で、括弧で括って記録する。
- ④ デリミタ： ピリオド“.”を記録する。
- ⑤ 月： 月を2桁で記録する。
- ⑥ 日： 日を2桁で記録する。

①は2バイトコード、その他は1バイトコードとする。

No. 4 CD-ROMボリューム番号

CD-ROMを一意に識別するボリューム番号を次のフォーマットで記録する。

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥
長さ	2	2	2	6	1	3
内容例	登	平	12	(2000)	-	001

① CD-ROM種別：《公開・新登録実用・公表・再公表の場合》 “未”を記録する。
《特許公報の場合》 “登”を記録する。

② 元号： 元号の先頭1文字を記録する。

③ 和暦年： 和暦年を2桁で記録する。

④ 西暦年： 西暦年を4桁で、括弧で括って記録する。

⑤ デリミタ： ハイフン“-”を記録する。

⑥ 年間の一連番号： CD-ROMの年間の一連番号を001から始まる3桁で記録する。

①、②は2バイトコード、その他は1バイトコードとする。

No. 5 発行当初からの一連番号

《公開・登録実用・公表・再公表の場合》

CD-ROM公開・登録実用・公表公報・再公表に続く一連番号を6桁で記録する。

《特許公報の場合》

CD-ROM特許・異議決定公報に続く一連番号を6桁で記録する。

No. 6 レコード・デリミタ

制御文字CR・LFを用いる。

表2-1 抄録ファイル・第1レコードフォーマット

No	意味	長さ (バイト)	データ タイプ	内容例
1	レコード長	3	文字	045
2	CD-ROMバージョン	2	文字	42
3	発行日	16	文字	平12(2000).07.01
4	CD-ROMボリューム番号	16	文字	登平12(2000)-001
5	発行当初からの一連番号	6	文字	000001
6	レコード・デリミタ	2	文字	CR LF

(b) 第2レコード以降のフォーマット

第2レコード以降のフォーマットを表2-2及び表2-3に、各項目の説明を以下に示す。特に明示していない限り、文字コードは1バイトコードを使用する。

No. 1 レコード長

レコード長を3桁の数字で記録する。

No. 2 公報種別

公報種別の名称と、公報種別に対応するディレクトリ名を記録する。ディレクトリ名は公報種別名の後に、1バイトコードで、同じく1バイトコードの括弧で括って記録する。

ディレクトリ名が1文字の場合は、ディレクトリ名の後に1バイトコードのスペースを1文

字分付けて記録する。左詰めに記録し、空き領域には1バイトコードのスペースを詰める。

公報種別の名称とディレクトリ名との対応は、『第I編 表4-1 公報種別とディレクトリ名との対応』を参照の事。

No.3 文献番号の範囲

CD-ROMに格納される公報(公報種別(No.2)に対応するもの)の文献番号の範囲を次のフォーマットで記録する。

《公開公報・公表公報・再公表の場合》

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥
長さ	2	2	1	6	2	6
内容例	平	12	-	010001	~	013500

- ① 元号： 元号の先頭1文字を記録する。
 ② 和暦年： 和暦年を2桁で記録する。
 ③ デリミタ： ハイフン“-”を記録する。
 ④ 文献番号の下6桁： 格納する公報の内、最小の文献番号の下6桁を記録する。
 ⑤ デリミタ： 範囲を示すデリミタ。2バイトコードの“~”を記録する。
 ⑥ 文献番号の下6桁： 格納する公報の内、最大の文献番号の下6桁を記録する。
 ①、⑤は2バイトコード、その他は1バイトコードとする。

《登録実用新案公報・特許公報の場合》

項目番号	①	②	③	④
長さ	8	2	8	1
内容例	02500001	~	02503000	△

(注) “△”はスペースを示す。

- ① 文献識別番号： 格納する公報の内、最小の文献識別番号を記録する。
 ② デリミタ： 範囲を示すデリミタ。2バイトコードの“~”を記録する。
 ③ 文献識別番号： 格納する公報の内、最大の文献識別番号を記録する。
 ④ デリミタ： スペースを記録する。
 ②は2バイトコード、その他は1バイトコードとする。

No.4 公報の件数

CD-ROMに格納される公報(公報種別(No.2)に対応するもの)の件数を4桁の数字で記録する。ただし、正誤表については公報区分の年通号数・繰り返し数(No.5)を記録する。

No.5 公報区分の年通号数・繰り返し数

公報区分の年通号数(No.6)の繰り返し数を2桁の数字で記録する。

No.6 公報区分の年通号数

文献番号の範囲(No.3)の公報が対応する公報区分の年通号数を、次のフォーマットで記録する。

項目番号	①	②	③	④
長さ	2	6	1	4
内容例	12	(2000)	-	0001

- ① 和暦年： 和暦年を2桁で記録する。
 ② 西暦年： 西暦年を4桁で、括弧で括って記録する。
 ③ デリミタ： ハイフン“-”を記録する。
 ④ 一連番号： 公報区分の年間の一連番号を4桁で記録する。

①～④とも1バイトコードとする。

No.5 レコード・デリミタ

制御文字CR・LFを用いる。

表2-2 抄録ファイル・第2レコード以降のフォーマット
(公開公報・公表公報・再公表の場合)

No	意 味	長さ (バイト)	データ タイプ	内 容 例
1	レコード長	3	文字	083
2	公報種別	40	文字	公表特許公報(T)
3	文献番号の範囲	19	文字	平12-500001～500240
4	公報の件数	4	文字	240
5	公報区分の年通号数・繰り返し数	2	文字	01
6	繰り返し 公報区分の年通号数	13×n	文字	12(2000)-0001
7	レコード・デリミタ	2	文字	CR LF

(注) No.6の長さの欄の“n”はNo.5に記録された値(この例では“1”)を示す。

表2-3 抄録ファイル・第2レコード以降のフォーマット
(登録実用新案公報・特許公報の場合)

No	意 味	長さ (バイト)	データ タイプ	内 容 例
1	レコード長	3	文字	083
2	公報種別	40	文字	特許公報(B9)
3	文献番号の範囲	19	文字	02500001～02503000
4	公報の件数	4	文字	3000
5	公報区分の年通号数・繰り返し数	2	文字	01
6	繰り返し 公報区分の年通号数	13×n	文字	12(2000)-0001
7	レコード・デリミタ	2	文字	CR LF

3. 出願人IDテーブルファイル

(1) 内容

出願人IDテーブルファイルには以下の項目を記録する。

- ① 出願人の名称
- ② 識別番号

(2) ファイルフォーマット

制御文字CR・LFをレコードデリミタとするテキストファイル形式とする。

各レコードは固定長で、出願人の名称の数だけ存在する。また、各レコードは出願人の名称のコード順にソートする。

レコードフォーマットを表3-1に、各項目の説明を以下に示す。

No.1 出願人の名称

出願人の名称を60バイトの固定長で記録する。出願人の名称は、2バイトコードで左詰めに記録し、空き領域には1バイトコードのスペースを詰める。

No.2 識別番号

9桁の数字を1バイトコードで記録する。

No.3 レコード・デリミタ

制御文字CR・LFを用いる。

表3-1 出願人IDテーブルファイル・レコードフォーマット

No	意 味	長さ (バイト)	データ タイプ	内 容 例
1	出願人の名称	60	文字	A B C 株式会社
2	識別番号	9	文字	090000234
3	レコード・デリミタ	2	文字	CR LF

4. インデックスファイル

4.1 検索キー項目

(1) 公報種別と検索キー項目との対応

公報種別と検索キー項目との対応を表4.1-1に示す。

表 4.1-1 公報種別と検索キー項目との対応 (1/2)

No	検索キー項目		公開公報			登録実用		公表公報			再公表		
	名称	略称	特許 実用	補 正	訂 正	登録 実用	訂 正	特許	補 正	訂 正	特許	補 正	訂 正
1	出願番号	AN	○			○		○			○	○	○
2	国際出願番号	ANI				○		○			○		
5	公開番号	PN	●	○	○								
6	公表番号	PN						●	○	○			
8	国際公開番号	PNI				○		○			○		
12	実用新案登録番号	RN				●	○						
13	出願日	AD	○			○		○					
14	公開日	PD	○										
15	公表日	PD						○					
18	登録公報発行日	PD				○							
19	国際出願日	PAD									○		
20	国際公開日	PDI				○		○			○		
22	登録日	RD				○							
24	優先権主張国・番号	PR	○			○		○			○		
25	優先権主張日	PRD	○			○		○			○		
26	指定国	DS						○			○		
27	IPC・展開記号	IC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	FI	FI	○			○		○			○		
29	ファセット	ICF	○			○		○			○		
31	発明者又は考案者	IN	○			○		○			○		
32	出願人	PA	○					○			○		
33	出願人の識別番号	PAC	○										
36	実用新案権者	AS				○							
37	実用新案権者識別番号	ASC				○							
39	代理人	AT	○			○		○			○		
40	発明・考案の名称語句	TI	○			○		○			○		
41	要約の語句	AB	○			○		○			○		

備考： ○及び●印はキー項目であることを示す。 ●印は欠番となった番号も含む。

表 4.1-1 公報種別と検索キー項目との対応 (2/2)

No	検索キー項目		特許		実用		異議	公告公報			
	名称	略称	特許	訂正	実登	訂正	訂正	補正	訂正	特審	実審
1	出願番号	AN	○		○						
2	国際出願番号	ANI	○		○						
3	審判番号	TN	○		○					○	○
4	異議番号	ON					○				
7	公開番号又は公表番号	PN	○		○						
8	国際公開番号	PNI	○		○						
9	公告番号	PNE						○	○	○	○
10	請求公告番号	EDN								○	○
11	特許番号	RN	●	○						○	
12	実用新案登録番号	RN			●	○					○
13	出願日	AD	○		○						
16	公開日又は公表日	PD	○		○						
17	特許公報発行日	PDP	○								
18	登録公報発行日	PDU			○						
20	国際公開日	PD I	○		○						
21	請求公告日	EDD								○	○
22	登録日	RD	○		○						
23	異議決定日	DD					○				
24	優先権主張国・番号	PR	○		○						
25	優先権主張日	PRD	○		○						
27	I P C・展開記号	I C	○	○	○	○		○	○	○	○
28	F I	F I	○		○					○	○
29	ファセット	I C F	○		○					○	○
30	異議決定分類	OC					○				
31	発明者又は考案者	I N	○		○						
34	特許権者	A S	○								
35	特許権者識別番号	A S C	○								
36	実用新案権者	A S			○						
37	実用新案権者識別番号	A S C			○						
38	請求人	T A								○	○
39	代理人	A T	○		○					○	○
40	発明・考案の名称語句	T I	○		○					○	○
42	管理番号	MN					○				
43	異議決定公報発行日 (注1)	O P D					○				

注1) 異議決定公報の訂正公報の発行日は、訂正公報自体の発行日を掲載する。

備考： ○及び●印はキー項目であることを示す。 ●印は欠番となった番号も含む。

(2) 各キーのフォーマット

各キーのフォーマットを表4.1-2に示す。ここで示すフォーマットは、インデックスファイルに記録する形式を示しており、利用者が検索時に入力する形式は規定していない。

表4.1-2 検索キーのフォーマット (1/6)

No	検索キー項目 の名称	長さ (バイト)	データ タイプ	公報 件数	フォーマット (上段：項目名 下段：長さ)						
1	出願番号	9	文字	1	<table><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>6</td></tr></table> ①元号 (1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成) ②和暦年 ③一連番号	①	②	③	1	2	6
①	②	③									
1	2	6									
2	国際出願番号	10	文字	1	<table><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td></tr><tr><td>2</td><td>2</td><td>6</td></tr></table> ①国コード (AA～ZZ) ②西暦年の下2桁 ③一連番号	①	②	③	2	2	6
①	②	③									
2	2	6									
3	審判番号	9	文字	1	<table><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>6</td></tr></table> ①元号 (1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成) ②和暦年 ③一連番号	①	②	③	1	2	6
①	②	③									
1	2	6									
4	異議番号	9	文字	N	同上						
5	公開番号	9	文字	1	<table><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>6</td></tr></table> ①元号 (1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成) ②和暦年 ③一連番号	①	②	③	1	2	6
①	②	③									
1	2	6									
6	公表番号	9	文字	1	同上 ※ 一連番号: 500001番から始まる						
7	公開番号又は 公表番号	9	文字	1	同上 ※ 一連番号: 公開番号は000001番から始まる 公表番号は500001番から始まる						
8	国際公開番号	10	文字	1	<table><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td></tr><tr><td>2</td><td>2</td><td>6</td></tr></table> ① “WO” を記録する ②西暦年の下2桁 ③一連番号	①	②	③	2	2	6
①	②	③									
2	2	6									

(注) 公報件数の欄は、管理ファイル内のキー対公報数の値を示す。

表4.1-2 検索キーのフォーマット (2/6)

No	検索キー項目 の名称	長さ (バイト)	データ タイプ	公報 件数	フォーマット (上段：項目名 下段：長さ)								
9	公告番号	9	文字	1	<table><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>6</td></tr></table> ①元号 (1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成) ②和暦年 ③一連番号	①	②	③	1	2	6		
①	②	③											
1	2	6											
10	請求公告番号	9	文字	1	<table><tr><td>①</td></tr><tr><td>9</td></tr></table> ①一連番号	①	9						
①													
9													
11	特許番号	9	文字	1	同上 ※ 一連番号： 002500001番から始まる								
12	実用新案登録 番号	9	文字	1	同上 ※ 一連番号： 登録実用は003000001番から始まる 実用登録は002500001番から始まる								
13	出願日	7	文字	N	<table><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> ①元号 (1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成) ②和暦年 ③月 ④日	①	②	③	④	1	2	2	2
①	②	③	④										
1	2	2	2										
14	公開日	7	文字	N	同上								
15	公表日	7	文字	N	同上								
16	公開日又は 公表日	7	文字	N	同上								
17	特許公報 発行日	7	文字	N	同上								
18	登録公報 発行日	7	文字	N	同上								
19	国際出願日	7	文字	N	同上								
20	国際公開日	7	文字	N	同上								
21	請求公告日	7	文字	N	同上								
22	登録日	7	文字	N	同上								
23	異議決定日	7	文字	N	同上								

(注) 公報件数の欄は、管理ファイル内のキー対公報数の値を示す。

表4.1-2 検索キーのフォーマット (3/6)

No	検索キー項目 の名称	長さ (バイト)	データ タイプ	公報 件数	フォーマット (上段：項目名 下段：長さ)																												
24	優先権主張国 ・番号	22	文字	N	<table><tr><td>①</td><td>②</td></tr><tr><td>2</td><td>20</td></tr></table> ①国コード (AA～ZZ) ②一連番号 (英数字及び記号を含む)	①	②	2	20																								
①	②																																
2	20																																
25	優先権主張日	7	文字	N	<table><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> ①元号 (1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成) ②和暦年 ③月 ④日	①	②	③	④	1	2	2	2																				
①	②	③	④																														
1	2	2	2																														
26	指定国	3	文字	N	<table><tr><td>①</td></tr><tr><td>3</td></tr></table> ①国コード (AA△～ZZZ)	①	3																										
①																																	
3																																	
27	IPC・ 展開記号	18	文字	N	<table><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>5</td><td>3</td><td>1</td></tr></table> ①IPCの版 (7) ②セクション (0、A～H、X) ③クラス (△△、00～99、X△) ④サブクラス (△、0、A～Z) ⑤メイングループ (△△△、△△0～999、X△△) ⑥セパレータ (△、:、/) ⑦サブグループ (△△△△△、00X△△、00△△△～99999) ⑧展開記号 (△△△、000～999) ⑨情報区分記号 (F、U、S、I) ※ ①のIPCの版は2000年から7である。 ※ ⑨の情報区分記号は以下の基準で付与する。 <table><tr><td rowspan="3">分類記号 (セパレータ: “/”)</td><td>第1分類</td><td>F</td></tr><tr><td>第1分類以外の発明情報 (“//” の前)</td><td>U</td></tr><tr><td>付加情報 (“//” の後)</td><td>S</td></tr><tr><td colspan="2">インデキシングコード (セパレータ: “:”)</td><td>I</td></tr></table>	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1	1	2	1	3	1	5	3	1	分類記号 (セパレータ: “/”)	第1分類	F	第1分類以外の発明情報 (“//” の前)	U	付加情報 (“//” の後)	S	インデキシングコード (セパレータ: “:”)		I
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																									
1	1	2	1	3	1	5	3	1																									
分類記号 (セパレータ: “/”)	第1分類	F																															
	第1分類以外の発明情報 (“//” の前)	U																															
	付加情報 (“//” の後)	S																															
インデキシングコード (セパレータ: “:”)		I																															

(注) 公報件数の欄は、管理ファイル内のキー対公報数の値を示す。

表4.1-2 検索キーのフォーマット (4/6)

No	検索キー項目 の名称	長さ (バイト)	データ タイプ	公報 件数	フォーマット (上段：項目名 下段：長さ)																
28	F I	17	文字	N	<table><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>5</td><td>3</td><td>1</td></tr></table> ①セクション (0、A～H、X) ②クラス (△△、00～99、X△) ③サブクラス (△、0、A～Z) ④メイングループ (△△△、△△0～999、X△△) ⑤セパレータ (△、:、/) ⑥サブグループ (△△△△△、00X△△、00△△△～99999) ⑦展開記号 (△△△、000～999) ⑧分冊識別記号 (△、A～Z)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	1	2	1	3	1	5	3	1
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧														
1	2	1	3	1	5	3	1														
29	ファセット	4	文字	N	<table><tr><td>①</td><td>②</td></tr><tr><td>3</td><td>1</td></tr></table> ①ファセット分類記号 (AAA～ZZZ) ②情報区分記号 (F、U、S) ※ ②の情報区分記号は以下の基準で付与する。 <table><tr><td>第1分類</td><td>F</td></tr><tr><td>第1分類以外の発明情報 (“//” の前)</td><td>U</td></tr><tr><td>付加情報 (“//” の後)</td><td>S</td></tr></table>	①	②	3	1	第1分類	F	第1分類以外の発明情報 (“//” の前)	U	付加情報 (“//” の後)	S						
①	②																				
3	1																				
第1分類	F																				
第1分類以外の発明情報 (“//” の前)	U																				
付加情報 (“//” の後)	S																				
30	異議決定分類	18	文字	N	<table><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td></tr><tr><td>1</td><td>4</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td></tr></table> ①特・実の別 (P、U) ②異議種別 (1651、1652) ③セパレータ (.) ④判示事項 (0△△～999) ⑤セパレータ (—) ⑥結論 (A△△～ZZZ) ⑦セパレータ (:) ⑧サブクラス (A01B～H05K)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	1	4	1	3	1	3	1	4
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧														
1	4	1	3	1	3	1	4														
31	発明者又は 考案者	V	文字	N	<table><tr><td>①</td></tr><tr><td>V</td></tr></table> ①氏名 (2バイトコード)	①	V														
①																					
V																					

(注1) 長さの欄の“V”は可変長であることを示す。ただし最大長は60バイトとする。

(注2) 公報件数の欄は、管理ファイル内のキー対公報数の値を示す。

表4.1-2 検索キーのフォーマット (5/6)

No	検索キー項目 の名称	長さ (バイト)	データ タイプ	公報 件数	フォーマット (上段：項目名 下段：長さ)
32	出願人	V	文字	N	① V ①氏名または名称 (2 バイトコード)
33	出願人の識別 番号	9	文字	N	① 9 ①識別番号 (000000000 ~ 999999999)
34	特許権者	V	文字	N	① V ①氏名または名称 (2 バイトコード)
35	特許権者識別 番号	9	文字	N	① 9 ①識別番号 (000000000 ~ 999999999)
36	実用新案権者	V	文字	N	① V ①氏名または名称 (2 バイトコード)
37	実用新案権者 識別番号	9	文字	N	① 9 ①識別番号 (000000000 ~ 999999999)
38	請求人	V	文字	N	① V ①氏名または名称 (2 バイトコード)
39	代理人	V	文字	N	同上
40	発明・考案の 名称語句	V	文字	N	① V ①語句 (2 バイトコード)
41	要約の語句	V	文字	N	同上

(注1) 長さの欄の“V”は可変長であることを示す。ただし最大長は60バイトとする。

(注2) 公報件数の欄は、管理ファイル内のキー対公報数の値を示す。

表4.1-2 検索キーのフォーマット (6/6)

No	検索キー項目 の名称	長さ (バイト)	データ タイプ	公報 件数	フォーマット (上段：項目名 下段：長さ)								
42	管理番号	9	文字	1	<table><tr><td>①</td></tr><tr><td>9</td></tr></table> ①一連番号：000000001から始まる。	①	9						
①													
9													
43	異議決定公報 発行日	7	文字	N	<table><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> ①元号（1：明治 2：大正 3：昭和 4：平成） ②和暦年 ③月 ④日	①	②	③	④	1	2	2	2
①	②	③	④										
1	2	2	2										

(注2) 公報件数の欄は、管理ファイル内のキー対公報数の値を示す。

4.2 インデックスの構成

インデックスは、管理ファイル、キーインデックスファイルで構成する。

(1) 管理ファイル

管理ファイルは各キーの長さ、データタイプ、キーの数等の情報を管理し、インデックスディレクトリに存在する。

(2) キーインデックスファイル

検索用のインデックスファイル。インデックスディレクトリに存在する。

検索結果は、目次ファイル内の目次レコードの位置と文献識別番号である。

キーインデックスファイルは、1次インデックス部、2次インデックス部及びアドレス部からなる。これら各部は1つまたは複数のブロック（1ブロックは2048バイト）の集合である。

2次インデックス部にはすべての検索キーを記録する。1次インデックス部には、2次インデックス部の各ブロックの最後に記録された検索キーのみを記録する。アドレス部は、出願人のように検索キーに対して公報が複数存在する可能性のある検索キー項目（管理ファイルのキー対公報数（No. 8）を参照）に設け、出願番号のように検索キーに対して公報が必ず1つしか存在しない検索キー項目には設けない。

管理ファイル、キーインデックスファイルの概略を図4.2-1、図4.2-2、図4.2-3に示す。

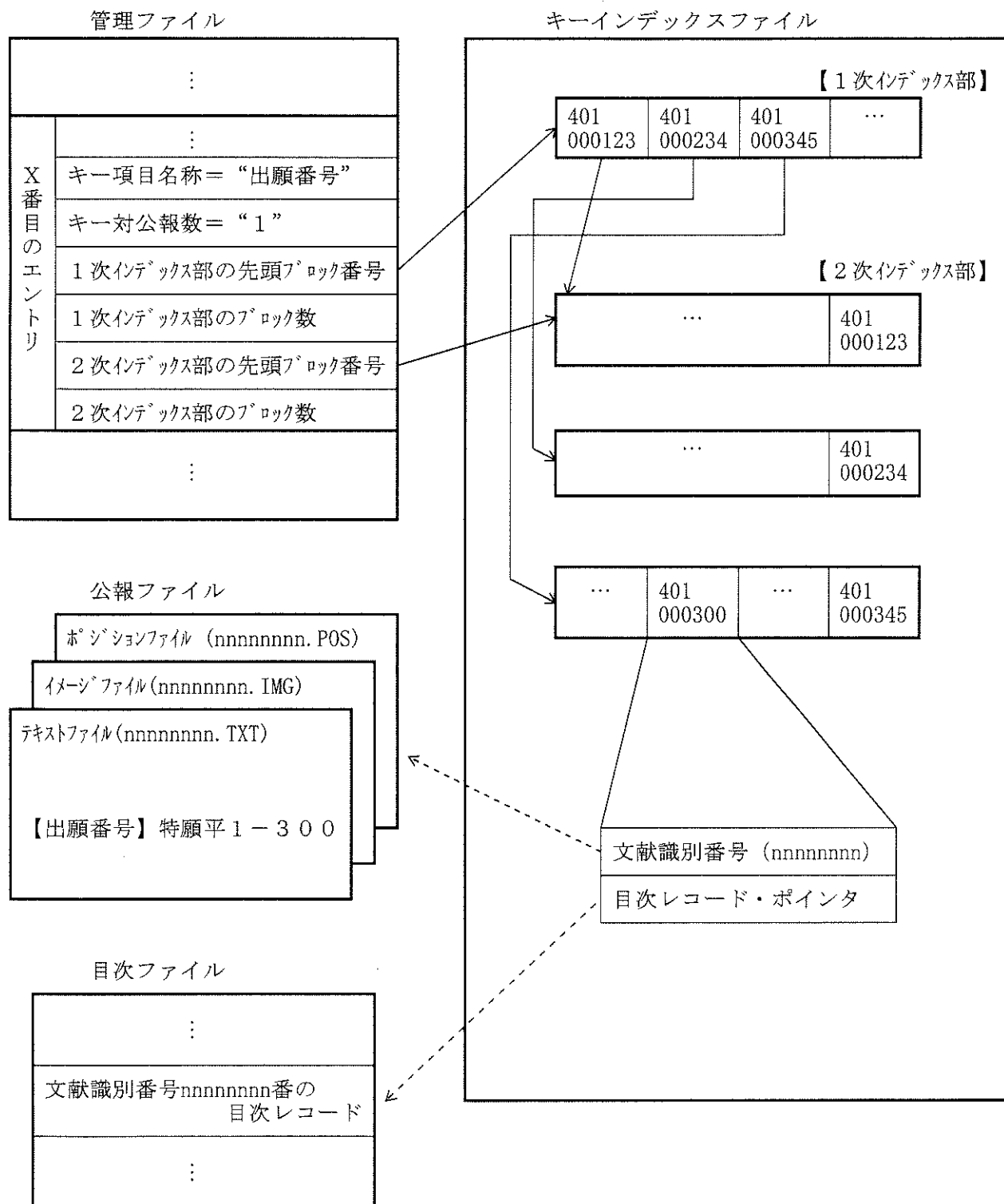


図4.2-1 管理ファイル、キーインデックスファイルの概略
【キー対公報数=1対1の場合（検索結果は必ず1件）】

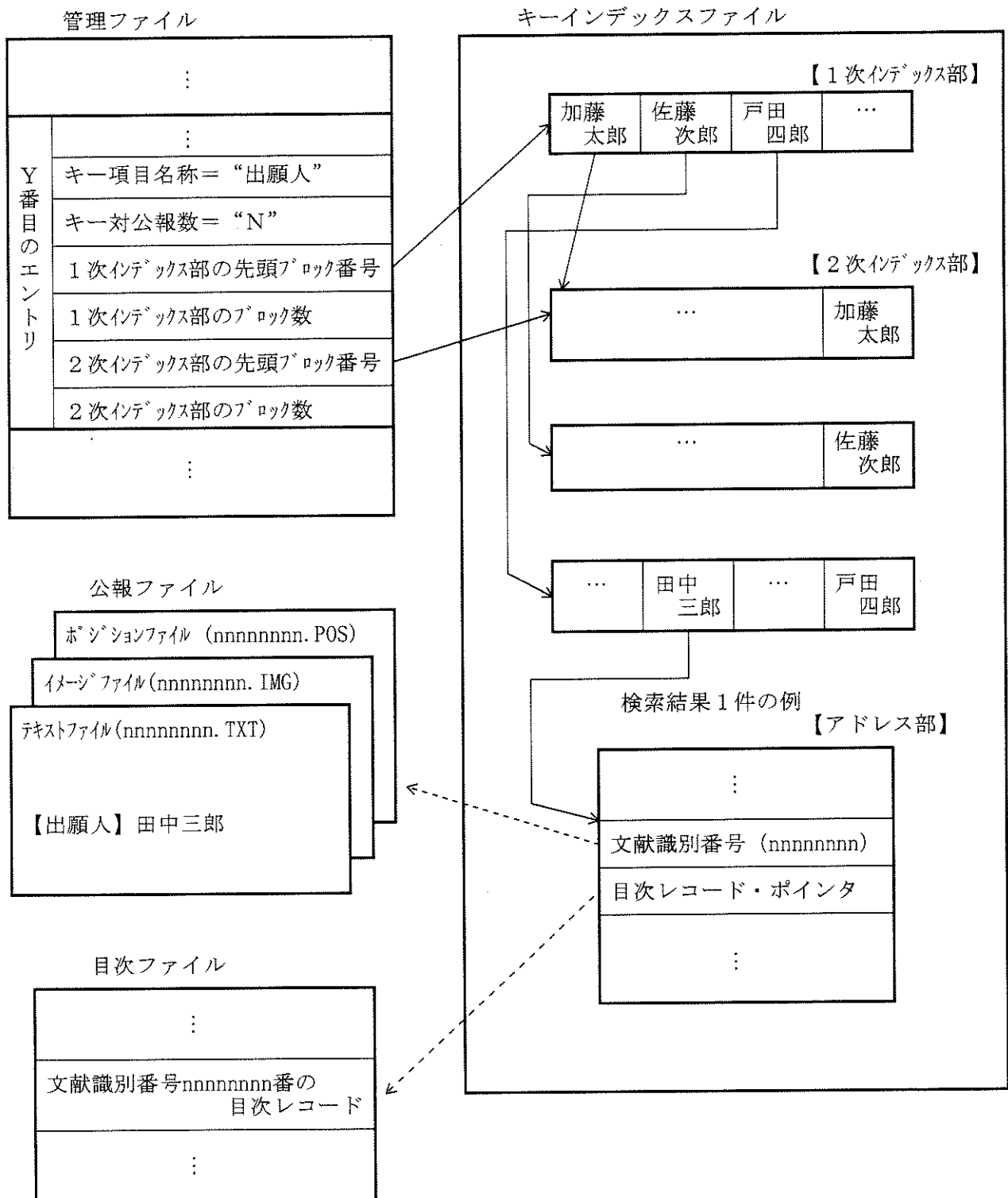


図4.2-2 管理ファイル、キーインデックスファイルの概略
【キー対公報数 = 1対nで、検索結果が1件の場合】

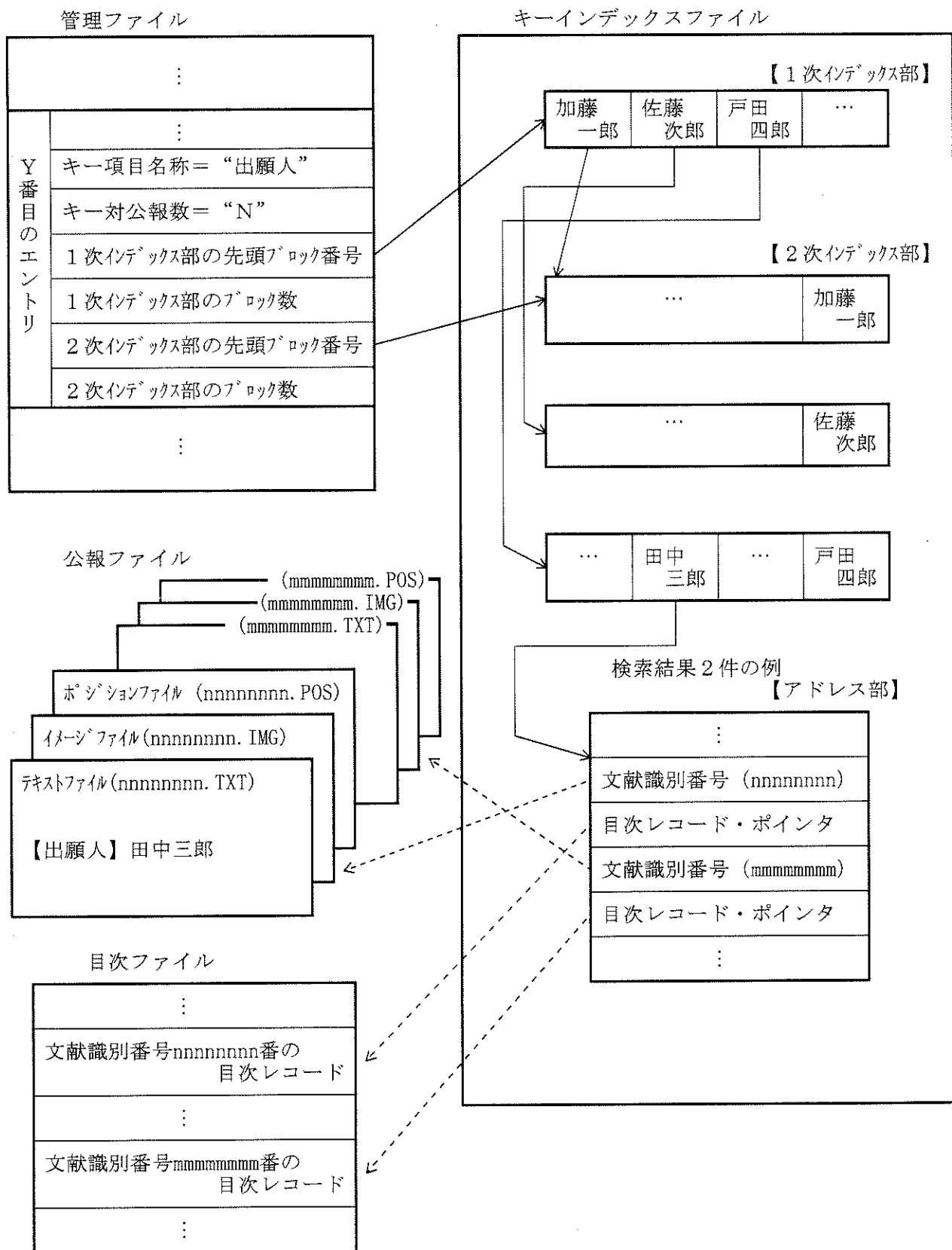


図4.2-3 管理ファイル、キーインデックスファイルの概略
【キー対公報数=1対nで、検索結果が2件の場合】

4.3 管理ファイル

管理ファイルのフォーマットを表4.3-1に、各項目の説明を以下に示す。

No. 1 キー項目エントリ数

キー項目エントリ (No. 6~14) の数を記録する。キー項目エントリは検索キー項目毎に作成する。

No. 2 ブロック長

キーインデックスファイルのブロック長を記録する。

No. 3 1次インデックス部の総ブロック数

キーインデックスファイル内の1次インデックス部の総ブロック数を記録する。

No. 4 2次インデックス部の総ブロック数

キーインデックスファイル内の2次インデックス部の総ブロック数を記録する。

No. 5 アドレス部の総ブロック数

キーインデックスファイル内のアドレス部の総ブロック数を記録する。

No. 6 キー項目の名称

検索キー項目の名称を2バイトコードで記録する。名称は左詰めで記録し、空き領域には(00)₁₆を詰める。

No. 7 キー項目の略称

検索キー項目の略称を1バイトコード3文字で記録する。略称は左詰めで記録し、空き領域には1バイトコードのスペースを詰める。

No. 8 キー対公報数

検索した場合、該当する目次レコードと公報が必ず1件のみ得られるか、または1件以上得られるかどうかの区別を記録する。

“1” : 1対1 (出願番号のように、キーに対して目次レコードと公報が必ず1つ存在する場合)

“N” : 1対n (出願人のように、キーに対して目次レコードと公報が複数存在する可能性がある場合)

No. 9 キー長

検索キーの長さを記録する。

値が“-1”のときは、検索キーが可変長であることを示す。

No. 10 キーの個数

キーの個数を記録する。キーの個数は、キーインデックスファイル内の本検索キー項目に対応する2次キーエントリの個数と等しい。

No. 11 1次インデックス部の先頭ブロック番号

キーインデックスファイル内の、本検索キー項目に対応する1次インデックス部の先頭ブロック番号を記録する。

No. 12 1次インデックス部のブロック数

キーインデックスファイル内の、本検索キー項目に対応する1次インデックス部のブロック数を記録する。

No. 13 2次インデックス部の先頭ブロック番号

キーインデックスファイル内の、本検索キー項目に対応する2次インデックス部の先頭ブロック番号を記録する。

No. 14 2次インデックス部のブロック数

キーインデックスファイル内の、本検索キー項目に対応する2次インデックス部のブロック数を記録する。

No. 15 キー項目エントリ (No. 6~14) の繰り返し

キー項目エントリ (No. 6~14) の繰り返し部分。

表4.3-1 管理ファイルフォーマット

No	意 味	長さ (バイト)	データ タイプ	内 容
1	キー項目エントリ数	2	バイト	
2	ブロック長	2	バイト	2048
3	1次インデックス部の総ブロック数	2	バイト	
4	2次インデックス部の総ブロック数	2	バイト	
5	アドレス部の総ブロック数	2	バイト	
6	キ キー項目の名称	20	文字	
7	丨 キー項目の略称	3	文字	
8	項 キー対公報数	1	文字	
9	目 キー長	2	バイト	
10	エ キーの個数	4	バイト	
11	ン 1次インデックス部の先頭ブロック番号	2	バイト	
12	ト 1次インデックス部のブロック数	2	バイト	
13	リ 2次インデックス部の先頭ブロック番号	2	バイト	
14	2次インデックス部のブロック数	2	バイト	
15	キー項目エントリ (No. 6~14) の繰り返し	38×n		

4.4 キーインデックスファイル

(1) キーインデックスファイルの構成

キーインデックスファイルの構成を図4.4-1に示す。キーインデックスファイルは長さが2048バイトのブロックの集合である。各ブロックは昇順のブロック番号で一意に識別する。ファイル先頭のブロック番号は0とする。

ファイル先頭から1つ以上のブロックで1次インデックス部を構成し、1次インデックス部に続いて2次インデックス部を、2次インデックス部に続いてアドレス部を構成する。1次インデックス部内、2次インデックス部内、アドレス部内は、それぞれ管理ファイルのキー項目エントリの順に記録する。ただし管理ファイルのキー対公報数(No. 8)の値が“1”のキー項目に対してはアドレス部を設けない。

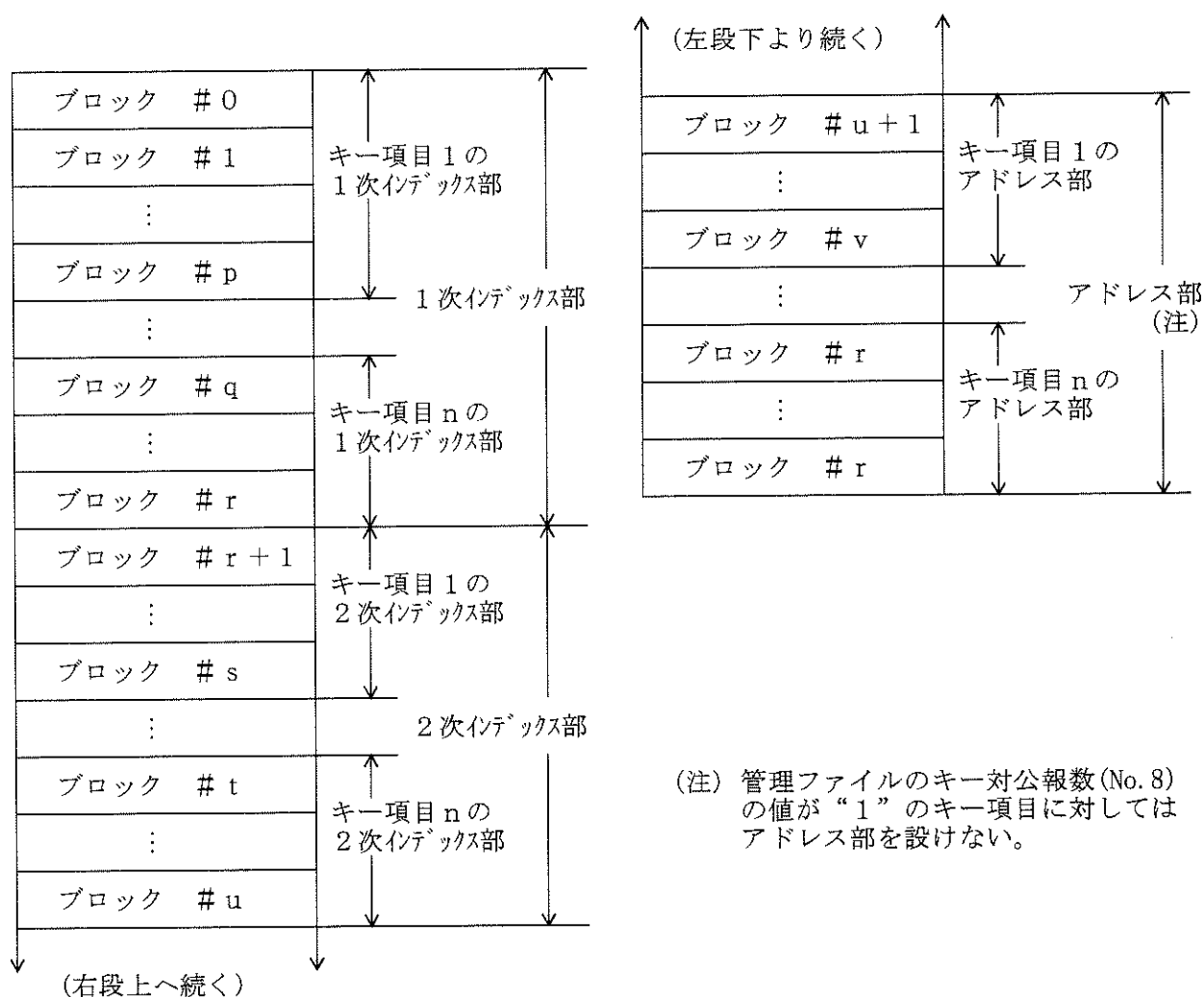


図4.4-1 キーインデックスファイルの構成

(2) 1次インデックス部のブロックフォーマット

1次インデックス部のブロックフォーマットを表4.4-1に、各項目の説明を以下に示す。

No. 1 1次キーエントリ数

このブロックに記録する1次キーエントリ数を記録する。

No. 2 2次インデックス部のブロック番号

キー(No. 4)の値が記録されている2次インデックス部のブロック番号を記録する。

No. 3 キー長

キー (No. 4) の長さを記録する。

No. 4 キー

キーの値を記録する。ここに記録する内容は、2次インデックスのブロック番号 (No. 2) で示されるブロック内の最後の2次キーエントリのキーの値である。

No. 5 1次キーエントリ (No. 2～4) の繰り返し

1次キーエントリ (No. 2～4) の繰り返し部分。

No. 6 空き領域

ブロック長 (2048バイト) にバウンダリを合わせるための空き領域。

表4.4-1 1次インデックス部のブロックフォーマット

No	意 味		長さ (バイト)	データ タイプ	内 容
1	1次キーエントリ数		2	バイト	
2	1 次 エ ン ト リ	2次インデックス部のブロック番号	2	バイト	
3		キー長	2	バイト	
4		キー	V	文字	
5	1次キーエントリ (No. 2～4) の繰り返し		V		
6	空き領域		V	バイト	不定

(注) 長さの欄の“V”は可変長を示す。

(3) 2次インデックス部のブロックフォーマット

2次インデックス部は、管理ファイルのキー対公報数 (No. 8) の値が“1”の場合と“N”の場合で、フォーマットが異なる。

(a) キー対公報数が1対1 (値“1”) の場合

2次インデックス部のブロックフォーマットを表4.4-2に、各項目の説明を以下に示す。

No. 1 2次キーエントリ数

このブロックに記録する2次キーエントリの数を記録する。

No. 2 文献識別番号

キー (No. 5) の値に対応する公報の文献識別番号 (第I編4. (11) 参照) を記録する。

ただし、キー項目が公開特許 (実用新案) 公報の公開番号、登録実用新案公報の実用新案登録番号、特許公報の特許番号、実用新案登録公報の実用新案登録番号または公表公報の公表番号の場合、欠番の公報については値0を記録する。

No. 3 目次レコードポインタ

キー (No. 5) の値に該当する目次レコードの位置を、目次ファイル先頭からのバイトオフセットで記録する。目次ファイルが存在しない公報種別の場合には、-1 ((FFFFFFFFFF)₁₆) を記録する。

No. 4 キー長

キー (No. 5) の長さを記録する。

表4.4-2 キー対公報数が1対1（値“1”）の場合の
2次インデックス部のブロックフォーマット

No	意 味		長さ (バイト)	データ タイプ	内 容
1	2次キーエントリ数		2	バイト	
2	2 次 キ ー エ ン ト リ	文献識別番号	4	バイト	
3		目次レコードポインタ	4	バイト	
4		キー長	2	バイト	
5		キー	V	文字	
6	2次キーエントリ (No. 2～5) の繰り返し		V		
7	空き領域		V	バイト	不定

(注) 長さの欄の“V”は可変長を示す。

No. 5 キー

キーの値を記録する。2次インデックス部の全ての2次キーエントリは、キーの値で昇順にソートして記録する。

No. 6 2次キーエントリ (No. 2～5) の繰り返し

2次キーエントリ (No. 2～5) の繰り返し部分。

No. 7 空き領域

ブロック長(2048バイト)にバウンダリを合わせるための空き領域。

(b) キー対公報数が1対n (値“N”) の場合

2次インデックス部のブロックフォーマットを表4.4-3に、各項目の説明を以下に示す。

No. 1 2次キーエントリ数

このブロックに記録する2次キーエントリの数を記録する。

No. 2 キーに対応する公報の数

キー(No. 6)に対応する公報の数を記録する。この数はアドレス部の対応するアドレスエントリ(連続して配置されている)の数と等しい。

No. 3 アドレス部のブロック番号

キー(No. 6)に対応するアドレスエントリの先頭が記録されている、アドレス部のブロック番号を記録する。

No. 4 アドレスブロック内のポインタ

キー(No. 6)に対応するアドレスエントリの先頭が記録されている位置を、No. 3のアドレスブロック先頭からのバイトオフセットで記録する。

No. 5 キー長

キー(No. 6)の長さを記録する。

No. 6 キー

キーの値を記録する。2次インデックス部の全ての2次キーエントリは、キーの値で昇順にソートして記録する。ただし、キー項目がIPC・展開記号またはFIである場合には、セパレータが最下位桁にあるものとみなして昇順にソートして記録する。

No. 7 2次キーエントリ (No. 2～6) の繰り返し

2次キーエントリ (No. 2～6) の繰り返し部分。

No. 8 空き領域

ブロック長 (2048^{バイト}) にバウンダリを合わせるための空き領域。

表4.4-3 キー対公報数が1対n (値“N”) の場合の
2次インデックス部のブロックフォーマット

No	意	味	長さ (バイト)	データ タイプ	内 容
1	2次キーエントリ数		2	バイト	
2	2次 キー エ ン ト リ	キーに対応する公報の数	4	バイト	
3		アドレス部のブロック番号	2	バイト	
4		アドレスブロック内のポインタ	2	バイト	
5		キー長	2	バイト	
6		キー	V	文字	
7	2次キーエントリの繰り返し		V		
8	空き領域		V	バイト	不定

(注) 長さの欄の“V”は可変長を示す。

(4) アドレス部のブロックフォーマット

アドレス部のブロックフォーマットを表4.4-4に、各項目の説明を以下に示す。

No. 1 文献識別番号

対応する公報の文献識別番号 (第I編4. (11) 参照) を記録する。

No. 2 目次レコードポインタ

対応する目次レコードの位置を、目次ファイル先頭からのバイトオフセットで記録する。

目次ファイルが存在しない公報種別の場合には、-1 ((FFFFFFFFFF)₁₆) を記録する。

No. 3 アドレスエントリの繰り返し

アドレスエントリ (No. 1～2) の繰り返し部分。同一キーのアドレスエントリは、文献識別番号の昇順にソートし、連続して記録する。

表4.4-4 アドレス部のブロックフォーマット

No	意	味	長さ (バイト)	データ タイプ	内 容
1	アド エ レ ン ス ト リ	文献識別番号	4	バイト	
2		目次レコードポインタ	4	バイト	
3	アドレスエントリの繰り返し		8 × n	バイト	

5. 目次ファイル

(1) 内容

公開特許(実用新案)公報、登録実用新案公報、公表特許公報、再公表特許及び特許(実用新案登録)公報では、各公報毎に以下の項目を記録する。

《公開特許(実用新案)公報の場合》

- ① 部門・区分
- ② 審査請求の有無または、**長大データCD-ROMの有無**
- ③ 文献番号(公開番号)
- ④ 出願番号
- ⑤ I P C
- ⑥ 識別記号
- ⑦ 発明(考案)の名称
- ⑧ 都道府県国籍等
- ⑨ 出願人氏名(名称)
- ⑩ 出願人の識別番号

《登録実用新案公報の場合》

- ① 部門・区分
- ② 評価書請求の有無または権利譲渡または実施許諾、国際特許出願の場合の注意書き
- ③ 文献番号(実用新案登録番号)
- ④ 出願番号
- ⑤ I P C
- ⑥ 識別記号
- ⑦ 考案の名称
- ⑧ 都道府県国籍等
- ⑨ 実用新案権者氏名(名称)
- ⑩ 実用新案権者の識別番号

《公表特許公報・再公表特許の場合》

- ① 部門・区分
- ② 審査請求の有無または、**長大データCD-ROMの有無**
- ③ 文献番号(公表番号または国際公開番号)
- ④ 出願番号
- ⑤ I P C
- ⑥ 識別記号
- ⑦ 発明の名称
- ⑧ 都道府県国籍等
- ⑨ 出願人氏名(名称)

《特許(登録実用新案)審判請求公告の場合》

- ① 部門・区分
- ② 審判継続中、権利譲渡・実施許諾、早期審査・早期審理、前置審査継続中、国際特許出願の注意書き

- ③ 文献番号(審判請求公告番号)
- ④ 審判番号
- ⑤ I P C
- ⑥ 識別記号
- ⑦ 発明(考案)の名称
- ⑧ 都道府県国籍等
- ⑨ 請求人氏名(名称)
- ⑩ 請求人の識別番号

《特許(実用新案登録)公報の場合》

- ① 部門・区分
- ② 権利譲渡・実施許諾、早期審理・早期審査、国際特許出願の注意書き、
長大データCD-ROMの有無
- ③ 文献番号(特許番号または実用新案登録番号)
- ④ 出願番号
- ⑤ I P C
- ⑥ 識別記号
- ⑦ 発明(考案)の名称
- ⑧ 都道府県国籍等
- ⑨ 特許(実用新案)権者氏名(名称)
- ⑩ 特許(実用新案)権者の識別番号

(2) ファイルフォーマット

制御文字C R・L Fをレコードデリミタとするテキストファイル形式とする。

1 目次レコード／公報とし、各レコードは可変長とする。また、各レコードは文献番号順にソートして記録する。

通常の(欠番ではない)公報の目次レコードのフォーマットを表5-1に、各項目の説明を以下に示す。特に明示していない限り、文字コードは1バイトコードを使用する。

No.1 レコード長

レコード長を3桁の数字で記録する。

No.2 部門・区分

本目次が属する部門及び区分を次のフォーマットで記録する。

項目番号	①	②	③	④
長 さ	1	1	2	1
内 容 例	3	(	02	)

- ① 部門： 部門を1桁の数字で記録する。
- ② デリミタ： “(”を記録する。
- ③ 区分： 区分を2桁の数字で記録する。
- ④ デリミタ： “)”を記録する。
- ①～④とも1バイトコードとする。

No. 3 審査請求の有無等

《公開特許(実用新案)公報・公表特許公報・再公表特許の場合》

審査請求の有無や**長大データCD-ROMの有無を下記の場合に記録する。**下記の複数の条件に該当する場合は、丸付き数字で示した番号が1番小さいものを1つのみ記録する。

- ① 審査請求が有る場合： 文字“請”を記録する。
 - ② **長大データCD-ROMのある場合： 文字“別”を記録する。**
 - ③ 上記①～②以外の場合： 1バイトコードのスペースを2文字記録する。
- ①～②は2バイトコードとする。

《登録実用新案公報の場合》

評価書請求の有無や実施許諾等の注意書きを下記の場合に記録する。下記の複数の条件に該当する場合は、丸付き数字で示した番号が1番小さいものを1つのみ記録する。

- ① 評価書請求が有る場合： 文字“評”を記録する。
 - ② 権利譲渡または実施許諾の用意がある場合： 文字“※”を記録する。
 - ③ 国際特許出願の場合： 文字“際”を記録する。
 - ④ 上記①～③以外の場合： 1バイトコードのスペースを2文字記録する。
- ①～③は2バイトコードとする。

《特許(登録実用新案)審判請求公告の場合》

審判継続中や国際特許出願等の注意書きを下記の場合に記録する。下記の複数の条件に該当する場合は、丸付き数字で示した番号が1番小さいものを1つのみ記録する。

- ① 審判に継続中の場合： 文字“審”を記録する。
 - ② 権利譲渡または実施許諾の用意がある場合： 文字“※”を記録する。
 - ③ 早期審査または早期審理対象出願の場合： 文字“早”を記録する。
 - ④ 前置審査に継続中の場合： 文字“前”を記録する。
 - ⑤ 国際特許出願の場合： 文字“際”を記録する。
 - ⑥ 上記①～⑤以外の場合： 1バイトコードのスペースを2文字記録する。
- ①～⑤は2バイトコードとする。

《特許(実用新案登録)公報の場合》

実施許諾や国際特許出願等の注意書きを下記の場合に記録する。下記の複数の条件に該当する場合は、丸付き数字で示した番号が1番小さいものを1つのみ記録する。

- ① 権利譲渡または実施許諾の用意がある場合： 文字“※”を記録する。
 - ② 早期審査または早期審理対象出願の場合： 文字“早”を記録する。
 - ③ 国際特許出願の場合： 文字“際”を記録する。
 - ④ **長大データCD-ROMのある場合： 文字“別”を記録する。**
 - ⑤ 上記①～④以外の場合： 1バイトコードのスペースを2文字記録する。
- ①～④は2バイトコードとする。

No. 4 文献番号

《公開特許(実用新案)公報・公表特許公報・特許(登録実用新案)審判請求公告の場合の場合》
公開番号、公表番号、審判請求公告番号共に次のフォーマットで記録する。

項目番号	①	②	③	④
長さ	2	2	1	6
内容例	平	12	—	090001

- ① 元号： 元号の先頭1文字を記録する。

- ② 和暦年： 和暦年を2桁で記録する。
- ③ デリミタ： ハイフン“－”を記録する。
- ④ 文献番号の下6桁： 文献番号の下6桁を記録する。
- ①は2バイトコード、その他は1バイトコードとする。

《登録実用新案公報・特許(実用新案登録)公報及びの場合》

実用新案登録番号または特許番号を次のフォーマットで記録する。

項目番号	①	②	③
長さ	2	1	8
内容例	特	－	03004001

- ① 番号種別： 実用新案登録番号の場合“登”を、特許番号の場合“特”を記録する。
- ② デリミタ： ハイフン“－”を記録する。
- ③ 登録番号： 登録番号を記録する。
- ①は2バイトコード、その他は1バイトコードとする。

《再公表特許の場合》

国際公開番号を次のフォーマットで記録する。

項目番号	①	②	③	④
長さ	2	2	1	6
内容例	WO	00	/	016513

- ① 国際公開： “WO”を記録する。
- ② 西暦年： 西暦年を2桁で記録する。
- ③ デリミタ： “/”を記録する。
- ④ 国際公開番号： 国際公開番号の下6桁を記録する。
- ①～④とも1バイトコードとする。

No. 5 出願番号

出願番号を次のフォーマットで記録する。

項目番号	①	②	③	④
長さ	2	2	1	6
内容例	平	10	－	012345

- ① 元号： 元号の先頭1文字を記録する。
- ② 和暦年： 和暦年を2桁で記録する。
- ③ デリミタ： ハイフン“－”を記録する。
- ④ 出願番号の下6桁： 出願番号の下6桁を記録する。
- ①は2バイトコード、その他は1バイトコードとする。

No. 6 I P C・識別記号数

I P C・識別記号(No. 7)の繰り返し数を2桁の数字で記録する。

No. 7 I P C・識別記号

I P C・識別記号を次のフォーマットで記録する。付加情報も記録する。

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
長さ	2	1	1	2	1	3	1	5	1	3
内容例	//	(	A	01	H	123	/	45678	)	999

- ① 付加情報： “//”、またはスペースを記録する。

- ② " : “(”、またはスペースを記録する。
- ③ セクション: “0”、“A”～“H”、または“X”を記録する。
- ④ クラス: “00”～“99”、“X△”、またはスペースを記録する。
- ⑤ サブクラス: “0”、“A”～“Z”、またはスペースを記録する。
- ⑥ メイングループ: “△△0”～“999”、“X△△”、またはスペースを記録する。
- ⑦ セパレータ: “/”、“:”、またはスペースを記録する。
- ⑧ サブグループ: “00△△△”～“99999”、“00X△△”、
 またはスペースを記録する。
- ⑨ 付加情報: “) ”、またはスペースを記録する。
- ⑩ 識別記号: “000”～“ZZZ”、またはスペースを記録する。
- ①～⑩とも1バイトコードとする。“△”はスペースを示す。

No. 8 発明(考案)の名称の長さ

発明(考案)の名称(No. 9) の長さを3桁の数字で記録する。

No. 9 発明(考案)の名称

発明(考案)の名称を2バイトコードで記録する。

No. 10 出願人数、請求人数または特許(実用新案)権者数

都道府県国籍等の長さ(No. 11) から、出願人、請求人または特許(実用新案)権者の識別番号(No. 15) までの繰り返し数を2桁の数字で記録する。

No. 11 都道府県国籍等の長さ

都道府県国籍等(No. 12) の長さを2桁の数字で記録する。都道府県の場合の長さは“06”とする。

No. 12 都道府県国籍等

都道府県国籍等を2バイトコードで記録する。“東京”のように2文字の都府県の場合は、“東 京”のように漢字3文字分になるように、1バイトコードのスペースを2つ挿入する。

No. 13 出願人氏名(名称)、請求人氏名(名称)または特許(実用新案)権者氏名(名称)の長さ

出願人氏名(名称)、請求人氏名(名称)または特許(実用新案)権者氏名(名称)(No. 14) の長さを3桁の数字で記録する。

No. 14 出願人氏名(名称)、請求人氏名(名称)または特許(実用新案)権者氏名(名称)

出願人氏名(名称)または特許(実用新案)権者氏名(名称)を2バイトコードで記録する。

No. 15 出願人、請求人または特許(実用新案)権者の識別番号

《公開特許(実用新案)公報・登録実用新案公報・特許(登録実用新案)審判請求特許公告・特許(実用新案登録)公報の場合》

9桁の識別番号を括弧で括って記録する。全て1バイトコードとする。電子出願開始前の出願の場合及び審判請求後の案件の場合で出願人、請求人または特許(実用新案)権者の識別番号がない場合は、“(999999999)”と記録する。

《公表特許公報・再公表特許の場合》

1バイトコードのスペースを11文字記録する。

No. 16 レコード・デリミタ

制御文字CR・LFを用いる。

公報が欠番の場合のフォーマットを表5-2に示す。公報が欠番の場合、審査請求の有無等(No. 3)の欄に文字“欠”を記録する。文献番号(No. 4)のフォーマットは表5-1と同様であり、その他の項目の内容は表5-2のとおり固定値とする。

表5-1 通常の公報の目次レコードフォーマット

No	意 味	長さ (バイト)	データ タイプ	内 容 例
1	レコード長	3	文字	119
2	部門・区分	5	文字	3(02)
3	審査請求の有無等	2	文字	評
4	文献番号	11	文字	平12-090001 (公開・請求公告番号)、特-03004001 (特許番号)
5	出願番号、審判番号	11	文字	平10-012345 (出願、審判番号)
6	I P C ・ 識別記号数	2	文字	01
7	繰返りし I P C ・ 識別記号	20	文字	//(A01H999/99999)999
8	発明(考案)の名称の長さ	3	文字	020
9	発明(考案)の名称	V	文字	ファクシミリ走査装置
10	出願人数または特許(実用新案)権者数	2	文字	01
11	都道府県国籍等の長さ	2	文字	06
12	繰 都道府県国籍等	V	文字	東 京
13	り 出願人氏名(名称)、請求人氏名(名称)、権者氏名(名称)の長さ	3	文字	016
14	返 出願人氏名(名称)、請求人氏名(名称)または権者氏名(名称)	V	文字	特許発明株式会社
15	し 出願人、請求人、特許(実用新案)権者の識別番号	11	文字	(090000423)
16	レコード・デリミタ	2	文字	CR LF

(注) 長さの欄の“V”は可変長を示す。

表5-2 公報が欠番の場合の目次レコードフォーマット

No	意 味	長さ (バイト)	データ タイプ	内 容
1	レコード長	3	文字	041
2	部門・区分	5	文字	△
3	審査請求の有無等	2	文字	欠
4	文献番号	11	文字	平12-090001 (公開・請求公告番号)、特-03004001 (特許番号)
5	出願番号、審判番号	11	文字	△
6	I P C ・ 識別記号数	2	文字	00
7	発明(考案)の名称の長さ	3	文字	000
10	出願人数、請求人数または特許(実用新案)権者数	2	文字	00
16	レコード・デリミタ	2	文字	CR LF

(注1) “△”は1バイトコードのスペースで領域を埋めることを示す。

6. テキストファイル

公報 1 件分の文字データを記録する SGML 準拠のファイルで、テキストファイル形式とする。公報の内容を表す文字データと、1 バイトコードの英数字を同じく 1 バイトコードの“<”と“>”で囲んだタグから成る。

タグには、特許請求の範囲や図面などの公報の構成要素を表す論理構造用タグ、ページやイメージデータの挿入位置などのレイアウト構造を表すタグ、下線などの制御機能を表すタグ、外字を表すタグなどがある。タグの詳細については、『6.2 タグ』で示す。

6.1 論理構造とレイアウト構造

公報データは、論理構造とレイアウト構造の 2 つの異なる構造が合わさった構成になる。

論理構造とは、公報データを書誌的事項や要約といったデータの持つ意味の観点で分けた構造で、レイアウト構造より上位の概念とする。

レイアウト構造は、公報データをページや段組みといった標準レイアウトでとらえるための構造である。

(1) テキストファイルの論理構造

公報種別毎の論理構造を図 6.1-1 に示す。各構成要素は論理構造を表すタグで区別する。各構成要素と論理構造を表すタグの関係は以下のとおりである。

(a) 書誌的事項

<SD0 BIJ> 書誌的事項のデータ </SD0>
↑ ↑
書誌的事項の開始を表すタグ 終了を表すタグ

(b) 要約

<SD0 ABJ> 要約のデータ </SD0>
↑ ↑
要約の開始を表すタグ 終了を表すタグ

(c) 特許(実用新案登録)請求の範囲

<SD0 CLJ> 特許(実用新案登録)請求の範囲のデータ </SD0>
↑ ↑
請求の範囲の開始を表すタグ 終了を表すタグ

(d) 発明(考案)の詳細な説明

<SD0 DEJ> 発明(考案)の詳細な説明のデータ </SD0>
↑ ↑
詳細な説明の開始を表すタグ 終了を表すタグ

(注) 公開実用新案公報及び登録実用新案公報において“考案の詳細な説明”に対する手続補正がある場合には、そのデータも“考案の詳細な説明”の末尾に含む。

(e) 図面の簡単な説明

<SD0 EDJ> 図面の簡単な説明のデータ </SD0>
↑ ↑
図面の簡単な説明の開始を表すタグ 終了を表すタグ

(f) 図面

<SD0 DRJ> 図面のデータ </SD0>
↑ ↑
図面の開始を表すタグ 終了を表すタグ

(g) 手続補正書・正誤表

<SD0 AMJ> 手続補正書または正誤表のデータ </SD0>
↑ ↑
手続補正書・正誤表の開始を表すタグ 終了を表すタグ

手続補正書がある公開特許(実用新案)公報や登録実用新案公報、補正公報の手続補正書部分、または正誤表のデータを記録する。

(h) あふれ部分

<SD0 OFJ> あふれ部分のデータ </SD0>
↑ ↑
あふれ部分の開始を表すタグ 終了を表すタグ

あふれ部分には、書誌的事項のあふれ部分、要約のあふれ部分、再公表特許の注意書きを記録する。

書誌的事項のあふれ部分とは、公開特許(実用新案)公報、登録実用新案公報、公表特許公報及び再公表特許のフロントページ、または特許(登録実用新案)審判請求公告及び特許(実用新案登録)公報の第1頁に掲載しきれない書誌的事項を指す。

要約のあふれ部分とは、公表特許公報及び再公表特許のフロントページに掲載しきれない要約部分を指す。

書誌的事項のあふれ部分と要約のあふれ部分は、特許庁で決定した標準レイアウトと同一のレイアウトで表示またはプリントする場合に使用する。ただし、『(a)書誌的事項』には書誌的事項のあふれ部分を含み、『(b)要約』には要約のあふれ部分を含むので、標準レイアウトどおりに表示またはプリントしない場合には、この部分を無視しても構わない。

なお、再公表特許の注意書きは、再公表特許に必ず記録する。

また、公表公報(実用)、再公表公報の要約中に存在する2つ目以降の選択図についても記録する。

(i) 審判請求の要旨

<SD0 DTJ> 審判請求の要旨のデータ </SD0>
↑ ↑
審判請求の要旨の開始を表すタグ 終了を表すタグ

特許(登録実用新案)審判請求公告における審判請求の要旨を記録する。

(j) サーチレポート

<SD0 SRJ> サーチレポートのデータ </SD0>
↑ ↑
サーチレポートの開始を表すタグ 終了を表すタグ

(k) 外国語明細書

<SD0 FSJ> 外国語明細書のデータ </SD0>
↑ ↑
外国語明細書の開始を表すタグ 終了を表すタグ

公開特許公報における外国語明細書を記録する。

(1) 外国語図面

<SDO FDI> 外国語図面のデータ </SDO>

外国語図面の開始を表すタグ 終了を表すタグ

公開特許公報における外国語図面を記録する。

(Ⅲ) 外国語要約書

<SD0 FAJ> 外国語要約書のデータ </SD0>

外国語要約書の開始を表すタグ 終了を表すタグ

公開特許公報における外国語要約書を記録する。

(n) 決定の表示

<SD0 CAJ> 決定の表示のデータ </SD0>

↑ ↑

決定の表示の開始を表すタグ 終了を表すタグ

特許（実用新案登録）異議決定公報における決定の表示を記録する。

(o) 結論

<SD0 C01> 結論のデータ </SD0>

結論の開始を表すタグ 終了を表すタグ

特許（実用新案登録）異議決定公報における結論を記録する。

(p) 理由

<SDO REJ> 理由のデータ </SDO>

↑ ↑

理由の開始を表すタグ 終了を表すタグ

特許（実用新案登録）異議決定公報における理由を記録する。

(g) 訂正明細書の書誌的事項

<SD0 BCJ> 訂正明細書の書誌的事項のデータ </SD0>

↑ ↑

訂正明細書の書誌的事項の開始を表すタグ 終了を表すタグ

特許（実用新案登録）異議決定公報における訂正明細書の書誌的事項を記録する。

(r) 訂正の要旨

<SD0 SCJ> 訂正の要旨のデータ </SD0>

↑ ↑

訂正の要旨の開始を表すタグ 終了を表すタグ

特許（実用新案登録）異議決定公報における訂正の要旨を記録する。

《公開特許公報のテキストファイルの論理構造》（注1）

・ 通常の場合

書誌的事項	要 約	特許請求の範囲	発明の詳細な説明	図面の簡単な説明	図 面	手続補正書	あふれ部分
-------	-----	---------	----------	----------	-----	-------	-------

・ 外国語書面出願による特許出願の場合

書誌的事項	要 約	特許請求の範囲	発明の詳細な説明	図面の簡単な説明	図 面	手続補正書	あふれ部分	→ 続く
-------	-----	---------	----------	----------	-----	-------	-------	------

→

外国語明細書	外国語図 面	外国語要約書
--------	--------	--------

《公開実用新案公報のテキストファイルの論理構造》（注1）

書誌的事項	要 約	実用新案登録請求の範囲	図面の簡単な説明	図 面	手続補正書 (注2)	あふれ部分	考案の詳細な説明 (注3)
-------	-----	-------------	----------	-----	---------------	-------	------------------

《公開特許(実用新案)公報関連の補正公報のテキストファイルの論理構造》

書誌的事項	手続補正書
-------	-------

《公開特許(実用新案)公報関連の訂正公報のテキストファイルの論理構造》

・ 公開基準日錯誤による取消、または分類誤載等による訂正の場合

書誌的事項

・ 明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合（注4）

書誌的事項	←----- 書誌的事項の後ろに、公開特許(実用新案)公報の書誌的事項以外の論理構造が続く。
-------	---

図6.1-1 公報種別毎の論理構造（1/6）

《公開特許(実用新案)公報関連の正誤表のテキストファイルの論理構造》

正誤表 (注5)

《登録実用新案公報のテキストファイルの論理構造》 (注1)

・ 通常の場合

書誌的事項	要 約	実用新案 登録請求 の範囲	図面の簡 単な説明	図 面	手続補正書 (注6)	あふれ部分	考案の詳 細な説明 (注7)
-------	-----	---------------------	--------------	-----	---------------	-------	----------------------

・ 国際出願による実用新案登録出願の場合

書誌的事項	要 約	実用新案 登録請求 の範囲	図 面	手続補正書 (注8)	あふれ部分	考案の詳 細な説明 (注7)
-------	-----	---------------------	-----	---------------	-------	----------------------

《登録実用新案公報関連の訂正公報のテキストファイルの論理構造》

・ 錯誤による取消しの場合

書誌的事項

・ 全文訂正の場合 (注4)

書誌的事項	←-----	書誌的事項の後ろに、登録実用新案公報の 書誌的事項以外の論理構造が続く。
-------	---	---

《登録実用新案公報関連の正誤表のテキストファイルの論理構造》

正誤表 (注5)

《公表特許公報及び再公表特許のテキストファイルの論理構造》 (注14)

書誌的事項	要 約	特許請求 の範囲	発明の詳 細な説明 (注10)	図 面	手続補正書	サーチ レポート	あふれ部分 (注15)
-------	-----	-------------	-----------------------	-----	-------	-------------	----------------

《公表特許公報及び再公表特許関連の補正公報のテキストファイルの論理構造》

書誌的事項	手続補正書
-------	-------

図6.1-1 公報種別毎の論理構造 (2/6)

《公表特許(実用新案)公報及び再公表特許関連の訂正公報のテキストファイルの論理構造》

- ・ 錯誤による取消しの場合

書誌的事項

- ・ 全文訂正の場合 (注4)

書誌的事項	←-----	書誌的事項の後ろに、公表特許(実用新案)公報または再公表特許(実用)の書誌的事項以外の論理構造が続く。
-------	--------	---

〈公表実用新案公報のテキストファイルの論理構造〉 (注14, 16)

書誌的事項	要 約	実用新案 登録請求 の範囲	考案の詳 細な説明 (注10)	図 面	手続補正書	サーチ レポート	あふれ部分
-------	-----	---------------------	-----------------------	-----	-------	-------------	-------

《公表特許(実用新案)公報及び再公表特許関連の正誤表のテキストファイルの論理構造》

正誤表 (注5)

《公告特許(実用新案)公報関連の補正公報のテキストファイルの論理構造》

書誌的事項	手続補正書
-------	-------

《公告特許(実用新案)公報関連の訂正公報のテキストファイルの論理構造》

- ・ 補正の掲載の訂正(取消し)の場合

書誌的事項

- ・ 全文訂正の場合

書誌的事項	←-----	書誌事項の後ろに、公告特許(実用新案)公報、特許(登録実用新案)審判請求公告、または補正公報の書誌的事項以外の論理構造が続く。
-------	--------	---

〈公告特許公報のテキストファイルの論理構造〉 (注9, 16)

- ・ 通常の場合

書誌的事項	特許請求 の範囲	発明の詳 細な説明	図面の簡 単な説明	図 面	あふれ部分
-------	-------------	--------------	--------------	-----	-------

- ・ 国際出願による特許出願の場合

書誌的事項	特許請求 の範囲	発明の詳 細な説明 (注10)	図 面	あふれ部分
-------	-------------	-----------------------	-----	-------

図6.1-1 公報種別毎の論理構造 (3/6)

- ・要約が記録される場合（公開公報または公表公報が発行されなかった場合）

書誌的事項	特許請求の範囲	発明の詳細な説明 (注10)	図面の簡単な説明 (注10)	要 約	図 面	あふれ部分
-------	---------	-------------------	-------------------	-----	-----	-------

〈公告実用新案公報のテキストファイルの論理構造〉（注11, 16）

- ・通常の場合

書誌的事項	実用新案登録請求の範囲	考案の詳細な説明	図面の簡単な説明	図 面	あふれ部分
-------	-------------	----------	----------	-----	-------

- ・国際出願による実用新案登録出願の場合

書誌的事項	実用新案登録請求の範囲	考案の詳細な説明 (注10)	図 面	あふれ部分
-------	-------------	-------------------	-----	-------

- ・要約が記録される場合（公開公報または公表公報が発行されなかった場合）

書誌的事項	実用新案登録請求の範囲	考案の詳細な説明 (注10)	図面の簡単な説明 (注10)	要 約	図 面	あふれ部分
-------	-------------	-------------------	-------------------	-----	-----	-------

《特許公報のテキストファイルの論理構造》（注9）

- ・通常の場合

書誌的事項	特許請求の範囲	発明の詳細な説明	図面の簡単な説明	図 面	あふれ部分
-------	---------	----------	----------	-----	-------

- ・国際出願による特許出願の場合

書誌的事項	特許請求の範囲	発明の詳細な説明 (注10)	図 面	あふれ部分
-------	---------	-------------------	-----	-------

- ・要約が記録される場合（公開公報または公表公報が発行されなかった場合）

書誌的事項	特許請求の範囲	発明の詳細な説明 (注10)	図面の簡単な説明 (注10)	要 約	図 面	あふれ部分
-------	---------	-------------------	-------------------	-----	-----	-------

《実用新案登録公報のテキストファイルの論理構造》（注11）

- ・通常の場合

書誌的事項	実用新案登録請求の範囲	考案の詳細な説明	図面の簡単な説明	図 面	あふれ部分
-------	-------------	----------	----------	-----	-------

- ・国際出願による実用新案登録出願の場合

書誌的事項	実用新案登録請求の範囲	考案の詳細な説明 (注10)	図 面	あふれ部分
-------	-------------	-------------------	-----	-------

図6.1-1 公報種別毎の論理構造（4/6）

- ・要約が記録される場合（公開公報または公表公報が発行されなかった場合）

書誌的事項	実用新案登録請求の範囲	考案の詳細な説明 (注10)	図面の簡単な説明 (注10)	要 約	図 面	あふれ部分
-------	-------------	-------------------	-------------------	-----	-----	-------

《特許(実用新案登録)公報関連の訂正公報のテキストファイルの論理構造》

- ・錯誤による取消しの場合

書誌的事項

- ・全文訂正の場合

書誌的事項	<----- 書誌的事項の後ろに、特許(実用新案登録)公報の書誌的事項以外の論理構造が続く。
-------	---

《特許(実用新案登録)公報関連の正誤表のテキストファイルの論理構造》

正誤表 (注5)

《特許(実用新案登録)異議決定公報関連の訂正公報のテキストファイルの論理構造》

- ・錯誤による取消の場合

書誌的事項

- ・全文訂正の場合

書誌的事項	<----- 書誌的事項の後ろに、特許(実用新案登録)異議決定公報の書誌的事項以外の論理構造が続く。
-------	---

〈特許異議決定公報のテキストファイルの論理構造〉(注9, 10, 16, 17)

書誌的事項	決定の表示	結論	理由	訂正明細書の書誌的事項	訂正の要旨 (注18)	特許請求の範囲	発明の詳細な説明	図面の簡単な説明	図面
-------	-------	----	----	-------------	----------------	---------	----------	----------	----

〈実用新案登録異議決定公報のテキストファイルの論理構造〉(注10, 16, 17)

書誌的事項	決定の表示	結論	理由	訂正明細書の書誌的事項	訂正の要旨 (注18)	実用新案登録請求の範囲	考案の詳細な説明	図面の簡単な説明	図面
-------	-------	----	----	-------------	----------------	-------------	----------	----------	----

《特許(実用新案登録)異議決定公報関連の正誤表のテキストファイルの論理構造》

正誤表 (注5)

図6.1-1 公報種別毎の論理構造 (5/6)

- (注1) “書誌的事項”以外の構成要素は、出願の内容によっては存在しない場合もしくは公報上に掲載(データとして記録)されない場合がある。
- (注2) 公開実用新案公報の“手続補正書”には、“実用新案登録請求の範囲“、“図面の簡単な説明”及び“図面”に対する手続補正のみを記録する。
- (注3) “考案の詳細な説明”に対する手続補正がある場合、その内容は出願当初の“考案の詳細な説明”の内容の後に続けて記録する。
- (注4) “書誌的事項”以外の構成要素は、訂正の内容によっては存在しない場合もしくは公報上に掲載(データとして記録)されない場合がある。
- (注5) “正誤表”と“手続補正書”の論理構造を表すタグは同一のものをを用いる。
- (注6) 通常の登録実用新案公報の“手続補正書”には、“実用新案登録請求の範囲“、“図面の簡単な説明”及び“図面”に対する手続補正のみを記録する。
- (注7) “考案の詳細な説明”に対する手続補正がある場合、その内容は出願当初の“考案の詳細な説明”の内容の後に続けて記録する。
- (注8) 国際出願による実用新案登録出願に基づく登録実用新案公報の“手続補正書”には、“実用新案登録請求の範囲”及び“図面”に対する手続補正を記録する。
- (注9) “図面の簡単な説明”、“図面”及び“あふれ部分”は、特許出願の内容によっては存在しない場合がある。
- (注10) 国際出願による特許(実用新案登録)出願の場合、“図面の簡単な説明”に相当する内容が発明(考案)の詳細な説明中に含まれるため、“図面の簡単な説明”は存在しない。
- (注11) “あふれ部分”は、実用新案登録出願の内容によっては存在しない場合がある。
- (注12) “図面の簡単な説明”、“図面”及び“あふれ部分”は、特許審判請求の内容によっては存在しない場合がある。
- (注13) “あふれ部分”は、登録実用新案審判請求の内容によっては存在しない場合がある。
- (注14) 公表特許(実用新案)公報では、“書誌的事項”以外の構成要素は出願の内容によっては存在しない場合もしくは公報上に掲載(データとして記録)されない場合がある。再公表特許では、“書誌的事項”及び“あふれ部分”以外の構成要素は出願の内容によっては存在しない場合もしくは公報上に掲載(データとして記録)されない場合がある。
- (注15) 再公表特許では注意書きを記録するので、“あふれ部分”は必ず存在する。
また、要約中には2つ目以降の選択図が存在する場合がある。
- (注16) 訂正公報(全文訂正)の書誌的事項に続く場合のみ存在する。
- (注17) “訂正明細書の書誌的事項”から“図面”は、異議決定公報の内容によっては存在しない場合がある。
- (注18) “訂正の要旨”は、最終部に発明(考案)の名称を含む。

図6.1-1 公報種別毎の論理構造(6/6)

(2) テキストファイルのレイアウト構造

テキストファイルのレイアウト構造を構成する要素として、ページ、フレーム、行がある。

各要素は、特許庁が定めた標準レイアウトで表示またはプリント可能とするために存在し、論理構造と同様に各々の要素を表すタグがある。標準レイアウトどおりに表示またはプリントする必要のない場合には、レイアウト構造を表すタグを無視する。

(a) ページ

ページの開始位置にタグを挿入する。ページの開始位置を示すタグは、ページ番号をタグの属性値として持つ。タグのフォーマットは次のとおりである。

<DP N=9999> (“9” は任意の数字を表す)

〔例〕 2 ページ目の開始位置を示すタグ

<DP N=0002>

(b) フレーム

フレームとはページ内の矩形の領域を表し、フレーム内のデータにより、文字データが入るテキストフレームと、イメージデータが入るイメージフレームに分かれる。フレーム間の重なりはなく、フレームは必ず図6.1-2の点線の範囲に納まる。

フレームを表すタグは、全て、フレームの位置情報とフレームの大きさを表す情報をタグの属性として持つ。属性として以下のものがある。

FR： ページ内での連番を4桁の数字で示す。(テキストフレームのみ)

ID： ファイル内での連番を6桁の数字で示す。(イメージフレームのみ)

HE： フレームの高さ(単位mm)を3桁の数字で示す。

WI： フレームの幅(単位mm)を3桁の数字で示す。

LX： フレームの左上端の位置を、ページ左上端からの4桁のX軸変位(単位1/10mm)で示す。

LY： フレームの左上端の位置を、ページ左上端からの4桁のY軸変位(単位1/10mm)で示す。

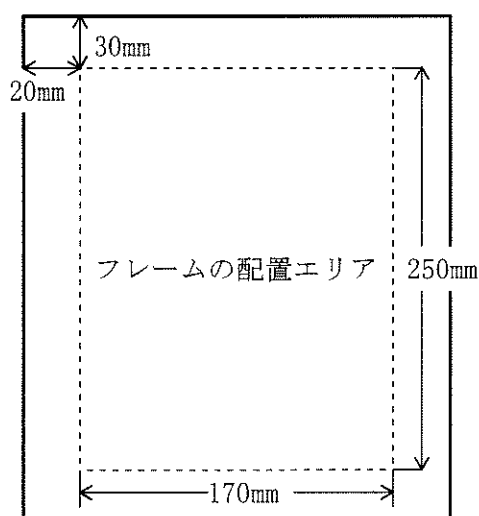


図6.1-2 フレームの配置エリア

テキストフレームとイメージフレームの詳細を以下に示す。

① テキストフレーム

テキストフレームは、文字データだけで構成する矩形の領域である。テキストフレームの先頭には、テキストフレームを表すタグを挿入する。

テキストフレームを表すタグのフォーマットは次のとおりである。

<TXF FR=9999 HE=999 WI=999 LX=9999 LY=9999>

(“9” は任意の数字を表す)

テキストフレームを表すタグから次のテキストフレームを表すタグまで、またはイメージフレームを表すタグまで、または論理構造を表すタグまで、またはページの先頭位置を表すタグまでの、いずれか最初に現れたタグまでのデータが、そのテキストフレームに属するデータとなる。

テキストフレームの属性値は以下のとおりである。

FR=0001~0050

HE=005×n … nはフレーム内の行数(1~50)を示す。

WI=080 … 段単位のフレームの場合。

116 … 幅の狭い段抜きのフレームの場合。

170 … 幅の広い段抜きのフレームの場合。

LX=0200 … 左段または幅の広い段抜きのフレームの場合。

0500 … 幅の狭い段抜きのフレームの場合

1100 … 右段の場合。

LY=0300+50×(n-1) … nはフレーム先頭の行番号(1~50)を示す。

ただし、次の(i)(ii)の場合のテキストフレームの属性は、上記の異なる値をとる。

(i) 図面部分の図番が入るテキストフレーム

図面内の図番が入る1行分のテキストフレームは、任意の幅を持ち、任意の位置に配置する。属性値は以下のとおりである。

FR=0001~

HE=005

WI

LX

LY

} 任意の値

(ii) 電子出願と同様なレイアウトにするためのテキストフレーム

公開実用新案公報の考案の詳細な説明部分、登録実用新案公報の考案の詳細な説明部分、公表公報及び再公表の特許(実用新案登録)請求の範囲・発明(考案)の詳細な説明・手続補正書・あふれ部分、異議決定公報の図面以外の部分は、電子出願と同様なレイアウト(36文字×29行)になるようにテキストフレームを配置する。

属性値は以下のとおりである。

FR=0001~

HE=8.5×n … 小数点以下切捨て。nはフレーム内の行数(1~29)を示す。

WI=152

LX=0300

LY=0300+85×(n-1) … nはフレーム先頭の行番号(1~29)を示す。

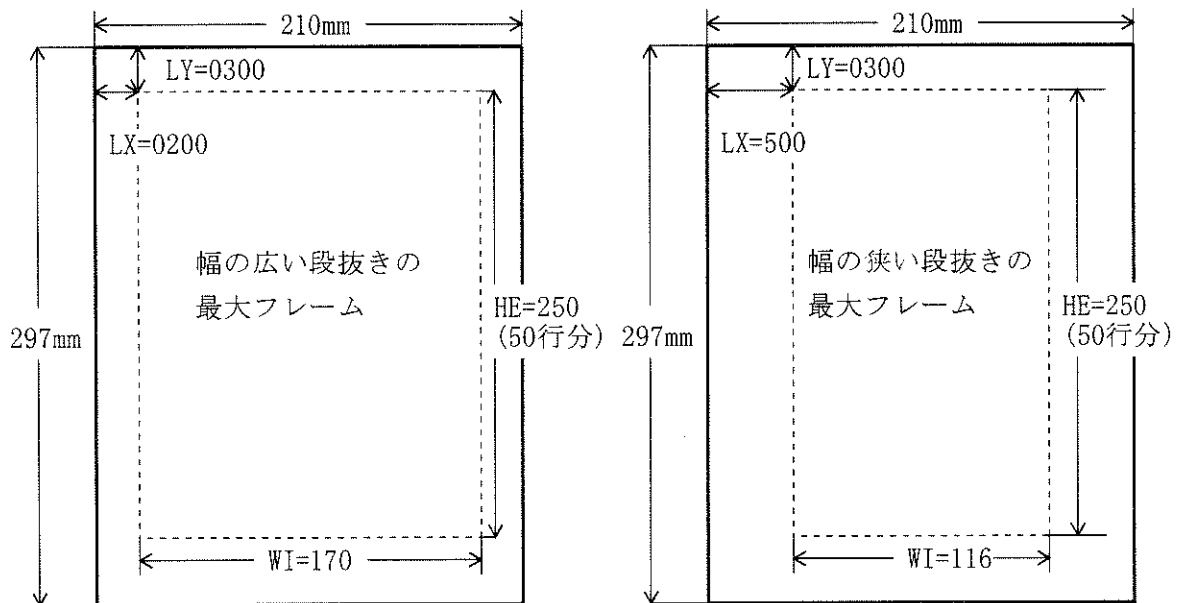
テキストフレームの例を以下に示す。

[例1] 幅の広い段抜きの最大フレーム

幅の広い段抜きの最大フレームは53文字×50行のフレーム、幅の狭い段抜きの最大フレームは36文字×50行で、タグはそれぞれ次のようになる。

<TXF FR=0001 HE=250 WI=170 LX=0200 LY=0300> : 幅の広い段抜きのフレーム

<TXF FR=0001 HE=250 WI=116 LX=0500 LY=0300> : 幅の狭い段抜きのフレーム

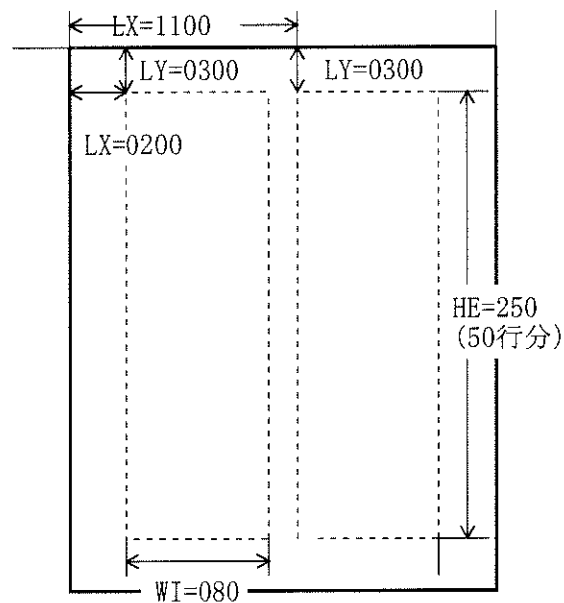


[例2] 段単位の最大フレーム

段単位の最大フレームは25文字×50行のフレームで、タグは次のようになる。

<TXF FR=0001 HE=250 WI=080 LX=0200 LY=0300> : 左段の場合

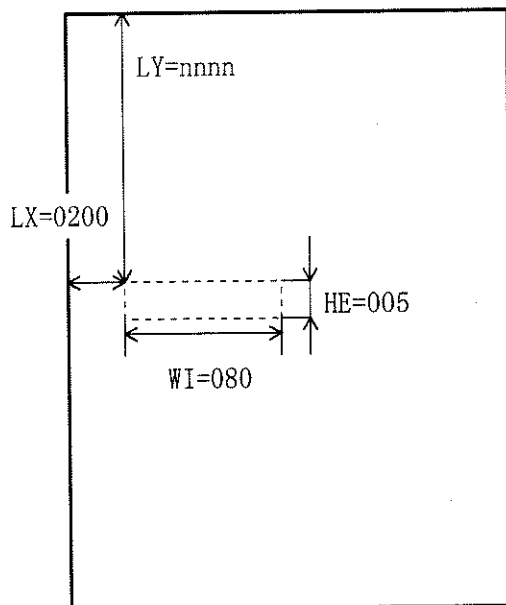
<TXF FR=0002 HE=250 WI=080 LX=1100 LY=0300> : 右段の場合



[例3] 最小のフレーム（図番が入るテキストフレームを除く）

最小のフレームは25文字×1行からなる段単位のフレームで、タグの例は次のようになる。

<TXF FR=mmmm HE=005 WI=080 LX=0200 LY=nnnn>



② イメージフレーム

イメージフレームは、イメージデータだけで構成する矩形の領域である。イメージフレームの挿入位置には、イメージフレームを表すタグを記録する。

イメージフレームを表すタグは2種類あり、それぞれのフォーマットは次のとおりである。

<EMI ID=999999 HE=999 WI=999 LX=9999 LY=9999> ----- (i)

<RTI ID=999999 HE=999 WI=999 LX=9999 LY=9999> 文字データ </RTI> ---- (ii)

(“9”は任意の数字を表す)

(i) のタグは通常のイメージフレームを表わす。

(ii) のタグは、標準レイアウトで表示するときと、表示しないときで意味が異なる。標準レイアウトで表示する場合には (i) と同様のイメージフレームを表し、</RTI> までの文字データは無視する。逆に、標準レイアウトで表示しない場合には </RTI> までの文字データを使用し、イメージフレームは無視する。公開特許(実用新案)公報、登録実用新案公報、公表特許(実用新案)公報、再公表特許(実用)、特許(登録実用新案)審判請求公告及び特許(実用新案登録)公報の書誌的事項の部分と、公表特許(実用新案)公報及び再公表特許の要約の部分にこのタグを用いる。

イメージフレーム内のデータはイメージファイルに存在する。イメージフレームを表すタグとイメージファイル内のデータとのリンクは、ID属性の値で行う。

イメージフレームの属性値は以下のとおりである。

ID=00001~99999

HE
WI
LX
LY

任意の値

(c) 行

行末は、改行を表す制御文字 CR LFか、改行位置を表すタグ
 で認識する。

両者の相違は、CR LFが書誌的事項の各項目や段落等の終わりで、意味を持つ改行を表すために使うのに対し、改行位置を表すタグ
 は、あくまで標準レイアウトで表示可能なように、標準レイアウトと同一の改行位置を明示するために文章の途中に使用する。

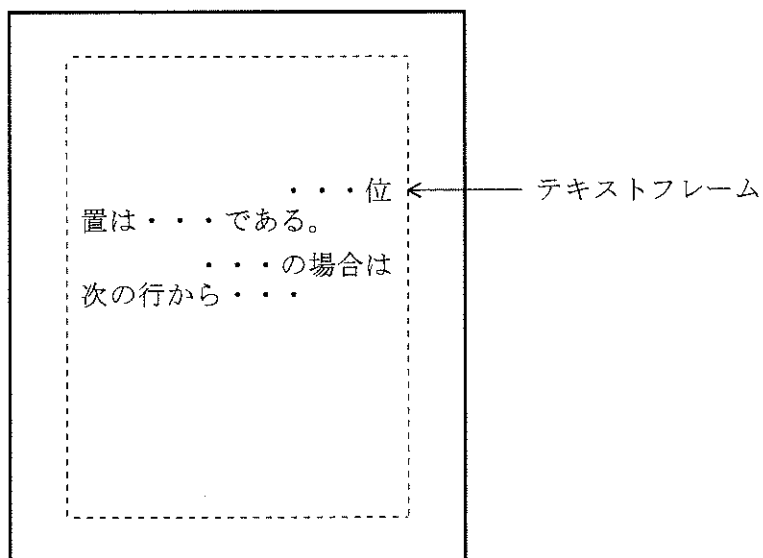
[例]

テキストファイル内のデータ

・・・の位
 置は・・・である。CR LF・・・の場合は
 次の行から・・・



標準レイアウトで表示する場合



6.2 タグ

テキストファイル中で用いるタグを以下に示す。タグはすべて1バイトコードで表す。

(1) タグの表記法

タグには開始タグと終了タグとがある。例を使って表記法を示す。

[例]

テキストファイル内のデータ

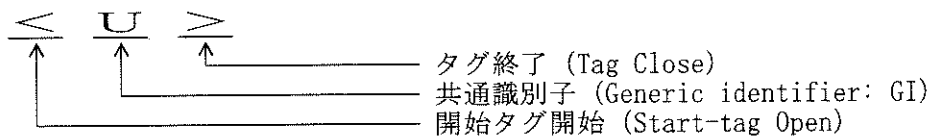
…ここからは<U>下線付き</U>です。



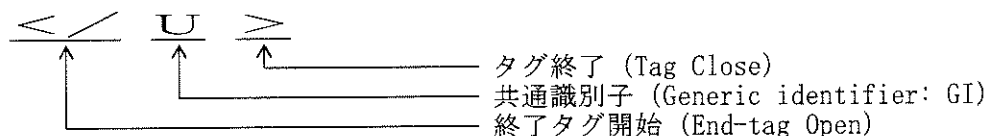
表示または印刷時

…ここからは下線付きです。

・開始タグ (Start-TAG)



・終了タグ (End-TAG)



タグによっては開始タグだけを用い、終了タグは用いない。

また、1つ以上の属性 (Attribute) を持つタグもある。属性は開始タグ中に次のように表す。

<EMI ID=000001 HE=100 WI=200 ... >

↑ ↑ ↑

属性

共通識別子と属性の間、また属性と属性の間には1バイトコードのスペースを1つ挿入する。

(2) タグの一覧

テキストファイル中に用いるタグの共通識別子の名称と、タグの意味、属性のリスト、終了タグが必要か否かを示す。

属性を持つタグにおいて、属性を記述する順序は以下に示す順とし、属性の省略はないものとする。

属性値の“9”は数字1桁を表す。桁数が満たないときには値の前にゼロを付けて桁数を合わせる。

(a) 論理構造用のタグ

① SDO : Subdocument

意味: 論理構造の構成要素であるサブドキュメントを表す。

属性: 以下の何れか1つを記録する。

- BIJ ... 書誌的事項を示す。
- ABJ ... 要約を示す。
- CLJ ... 特許（実用新案登録）請求の範囲を示す。
- DEJ ... 発明（考案）の詳細な説明を示す。
- EDJ ... 図面の簡単な説明を示す。
- DRJ ... 図面を示す。
- AMJ ... 手続補正書または正誤表を示す。
- OFJ ... あふれ部分を示す。
- DTJ ... 審判請求の要旨を示す。
- SRJ ... サーチレポートを示す。
- FSJ ... 外国語明細書を示す。
- FDJ ... 外国語図面を示す。
- FAJ ... 外国語要約書を示す。
- CAJ ... 決定の表示を示す。
- COJ ... 結論を示す。
- REJ ... 理由を示す。
- BCJ ... 訂正明細書の書誌的事項を示す。
- SCJ ... 訂正の要旨を示す。

終了タグ: 必須。

(b) レイアウト構造用のタグ

① DP : Document Page

意味: ページの開始位置を表す。

属性: N=9999 ... ページ番号を示す。

終了タグ: 不要。

② TXF : Text Frame

意味: テキストフレームを表す。

属性: FR=9999 ... ページ内での連番を示す。

HE=999 ... テキストフレームの高さを示す（単位: mm）。

WI=999 ... テキストフレームの幅を示す（単位: mm）。

LX=9999 ... テキストフレームの開始位置を頁左上からのX軸変位で示す（単位: 1/10mm）。

LY=9999 ... テキストフレームの開始位置を頁左上からのY軸変位で示す（単位: 1/10mm）。

終了タグ: 不要。

③ EMI : Embedded Image

意味: イメージフレームを表す。

属性: ID=999999 ... EMIとRTIを含めた公報内での連番。
この値により、イメージファイル内のデータとリンクをとる。

HE=999 ... 画像データ領域の高さ (単位: mm)。

WI=999 ... 画像データ領域の幅 (単位: mm)。

LX=9999 ... 画像データ領域の開始位置を頁左上からの
X軸変位で示す (単位: 1/10mm)。

LY=9999 ... 画像データ領域の開始位置を頁左上からの
Y軸変位で示す (単位: 1/10mm)。

終了タグ: 不要。

④ RTI : Replace Text by Image

意味: テキストデータをイメージデータで置き換えるためのイメージ
フレームを表す。

属性: ID=999999 ... EMIとRTIを含めた公報内での連番。
この値により、イメージファイル内のデータとリンクをとる。

HE=999 ... 画像データ領域の高さ (単位: mm)。

WI=999 ... 画像データ領域の幅 (単位: mm)。

LX=9999 ... 画像データ領域の開始位置を頁左上からの
X軸変位で示す (単位: 1/10mm)。

LY=9999 ... 画像データ領域の開始位置を頁左上からの
Y軸変位で示す (単位: 1/10mm)。

終了タグ: 必須。

⑤ BR : Break

意味: 改行位置を表す。

終了タグ: 不要。

(c) 制御機能用のタグ

① SB : Subscript

意味: 下付き文字を表す。

終了タグ: 必須。

② SP : Superscript

意味: 上付き文字を表す。

終了タグ: 必須。

③ U : Underscore

意味: 下線を表す。

終了タグ: 必須。

④ BAI

意味: 倍角文字を表す。

終了タグ: 必須。

⑤ HAN

意味： 半角文字を表す。このタグの使用対象文字は、2 バイトコードのカタカナ（濁点付き及び半濁点付きのカタカナは除く）及びそれに関連する記号（句点、読点、中点、濁点、半濁点、長音記号及びかぎ括弧）に限る。

終了タグ： 必須。

(d) 図形文字を表すタグ

① GAI

意味： 外字を表す。

属性： ID=9999 … 外字のIDを示す。
ID=0001は“①”を表す。
ID=0009は“⑨”を表す。

終了タグ： 不要。

(e) その他

以下の文字列はタグではなく、タグの開デリミタ“<”と閉デリミタ“>”を、データとして用いることができるように、表示または印刷時に文字を置き換えて使用する文字列である。

以下の文字列がデータ中に現れた場合、表示または印刷時には、“ ” 内の文字に置き換える。すべて1 バイトコードである。

- ① > … “>” を表す。
- ② < … “<” を表す。
- ③ & … “&” を表す。

(3) タグの包含関係

- ① <SD0 … > は他の全てのタグに比べて上位のレベルのタグとする。すなわち、<SD0 … > とこれに対応する </SD0> の間に他のタグが含まれる。したがって、図6.2-1は正しいが、図6.2-2は誤りである。

```
-- <SD0 ABJ>
:
-- </SD0>
-- <SD0 CLJ>
  <DP N=0002>
  <TXF FR=0001 … >
  :
-- </SD0>
```

図6.2-1 タグの順序（正しい例）

```
-- <SD0 ABJ>
:
-- </SD0>
  <DP N=0002> <----- 不正なタグ
  <TXF FR=0001 … > <----- 不正なタグ
-- <SD0 CLJ>
  :
-- </SD0>
```

図6.2-2 タグの順序（不正な例）

- ② 全てのタグは必ず包含関係にあり、一部分が重なることはない。したがって、図6.2-3のような文字列の場合、図6.2-5は誤りで、図6.2-4が正しいテキストデータである。

これは倍角文字内の下線の例です。

図6.2-3 標準レイアウトの文字列例1

これは <BAI> 倍角文字内の <U> 下線 </U> </BAI> <U> の例 </U> です。

図6.2-4 正しいテキストデータ例1

これは <BAI> 倍角文字内の <U> 下線 </BAI> の例 </U> です。

包含関係になく、部分的に重なっている

図6.2-5 不正なテキストデータ例1

- ③ 制御機能を表すタグ (<SB>、<SP>、<U>、<BAI>、<HAN>) の終了タグは、同一テキストフレーム内に必ず存在する。したがって、図6.2-6のような標準レイアウトの場合のテキストデータは図6.2-7のようになる。

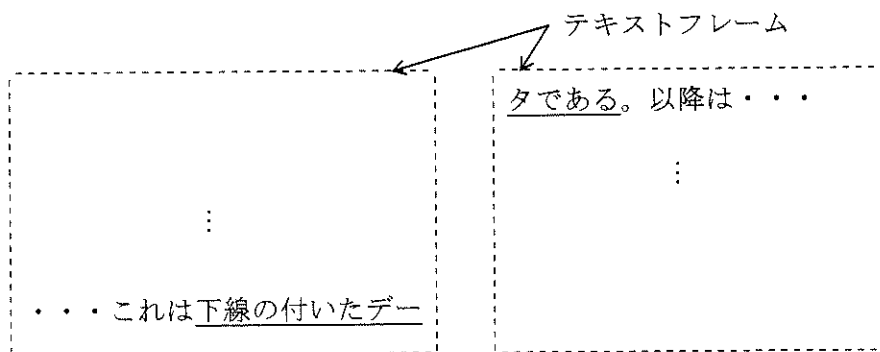


図6.2-6 標準レイアウトの文字列例2

<TXF FR=0001 ...> ...これは <U> 下線の付いたデー </U>

<TXF FR=0002 ...> <U> タである </U> 。以降は...

図6.2-7 テキストデータ例2

6.3 公開公報のテキストファイルフォーマット

6.3.1 公開特許(実用新案)公報のテキストファイルフォーマット

公開特許(実用新案)公報のテキストファイルのフォーマットを、論理要素別(『図6.1-1 公報種別毎の論理構造』参照)に以下に示す。

公開特許(実用新案)公報のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。

(1) 書誌的事項

(a) テキストデータとイメージデータの関係

書誌的事項の部分は、テキストデータとイメージデータの両方で記録する。標準レイアウトで表示する場合には、イメージファイルに記録されたイメージデータを用い、標準レイアウトで表示する必要のない場合には、テキストファイルに記録されたテキストデータを用いることを想定している。

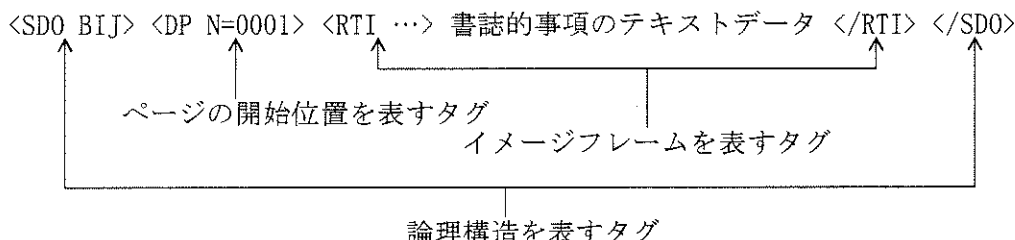
テキストデータは、書誌の全ての情報をこの部分に記録する。イメージデータは、標準レイアウトのフロントページの書誌的事項の部分(発明(考案)の名称まで)を記録するので、全ての情報とは限らない(標準レイアウトではフロントページに入りきらないデータが明細書の後に“フロントページの続き”として記載される場合がある)。

両者の関係は次のようになる。

テキストデータの情報 = イメージデータの情報 + あふれ部分の情報

(b) タグの構成

書誌的事項部分のタグの構成は次のようになる。その他のタグは用いない。



(c) 書誌的事項の基本フォーマット

書誌的事項のテキストデータは、以下のフォーマットを基本とする項目の繰り返しである。

項目番号	①	②	③	④
長さ	4	V	V	2
内容例	(5 4)	【発明の名称】	ファクシミリ	CRLF

① INIDコード： INIDコードを持つ場合のみ、1バイトコードで記録する。

② 識別子： 項目名を“【】”で括って記録する。

③ 内容： 書誌的事項の内容を記録する。識別子によっては、内容欄には何も記載されない場合がある。
(51) 【国際特許分類第7版】、【F1】、【テーマコード(参考)】、【Fターム(参考)】の内容は1バイトコード、その他の識別子の内容は2バイトコードで記録する。

④ デリミタ： 制御文字 CR LF。

(d) 書誌的事項の記録順序

書誌的事項の記録順序及び I N I Dコードと識別子を表6.3.1-1に示す。

表6.3.1-1 公開特許(実用新案)公報の書誌的事項の記録順序
及び I N I Dコードと識別子 (1/2)

No	書 誌 的 事 項	I N I Dコードと識別子	必須項目
1	発行国	(19) 【発行国】	○
2	公報種別	(12) 【公報種別】	○
3	特許出願公開番号または 実用新案登録出願公開番号	(11) 【公開番号】	○
4	公開日	(43) 【公開日】	○
5	発明の名称または 考案の名称	(54) 【発明の名称】 または (54) 【考案の名称】	○
6	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号 の対	(51) 【国際特許分類第7版】 (注1)	○
7	F I	【F I】	
8	審査請求	【審査請求】	○
9	請求項の数または 発明の数	【請求項の数】 または 【発明の数】 (注2)	
10	出願形態	【出願形態】	
11	外国語出願	【外国語出願】	
12	公開請求	【公開請求】	
13	全頁数	【全頁数】	○
14	出願番号	(21) 【出願番号】	○
15	分割の表示または 出願変更の表示	(62) 【分割の表示】 または 【出願変更の表示】	
16	出願日	(22) 【出願日】	○
17	優先権主張番号	(31) 【優先権主張番号】	
18	優先日	(32) 【優先日】	
19	優先権主張国	(33) 【優先権主張国】	
20	新規性喪失の例外の表示	【新規性喪失の例外の表示】	
21	公序良俗違反の表示	【公序良俗違反の表示】	
22	産業活力再生特別措置法30条適用出願	【産業再生法】	
23	長大データCD-ROM	【公開・登録公報長大データCD-ROM】	
24	出願人	(71) 【出願人】、【識別番号】、 【受託者】、【氏名又は名称】、 【氏名又は名称原語表記】、 【住所又は居所】、 【住所又は居所原語表記】、 【営業所】 (注3)	○
25	個別代理の代理人	(74) 【上記○名の代理人】または (74) 【上記○名の指定代理人】または (74) 【上記○名の復代理人】または (74) 【上記○名の法定代理人】、 【識別番号】、【弁理士】または【弁 護士】、【氏名又は名称】 (注4, 5)	

表6.3.1-1 公開特許(実用新案)公報の書誌的事項の記録順序
及びINIDコードと識別子(2/2)

No	書 誌 的 事 項	INIDコードと識別子	必須項目
26	発明者または 考案者	(72)【発明者】または(72)【考案者】 【氏名】、【住所又は居所】	○
27	代理人	(74)【代理人】または (74)【指定代理人】または (74)【復代理人】または (74)【法定代理人】、 【識別番号】、【弁理士】または 【弁護士】、【氏名又は名称】(注5)	
28	テーマコード	【テーマコード(参考)】	
29	Fターム	【Fターム(参考)】	

備考1：新規性喪失の例外の表示、出願人、発明者または考案者は、それぞれ繰り返しがあ
り得る。

優先権主張番号、優先日、優先権主張国は、この順序の組の繰り返しがあ
り得る。
出願人、個別代理の代理人は、この順序の組の繰り返しがあ
り得る。

備考2：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他
の項目は現れない場合がある。

(注1)IPCの版が変われば、それに応じて変更する。

(注2)【発明の数】は、昭和62年12月31日以前の特許法の適用を受ける出願の場合
に用いる。昭和62年12月31日以前の実用新案法の適用を受ける出願において
は、この項目は現れない。

(注3)【受託者】、【氏名又は名称原語表記】、【住所又は居所原語表記】、【営業所】
は、該当する場合にのみ使用する。

(注4)“○名”の部分は、代理している出願人の人数を示す。

(注5)【弁理士】、【弁護士】は、該当する場合にのみ使用する。

(e) 国際特許分類、FIのフォーマット

国際特許分類及びFIでは、基本フォーマットと異なり、識別子の後に制御文字 CR LF
を記録し、次行の先頭から特許分類と同じ行に、識別記号、分冊識別記号を記録する。

フォーマットは以下のとおりである。

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
長 さ	2	1	1	2	1	3	1	5	1	3
内 容 例	／／	(	A	01	H	123	／	45678	)	101

項目番号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
長 さ	1	1	1	7	1	2
内 容 例	△	A	△	△△△△△△△	△	CRLF

(注)“V”は可変長を、“△”はスペースを示す。

① 付加情報： “／／”、またはスペースを記録する。

② “ ”： “(”、またはスペースを記録する。

③ セクション： “0”、“A”～“H”、または“X”を記録する。

④ クラス： “00”～“99”、“X△”、またはスペースを記録する。

- ⑤ サブクラス: “0”、“A”～“Z”、またはスペースを記録する。
- ⑥ メイングループ: “△△0”～“999”、“X△△”、またはスペースを記録する。
- ⑦ セパレータ: “/”、“:”、またはスペースを記録する。
- ⑧ サブグループ: “00△△△”～“99999”、“00X△△”、
またはスペースを記録する。
- ⑨ 付加情報: “)”、またはスペースを記録する。
- ⑩ 識別記号: “000”～“999”、“AAA”～“ZZZ”、
またはスペースを記録する。
- ⑪ デリミタ: スペースを記録する。
- ⑫ 分冊識別記号: “A”～“Z”、またはスペースを記録する。
- ⑬ デリミタ: スペースを記録する。
- ⑭ スペース: 7桁のスペースを記録する。
- ⑮ デリミタ: スペースを記録する。
- ⑯ デリミタ: 制御文字 CR LF を記録する。
- ①～⑯ とも1バイトコードとする。

イメージデータに“分類不能”と記録される場合、③～⑧欄には
“0000△△0/00△△△”と記録し、①、②、及び⑨～⑮欄には全てスペースを記録
する。

【例】

(51) 【国際特許分類第7版】 CRLF

G01B	3/00	101	A	CRLF
G02C	26/00			CRLF
// G02D	8/00			CRLF
G02E	9/00			CRLF

(f) 出願人のフォーマット

出願人は、識別子【出願人】の後に制御文字 CR LFを記録し、次行の先頭から表6.3.1-1
の識別子の欄に示す【識別番号】以下の識別子を基本フォーマットに従って記録する。ただ
し、【受託者】、【氏名又は名称原語表記】、【住所又は居所原語表記】及び【営業所】は、
該当する場合にのみ記録する。また、【受託者】には内容はなく識別子だけの記録となる。

【例】

(71) 【出願人】 CRLF

【受託者】 CRLF

【氏名又は名称】日本特許発明株式会社 CRLF

【住所又は居所】東京都千代田区霞が関1-1-1 CRLF

(g) 個別代理の代理人または代理人のフォーマット

個別代理の代理人または代理人を表す識別子は、表6.3.1-1に示すとおり各々4種類ある。
この識別子の後に制御文字 CR LFを記録し、次行の先頭から【識別番号】、【弁理士】または
【弁護士】の区別、【氏名又は名称】を記録する。【弁理士】または【弁護士】は該当する場合
にのみ記録する。【弁理士】または【弁護士】には内容はなく識別子だけの記録となる。

[例]

(74) 【上記2名の代理人】 CRLF
【識別番号】 1 2 3 4 5 6 7 8 9 CRLF
【弁理士】 CRLF
【氏名又は名称】 代理 太郎 CRLF

(h) 発明者または考案者のフォーマット

発明者または考案者は、識別子の後に制御文字 CR LFを記録し、次行の先頭から【氏名】と【住所又は居所】を基本フォーマットに従って記録する。

[例]

(72) 【発明者】 CRLF
【氏名】 発明 太郎 CRLF
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関1-1-1 CRLF

(i) テーマコードのフォーマット

テーマコードは、識別子の後に制御文字 CR LFを記録し、次行の先頭からテーマコードを記録する。

[例]

【テーマコード（参考）】 CRLF
2C032 CRLF
2F029 CRLF
4J002 CRLF

(j) Fタームのフォーマット

Fタームは、基本フォーマットと異なり、識別子の後に制御文字CRLFを記録し、次行の先頭からFタームを記録する。

[例]

【Fターム（参考）】 CRLF
2C032 HB06 HB15 HD03 HD07 CRLF
2F029 AA02 AB03 AB13 AC14 AC18 CRLF

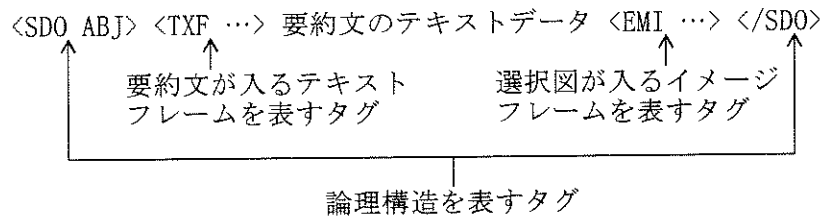
(k) 標準レイアウトとの相違点

上記以外の標準レイアウトとの相違点を以下に示す。

- ① 罫線はテキストデータに含めない。
- ② “最終頁に続く” はテキストデータに含めない。

(2) 要約

要約部分は、標準レイアウトに合わせて、要約文が入る1つ以上のテキストフレームと要約文中のイメージフレーム(イメージデータがある場合)及び選択図が入るイメージフレーム(選択図がある場合)で構成する。要約部分のタグの構成例は次のようになる(要約文中にイメージフレームがなく、選択図がある場合の例)。



要約文のテキストデータ中には、標準レイアウトに合わせて、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(3) 特許(実用新案登録)請求の範囲

特許(実用新案登録)請求の範囲の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

特許(実用新案登録)請求の範囲を表すタグ <SDO CLJ> と </SDO> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(4) 発明の詳細な説明

発明の詳細な説明の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

発明の詳細な説明を表すタグ <SDO DEJ> と </SDO> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

配列表が長大データCD-ROMに収録されている場合は、“【配列表】”のデリミタの直後に改行し、“配列表は公開・登録公報長大データCD-ROM「13(2001)-001(001)」を参照”を記録する。

(5) 考案の詳細な説明

考案の詳細な説明の部分は、電子出願時のレイアウトに準じて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

考案の詳細な説明を表すタグ <SDO DEJ> と </SDO> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

考案の詳細な説明部分に対する手続補正がある場合、考案の詳細な説明を表すタグ <SDO DEJ> と </SDO> の間に、考案の詳細な説明部分のテキストデータの後に続けて、手続補正部分のテキストデータを記録する。

(6) 図面の簡単な説明

図面の簡単な説明の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

図面の簡単な説明を表すタグ <SDO EDJ> と </SDO> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(7) 図面

図面の部分は、図番をテキストフレームとし、図をイメージフレームとする。

(8) 手続補正書

手続補正書の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

手続補正書を表すタグ〈SD0 AMJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

なお、公開実用新案公報の場合、考案の詳細な説明部分に対する手続補正は、考案の詳細な説明部分に記録する。((5) 参照)

(9) あふれ部分

標準レイアウトの“フロントページの続き”部分を記録する。標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。各項目のフォーマットは、(1) 書誌的事項部分と異なり、標準レイアウトのフォーマットで記録する。

あふれ部分先頭の罫線、及びその次の行の“フロントページの続き”も文字データとして記録する。

(10) 外国語明細書

外国語明細書は、1つ以上のテキストフレームとイメージフレームで構成する。

外国語明細書を表すタグ〈SD0 FSJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

ただし当面は、外国語明細書を掲載する旨を示す“【外国語明細書】”をテキストデータで、外国語明細書本体はイメージデータで記録する。

(11) 外国語図面

外国語図面は、1つ以上のイメージフレームで構成する。

(12) 外国語要約書

外国語要約書は、1つ以上のテキストフレームとイメージフレームで構成する。

外国語要約書を表すタグ〈SD0 FAJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

ただし当面は、イメージデータで記録する。

6.3.2 公開特許(実用新案)公報関連の補正公報のテキストファイルフォーマット

公開特許(実用新案)公報関連の補正公報のテキストファイルフォーマットを、論理要素別(『図6.1-1 公報種別毎の論理構造』参照)に以下に示す。

公開特許(実用新案)公報関連の補正公報のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。

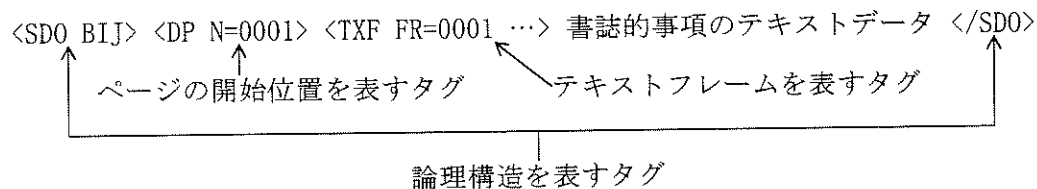
(1) 書誌的事項

(a) タグの構成

書誌的事項部分はテキストデータだけで記録する。

標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。

書誌的事項部分が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。この他のタグは用いない。



(b) 書誌的事項の記録順序

書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.3.2-1に示す。

補正公報の書誌的事項には、I N I Dコードは付けない。

表6.3.2-1 公開特許(実用新案)公報関連の補正公報の
書誌的事項の記録順序及び識別子

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	特許出願公開番号または 実用新案登録出願公開番号	【公開番号】	○
5	公開日	【公開日】	○
6	年通号数	【年通号数】	○
7	出願番号	【出願番号】	○
8	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号 の対	【国際特許分類第7版】 (注2)	○
9	F I	【F I】	
10	長大データCD-ROM	【公開・登録公報長大データCD-ROM】	

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【公開番号】の間は、1行空ける。

(注2) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。

(2) 手続補正書

手続補正書の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

手続補正書を表すタグ〈SD0 AMJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(注1) 電子出願開始前の特許出願の17条の2の補正では、この部分はイメージフレームで構成する。

6.3.3 公開特許(実用新案)公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマット

公開特許(実用新案)公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマットを以下に示す。

公開特許(実用新案)公報関連の訂正公報のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。

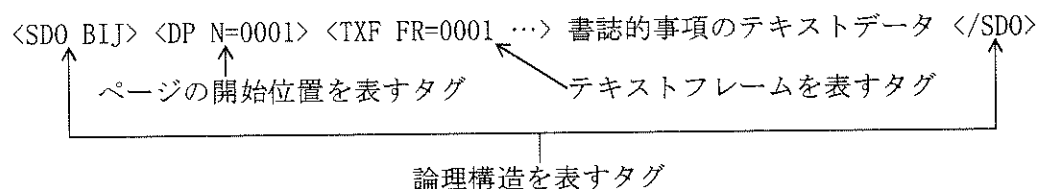
(1) 公開基準日錯誤による取消、または分類錯誤等による訂正の場合

公開基準日錯誤による取消、または分類錯誤等による訂正の場合、訂正公報は書誌的事項部分だけで構成し、テキストデータで記録する。

(a) タグの構成

標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。

書誌的事項部分が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。その他のタグは用いない。



(b) 書誌的事項の記録順序

公開基準日錯誤による取消の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.3.3-1に示す。

また、分類錯誤による訂正の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.3.3-2に示す。

訂正公報の書誌的事項には、I N I Dコードは付けない。

表6.3.3-1 公開特許(実用新案)公報関連の公開基準日錯誤による取消の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	特許出願公開番号または 実用新案登録出願公開番号	【公開番号】	○
5	公開日	【公開日】	○
6	年通号数	【年通号数】	○
7	出願番号	【出願番号】	○
8	訂正要旨	【訂正要旨】	○
9	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号 の対	【国際特許分類第7版】 (注2)	○
10	F I	【F I】	

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【公開番号】の間は、1行空ける。

(注2) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。

表6.3.3-2 公開特許(実用新案)公報関連の分類錯誤による
訂正の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須 項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	特許出願公開番号または 実用新案登録出願公開番号	【公開番号】	○
5	公開日	【公開日】	○
6	年通号数	【年通号数】	○
7	出願番号	【出願番号】	○
8	訂正要旨	【訂正要旨】	○
9	記	【記】	○
10	国際特許分類・識別記号	【国際特許分類第7版】、 (注2) 【誤】、【正】	○

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【公開番号】の間は、1行空ける。

(注2) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。
旧版のI P Cが掲載される場合がある。
【誤】、【正】の使い方の例を以下に示す。

〔例〕

【国際特許分類第7版】CRLF

【誤】CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

【正】CRLF

F26B 17/32 G CRLF

(2) 明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合

明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合、最初に訂正公報固有の書誌的事項を記録し、改ページ後、訂正された公開特許(実用新案)公報の全文を記録する。

(a) タグの構成

論理構造の書誌的事項部分に、訂正公報固有の書誌的事項のデータと公開特許(実用新案)公報の書誌的事項のデータを合わせて記録する。

訂正公報固有の書誌的事項のデータが1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。

<SDO BIJ> <DP N=0001> <TXF …> 訂正公報固有の書誌的事項のテキストデータ

<DP N=0002> <RTI …> 公開特許(実用新案)公報の書誌的事項のテキストデータ

</RTI> </SDO> <SDO ABJ> <TXF FR=0001 …> 要約のテキストデータ…

(注) C D - R O M公開公報発行前の公報に対する全文訂正では、訂正された公報の全文部分をイメージフレームで構成する。

(b) 書誌的事項の記録順序

明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合の、訂正公報固有の書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.3.3-3に示す。この部分にはI N I Dコードは付けない。

(3) 同一の公開公報に対する分類誤載による訂正と分類誤載による全文訂正が同一のCD-ROMに記録される場合

同一の公開公報に対する分類誤載による訂正((1)参照)と分類誤載による全文訂正((2)参照)とは、紙公報ではそれぞれ別の部門区分の合本に記載されるが、本仕様では同一のCD-ROM中に記録する場合がある。その場合、最初に分類誤載による訂正を記録し、改ページ後、分類誤載による全文訂正固有の書誌的事項を記録し、さらに改ページ後、訂正された公開特許(実用新案)公報の全文を記録する。

分類誤載による訂正及び分類誤載による全文訂正固有の書誌的事項が、それぞれ1ページに納まる場合の、タグの構成は次のようになる。

<SDO BIJ> <DP N=0001> <TXF …> 分類誤載による訂正のテキストデータ
 <DP N=0002> <TXF …> 分類誤載による全文訂正固有の書誌的事項のテキストデータ
 <DP N=0003> <RTI …> 公開特許(実用新案)公報の書誌的事項のテキストデータ
 </RTI> </SDO> <SDO ABJ> <TXF FR=0001 …> 要約のテキストデータ…

表6.3.3-3 公開特許(実用新案)公報関連の明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子(訂正公報固有部分)

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	特許出願公開番号または 実用新案登録出願公開番号	【公開番号】	○
5	公開日	【公開日】	○
6	年通号数	【年通号数】	○
7	出願番号	【出願番号】	○
8	訂正要旨	【訂正要旨】	○
9	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号 の対	【国際特許分類第7版】 (注2)	○
10	F I	【F I】	
11	長大データCD-ROM	【公開・登録公報長大データCD-ROM】	
12	記	【記】	○

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【公開番号】の間は、1行空ける。

(注2) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。

6.3.4 公開特許(実用新案)公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマット

公開特許(実用新案)公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマットを以下に示す。

正誤表は他の公報と異なり、CD-ROMに記録する公開特許公報または公開実用新案公報単位にまとめて1ファイルとする。

(1) タグの構成

最初に正誤表の記載に対応する公報の公開番号をテキストデータで記録し、改ページ後、正誤表をイメージデータで記録する。

正誤表の記載に対応する公報の公開番号が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。

```
<SDO AMJ>
<DP N=0001>
<TXF FR=0001 ...>
  【正誤表】 CRLF
  【公開番号】 CRLF
  特開平11-324567 CRLF
  特開平11-325678 CRLF
  特開2000-123567 (P2000-123567A) CRLF
  特開2000-123678 (P2000-123678A) CRLF
  :
  } 1 ページ目

<DP N=0002>
<EMI ID=000001 ...> } 2 ページ目

<DP N=0003>
<EMI ID=000002 ...> } 3 ページ目 (データがある場合)
  :

</SDO>
```

6.4 公告公報関連のテキストファイルフォーマット

6.4.1 特許（登録実用新案）審判請求公告のテキストファイルフォーマット

特許（登録実用新案）審判請求公告のテキストファイルのフォーマットを、論理要素別（『図6.1-1 公報種別毎の論理構造』参照）に以下に示す。

特許審判請求公告のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。登録実用新案審判請求公告は公報名を除き、特許審判請求公告とほぼ同じ構成のテキストファイルになる。

(1) 書誌的事項

(a) テキストデータとイメージデータの関係

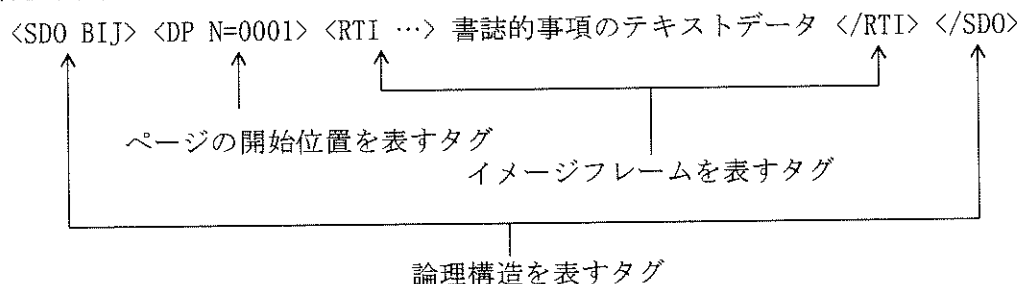
書誌的事項の部分は、テキストデータとイメージデータの両方で記録する。標準レイアウトで表示する場合には、イメージファイルに記録されたイメージデータを用い、標準レイアウトで表示する必要のない場合には、テキストファイルに記録されたテキストデータを用いることを想定している。

テキストデータは、書誌の全ての情報をこの部分に記録する。イメージデータは、標準レイアウトの第1頁の書誌的事項の部分（発明の名称まで）を記録するので、全ての情報とは限らない（標準レイアウトでは第1頁に入りきれないデータが明細書の後に“第1頁の続き”として記載される場合がある）。両者の関係は次のようになる。

テキストデータの情報 = イメージデータの情報 + 書誌的事項の溢れ部分の情報

(b) タグの構成

書誌的事項部分のタグの構成は次のようになる。この他のタグは用いない。



(c) 書誌的事項のフォーマット

書誌的事項のテキストデータについては、特許（実用新案）公報におけるテキストデータのフォーマットと同一とする。なお、請求人については、出願人のフォーマットに準じたものとする。

(d) 書誌的事項の記録順序

書誌的事項の記録順序及びI N I Dコードと識別子を表6.4.1-1に示す。

表6.4.1-1 特許（登録実用新案）審判請求公告の書誌的
事項の記録順序及びINIDコードと識別子

No	書 誌 的 事 項	I N I Dコードと識別子	必須 項目
1	発行国	(19) 【発行国】	○
2	公報種別	(12) 【公報種別】	○
3	特許審判請求公告番号または 登録実用新案審判請求公告番号	(11) 【請求公告番号】	○
4	請求公告日	(24) (45) 【請求公告日】	○
5	発明の名称または 考案の名称	(54) 【発明の名称】 または (54) 【考案の名称】	○
6	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号	(51) 【国際特許分類第7版】 (注1)	○
7	F I	【F I】	
8	全頁数	【全頁数】	○
9	審判番号	【審判番号】	○
10	審判請求日	【審判請求日】	○
11	事件表示	【事件表示】	○
12	請求人	(70) 【請求人】、【識別番号】、【受 託者】、【氏名又は名称】、【氏名又 は名称原語表記】、【住所又は居所】 【住所又は居所原語表記】 【営業所】	○ (注2)
13	個別代理の代理人	(74) 【上記○名の代理人】または (74) 【上記○名の指定代理人】または (74) 【上記○名の復代理人】または (74) 【上記○名の法定代理人】、 【識別番号】、【弁理士】または【弁 護士】、【氏名又は名称】 (注3, 4)	
14	代理人	(74) 【代理人】または (74) 【指定代理人】または (74) 【復代理人】または (74) 【法定代理人】、 【識別番号】、【弁理士】または 【弁護士】、【氏名又は名称】 (注4)	
15	審判の合議体	【審判の合議体】、 【審判長】、【審判官】	○

備考1：請求人は繰り返しがあり得る。また、請求人と個別代理の代理人は、この順序の組
の繰り返しがあり得る。

備考2：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他
の項目は現れない場合がある。

(注1) I P C の版が変われば、それに応じて変更する。

(注2) 【受託者】は、該当する場合にのみ使用する。

(注3) “○名”の部分は、代理している出願人の人数を示す。

(注4) 【弁理士】、【弁護士】は、該当する場合にのみ使用する。

(2) 審判請求の要旨

審判請求の要旨部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム（イメージデータがある場合）で構成する。

審判請求の要旨を表すタグ〈SD0 DTJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(3) その他の論理要素

その他の論理要素のフォーマットは、特許（実用新案）公報のフォーマットと同様である。

6.4.2 公告特許（実用新案）公報関連の補正公報のテキストファイルフォーマット

公告特許（実用新案）公報関連の補正公報のテキストファイルフォーマットを、論理要素別（『図6.1-1 公報種別毎の論理構造』参照）に以下に示す。

公告特許（実用新案）公報関連の補正公報のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。

(1) 書誌的事項

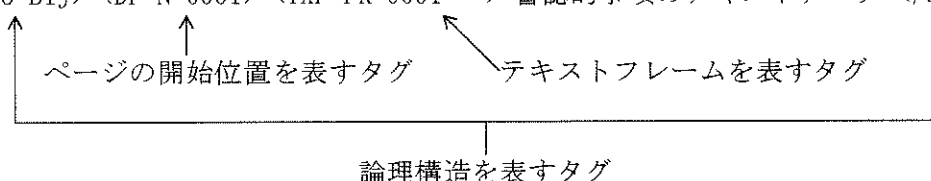
(a) タグの構成

書誌的事項部分はテキストデータだけで記録する。

標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。

書誌的事項部分が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。この他のタグは用いない。

<SDO BIJ> <DP N=0001> <TXF FR=0001 …> 書誌的事項のテキストデータ </SDO>



(b) 書誌的事項の記録順序

書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.4.2-1に示す。補正公報の書誌的事項には、I N I Dコードは付けない。

表6.4.2-1 公告特許（実用新案）公報関連の補正公報の
書誌的事項の記録順序及び識別子

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	特許出願公告番号または 実用新案登録出願公告番号	【公告番号】	○
5	公告日	【公告日】	○
6	年通号数	【年通号数】	○
7	出願番号	【出願番号】	○
8	特許番号または 実用新案登録番号	【特許番号】または 【実用新案登録番号】	○
9	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号	【国際特許分類第7版】 (注2)	○
10	F I	【F I】	

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【公告番号】の間は、1行空ける。

(注2) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。

(2) 手続補正書

手続補正書の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム（イメージデータがある場合）で構成する。

手続補正書を表すタグ <SDO AMJ> と </SDO> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

6.4.3 公告特許（実用新案）公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマット

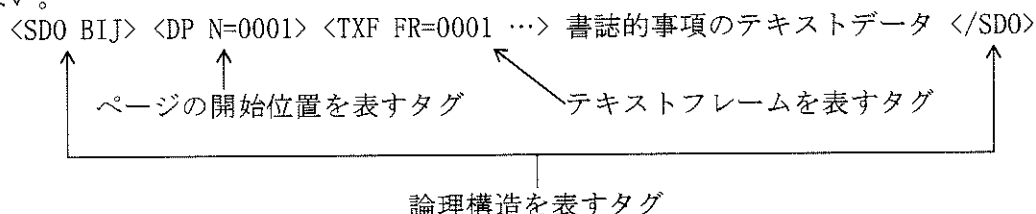
公告特許（実用新案）公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマットを以下に示す。
 公告特許（実用新案）公報関連の訂正公報のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。

(1) 補正の掲載の訂正（取消し）の場合

補正の掲載を取消す場合、訂正公報は書誌的事項部分だけで構成し、テキストデータで記録する。

(a) タグの構成

標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。
 書誌的事項部分が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。この他のタグは用いない。



(b) 書誌的事項の記録順序

書誌的事項のみの訂正の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.4.3-1に示す。
 訂正公報の書誌的事項には、I N I Dコードは付けない。

表6.4.3-1 公告特許（実用新案）公報関連の補正の掲載の訂正（取消し）
 の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	特許（実用新案登録）出願公告番号または 特許（登録実用新案）審判請求公告番号	【公告番号】または 【請求公告番号】	○
5	公告日または 請求公告日	【公告日】または 【請求公告日】	○
6	年通号数	【年通号数】	○
7	出願番号	【出願番号】	○
8	訂正要旨	【訂正要旨】	○
9	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号	【国際特許分類第7版】 (注2)	○
10	F I	【F I】	

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【公告番号】または【請求公告番号】の間は、1行空ける。

(注2) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。

(2) 全文訂正の場合

明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合、最初に訂正公報固有の書誌的事項を記録し、改ページ後、訂正された特許（実用新案）公報、公告特許（登録実用新案）審判請求公告または補正公報の全文を記録する。

(a) タグの構成

論理構造の書誌的事項部分に、訂正公報固有の書誌的事項のデータと、公告特許（実用新案）公報、特許（登録実用新案）審判請求公告または補正公報の書誌的事項のデータを、合わせて記録する。

訂正公報固有の書誌的事項のデータが1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。

<SD0 BIJ> <DP N=0001> <TXF …> 訂正公報固有の書誌的事項のテキストデータ
<DP N=0002> <RTI …> 公告特許（実用新案）公報、特許（登録実用新案）審判請求公告
または補正公報の書誌的事項のテキストデータ </RTI> </SD0> 書誌的事項以降の論
理要素が続く

(b) 書誌的事項の記録順序

明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合の、訂正公報固有の書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.4.3-2に示す。この部分にはI N I Dコードは付けない。

表6.4.3-2 公告特許（実用新案）公報関連の全文訂正の場合の書誌的
事項の記録順序及び識別子（訂正公報固有部分）

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須 項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	特許（実用新案登録）出願公告番号または 特許（登録実用新案）審判請求公告番号	【公告番号】または 【請求公告番号】	○
5	公告日または 請求公告日	【公告日】または 【請求公告日】	○
6	年通号数	【年通号数】	○
7	出願番号	【出願番号】	○
8	訂正要旨	【訂正要旨】	○
9	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号	【国際特許分類第7版】 (注2)	○
10	F I	【F I】	
11	記	【記】	○

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【公告番号】または【請求公告番号】の間は、1行空ける。

(注2) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。

(c) 訂正公報固有の書誌的事項に続く公告特許（実用新案）公報のフォーマット

訂正公報固有の書誌的事項に続く公告特許（実用新案）公報の全文訂正の記録順序及び
I N I Dコードと識別子を表6.4.3-3に示す。

表6.4.3-3 公告特許（実用新案）公報の書誌的事項の記録順序
及びI N I Dコードと識別子（1/2）

No	書 誌 的 事 項	I N I Dコードと識別子	必須 項目
1	発行国	(19) 【発行国】	○
2	公報種別	(12) 【公報種別】	○
3	特許出願公告番号または 実用新案登録出願公告番号	(11) 【公告番号】	○
4	公告日	(24) (44) 【公告日】	○
5	発明の名称または 考案の名称	(54) 【発明の名称】または (54) 【考案の名称】	○
6	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号	(51) 【国際特許分類第7版】 (注1)	○
7	F I	【F I】	
8	請求項の数または 発明の数	【請求項の数】または 【発明の数】 (注2)	
9	全頁数	【全頁数】	○
10	出願番号	(21) 【出願番号】	○
11	分割の表示または 出願変更の表示	(62) 【分割の表示】または 【出願変更の表示】	

表6.4.3-3 公告特許（実用新案）公報の書誌的事項の記録順序
及びINIDコードと識別子（2/2）

No	書 誌 的 事 項	INIDコードと識別子	必須項目
12	出願日	(22)【出願日】または (86)(22)【出願日】	○
13	公開番号または 公表番号	(65)【公開番号】または (65)【公表番号】	
14	公開日または公表日	(43)【公開日】または(43)【公表日】	
15	国際出願番号	(86)【国際出願番号】	
16	国際公開番号	(87)【国際公開番号】	
17	国際公開日	(87)【国際公開日】	
18	審判番号	【審判番号】	
19	優先権主張番号	(31)【優先権主張番号】	
20	優先日	(32)【優先日】	
21	優先権主張国	(33)【優先権主張国】	
22	新規性喪失の例外の表示	【新規性喪失の例外の表示】	
23	微生物の受託番号	【微生物の受託番号】	
24	権利譲渡または実施許諾の表示	【実施許諾】	
25	早期審査（早期審理）対象出願	【早期審査対象出願】または 【早期審理対象出願】	
26	前置審査に継続中の表示	【前置審査継続中】	
27	出願人 (注3)	(71)【出願人】、【識別番号】、 【受託者】、【氏名又は名称】、【氏名 又は名称原語表記】、【住所又は居所】 【住所又は居所原語表記】、【営業所】	○
28	個別代理の代理人	(74)【上記○名の代理人】または (74)【上記○名の指定代理人】または (74)【上記○名の復代理人】または (74)【上記○名の法定代理人】、 【弁理士】または【弁護士】、 【氏名又は名称】 (注4, 5)	
29	発明者または 考案者	(72)【発明者】または(72)【考案者】、 【氏名】、【住所又は居所】	○
30	代理人	(74)【代理人】または (74)【指定代理人】または (74)【復代理人】または (74)【法定代理人】、 【弁理士】または【弁護士】、 【氏名又は名称】 (注5)	
31	審査官	【審査官】	
32	審判の合議体	【審判の合議体】、 【審判長】、【審判官】	
33	協議が成立した旨の公告	【協議】、【氏名又は名称】、 【住所又は居所】、【氏名】	
34	参考文献	(56)【参考文献】、【文献】	

備考1：微生物の受託番号と出願人と発明者または考案者は、それぞれ繰り返しがあり得る。
優先権主張番号と優先日と優先権主張国は、この順序の組の繰り返しがあり得る。
出願人と個別代理の代理人は、この順序の組の繰り返しがあり得る。

備考2：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。

(注2) 【発明の数】は、昭和62年12月31日以前の特許法の適用を受ける出願の場合に用いる。昭和62年12月31日以前の実用新案法の適用を受ける出願においては、この項目は現れない。

(注3) 【受託者】、【氏名又は名称原語表記】、【住所又は居所原語表記】、【営業所】は、該当する場合にのみ使用する。

(注4) “○名”の部分は、代理している出願人の人数を示す。

(注5) 【弁理士】、【弁護士】は、該当する場合にのみ使用する。

6.4.4 公告特許（実用新案）公報関連の正誤表のテキストファイル フォーマット

公告特許（実用新案）公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマットを以下に示す。

正誤表は他の公報と異なり、CD-ROMに記録する公告特許公報または公告実用新案公報
単位にまとめて1ファイルとする。

(1) タグの構成

最初に正誤表の記載に対応する公報の公告番号をテキストデータで記録し、改ページ後、正
誤表をイメージデータで記録する。

正誤表の記載に対応する公報の番号が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。

<SD0 AMJ>	
<DP N=0001>	
<TXF FR=0001 ...>	
【正誤表】 CRLF	
【公告番号】 CRLF	
特公平6-123456 CRLF	} 1 ページ目
特公平6-123567 CRLF	
特公平6-123678 CRLF	
⋮	
<DP N=0002>	
<EMI ID=000001 ...>	} 2 ページ目
<DP N=0003>	
<EMI ID=000002 ...>	} 3 ページ目（データがある場合）
⋮	
</SD0>	

6.5.1 登録実用新案公報のテキストファイルフォーマット

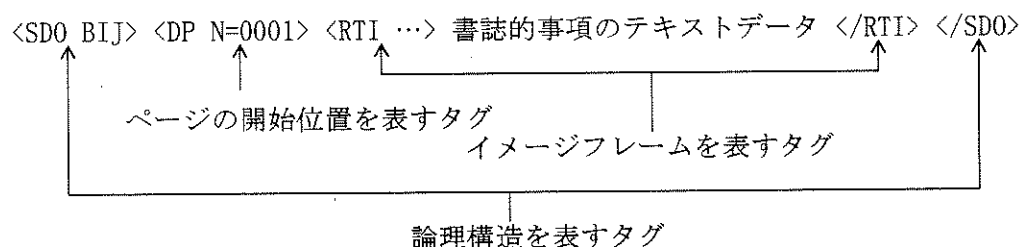
登録実用新案公報のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。

(a) テキストデータとイメージデータの関係

テキストデータは、書誌の全ての情報をこの部分に記録する。イメージデータは、標準レイアウトのフロントページの書誌的事項の部分(考案の名称まで)を記録するので、全ての情報とは限らない(標準レイアウトではフロントページに入りきれないデータが明細書の後に“フロントページの続き”として記載される場合がある)。

$$\text{テキストデータの情報} = \text{イメージデータの情報} + \text{あふれ部分の情報}$$

書誌的事項部分のタグの構成は次のようになる。その他のタグは用いない。



書誌的事項のテキストデータは、以下のフォーマットを基本とする項目の繰り返しである。

項目番号	①	②	③	④
長 　　さ	4	V	V	2
内 容 例	(54)	【考案の名称】	ファクシミリ	CRLF

- ① INIDコード: INIDコードを持つ場合のみ、1バイトコードで記録する。
- ② 識別子: 項目名を“【】”で括って記録する。
- ③ 内容: 書誌的事項の内容を記録する。識別子によっては、内容欄には何も記載されない場合がある。
(51)【国際特許分類第7版】、【FI】の内容は1バイトコード、その他の識別子の内容は2バイトコードで記録する。
- ④ デリミタ: 制御文字 CR LF。

(d) 書誌的事項の記録順序

書誌的事項の記録順序及びI N I Dコードと識別子を表6.5.1-1に示す。

表6.5.1-1 登録実用新案公報の書誌的事項の記録順序
及びI N I Dコードと識別子 (1/2)

No	書 誌 的 事 項	I N I Dコードと識別子	必須 項目
1	発行国	(19)【発行国】	○
2	公報種別	(12)【公報種別】	○
3	実用新案登録番号	(11)【登録番号】	○
4	登録日	(24)【登録日】	○
5	登録公報発行日	(45)【発行日】	○
6	考案の名称	(54)【考案の名称】	○
7	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号 の対	(51)【国際特許分類第7版】 (注1)	○
8	F I	【F I】	
9	評価書の請求	【評価書の請求】	○
10	請求項の数	【請求項の数】	○
11	出願形態	【出願形態】	
12	外国語出願	【外国語出願】	
13	全頁数	【全頁数】	○
14	出願番号	(21)【出願番号】	○
15	分割の表示または 出願変更の表示	(62)【分割の表示】または 【出願変更の表示】	
16	出願日	(22)【出願日】または (86)(22)【出願日】 (注2)	○
17	国際出願番号	(86)【国際出願番号】	
18	国際公開番号	(87)【国際公開番号】	
19	国際公開日	(87)【国際公開日】	
20	優先権主張番号	(31)【優先権主張番号】	
21	優先日	(32)【優先日】	
22	優先権主張国	(33)【優先権主張国】	
23	新規性喪失の例外の表示	【新規性喪失の例外の表示】	
24	微生物の受託番号	【微生物の受託番号】	
25	権利譲渡または実施許諾の表示	【実施許諾】	
26	公序良俗違反の表示	【公序良俗違反の表示】	
27	産業活力再生特別措置法30条適用出願	【産業再生法】	
28	実用新案権者	(73)【実用新案権者】、【識別番号】 【受託者】、【氏名又は名称】、 【氏名又は名称原語表記】、 【住所又は居所】、 【住所又は居所原語表記】、 【営業所】 (注3)	○

表6.5.1-1 登録実用新案公報の書誌的事項の記録順序
及びINIDコードと識別子(2/2)

No	書 誌 的 事 項	INIDコードと識別子	必須項目
29	個別代理の代理人	(74)【上記〇名の代理人】または (74)【上記〇名の指定代理人】または (74)【上記〇名の復代理人】または (74)【上記〇名の法定代理人】、 【識別番号】、【弁理士】または 【弁護士】、【氏名又は名称】(注4, 5)	
30	考案者	(72)【考案者】、【氏名】、 【住所又は居所】	○
31	代理人	(74)【代理人】または (74)【指定代理人】または (74)【復代理人】または (74)【法定代理人】、 【識別番号】、【弁理士】または 【弁護士】、【氏名又は名称】(注5)	

備考1：新規性喪失の例外の表示、微生物の受託番号、実用新案権者、考案者は、それぞれ繰り返しが有り得る。

優先権主張番号、優先日、優先権主張国は、この順序の組の繰り返しが有り得る。
実用新案権者、個別代理の代理人は、この順序の組の繰り返しが有り得る。

備考2：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) IPCの版が変われば、それに応じて変更する。

(注2) (86)(22)【出願日】は、国際出願の場合に使用する。

(注3) 【受託者】、【氏名又は名称原語表記】、【住所又は居所原語表記】、【営業所】は、該当する場合にのみ使用する。

(注4) “〇名”の部分、代理している実用新案権者の人数を示す。

(注5) 【弁理士】、【弁護士】は、該当する場合にのみ使用する。

(e) 公開公報のテキストファイルフォーマットの準用

国際特許分類、FI、個別代理の代理人、代理人及び考案者のフォーマットは、公開公報のテキストファイルフォーマットと同一とする。

(f) 実用新案権者のフォーマット

実用新案権者は、識別子【実用新案権者】の後に制御文字 CR LFを記録し、次行の先頭から表6.5.1-1の識別子の欄に示す【識別番号】以下の識別子を基本フォーマットに従って記録する。ただし、【受託者】、【氏名又は名称原語表記】、【住所又は居所原語表記】及び【営業所】は、該当する場合にのみ記録する。また、【受託者】には内容はなく識別子だけの記録となる。

〔例〕

(73)【実用新案権者】CRLF

【識別番号】090000011 CRLF

【氏名又は名称】日本特許発明株式会社 CRLF

【住所又は居所】東京都千代田区霞が関1-1-1 CRLF

(g) 標準レイアウトとの相違点

上記以外の標準レイアウトとの相違点を以下に示す。

- (2) 要約

<SDO ABJ> <TXF ...> 要約文のテキストデータ <EMI ...> </SDO>
 ↑ ↑ ↑
 要約文が入るテキスト フレームを表すタグ 選択図が入るイメージ フレームを表すタグ
 論理構造を表すタグ

(3) 実用新案登録請求の範囲

実用新案登録請求の範囲を表すタグ <SD0 CLJ> と </SD0> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(4) 図面の簡単な説明

図面の簡単な説明を表すタグ <SD0 EDJ> と </SD0> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

なお、国際出願による実用新案登録出願に基づく登録実用新案公報には、図面の簡単な説明は存在しない。

(5) 図面

図面の部分は、図番をテキストフレームとし、図をイメージフレームとする。

(6) 手續補正書

手続補正書を表すタグ<SDO AMJ>と</SDO>の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

なお、考案の詳細な説明に対する手続補正は、考案の詳細な説明部分に記録する。(4参照)

(7) あふれ部分

標準レイアウトの“フロントページの続き”部分を記録する。標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。各項目のフォーマットは、(1)書誌の事項部分と異なり、標準レイアウトのフォーマットで記録する。

あふれ部分先頭の罫線、及びその次の行の“フロントページの続き”も文字データとして記録する。

(8) 考案の詳細な説明

考案の詳細な説明の部分は、電子出願時のレイアウトに準じて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

考案の詳細な説明を表すタグ〈SD0 DEJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

考案の詳細な説明部分に対する手続補正がある場合、考案の詳細な説明を表すタグ〈SD0 DEJ〉と〈/SD0〉の間に、考案の詳細な説明部分のテキストデータの後に続けて、手続補正部分のテキストデータを記録する。

6.5.2 登録実用新案公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマット

登録実用新案公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマットを以下に示す。

登録実用新案公報関連の訂正公報のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。

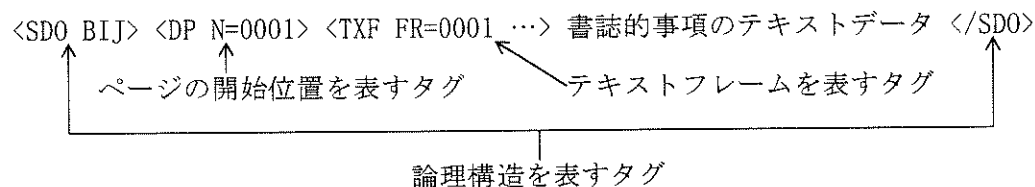
(1) 錯誤による取消の場合

錯誤による取消の場合、訂正公報は書誌的事項部分だけで構成し、テキストデータで記録する。

(a) タグの構成

標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。

書誌的事項部分が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。その他のタグは用いない。



(b) 書誌的事項の記録順序

錯誤による取消の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.5.2-1に示す。訂正公報の書誌的事項には、I N I Dコードは付けない。

表6.5.2-1 登録実用新案公報関連の錯誤による取消の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	実用新案登録番号	【登録番号】	○
5	登録日	【登録日】	○
6	登録公報発行日	【登録公報発行日】	○
7	年通号数	【年通号数】	○
8	出願番号	【出願番号】	○
9	訂正要旨	【訂正要旨】	○
10	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号の対	【国際特許分類第7版】 (注2)	○
11	F I	【F I】	

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【登録番号】の間は、1行空ける。

(注2) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。

(2) 全文訂正の場合

明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合、最初に訂正公報固有の書誌的事項を記録し、改ページ後、訂正された登録実用新案公報の全文を記録する。

(a) タグの構成

論理構造の書誌的事項部分に、訂正公報固有の書誌的事項のデータと登録実用新案公報の書誌的事項のデータを合わせて記録する。

訂正公報固有の書誌的事項のデータが1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。

<SD0 BIJ> <DP N=0001> <TXF …> 訂正公報固有の書誌的事項のテキストデータ
 <DP N=0002> <RTI …> 登録実用新案公報の書誌的事項のテキストデータ </RTI> </SD0>
 <SD0 ABJ> <TXF FR=0001 …> 要約のテキストデータ…

(b) 書誌的事項の記録順序

明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合の、訂正公報固有の書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.5.2-2に示す。この部分にはI N I Dコードは付けない。

表6.5.2-2 登録実用新案公報関連の全文訂正の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子（訂正公報固有部分）

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	実用新案登録番号	【登録番号】	○
5	登録日	【登録日】	○
6	登録公報発行日	【登録公報発行日】	○
7	年通号数	【年通号数】	○
8	出願番号	【出願番号】	○
9	訂正要旨	【訂正要旨】	○
10	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号の対	【国際特許分類第7版】 (注2)	○
11	F I	【F I】	
12	記	【記】	○

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【登録番号】の間は、1行空ける。

(注2) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。

6.5.3 登録実用新案公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマット

登録実用新案公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマットを以下に示す。

正誤表は他の公報と異なり、CD-ROMに記録する登録実用新案公報単位にまとめて1ファイルとする。

(1) タグの構成

最初に正誤表の記載に対応する公報の登録番号をテキストデータで記録し、改ページ後、正誤表をイメージデータで記録する。

正誤表の記載に対応する公報の登録番号が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。

<SD0 AMJ>	
<DP N=0001>	
<TXF FR=0001 ...>	
【正誤表】CRLF	
【登録番号】CRLF	
実登3056789 CRLF	} 1 ページ目
実登3067891 CRLF	
実用新案登録第3124567号 (U3124567) CRLF	
実用新案登録第3134578号 (U3134578) CRLF	
⋮	
<DP N=0002>	} 2 ページ目
<EMI ID=000001 ...>	
<DP N=0003>	} 3 ページ目 (データがある場合)
<EMI ID=000002 ...>	
⋮	
</SD0>	

6.6 公表公報のテキストファイルフォーマット

6.6.1 公表特許（実用新案）公報のテキストファイルフォーマット

公表特許（実用新案）公報のテキストファイルのフォーマットを、論理要素別（『図6.1-1 公報種別毎の論理構造』参照）に以下に示す。

公表特許公報のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。

(1) 書誌的事項

(a) テキストデータとイメージデータの関係

書誌的事項の部分は、テキストデータとイメージデータの両方で記録する。標準レイアウトで表示する場合には、イメージファイルに記録されたイメージデータを用い、標準レイアウトで表示する必要のない場合には、テキストファイルに記録されたテキストデータを用いることを想定している。

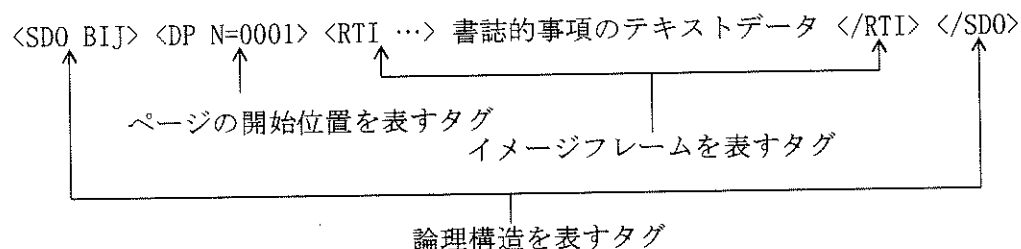
テキストデータは、書誌の全ての情報をこの部分に記録する。イメージデータは、標準レイアウトのフロントページの書誌的事項の部分（発明の名称まで）を記録するので、全ての情報とは限らない（標準レイアウトではフロントページに入りきれないデータが明細書の後に“フロントページの続き”として記載される場合がある）。

両者の関係は次のようになる。

テキストデータの情報 = イメージデータの情報 + あふれ部分の情報

(b) タグの構成

書誌的事項部分のタグの構成は次のようになる。その他のタグは用いない。



(c) 書誌的事項の基本フォーマット

書誌的事項のテキストデータは、以下のフォーマットを基本とする項目の繰り返しである。

項目番号	①	②	③	④
長さ	4	V	V	2
内容例	(54)	【発明の名称】	ファクシミリ	CRLF

① INIDコード： INIDコードを持つ場合のみ、1バイトコードで記録する。

② 識別子： 項目名を“【】”で括って記録する。

③ 内容： 書誌的事項の内容を記録する。識別子によっては、内容欄には何も記載されない場合がある。

(51) 【国際特許分類第7版】、【FI】、【テーマコード（参考）】、【Fターム（参考）】の内容は1バイトコード、その他の識別子の内容は2バイトコードで記録する。

④ デリミタ： 制御文字 CR LF。

(d) 書誌的事項の記録順序

書誌的事項の記録順序及び I N I D コードと識別子を表 6. 6. 1-1 に示す。

表 6. 6. 1-1 公表特許（実用新案）公報の書誌的事項の
記録順序及び I N I D コードと識別子（1/2）

No	書 誌 的 事 項	I N I D コードと識別子	必須 項目
1	発行国	(19) 【発行国】	○
2	公報種別	(12) 【公報種別】	○
3	特許出願公表番号	(11) 【公表番号】	○
4	公表日	(43) 【公表日】	○
5	発明（考案）の名称	(54) 【発明の名称】または (54) 【考案の名称】	○
6	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号 の対	(51) 【国際特許分類第 7 版】 (注1)	○
7	F I	【F I】	
8	審査請求	【審査請求】	○
9	予備審査請求	【予備審査請求】	
10	全頁数	【全頁数】	○
11	出願番号	(21) 【出願番号】	○
12	分割の表示または 出願変更の表示	(62) 【分割の表示】 または 【出願変更の表示】	
13	出願日	(86) (22) 【出願日】	○
14	翻訳文提出日	(85) 【翻訳文提出日】	○
15	国際出願番号	(86) 【国際出願番号】	○
16	国際公開番号	(87) 【国際公開番号】	○
17	国際公開日	(87) 【国際公開日】	○
18	優先権主張番号	(31) 【優先権主張番号】	
19	優先日	(32) 【優先日】	
20	優先権主張国	(33) 【優先権主張国】	
21	指定国	(81) 【指定国】	○
22	新規性喪失の例外の表示	【新規性喪失の例外の表示】	
23	公序良俗違反の表示	【公序良俗違反の表示】	
24	産業活力再生特別措置法 30 条適用出願	【産業再生法】	
25	長大データ C D - R O M	【公開・登録公報長大データ C D - R O M】	
26	出願人	(71) 【出願人】、【受託者】、 【氏名又は名称】、 【氏名又は名称原語表記】、 【住所又は居所】、 【住所又は居所原語表記】、 【営業所】 (注2)	○

表6.6.1-1 公表特許公報の書誌的事項の記録順序及び
INIDコードと識別子(2/2)

No	書 誌 的 事 項	INIDコードと識別子	必須 項目
27	個別代理の代理人	(74)【上記○名の代理人】または (74)【上記○名の指定代理人】または (74)【上記○名の復代理人】または (74)【上記○名の法定代理人】、 【弁理士】または【弁護士】、 【氏名又は名称】 (注3, 4)	
28	発明者または 考案者	(72)【発明者】または(72)【考案者】、 【氏名】、【住所又は居所】	○
29	代理人	(74)【代理人】または (74)【指定代理人】または (74)【復代理人】または (74)【法定代理人】、 【弁理士】または【弁護士】、 【氏名又は名称】 (注4)	
30	テーマコード	【テーマコード(参考)】	
31	Fターム	【Fターム(参考)】	

備考1：新規性喪失の例外の表示、出願人、発明者または考案者は、それぞれ繰り返しがあ
り得る。

優先権主張番号、優先日、優先権主張国は、この順序の組の繰り返しが有り得る。
出願人、個別代理の代理人は、この順序の組の繰り返しが有り得る。

備考2：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他
の項目は現れない場合がある。

(注1) IPCの版が変われば、それに応じて変更する。

(注2) 【受託者】、【氏名又は名称原語表記】、【住所又は居所原語表記】、【営業所】
は、該当する場合にのみ使用する。

(注3) “○名”の部分は、代理している出願人の人数を示す。

(注4) 【弁理士】、【弁護士】は、該当する場合にのみ使用する。

(e) 公開公報のテキストファイルフォーマットの準用

国際特許分類、FI、テーマコード、Fターム、出願人、個別代理の代理人、代理人、発
明者(考案者)のフォーマットは、公開公報のテキストファイルフォーマットと同一とする。

(f) 標準レイアウトとの相違点

上記以外の標準レイアウトとの相違点を以下に示す。

- ① 罫線はテキストデータに含まない。
- ② “最終頁に続く”はテキストデータに含まない。

(2) 要約

要約部分は、要約文をテキストデータとイメージデータの両方で、選択図をイメージデータ
で記録する。要約文は、標準レイアウトで表示する場合にはイメージデータを用い、標準レイ
アウトで表示する必要のない場合にはテキストファイルに記録されたテキストデータを用いる
ことを想定している。

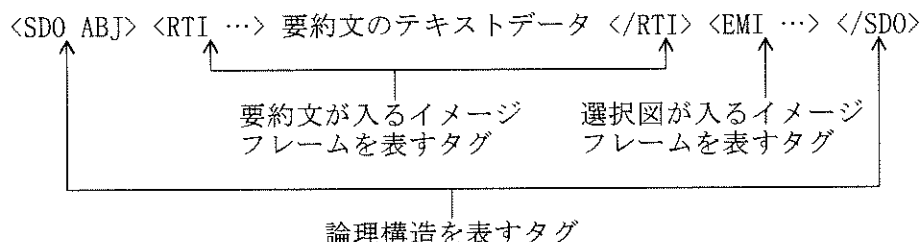
要約文のテキストデータには、要約文の全ての情報を記録する。要約文のイメージデータに
は、標準レイアウトのフロントページの要約文の部分の情報を記録するので、全ての情報とは限らな
い(標準レイアウトではフロントページに入りきらないデータが明細書の後に“フロントページ

の続き”として記載される場合がある)。

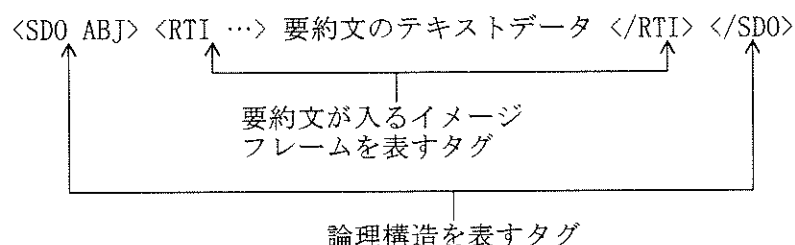
両者の関係は次のようになる。

要約文のテキストデータの情報 = 要約文のイメージデータの情報 +
あふれ部分中の【要約】部分の情報

選択図がある場合の要約部分のタグの構成例は次のようになる。



また選択図がなく要約文が左段に納まらない場合は、右段の選択図の領域も使用する。その場合の要約部分のタグの構成例は次のようになる。



要約文のテキストデータ中には、制御機能を表すタグ、外字を表すタグ、化学構造式等のイメージフレームを表すタグが入る。

配列表が長大データCD-ROMに収録されている場合は、“【配列表】”のデリミタの直後に改行し、“配列表は公開・登録公報長大データCD-ROM「13(2001)-001(001)」を参照”を記録する。

(3) 特許（実用新案登録）請求の範囲

特許請求の範囲の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

特許請求の範囲を表すタグ <SDO CLJ> と </SDO> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(4) 発明（考案）の詳細な説明

発明（考案）の詳細な説明の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

発明（考案）の詳細な説明を表すタグ <SDO DEJ> と </SDO> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(5) 図面

図面の部分は、図番をテキストフレームとし、図をイメージフレームとする。

(6) 手続補正書

手続補正書の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム（イメージデータがある場合）で構成する。

手続補正書を表すタグ〈SDO AMJ〉と〈/SDO〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(7) サーチレポート

サーチレポートの部分は、1つ以上のテキストフレームとイメージフレームで構成する。

サーチレポートを表すタグ〈SDO SRJ〉と〈/SDO〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

ただし当面は、サーチレポートを掲載する旨を示す“【国際調査報告】”をテキストデータで、報告書本体はイメージデータで記録する。

(8) あふれ部分

標準レイアウトの“フロントページの続き”部分を記録する。標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレームで構成する。各項目のフォーマットは、(1) 書誌的事項部分や、(2) 要約部分と異なり、標準レイアウトのフォーマットで記録する。

あふれ部分先頭の罫線、及びその次の行の“フロントページの続き”も文字データとして記録する。

6.6.2 公表特許公報関連の補正公報のテキストファイルフォーマット

公表特許公報関連の補正公報のテキストファイルフォーマットを、論理要素別(『図6.1-1 公報種別毎の論理構造』参照)に以下に示す。

公表特許公報関連の補正公報のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。

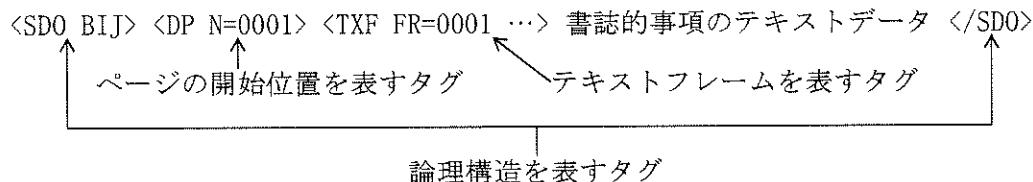
(1) 書誌的事項

(a) タグの構成

書誌的事項部分はテキストデータだけで記録する。

標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。

書誌的事項部分が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。その他のタグは用いない。



(b) 書誌的事項の記録順序

書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.6.2-1に示す。

補正公報の書誌的事項には、I N I Dコードは付けない。

表6.6.2-1 公表特許公報関連の補正公報の
書誌的事項の記録順序及び識別子

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	特許出願公表番号または 実用新案出願公表番号	【公表番号】	○
5	公表日	【公表日】	○
6	年通号数	【年通号数】 (注2)	○
7	出願番号	【出願番号】	○
8	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号 の対	【国際特許分類第7版】 (注3)	○
9	F I	【F I】	
10	長大データCD-ROM	【公開・登録公報長大データCD-ROM】	

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【公表番号】の間は、1行空ける。

(注2) CD-ROM公表特許(実用新案)公報発行前の公報に対する補正公報では、内容を省略する。

(注3) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。

(2) 手続補正書

手続補正書の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

手続補正書を表すタグ〈SD0 AMJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

6.6.3 公表特許(実用新案)公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマット

公表特許(実用新案)公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマットを以下に示す。

公表特許(実用新案)公報関連の訂正公報のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。

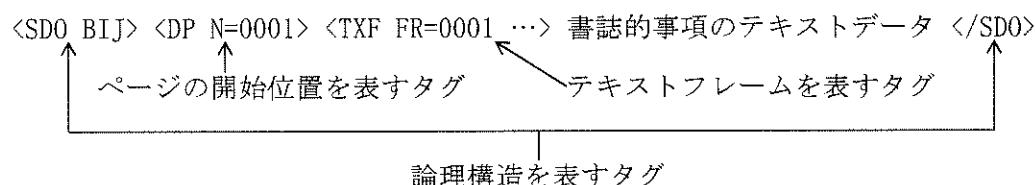
(1) 錯誤による取消の場合

錯誤による取消の場合、訂正公報は書誌的事項部分だけで構成し、テキストデータで記録する。

(a) タグの構成

標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。

書誌的事項部分が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。その他のタグは用いない。



(b) 書誌的事項の記録順序

錯誤による取消の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.6.3-1に示す。訂正公報の書誌的事項には、I N I Dコードは付けない。

表6.6.3-1 公表特許(実用新案)公報関連の錯誤による取消の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	特許出願公表番号または 実用新案出願公表番号	【公表番号】	○
5	公表日	【公表日】	○
6	年通号数	【年通号数】 (注2)	○
7	出願番号	【出願番号】	○
8	訂正要旨	【訂正要旨】	○
9	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号 の対	【国際特許分類第7版】 (注3)	○
10	F I	【F I】	

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【公表番号】の間は、1行空ける。

(注2) C D - R O M公表特許(実用新案)公報発行前の公報に対する訂正公報では、内容を省略する。

(注3) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。

(2) 明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合

明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合、最初に訂正公報固有の書誌的事項を記録し、改ページ後、訂正された公表特許(実用新案)公報の全文を記録する。

(a) タグの構成

論理構造の書誌的事項部分に、訂正公報固有の書誌的事項のデータと公表特許(実用新案)公報の書誌的事項のデータを合わせて記録する。

訂正公報固有の書誌的事項のデータが1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。

<SDO BIJ> <DP N=0001> <TXF …> 訂正公報固有の書誌的事項のテキストデータ
<DP N=0002> <RTI …> 公表特許(実用新案)公報の書誌的事項のテキストデータ</RTI>
</SDO> <SDO ABJ> <TXF FR=0001 …> 要約のテキストデータ…

(注) CD-ROMによる公表特許(実用新案)公報発行前の公報に対する全文訂正では、訂正された公報の全文部分をイメージフレームで構成する。

(b) 書誌的事項の記録順序

明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合の、訂正公報固有の書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.6.3-2に示す。この部分にはINIDコードは付けない。

表6.6.3-2 公表特許(実用新案)公報関連の全文訂正の場合の
書誌的事項の記録順序及び識別子(訂正公報固有部分)

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	特許出願公表番号または 実用新案出願公表番号	【公表番号】	○
5	公表日	【公表日】	○
6	年通号数	【年通号数】 (注2)	○
7	出願番号	【出願番号】	○
8	訂正要旨	【訂正要旨】	○
9	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号 の対	【国際特許分類第7版】 (注3)	○
10	F I	【F I】	
11	長大データCD-ROM	【公開・登録公報長大データCD-ROM】	
12	記	【記】	○

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【公表番号】の間は、1行空ける。

(注2) CD-ROM公表特許(実用新案)公報発行前の公報に対する訂正公報では、内容を省略する。

(注3) IPCの版が変われば、それに応じて変更する。

6.6.4 公表特許(実用新案)公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマット

公表特許(実用新案)公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマットを以下に示す。

正誤表は他の公報と異なり、CD-ROMに記録する公表特許公報または公表実用新案公報単位にまとめて1ファイルとする。

(1) タグの構成

最初に正誤表の記載に対応する公報の公表番号をテキストデータで記録し、改ページ後、正誤表をイメージデータで記録する。

正誤表の記載に対応する公報の公表番号が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。

```
<SDO AMJ>
<DP N=0001>
<TXF FR=0001 ...>
  【正誤表】 CRLF
  【公表番号】 CRLF
  特表平11-500123 CRLF
  特表平11-512345 CRLF
  特表2000-512345 (P2000-512345A) CRLF
  特表2000-512356 (P2000-512356A) CRLF
  :
  } 1 ページ目

<DP N=0002>
  } 2 ページ目
<EMI ID=000001 ...>

<DP N=0003>
  } 3 ページ目 (データがある場合)
<EMI ID=000002 ...>
:

</SDO>
```

6.7 再公表のテキストファイルフォーマット

6.7.1 再公表特許のテキストファイルフォーマット

再公表特許のテキストファイルのフォーマットを、論理要素別(『図6.1-1 公報種別毎の論理構造』参照)に以下に示す。

再公表特許(実用)特許のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。

(1) 書誌的事項

(a) テキストデータとイメージデータの関係

書誌的事項の部分は、テキストデータとイメージデータの両方で記録する。標準レイアウトで表示する場合には、イメージファイルに記録されたイメージデータを用い、標準レイアウトで表示する必要のない場合には、テキストファイルに記録されたテキストデータを用いることを想定している。

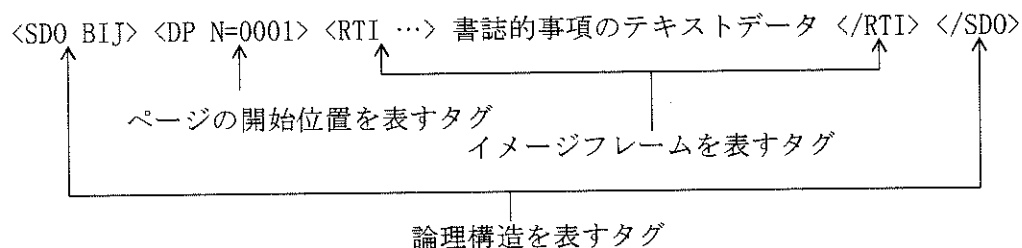
テキストデータは、書誌の全ての情報をこの部分に記録する。イメージデータは、標準レイアウトのフロントページの書誌的事項の部分(発明(考案)の名称まで)を記録するので、全ての情報とは限らない(標準レイアウトではフロントページに入りきらないデータが明細書の後に“フロントページの続き”として記載される場合がある)。

両者の関係は次のようになる。

テキストデータの情報 = イメージデータの情報 + あふれ部分の情報

(b) タグの構成

書誌的事項部分のタグの構成は次のようになる。その他のタグは用いない。



(c) 書誌的事項の基本フォーマット

書誌的事項のテキストデータは、以下のフォーマットを基本とする項目の繰り返しである。

項目番号	①	②	③	④
長さ	4	V	V	2
内容例	(54)	【発明の名称】	ファクシミリ	CRLF

① INIDコード: INIDコードを持つ場合のみ、1バイトコードで記録する。

② 識別子: 項目名を“【】”で括って記録する。

③ 内容: 書誌的事項の内容を記録する。識別子によっては、内容欄には何も記載されない場合がある。

(51) 【国際特許分類第7版】と【FI】の内容は1バイトコード、その他の識別子の内容は2バイトコードで記録する。

④ デリミタ: 制御文字 CR LF。

(d) 書誌的事項の記録順序

書誌的事項の記録順序及び I N I D コードと識別子を表 6. 7. 1-1 に示す。

表 6. 7. 1-1 再公表特許の書誌的事項の記録順序及び
I N I D コードと識別子 (1/2)

No	書 誌 的 事 項	I N I D コードと識別子	必須 項目
1	発行国	(19) 【発行国】	○
2	公報種別	【公報種別】	○
3	国際公開番号	(11) 【国際公開番号】	○
4	発行日	【発行日】	○
5	発明の名称または 考案の名称	(54) 【発明の名称】 または (54) 【考案の名称】	○
6	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号 の対	(51) 【国際特許分類第 7 版】 (注 1, 2)	○
7	F I	【F I】 (注 3)	
8	審査請求	【審査請求】	○
9	予備審査請求	【予備審査請求】	
10	全頁数	【全頁数】	○
11	出願番号	【出願番号】	○
12	国際出願番号	(21) 【国際出願番号】	○
13	国際出願日	(22) 【国際出願日】	○
14	国際公開日	(43) 【国際公開日】	○
15	優先権主張番号	(31) 【優先権主張番号】	
16	優先日	(32) 【優先日】	
17	優先権主張国	(33) 【優先権主張国】	
18	指定国	(81) 【指定国】	○
19	新規性喪失の例外の表示	【新規性喪失の例外の表示】	
20	公序良俗違反の表示	【公序良俗違反の表示】	
21	産業活力再生特別措置法 30 条適用出願	【産業再生法】	
22	出願人	(71) 【出願人】、【受託者】、 【氏名又は名称】、 【氏名又は名称原語表記】、 【住所又は居所】、 【住所又は居所原語表記】、 【営業所】 (注 4)	○
23	個別代理の代理人	(74) 【上記○名の代理人】または (74) 【上記○名の指定代理人】または (74) 【上記○名の復代理人】または (74) 【上記○名の法定代理人】、 【弁理士】または【弁護士】、 【氏名又は名称】 (注 5, 6)	
24	発明者または 考案者	(72) 【発明者】または (72) 【考案者】 【氏名】、【住所又は居所】	○

表6.7.1-1 再公表特許の書誌的事項の記録順序及び
I N I Dコードと識別子 (2/2)

No	書 誌 的 事 項	I N I Dコードと識別子	必須 項目
25	代理人	(74)【代理人】または (74)【指定代理人】または (74)【復代理人】または (74)【法定代理人】、 【弁理士】または【弁護士】、 【氏名又は名称】 (注6)	

備考1：新規性喪失の例外の表示、出願人、発明者は、それぞれ繰り返しがあり得る。
優先権主張番号、優先日、優先権主張国は、この順序の組の繰り返しがあり得る。
出願人、個別代理の代理人は、この順序の組の繰り返しがあり得る。

備考2：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の
項目は現れない場合がある。

(注1) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。

(注2) 当面の間、“識別記号”、“分冊識別記号”は記録されない。

(注3) 当面の間、“F I”は記録されない。

(注4) 【受託者】、【氏名又は名称原語表記】、【住所又は居所原語表記】、【営業所】
は、該当する場合にのみ使用する。

(注5) “○名”の部分は、代理している出願人の人数を示す。

(注6) 【弁理士】、【弁護士】は、該当する場合にのみ使用する。

(e) 公開公報のテキストファイルフォーマットの準用

国際特許分類、F I、出願人、個別代理の代理人、代理人、発明者のフォーマットは、公
開公報のテキストファイルフォーマットと同一とする。

(f) 標準レイアウトとの相違点

上記以外の標準レイアウトとの相違点を以下に示す。

- ① 罫線はテキストデータに含まない。
- ② “最終頁に続く”はテキストデータに含まない。

(2) 要約

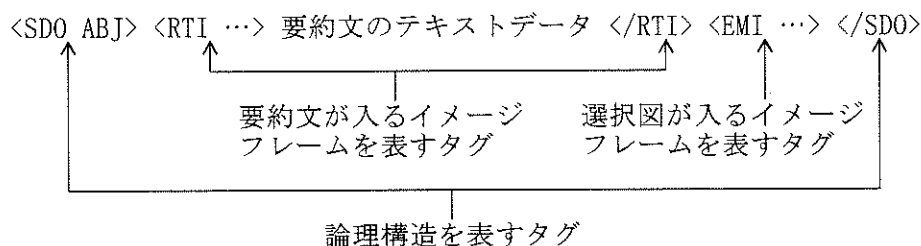
要約部分は、要約文をテキストデータとイメージデータの両方で、選択図をイメージデータ
で記録する。要約文は、標準レイアウトで表示する場合にはイメージデータを用い、標準レイ
アウトで表示する必要のない場合にはテキストファイルに記録されたテキストデータを用いる
ことを想定している。

要約文のテキストデータには、要約文の全ての情報を記録する。要約文のイメージデータに
は、標準レイアウトのフロントページの要約文の部分を記録するので、全ての情報とは限らな
い(標準レイアウトではフロントページに入りきらないデータが明細書の後に“フロントペー
ジの続き”として記載される場合がある)。

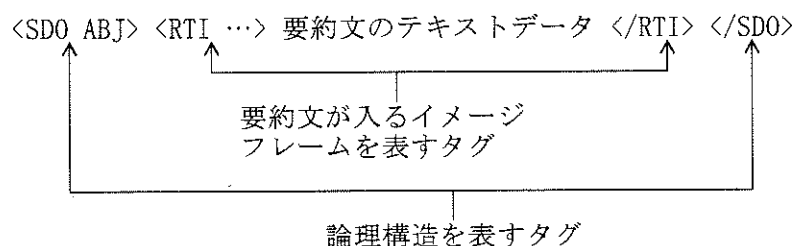
両者の関係は次のようになる。

要約文のテキストデータの情報 = 要約文のイメージデータの情報 +
あふれ部分中の【要約】部分の情報

選択図がある場合の要約部分のタグの構成例は次のようになる。



また選択図がなく要約文が左段に納まらない場合は、右段の選択図の領域も使用する。その場合の要約部分のタグの構成例は次のようになる。



要約文のテキストデータ中には、制御機能を表すタグ、外字を表すタグ、化学構造式等のイメージフレームを表すタグが入る。

(3) 特許請求の範囲

特許請求の範囲の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

特許請求の範囲を表すタグ <SDO CLJ> と </SDO> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(4) 発明の詳細な説明

発明の詳細な説明の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

発明の詳細な説明を表すタグ <SDO DEJ> と </SDO> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(5) 図面

図面の部分は、図番をテキストフレームとし、図をイメージフレームとする。

(6) 手続補正書

手続補正書の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

手続補正書を表すタグ <SDO AMJ> と </SDO> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(7) サーチレポート

サーチレポートの部分は、1つ以上のテキストフレームとイメージフレームで構成する。

サーチレポートを表すタグ <SDO SRJ> と </SDO> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

ただし当面は、サーチレポートを掲載する旨を示す“【国際調査報告】”をテキストデータで、報告書本体はイメージデータで記録する。

(8) あふれ部分

標準レイアウトの“フロントページの続き”部分を記録する。標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレームで構成する。各項目のフォーマットは、(1) 書誌的事項部分や、(2) 要約部分と異なり、標準レイアウトのフォーマットで記録する。

あふれ部分先頭の罫線、及びその次の行の“フロントページの続き”も文字データとして記録する。また、あふれ部分の最後に再公表の注意書きを記録する。

6.7.2 再公表特許関連の補正公報のテキストファイルフォーマット

再公表特許関連の補正公報のテキストファイルフォーマットを、論理要素別(『図6.1-1 公報種別毎の論理構造』参照)に以下に示す。

再公表特許関連の補正公報のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。

(1) 書誌的事項

(a) タグの構成

書誌的事項部分はテキストデータだけで記録する。

標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。

書誌的事項部分が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。この他のタグは用いない。

<SD0 BIJ> <DP N=0001> <TXF FR=0001 ...> 書誌的事項のテキストデータ </SD0>

↑ ↑ ↑

ページの開始位置を表すタグ テキストフレームを表すタグ

論理構造を表すタグ

(b) 書誌的事項の記録順序

書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.7.2-1に示す。

補正公報の書誌的事項には、I N I Dコードは付けない。

表6.7.2-1 再公表特許関連の補正公報の書誌的事項の記録順序及び識別子

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	国際公開番号	【国際公開番号】	○
5	年通号数	【年通号数】 (注2)	○
6	出願番号	【出願番号】	○
7	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号の対	【国際特許分類第7版】 (注3)	○
8	F I	【F I】	

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【国際公開番号】の間は、1行空ける。

(注2) C D - R O M再公表特許(実用)発行前の公報に対する補正公報では、内容を省略する。

(注3) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。

(2) 手続補正書

手続補正書の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

手続補正書を表すタグ〈SD0 AMJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

6.7.3 再公表特許関連の訂正公報のテキストファイルフォーマット

再公表特許関連の訂正公報のテキストファイルフォーマットを以下に示す。

再公表特許関連の訂正公報のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。

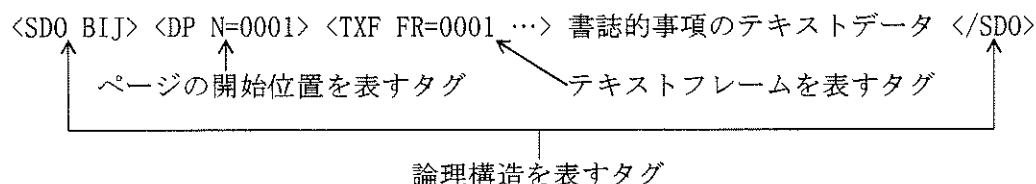
(1) 錯誤による取消の場合

錯誤による取消の場合、訂正公報は書誌的事項部分だけで構成し、テキストデータで記録する。

(a) タグの構成

標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。

書誌的事項部分が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。この他のタグは用いない。



(b) 書誌的事項の記録順序

錯誤による取消の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.7.3-1に示す。訂正公報の書誌的事項には、INIDコードは付けない。

表6.7.3-1 再公表特許関連の錯誤による取消の場合
の書誌的事項の記録順序及び識別子

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	国際公開番号	【国際公開番号】	○
5	年通号数	【年通号数】 (注2)	○
6	出願番号	【出願番号】	○
7	訂正要旨	【訂正要旨】	○
8	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号の対	【国際特許分類第7版】 (注3)	○
9	F I	【F I】	

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【国際公開番号】の間は、1行空ける。

(注2) CD-ROM再公表特許(実用)発行前の公報に対する訂正公報では、内容を省略する。

(注3) I P C の版が変われば、それに応じて変更する。

(2) 明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合

明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合、最初に訂正公報固有の書誌的事項を記録し、改ページ後、訂正された再公表特許の全文を記録する。

(a) タグの構成

論理構造の書誌的事項部分に、訂正公報固有の書誌的事項のデータと再公表特許の書誌的事項のデータを合わせて記録する。

訂正公報固有の書誌的事項のデータが1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。

<SDO BIJ> <DP N=0001> <TXF …> 訂正公報固有の書誌的事項のテキストデータ
 <DP N=0002> <RTI …> 再公表特許の書誌的事項のテキストデータ</RTI> </SDO>
 <SDO ABJ> <TXF FR=0001 …> 要約のテキストデータ…

(注) C D - R O Mによる再公表特許発行前の公報に対する全文訂正では、訂正された公報の全文部分をイメージフレームで構成する。

(b) 書誌的事項の記録順序

明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合の、訂正公報固有の書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.7.3-3に示す。この部分にはI N I Dコードは付けない。

表6.7.3-3 再公表特許関連の全文訂正の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子(訂正公報固有部分)

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	国際公開番号	【国際公開番号】	○
5	年通号数	【年通号数】 (注2)	○
6	出願番号	【出願番号】	○
7	訂正要旨	【訂正要旨】	○
8	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号の対	【国際特許分類第7版】 (注3)	○
9	F I	【F I】	
10	記	【記】	○

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【国際公開番号】の間は、1行空ける。

(注2) C D - R O M再公表特許(実用)発行前の公報に対する訂正公報では、内容を省略する。

(注3) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。

6.7.4 再公表特許関連の正誤表のテキストファイルフォーマット

再公表特許関連の正誤表のテキストファイルフォーマットを以下に示す。

正誤表は他の公報と異なり、CD-ROMに記録する再公表特許単位にまとめて1ファイルとする。

(1) タグの構成

最初に正誤表の記載に対応する公報の出願番号をテキストデータで記録し、改ページ後、正誤表をイメージデータで記録する。

正誤表の記載に対応する公報の国際公開番号が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。

<SD0 AMJ>	
<DP N=0001>	
<TXF FR=0001 ...>	
【正誤表】 CRLF	
【国際公開番号】 CRLF	
WO 0 0 / 1 2 3 4 5 CRLF	} 1 ページ目
WO 0 0 / 1 2 3 5 6 CRLF	
WO 0 0 / 1 2 3 6 7 CRLF	
⋮	
<DP N=0002>	
<EMI ID=000001 ...>	} 2 ページ目
<DP N=0003>	
<EMI ID=000002 ...>	} 3 ページ目 (データがある場合)
⋮	
</SD0>	

6.8 特許公報のテキストファイルフォーマット

6.8.1 特許(実用新案登録)公報のテキストファイルフォーマット

特許(実用新案登録)公報のテキストファイルのフォーマットを、論理要素別(『図6.1-1 公報種別毎の論理構造』参照)に以下に示す。

特許公報のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。実用新案登録公報は公報名を除き、特許公報とほぼ同じ構成のテキストファイルになる。

(1) 書誌的事項

(a) テキストデータとイメージデータの関係

書誌的事項の部分は、テキストデータとイメージデータの両方で記録する。標準レイアウトで表示する場合には、イメージファイルに記録されたイメージデータを用い、標準レイアウトで表示する必要のない場合には、テキストファイルに記録されたテキストデータを用いることを想定している。

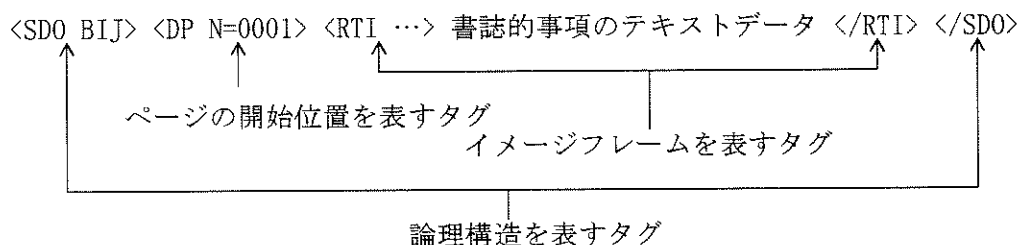
テキストデータは、書誌の全ての情報をこの部分に記録する。イメージデータは、標準レイアウトの第1頁の書誌的事項の部分(発明(考案)の名称まで)を記録するので、全ての情報とは限らない(標準レイアウトでは第1頁に入りきらないデータが明細書の後に“第1頁の続き”として記載される場合がある)。

両者の関係は次のようになる。

テキストデータの情報 = イメージデータの情報 + あふれ部分の情報

(b) タグの構成

書誌的事項部分のタグの構成は次のようになる。この他のタグは用いない。



(c) 書誌的事項の基本フォーマット

書誌的事項のテキストデータは、以下のフォーマットを基本とする項目の繰り返しである。

項目番号	①	②	③	④
長さ	4	V	V	2
内容例	(54)	【発明の名称】	ファクシミリ	CRLF

- ① INIDコード: INIDコードを持つ場合のみ、1バイトコードで記録する。
識別子によっては、INIDコードを2つ持つ場合がある。
- ② 識別子: 項目名を“【】”で括って記録する。
- ③ 内容: 書誌的事項の内容を記録する。識別子によっては、内容欄には何も記載されない場合がある。
(51)【国際特許分類第7版】、【FI】の内容は1バイトコード、その他の識別子の内容は2バイトコードで記録する。
- ④ デリミタ: 制御文字 CR LF。

(d) 書誌的事項の記録順序

書誌的事項の記録順序及び I N I Dコードと識別子を表6.8.1-1に示す。

表6.8.1-1 特許(実用新案登録)公報の書誌的事項の記録順序
及び I N I Dコードと識別子 (1/2)

No	書 誌 的 事 項	I N I Dコードと識別子	必須 項目
1	発行国	(19) 【発行国】	○
2	公報種別	(12) 【公報種別】	○
3	特許番号または 実用新案登録番号	(11) 【特許番号】 または (11) 【登録番号】	○
4	登録日	(24) 【登録日】	○
5	特許公報発行日または 実用新案登録公報発行日	(45) 【発行日】	○
6	発明の名称または 考案の名称	(54) 【発明の名称】 または (54) 【考案の名称】	○
7	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号 の対	(51) 【国際特許分類第7版】 (注1)	○
8	F I	【F I】	
9	請求項の数または 発明の数	【請求項の数】 または 【発明の数】 (注2)	
10	外国語出願	【外国語出願】	
11	全頁数	【全頁数】	○
12	出願番号	(21) 【出願番号】	○
13	分割の表示または	(62) 【分割の表示】 または	
14	出願変更の表示	【出願変更の表示】	
15	出願日	(22) 【出願日】 または (86) (22) 【出願日】	○
16	公開番号または 公表番号	(65) 【公開番号】 または (65) 【公表番号】	
17	公開日または 公表日	(43) 【公開日】 または (43) 【公表日】	
18	国際出願番号	(86) 【国際出願番号】	
19	国際公開番号	(87) 【国際公開番号】	
20	国際公開日	(87) 【国際公開日】	
21	審査請求日	【審査請求日】	○
22	審判番号	【審判番号】	
23	審判請求日	【審判請求日】	
24	優先権主張番号	(31) 【優先権主張番号】	
25	優先日	(32) 【優先日】	
26	優先権主張国	(33) 【優先権主張国】	
27	新規性喪失の例外の表示	【新規性喪失の例外の表示】	
28	産業活力再生特別措置法30条適用出願	【産業再生法】	
29	長大データCD-ROM	【特許・実用新案公報長大データ CD-ROM】	

表6.8.1-1 特許(実用新案登録)公報の書誌的事項の記録順序
及びINIDコードと識別子(2/2)

No	書 誌 的 事 項	INIDコードと識別子	必須項目
30	微生物の受託番号	【微生物の受託番号】	
31	権利譲渡または実施許諾の表示	【実施許諾】	
32	早期審査または早期審理対象出願	【早期審査対象出願】または 【早期審理対象出願】	
33	前置審査の表示	【前置審査】	
34	特許権者または 実用新案権者	(73)【特許権者】または (73)【実用新案権者】、 【識別番号】、【受託者】、 【氏名又は名称】、 【氏名又は名称原語表記】、 【住所又は居所】、 【住所又は居所原語表記】、 【営業所】 (注3)	○
35	個別代理の代理人	(74)【上記○名の代理人】または (74)【上記○名の指定代理人】または (74)【上記○名の復代理人】または (74)【上記○名の法定代理人】、 【識別番号】、【弁理士】または【弁護士】、 【氏名又は名称】 (注4,5)	
36	発明者または 考案者	(72)【発明者】または(72)【考案者】 【氏名】、【住所又は居所】	○
37	代理人	(74)【代理人】または (74)【指定代理人】または (74)【復代理人】または (74)【法定代理人】、 【識別番号】、【弁理士】または 【弁護士】、【氏名又は名称】 (注5)	
38	審査官	【審査官】	
39	合議体	【合議体】、【審判長】、【審判官】	
40	協議が成立した旨の公告	【協議】、【氏名又は名称】、 【住所又は居所】、【氏名】	
41	参考文献	(56)【参考文献】、【文献】	
42	調査した分野(Int. C17, DB名)	(58)【調査した分野】 (Int. C17, D B名)	

備考1：新規性喪失の例外の表示、微生物の受託番号、特許権者または実用新案件者、発明者または考案者は、それぞれ繰り返しがあり得る。
優先権主張番号、優先日、優先権主張国は、この順序の組の繰り返しがあり得る。
特許権者または実用新案権者、個別代理の代理人は、この順序の組の繰り返しがあり得る。

備考2：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) IPCの版が変われば、それに応じて変更する。

(注2) 【発明の数】は、昭和62年12月31日以前の特許法の適用を受ける出願の場合に用いる。昭和62年12月31日以前の実用新案法の適用を受ける出願においては、この項目は現れない。

(注3) 【受託者】、【氏名又は名称原語表記】、【住所又は居所原語表記】、【営業所】は、該当する場合にのみ使用する。

(注4) “○名”の部分は、代理している特許権者または実用新案件者の人数を示す。

(注5) 【弁理士】、【弁護士】は、該当する場合にのみ使用する。

(e) 公開公報のテキストファイルフォーマットの準用

国際特許分類、F I、個別代理の代理人、代理人、発明者及び考案者のフォーマットは、公開公報のテキストファイルフォーマットと同一とする。

(f) 協議が成立した旨の公告のフォーマット

協議が成立した旨の公告は、識別子の後に、制御文字 CR LF、定型文、制御文字 CR LFを記録し、次行の先頭から【氏名又は名称】と【住所又は居所】を基本フォーマットに従って記録する。さらに、定型文、制御文字 CR LFを記録し、次行の先頭から【氏名】と【住所又は居所】を基本フォーマットに従って記録する。

〔例〕（特許の場合）

【協議】CRLF

この出願については、下記特許（実用新案登録）出願人と特許法第39条第7項の規定による協議が成立した。CRLF

協議により定めた1の特許出願人以外の出願人 CRLF

【氏名又は名称】特許 次郎 CRLF

【住所又は居所】東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 CRLF

上記の出願人の出願に係る発明（考案）の発明者（考案者）CRLF

【氏名】特許 一郎 CRLF

【住所又は居所】東京都港区北赤坂4丁目1番地 CRLF

〔例〕（実用新案登録の場合）

【協議】CRLF

この出願については、下記実用新案登録（特許）出願人と実用新案法第7条第6項の規定による協議が成立した。CRLF

協議により定めた1の実用新案登録出願人以外の出願人 CRLF

【氏名又は名称】実用 次郎 CRLF

【住所又は居所】東京都千代田区丸の内2丁目2番2号 CRLF

上記の出願人の出願に係る考案（発明）の考案者（発明者）CRLF

【氏名】実用 一郎 CRLF

【住所又は居所】東京都港区北赤坂1丁目4番地 CRLF

(g) 参考文献のフォーマット

参考文献は、識別子の後に制御文字 CR LFを記録し、次行の先頭から【文献】を基本フォーマットに従って記録する。

特許文献の場合は、文献番号、発行国記号、公報種別記号の順で記録する。発行国記号と公報種別記号は括弧で括り、両者の間はカンマで区切る。

[例]

(56) 【参考文献】 CRLF

【文献】 特開平 1 1 - 1 2 1 2 (J P , A) CR LF

【文献】 特開 2 0 0 0 - 2 7 5 5 8 (J P , A) CR LF

【文献】 特許第 2 7 5 5 5 8 号 (J P , B 2) CR LF

【文献】 「電子回路ハンドブック」 5 2 年 3 月 2 5 日、X Y Z 出版 (株) 発行
第 2 8 1 頁～第 2 8 8 頁 CR LF

(h) 登録実用新案公報のテキストファイルフォーマットの準用

実用新案権者のフォーマットは、登録実用新案公報のテキストファイルフォーマットと同一とする。

(i) 特許権者のフォーマット

特許権者は、識別子【特許権者】の後に制御文字 CR LFを記録し、次行の先頭から、表 6. 8. 1-1の識別子の欄に示す【識別番号】以下の識別子を基本フォーマットに従って記録する。ただし、【受託者】、【氏名又は名称原語表記】、【住所又は居所原語表記】及び【営業所】は、該当する場合にのみ記録する。また、【受託者】には内容はなく識別子だけの記録となる。

[例]

(73) 【特許権者】 CRLF

【識別番号】 0 9 0 0 0 0 1 1 CRLF

【氏名又は名称】 日本特許発明株式会社 CRLF

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1 CRLF

(j) 合議体のフォーマット

合議体は、識別子【合議体】の後に制御文字 CR LFを記録し、次行の先頭から【審判長】と【審判官】を基本フォーマットに従って記録する。

[例]

【合議体】 CRLF

【審判長】 審判 長一 CRLF

【審判官】 審判 太郎 CRLF

【審判官】 審判 次郎 CRLF

(k) 標準レイアウトとの相違点

上記以外の標準レイアウトとの相違点を以下に示す。

- ① 罫線はテキストデータに含まない。
- ② “最終頁に続く” はテキストデータに含まない。

(2) 特許(実用新案登録)請求の範囲

特許(実用新案登録)請求の範囲の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

特許(実用新案登録)請求の範囲を表すタグ <SD0 CLJ> と </SD0> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(3) 発明(考案)の詳細な説明

発明(考案)の詳細な説明の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

発明(考案)の詳細な説明を表すタグ <SD0 DEJ> と </SD0> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

配列表が長大データCD-ROMに収録されている場合は、“【配列表】”のデリミタの直後に改行し、“配列表は特許・実用新案公報長大データCD-ROM「13(2001)－001(001)」を参照”を記録する。

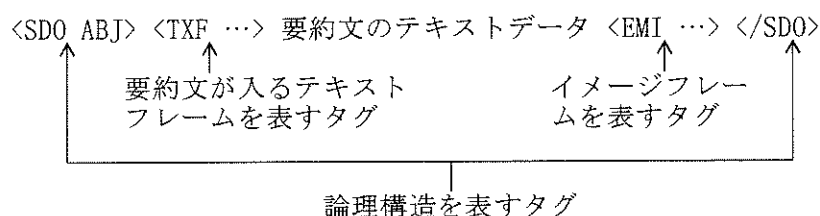
(4) 図面の簡単な説明

図面の簡単な説明の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。

図面の簡単な説明を表すタグ <SD0 EDJ> と </SD0> の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(5) 要約

要約部分は、標準レイアウトに合わせて、要約文が入る1つ以上のテキストフレームと要約文中のイメージフレーム(イメージデータがある場合)で構成する。要約部分のタグの構成例は次のようになる(要約文中にイメージフレームがある場合の例)。



要約文のテキストデータ中には、標準レイアウトに合わせて、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(6) 図面

図面の部分は、図番をテキストフレームとし、図をイメージフレームとする。

(7) あふれ部分

標準レイアウトの“第1頁の続き”部分を記録する。標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。各項目のフォーマットは、(1)書誌的事項部分と異なり、標準レイアウトのフォーマットで記録する。

あふれ部分先頭の罫線、及びその次の行の“第1頁の続き”も文字データとして記録する。

6.8.2 特許(実用新案登録)公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマット

特許(実用新案登録)公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマットを以下に示す。

特許(実用新案登録)公報関連の訂正公報のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。

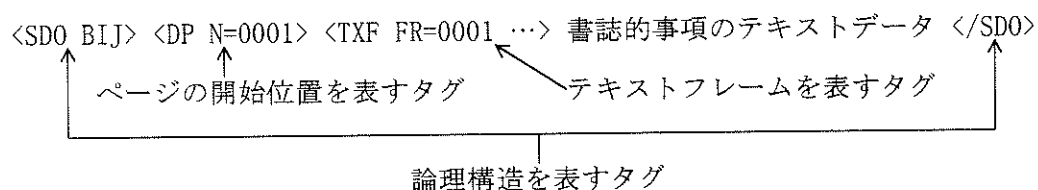
(1) 錯誤による取消の場合

錯誤による取消の場合、訂正公報は書誌的事項部分だけで構成し、テキストデータで記録する。

(a) タグの構成

標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。

書誌的事項部分が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。その他のタグは用いない。



(b) 書誌的事項の記録順序

書誌的事項のみの訂正の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.8.2-1に示す。

訂正公報の書誌的事項には、I N I Dコードは付けない。

表6.8.2-1 特許(実用新案登録)公報関連の錯誤による
取消の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	特許番号または実用新案登録番号	【特許番号】 または 【登録番号】	○
5	登録日	【登録日】	○
6	特許公報発行日または 実用新案登録公報発行日	【特許公報発行日】 または 【実用新案登録公報発行日】	○
7	年通号数	【年通号数】	○
8	出願番号	【出願番号】	○
9	訂正要旨	【訂正要旨】	○
10	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号の 対	【国際特許分類第7版】 (注2)	○
11	F I	【F I】	

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【特許番号】または【登録番号】の間は、1行空ける。

(注2) I P C の版が変われば、それに応じて変更する。

(2) 全文訂正の場合

明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合、最初に訂正公報固有の書誌的事項を記録し、改ページ後、訂正された特許(実用新案登録)公報の全文を記録する。

(a) タグの構成

論理構造の書誌的事項部分に、訂正公報固有の書誌的事項のデータと、特許(実用新案登録)公報の書誌的事項のデータを、合わせて記録する。

訂正公報固有の書誌的事項のデータが1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。

<SDO BIJ> <DP N=0001> <TXF …> 訂正公報固有の書誌的事項のテキストデータ
 <DP N=0002> <RTI …> 特許(実用新案登録)公報、特許(登録実用新案)審判請求公告
 または補正公報の書誌的事項のテキストデータ </RTI> </SDO> 書誌的事項以降の論理要素が続く

(b) 書誌的事項の記録順序

明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合の、訂正公報固有の書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.8.2-2に示す。この部分にはI N I Dコードは付けない。

表6.8.2-2 特許(実用新案登録)公報関連の全文訂正の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子(訂正公報固有部分)

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	部門区分	【部門区分】	○
3	発行日	【発行日】 (注1)	○
4	特許番号または実用新案登録番号	【特許番号】または【登録番号】	○
5	登録日	【登録日】	○
6	特許公報発行日または 実用新案登録公報発行日	【特許公報発行日】または 【実用新案登録公報発行日】	○
7	年通号数	【年通号数】	○
8	出願番号	【出願番号】	○
9	訂正要旨	【訂正要旨】	○
10	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号の 対	【国際特許分類第7版】 (注2)	○
11	F I	【F I】	
12	長大データCD-ROM	【特許・実用新案公報長大データ CD-ROM】	
13	記	【記】	○

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

(注1) 【発行日】と【特許番号】または【登録番号】の間は、1行空ける。

(注2) I P C の版が変われば、それに応じて変更する。

6.8.3 特許(実用新案登録)公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマット

特許(実用新案登録)公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマットを以下に示す。

正誤表は他の公報と異なり、CD-ROMに記録する特許公報または実用新案登録公報単位にまとめて1ファイルとする。

(1) タグの構成

最初に正誤表の記載に対応する公報の特許番号または実用新案登録番号をテキストデータで記録し、改ページ後、正誤表をイメージデータで記録する。

正誤表の記載に対応する公報の番号が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。

<SD0 AMJ>	
<DP N=0001>	
<TXF FR=0001 ...>	
【正誤表】CRLF	
【特許番号】CRLF	
第2976543 CRLF	} 1 ページ目
第2987654 CRLF	
特許第3076543号(P3076543) CRLF	
特許第3100432号(P3100432) CRLF	
⋮	
<DP N=0002>	} 2 ページ目
<EMI ID=000001 ...>	
<DP N=0003>	} 3 ページ目 (データがある場合)
<EMI ID=000002 ...>	
⋮	
</SD0>	

6.9.1 異議決定公報関連の訂正公報のテキストファイルフォーマット

特許（実用新案登録）異議決定公報関連の訂正公報のテキストファイルの例を『参考資料2 標準レイアウトとテキストファイルの対応』に示す。

錯誤による取消の場合、訂正公報は書誌的事項部分だけで構成し、テキストデータで記録する。

書誌的事項部分が 1 ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。この他のタグは用いない。

<SDO BIJ> <DP N=0001> <TXF FR=0001 ...> 書誌的事項のテキストデータ </SDO>
 ↑ ↑ ↑
 ページの開始位置を表すタグ テキストフレームを表すタグ
 論理構造を表すタグ

錯誤による取消の場合の書誌的事項の記録順序及び識別子を表6.9.1-1に示す。訂正公報の書誌的事項には、INIDコードは付けない。

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	発行日	【発行日】 (注1)	○
3	特許異議番号または 実用新案登録異議番号	【異議番号】	○
4	異議決定分類	【異議決定分類】	○
5	特許番号または実用新案登録番号	【特許番号】または【登録番号】	○
6	異議決定日	【異議決定日】	○
7	訂正要旨	【訂正要旨】	○

(注1) 【発行日】と【異議番号】の間は、1行空ける。

明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合、最初に訂正公報固有の書誌的事項を記録し、改ページ後、訂正された特許（実用新案登録）異議決定公報の全文を記録する。

訂正公報固有の書誌的事項のデータ及び特許（実用新案登録）異議決定公報の書誌的事項のデータが1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。

<SDO BIJ> <DP N=0001> <TXF …> 訂正公報固有の書誌的事項のテキストデータ
 <DP N=0002> <TXF FR=0001 …> 特許(実用新案登録)異議決定公報の書誌的事項
 のテキストデータ <TXF FR=0002 …>特許(実用新案登録)異議決定公報の書誌的
 事項以降の論理要素

(b) 書誌的事項の記録順序

明細書一部脱落、または分類誤載等による全文訂正の場合の、訂正公報固有の書誌的事項
 の記録順序及び識別子を表6.9.1-2に示す。この部分にはINIDコードは付けない。

表6.9.1-2 特許(実用新案登録)異議決定公報関連の全文訂正の場合の
 書誌的事項の記録順序及び識別子(訂正公報固有部分)

No	書 誌 的 事 項	識 別 子	必須 項目
1	公報種別	【公報種別】	○
2	発行日	【発行日】 (注1)	○
3	特許異議番号または 実用新案登録異議番号	【異議番号】	○
4	異議決定分類	【異議決定分類】	○
5	特許番号または実用新案登録番号	【特許番号】 または 【登録番号】	○
6	異議決定日	【異議決定日】	○
7	訂正要旨	【訂正要旨】	○
8	記	【記】	○

備考：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。

(注1) 【発行日】と【異議番号】の間は、1行空ける。

(c) 訂正公報固有の書誌的事項に続く特許(実用新案登録)異議決定公報の全文訂正の記録順序
 全文訂正の書誌的事項の記録順序及びINIDコードと識別子を表6.9.1-3に示す。

表6.9.1-3 特許(実用新案登録)異議決定公報の全文訂正の
 書誌的事項の記録順序及びINIDコードと識別子(1/2)

No	書 誌 的 事 項	INIDコードと識別子	必須 項目
1	発行国	(19) 【発行国】	○
2	公報種別	(12) 【公報種別】	○
3	発行日	(45) 【発行日】	○
4	種別	【種別】	○
5	全頁数	【全頁数】	○
6	特許異議番号または 実用新案登録異議番号	【異議番号】	○
7	管理番号	【管理番号】	○
8	異議決定分類	【異議決定分類】	○
9	特許番号または実用新案登録番号	(11) 【特許番号】 または (11) 【登録番号】	○
10	特許権者または 実用新案権者	(73) 【特許権者】 または (73) 【実用新案権者】、【識別番号】 【受託者】、【氏名又は名称】、 【氏名又は名称原語表記】、 【住所又は居所】、【住所又は居所 原語表記】、【営業所】 (注1)	○

表6.9.1-3 特許（実用新案登録）異議決定公報の全文訂正の
書誌的事項の記録順序及びINIDコードと識別子(2/2)

No	書 誌 的 事 項	INIDコードと識別子	必須項目
11	個別代理の代理人	(74)【上記○名の代理人】または (74)【上記○名の指定代理人】または (74)【上記○名の復代理人】または (74)【上記○名の法定代理人】、 【弁理士】または【弁護士】、 【氏名又は名称】 (注2, 3)	
12	代理人	(74)【代理人】または (74)【指定代理人】または (74)【復代理人】または (74)【法定代理人】、 【弁理士】または【弁護士】、 【氏名又は名称】 (注3)	
13	参加人	【参加人】、【氏名又は名称】、 【住所又は居所】、【営業所】 (注4)	
14	個別代理の代理人	(74)【上記○名の代理人】または (74)【上記○名の指定代理人】または (74)【上記○名の復代理人】または (74)【上記○名の法定代理人】、 【弁理士】または【弁護士】、 【氏名又は名称】 (注2, 3)	
15	代理人	(74)【代理人】または (74)【指定代理人】または (74)【復代理人】または (74)【法定代理人】、 【弁理士】または【弁護士】、 【氏名又は名称】 (注3)	
16	異議申立人	【異議申立人】、【氏名又は名称】、 【住所又は居所】、 【共同異議申立人】、【営業所】 (注5)	○
17	個別代理の代理人	(74)【上記○名の代理人】または (74)【上記○名の指定代理人】または (74)【上記○名の復代理人】または (74)【上記○名の法定代理人】、 【弁理士】または【弁護士】、 【氏名又は名称】 (注2, 3)	
18	代理人	(74)【代理人】または (74)【指定代理人】または (74)【復代理人】または (74)【法定代理人】、 【弁理士】または【弁護士】、 【氏名又は名称】 (注3)	
19	異議決定日	【異議決定日】	○
20	合議体	【合議体】、【審判長】、【審判官】	○
21	訂正明細書の表示	【訂正明細書】	

備考1：特許権者または実用新案権者、個別代理の代理人は、この順序の組の繰り返しがあり得る。

参加人、個別代理の代理人は、この順序の組の繰り返しがあり得る。

異議申立人、個別代理の代理人は、この順序の組の繰り返しがあり得る。

特許権者または実用新案権者、参加人、異議申立人は、それぞれ繰り返しがあり得る。

備考2：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

- (注1) 【受託者】、【氏名又は名称原語表記】、【住所又は居所原語表記】、【営業所】は、該当する場合にのみ使用する。
- (注2) “○名”の部分は、代理している出願人の人数を示す。
- (注3) 【弁理士】、【弁護士】は、該当する場合にのみ使用する。
- (注4) 【営業所】は、該当する場合にのみ使用する。
- (注5) 【共同異議申立人】、【営業所】は、該当する場合にのみ使用する。

(d) 公開公報のテキストファイルフォーマットの準用

国際特許分類、F I、個別代理の代理人及び代理人のフォーマットは、公開公報のテキストファイルフォーマットと同一とする。

(e) 登録実用新案公報のテキストファイルフォーマットの準用

実用新案権者のフォーマットは、登録実用新案公報のテキストファイルフォーマットと同一とする。

(f) 特許公報のテキストファイルフォーマットの準用

特許権者のフォーマットは、特許公報のテキストファイルフォーマットと同一とする。

(g) 異議決定分類のフォーマット

異議決定分類では、基本フォーマットと異なり、識別子の後に制御文字 CR LFを記録し、次行の先頭から異議決定分類を記録する。フォーマットは以下のとおりである。

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
長さ	1	4	1	3	1	3	1	4	1
内容例	P	1 6 5 2	.	5 3 1	—	Y A Δ	:	A 0 1 B	Δ

項目番号	⑩	⑪	⑫	⑬
長さ	3	1	5	2
内容例	Δ Δ 1	/	0 0 Δ Δ Δ	CRLF

- ① 特実の別： “P” または “U” を記録する。
- ② “ ”： “1 6 5 1”、または “1 6 5 2” を記録する。
- ③ デリミタ： ピリオド “.” を記録する。
- ④ クラス： “0 0 0” ～ “9 9 9” を記録する。
- ⑤ デリミタ： ハイフン “—” を記録する。
- ⑥ 結論： “A Δ Δ” ～ “Z Z Z” を記録する。
- ⑦ セパレータ： コロン “:” を記録する。
- ⑧ サブクラス： “A 0 1 B” ～ “H 0 5 K” を記録する。
- ⑨ デリミタ： スペースを記録する。
- ⑩ メイングループ： “Δ Δ 0” ～ “9 9 9” を記録する。
- ⑪ セパレータ： “/” または スペースを記録する。
- ⑫ サブグループ： “0 0 Δ Δ Δ” ～ “9 9 9 9 9”、または スペースを記録する。
- ⑬ デリミタ： 制御文字 CR LFを記録する。
- ①～⑬とも1バイトコードとする。

[例]

【異議決定分類】 CRLF
P1652.123-YA A01B 1/00 CRLF
P1652.567-YA H05K CRLF

(h) 参加人のフォーマット

参加人は、識別子【参加人】の後に制御文字 CR LFを記録し、次行の先頭から表6.9.1-3の識別子の欄に示す【氏名又は名称】以下の識別子を基本フォーマットに従って記録する。ただし、【営業所】は、該当する場合にのみ記録する。

[例]

【参加人】 CRLF
【氏名又は名称】 日本特許発明株式会社 CRLF
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関1-1-1 CRLF

(i) 異議申立人のフォーマット

異議申立人は、識別子【異議申立人】の後に制御文字 CR LFを記録し、次行の先頭から表6.9.1-3の識別子の欄に示す【氏名又は名称】以下の識別子を基本フォーマットに従って記録する。ただし、【共同異議申立人】または【営業所】は、該当する場合にのみ記録する。

[例]

【異議申立人】 CRLF
【共同異議申立人】 CRLF
【氏名又は名称】 日本特許発明株式会社 CRLF
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関1-1-1 CRLF

(3) 決定の表示

決定の表示部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。決定の表示を表すタグ〈SD0 CAJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(4) 結論

結論部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム（イメージデータがある場合）で構成する。結論を表すタグ〈SD0 COJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

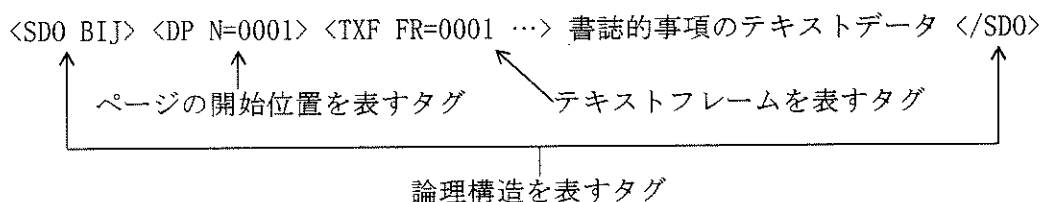
(5) 理由

理由部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム（イメージデータがある場合）で構成する。理由を表すタグ〈SD0 REJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(6) 訂正明細書の書誌的事項

(a) タグの構成

書誌的事項部分はテキストデータだけで記録する。
標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。
書誌的事項部分が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。その他のタグは用いない。



(b) 訂正明細書の書誌的事項のフォーマット

訂正明細書の書誌的事項のテキストデータについては、特許（実用新案登録）異議決定公報におけるテキストデータのフォーマットと同一とする。なお、訂正請求人については、特許（実用新案）権者のフォーマットに準じたものとする。

(c) 訂正明細書の書誌的事項の記録順序

書誌的事項の記録順序及び I N I Dコードと識別子を表6.9.1-4に示す。

表6.9.1-4 異議決定公報関連の訂正明細書の書誌的事項の記録順序及び I N I Dコードと識別子

No	書 誌 的 事 項	I N I Dコードと識別子	必須項目
1	発行国	(19) 【発行国】	○
2	種別	【種別】	○
3	全頁数	【全頁数】	○
4	国際特許分類・識別記号・分冊識別記号	(51) 【国際特許分類第7版】 (注1)	○
5	F I	【F I】	
6	特許番号または 実用新案登録番号	(11) 【特許番号】または (11) 【登録番号】	○
7	特許異議番号または 実用新案登録異議番号	【異議番号】	○
8	異議申立日	【異議申立日】	○
9	異議決定確定日	【異議決定確定日】	○
10	訂正請求人	(70) 【訂正請求人】、【受託者】、 【氏名又は名称】、 【住所又は居所】、【営業所】 (注2)	○
11	個別代理の代理人	(74) 【上記○名の代理人】または (74) 【上記○名の指定代理人】または (74) 【上記○名の復代理人】または (74) 【上記○名の法定代理人】、 【弁理士】または【弁護士】、 【氏名又は名称】 (注2, 3)	
12	代理人	(74) 【代理人】または (74) 【指定代理人】または (74) 【復代理人】または (74) 【法定代理人】、 【弁理士】または【弁護士】、 【氏名又は名称】 (注4)	

備考1：訂正請求人と個別代理の代理人は、この順序の組の繰り返しがあり得る。

備考2：必須項目欄に○印が付いている項目は、テキストファイル中に必ず現れる。その他の項目は現れない場合がある。

- (注1) I P Cの版が変われば、それに応じて変更する。
- (注2) 【受託者】、【営業所】は、該当する場合にのみ使用する。
- (注3) “○名”の部分は、代理している出願人の人数を示す。
- (注4) 【弁理士】、【弁護士】は、該当する場合にのみ使用する。

(7) 訂正の要旨

訂正の要旨の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム（イメージデータがある場合）で構成する。

訂正の要旨を表すタグ〈SD0 SCJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

発明（考案）の名称は、“訂正の要旨”の最終部に含まれる。

(8) 発明（考案）の名称

発明（考案）の名称の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームで構成する。

発明（考案）の名称を表すタグ〈SD0 NAJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグが入る。

(9) 特許（実用新案登録）請求の範囲

特許（実用新案登録）請求の範囲の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム（イメージデータがある場合）で構成する。

特許（実用新案登録）請求の範囲を表すタグ〈SD0 CLJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(10) 発明（考案）の詳細な説明

発明（考案）の詳細な説明の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム（イメージデータがある場合）で構成する。

発明（考案）の詳細な説明を表すタグ〈SD0 DEJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(11) 図面の簡単な説明

図面の簡単な説明の部分は、標準レイアウトに合わせて、1つ以上のテキストフレームとイメージフレーム（イメージデータがある場合）で構成する。

図面の簡単な説明を表すタグ〈SD0 EDJ〉と〈/SD0〉の間のテキストデータ中には、レイアウト構造を表すタグ、制御機能を表すタグ、外字を表すタグが入る。

(12) 図面

図面の部分は、図番をテキストフレームとし、図をイメージフレームとする。

6.9.2 異議決定公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマット

異議決定公報関連の正誤表のテキストファイルフォーマットを以下に示す。

正誤表は他の公報と異なり、CD-ROMに記録する特許異議決定公報または実用新案登録異議決定公報単位にまとめて1ファイルとする。

(1) タグの構成

最初に正誤表の記載に対応する公報の異議番号と管理番号をテキストデータで記録し、改ページ後、正誤表をイメージデータで記録する。

正誤表の記載に対応する公報の番号が1ページに納まる場合のタグの構成は次のようになる。

```
<SD0 AMJ>
<DP N=0001>
<TXF FR=0001 ...>
  【正誤表】 CRLF
  【異議番号】 CRLF
  平8-70010 00000011 CRLF
  平8-70021 00000023 CRLF
  平8-70032 00000035 CRLF
  :
  <DP N=0002>
  <EMI ID=000001 ...>
  <DP N=0003>
  <EMI ID=000002 ...>
  :
</SD0>
```

1 ページ目

2 ページ目

3 ページ目 (データがある場合)

7. イメージファイル

公報1件分のイメージデータを記録するファイルである。T I F F (Tag Image File Format) に準拠する。

(1) イメージファイルの構成

イメージファイルは、ヘッダ、ディレクトリ、及びイメージデータで構成する。

ヘッダはファイルの先頭に1つだけ存在する。ディレクトリはヘッダに続けて、イメージデータの数だけ連続して記録する。イメージデータはディレクトリに続けて連続して記録する。

イメージファイルの構成を図7-1に示す。

ヘッダ	ディレクトリ-1	ディレクトリ-2	…	ディレクトリ-n	イメージデータ1 (注)	イメージデータ2	…	イメージデータn
-----	----------	----------	---	----------	-----------------	----------	---	----------

(注) 公開特許(実用新案)公報、登録実用新案公報、公表特許(実用新案)公報、再公表特許(実用)、及び特許(実用新案登録)公報の場合、公報の第1ページの書誌的事項部分のイメージデータを記録する。

図7-1 イメージファイルの構成

(2) ヘッダフォーマット

ヘッダフォーマットを表7-1に示す。ヘッダはファイルの先頭に位置し、内容は固定である。

表7-1 ヘッダフォーマット

No	ヘッダ内 相対位置	意 味	長さ (バイト)	データ タイプ	内 容
1	0 - 1	バイトオーダー	2	文字	I I (注)
2	2 - 3	T I F F バージョン番号	2	バイト列	4 2
3	4 - 7	第一ディレクトリへのポインタ	4	バイト列	8

(注) ヘッダ及びディレクトリ内のバイナリタイプの項目を、全て最下位バイト先頭形式で記録することを表している。

(3) ディレクトリ

ディレクトリはイメージデータの属性や、イメージデータの記録場所を指すポインタ値などの情報を持つ。ディレクトリはヘッダの後ろから連続して記録する。

通常イメージデータの画素密度は200dpi、図面代用写真の場合だけ200dpiと400dpiの2種類のイメージデータを記録するが、各イメージデータのディレクトリの記録順序は、200dpiのイメージデータのディレクトリをまとめて先に記録し、その後ろに400dpiのイメージデータのディレクトリを記録する。200dpiのイメージデータのディレクトリの中では、テキストファイル中のイメージフレームを表すタグ<EMI ID=999999…>及び<RTI ID=999999…>の属性IDの値の昇順に記録する。400dpiのイメージデータのディレクトリも同様に、属性IDの値の昇順に記録する。

ディレクトリの構造を図7-2に示す。

ディレクトリ内のイメージデータの各情報は、TAG(テキストファイル内のタグとは異なる)で表す。TAGの構造を図7-3に示す。

TAGの個数	2バイト
TAG 1	12バイト
TAG 2	12バイト
⋮	
TAG n	12バイト
次ディレクトリへのポインタ (次がなければ値0)	4バイト
TAGからポイントされるデータ	

図7-2 ディレクトリの構造

TAG・ID	2バイト
データタイプ	2バイト
単位数	4バイト
TAGデータまたはポインタ	4バイト

図7-3 TAGの構造

TAG先頭のTAG・IDは、このTAGが何の情報を表しているかを示す。データタイプは情報のデータの型を示し、以下のいずれかの値である。

- 値1： バイト
- 値2： 文字列(1バイトコード 文字列の最後のバイトは(00)₁₆)
- 値3： ショート(2バイト整数 最下位バイト先頭形式)
- 値4： ロング(4バイト整数 最下位バイト先頭形式)
- 値5： 有理数(ロングが2個で分子/分母を表す)

単位数はデータがいくつあるかを示す。単位数の次の4バイトにデータを記録する。ただし、4バイトでデータが記録出来ない場合には(例えばショート型のデータ2個は記録できるが3個は記録出来ない)、データを“次ディレクトリへのポインタ”領域(図7-2参照)以降に記録し、そこへのポインタ(ファイル先頭からのバイトオフセット)を単位数の次の4バイトのエリアに記録する。

ディレクトリフォーマットを表7-2に、内容が可変の項目の説明を以下に示す。表7-2の内容欄が埋まっている項目は、値が固定であることを示している。

表7-2 ディレクトリフォーマット (1/3)

No	ディレクトリ内 相対位置	意 味	長さ (バイト)	データ タイプ	内 容
1	0 - 1	T A Gの個数	2	バイト	1 8
2	2 - 3	T I D (NewSubfileType)	2	バイト	2 5 4
3	4 - 5	A データタイプ (ロング)	2	バイト	4
4	6 - 9	G 単位数	4	バイト	1
5	10 - 13	1 データ	4	バイト	
6	14 - 15	T I D (SubfileType)	2	バイト	2 5 5
7	16 - 17	A データタイプ (ショート)	2	バイト	3
8	18 - 21	G 単位数	4	バイト	1
9	22 - 23	2 データ	2	バイト	
10	24 - 25	空き	2	バイト	0
11	26 - 27	T I D (ImageWidth)	2	バイト	2 5 6
12	28 - 29	A データタイプ (ロング)	2	バイト	4
13	30 - 33	G 単位数	4	バイト	1
14	34 - 37	3 データ	4	バイト	
15	38 - 39	T I D (ImageLength)	2	バイト	2 5 7
16	40 - 41	A データタイプ (ロング)	2	バイト	4
17	42 - 45	G 単位数	4	バイト	1
18	46 - 49	4 データ	4	バイト	
19	50 - 51	T I D (BitsPerSample)	2	バイト	2 5 8
20	52 - 53	A データタイプ (ショート)	2	バイト	3
21	54 - 57	G 単位数	4	バイト	1
22	58 - 59	5 データ	2	バイト	1
23	60 - 61	空き	2	バイト	0
24	62 - 63	T I D (Compression)	2	バイト	2 5 9
25	64 - 65	A データタイプ (ショート)	2	バイト	3
26	66 - 69	G 単位数	4	バイト	1
27	70 - 71	6 データ	2	バイト	4
28	72 - 73	空き	2	バイト	0
29	74 - 75	T I D (PhotometricInterpretation)	2	バイト	2 6 2
30	76 - 77	A データタイプ (ショート)	2	バイト	3
31	78 - 81	G 単位数	4	バイト	1
32	82 - 83	7 データ	2	バイト	0
33	84 - 85	空き	2	バイト	0
34	86 - 87	T I D (DocumentName)	2	バイト	2 6 9
35	88 - 89	A データタイプ (文字)	2	バイト	2
36	90 - 93	G 単位数	4	バイト	1 4
37	94 - 97	8 データ	4	バイト	

表7-2 ディレクトリフォーマット (2/3)

No	ディレクトリ内 相対位置	意 味	長さ (バイト)	データ タイプ	内 容
38	98 - 99	T ID (ImageDescription)	2	バイト	2 7 0
39	100 -101	A データタイプ (文字)	2	バイト	2
40	102 -105	G 単位数	4	バイト	7
41	106 -109	9 データ	4	バイト	
42	110 -111	T ID (StripOffset)	2	バイト	2 7 3
43	112 -113	A データタイプ (ロング)	2	バイト	4
44	114 -117	G 単位数	4	バイト	1
45	118 -121	10 データ	4	バイト	
46	122 -123	T ID (Orientation)	2	バイト	2 7 4
47	124 -125	A データタイプ (ショート)	2	バイト	3
48	126 -129	G 単位数	4	バイト	1
49	130 -131	11 データ	2	バイト	
50	132 -133	空き	2	バイト	0
51	134 -135	T ID (SamplePerPixel)	2	バイト	2 7 7
52	136 -137	A データタイプ (ショート)	2	バイト	3
53	138 -141	G 単位数	4	バイト	1
54	142 -143	12 データ	2	バイト	1
55	144 -145	空き	2	バイト	0
56	146 -147	T ID (RowsPerStrip)	2	バイト	2 7 8
57	148 -149	A データタイプ (ロング)	2	バイト	4
58	150 -153	G 単位数	4	バイト	1
59	154 -157	13 データ	4	バイト	
60	158 -159	T ID (StripByteCount)	2	バイト	2 7 9
61	160 -161	A データタイプ (ロング)	2	バイト	4
62	162 -165	G 単位数	4	バイト	1
63	166 -169	14 データ	4	バイト	
64	170 -171	T ID (XResolution)	2	バイト	2 8 2
65	172 -173	A データタイプ (有理数)	2	バイト	5
66	174 -177	G 単位数	4	バイト	1
67	178 -181	15 データ	4	バイト	
68	182 -183	T ID (YResolution)	2	バイト	2 8 3
69	184 -185	A データタイプ (有理数)	2	バイト	5
70	186 -189	G 単位数	4	バイト	1
71	190 -193	16 データ	4	バイト	
72	194 -195	T ID (Group4Options)	2	バイト	2 9 3
73	196 -197	A データタイプ (ロング)	2	バイト	4
74	198 -201	G 単位数	4	バイト	1
75	202 -205	17 データ	4	バイト	0

表7-2 ディレクトリフォーマット (3/3)

No	ディレクトリ内 相対位置	意 味	長さ (バイト)	データ タイプ	内 容
76	206 -207	T I D (ResolutionUnit)	2	バイト	296
77	208 -209	A データタイプ (ショート)	2	バイト	3
78	210 -213	G 単位数	4	バイト	1
79	214 -215	18 データ	2	バイト	2
80	216 -217	空	2	バイト	0
81	218 -221	次ディレクトリへのポインタ	4	バイト	
82	222 -235	文献番号	14	文字	
83	236 -243	イメージデータの I D	8	文字	
84	244 -247	X方向解像度 分子	4	バイト	
85	248 -251	X方向解像度 分母	4	バイト	1
86	252 -255	Y方向解像度 分子	4	バイト	
87	256 -259	Y方向解像度 分母	4	バイト	1

No. 5 イメージデータのタイプを記録する。

値0 : 200 d p i のイメージデータ (他に同じ内容の400 d p i のイメージデータが存在しないもの)を示す。

または、400 d p i のイメージデータ (他に同じ内容の200 d p i のイメージデータが存在するもの)を示す。

値1 : 200 d p i のイメージデータ (他に同じ内容の400 d p i のイメージデータが存在するもの)を示す。

No. 9 No. 5 と同様、イメージデータのタイプを記録する。

値1 : No. 5 の値が0の場合。

値2 : No. 5 の値が1の場合。

No. 14 X (水平) 方向のピクセル数を記録する。ピクセル数は16の倍数とする。No. 18 Y (垂直) 方向のピクセル数を記録する。No. 37 文献番号 (No. 82) へのポインタ値を記録する。このディレクトリ先頭のバイトオフセットをnとすると、ポインタ値はn+222 である。No. 41 イメージデータの I D (No. 83) へのポインタを記録する。このディレクトリ先頭のバイトオフセットをnとすると、ポインタ値はn+236 である。No. 45 イメージデータへのポインタ値を記録する。No. 49 イメージデータの向きを記録する。

値1 : 上向きのイメージデータ。

値3 : 下向きのイメージデータ。

値6 : 左に90° 回転したイメージデータ。

値8 : 右に90° 回転したイメージデータ。

No. 59 No. 18 と同じ値を記録する。No. 63 イメージデータのバイト数を記録する。No. 67 X方向解像度 (No. 84) へのポインタ値を記録する。このディレクトリ先頭のバイトオフセットをnとすると、ポインタ値はn+244 である。

No. 71 Y方向解像度 (No. 86) へのポインタ値を記録する。このディレクトリ先頭のバイトオフセットをnとすると、ポインタ値はn+252 である。

No. 81 次ディレクトリへのポインタ値を記録する。このディレクトリ先頭のバイトオフセットをnとすると、ポインタ値はn+260 である。このディレクトリが最後のディレクトリの場合は値0を記録する。

No. 82 文献を特定するための番号を次のフォーマットで記録する。

《公開公報・公表公報・再公表・公告公報の場合》

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥
長さ	2	2	2	6	1	1
内容例	J P	A△	1 2	0 0 0 0 0 1	4	

(注) “△” はスペースを示す。

① 発行国: “J P” を記録する。

② 公報種別: 公報種別を示すディレクトリ名を左詰めで記録する。空き領域にはスペースを記録する。

『第 I 編 表4-1 公報種別とディレクトリ名との対応』を参照。

③ 和暦年: 和暦年を2桁で記録する。

④ 6桁の番号: 文献番号の下6桁、または国際公開番号(再公表の場合)の下6桁を記録する。

⑤ 元号: 元号を1桁の数字で記録する。数字と元号の対応は次のとおりとする。
1: 明治、2: 大正、3: 昭和、4: 平成

⑥ デリミタ: (00)₁₆を記録する。

①~⑤とも1バイトコードとする。

③、⑤は、文献番号、文献の発行年(審判請求公告の場合)、国際公開番号(再公表の場合)に基づいて記録する。

《登録実用公報・特許公報の場合》

項目番号	①	②	③	④	⑤
長さ	2	2	7	2	1
内容例	J P	B 9	2 5 0 0 0 0 1	0 0	

① 発行国: “J P” を記録する。

② 公報種別: 公報種別を示すディレクトリ名を左詰めで記録する。空き領域にはスペースを記録する。

『第 I 編 表4-1 公報種別とディレクトリ名との対応』を参照。

③ 特許(実用新案登録)番号: 特許番号または実用新案登録番号を記録する。

④ 西暦年: 西暦年の下2桁を記録する。

⑤ デリミタ: (00)₁₆を記録する。

①~⑤とも1バイトコードとする。

No. 83 テキストファイル中のタグ <EMI ID=999999 …> 及び <RTI ID=999999 …> のIDの値“999999”(9は数値)を左詰めで記録する。IDの値の最後に(00)₁₆を付加する。

No. 84 X方向の解像度を記録する。200 d p iの場合は200を、400 d p iの場合は400を記録する。

No. 86 Y方向の解像度を記録する。No. 84 と同じ値を記録する。

(4) イメージデータ

(a) データ種別

二値イメージとする。

(b) 画素密度(解像度)

200 d p i または 400 d p i とする。

400 d p i のイメージデータを記録する場合は、必ず同じ内容の 200 d p i のイメージデータも記録する。

(注) 400 d p i で出願された図面代用写真が、400 d p i の対象となる。

(c) 符号化方式

『C C I T T 勧告 T. 6 ベーシックファクシミリ符号化方式(二次元圧縮方式)』を用いる。

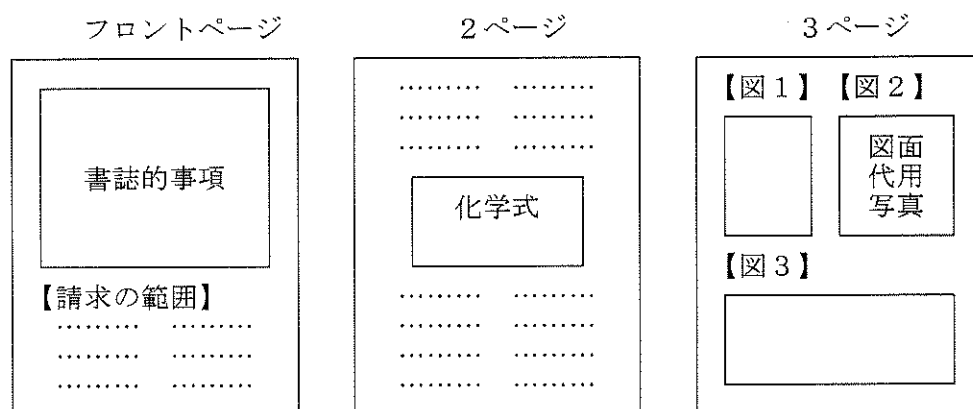
(5) テキストファイルとイメージファイルの関係

テキストファイル中のイメージフレームを表すタグ <EMI ID=999999 …> 及び <RTI ID=999 999 …> とイメージファイル中のディレクトリとの関係を、以下の例で示す。

【例】

・公報のレイアウト

以下のように、3ページからなる公報を仮定する。



・テキストファイルの内容(注1)

・イメージファイルの内容(注2)

ヘッダ		
① <DP N=000001>	タイプ(No. 5) = 0	ディレクトリ-1
② <RTI ID=000001 ...>	タイプ(No. 9) = 1	
⋮	ID (No. 83) = 000001	
③ <DP N=0002>	解像度(No. 84, 86) = 200	
⋮		
④ <EMI ID=000002 ...>	タイプ(No. 5) = 0	ディレクトリ-2
⋮	タイプ(No. 9) = 1	
⑤ <DP N=0003>	ID (No. 83) = 000002	
⋮	解像度(No. 84, 86) = 200	
⑥ <EMI ID=000003 ...>	タイプ(No. 5) = 0	ディレクトリ-3
⋮	タイプ(No. 9) = 1	
⑦ <EMI ID=000004 ...>	ID (No. 83) = 000003	
⋮	解像度(No. 84, 86) = 200	
⑧ <EMI ID=000005 ...>	タイプ(No. 5) = 1	ディレクトリ-4
⋮	タイプ(No. 9) = 2	
	ID (No. 83) = 000004	
	解像度(No. 84, 86) = 200	
	タイプ(No. 5) = 0	ディレクトリ-5
	タイプ(No. 9) = 1	
	ID (No. 83) = 000005	
	解像度(No. 84, 86) = 200	
	タイプ(No. 5) = 0	ディレクトリ-6
	タイプ(No. 9) = 1	
	ID (No. 83) = 000004	
	解像度(No. 84, 86) = 400	
	⋮	

(注1) DP, RTI, EMI以外のタグは省略。

(注2) 図以外の項目の内容は省略。
括弧内のNoは表7-2に対応する。

- ① 1 ページ目の開始位置を表すタグ。
- ② 書誌的事項部分のイメージフレームを表すタグ。最初のイメージフレームなので I D の値は 1 となり、イメージファイルの 1 番目のディレクトリに対応する。
- ③ 2 ページ目の開始位置を表すタグ。
- ④ 化学式のイメージフレームを表すタグ。2 番目のイメージフレームなので、I D の値は 2 となり、イメージファイルの 2 番目のディレクトリに対応する。
- ⑤ 3 ページ目の開始位置を表すタグ。
- ⑥ 図 1 のイメージフレームを表すタグ。3 番目のイメージフレームなので、I D の値は 3 となり、イメージファイルの 3 番目のディレクトリに対応する。
- ⑦ 図 2 のイメージフレームを表すタグ。4 番目のイメージフレームなので、I D の値は 4 となり、イメージファイルの 4 番目のディレクトリに対応する。また、図 2 は図面代用写真であり 4 0 0 d p i のイメージデータも記録するので、こちらは最後の 2 0 0 d p i のイメージデータのディレクトリの次の、6 番目のディレクトリに対応する。

両ディレクトリのイメージデータの I D (No. 83) は同じ値を持つ。タイプ (No. 5, 9) と解像度 (No. 84, 86) は異なる値となる。

2 0 0 d p i の方のディレクトリ内のタイプ (No. 5, 9) の値は、4 0 0 d p i を持たない通常の 2 0 0 d p i のタイプ (No. 5, 9) の値と異なるので、テキストファイル内のイメージフレームを表すタグの I D の値から 2 0 0 d p i のイメージデータのディレクトリを参照し、そのタイプ (No. 5, 9) の値を見れば、そのイメージフレームが 2 0 0 と 4 0 0 d p i の 2 つのイメージデータを持つ図面代用写真であるかどうか判るようになっている。

- ⑧ 図 3 のイメージフレームを表すタグ。5 番目のイメージフレームなので、I D の値は 5 となり、イメージファイルの 5 番目のディレクトリに対応する。

8. ポジションファイル

特許請求の範囲や図面、また指定したページなどを迅速に表示出来るように、テキストファイル中の論理構造とレイアウト構造用のタグの位置情報を記録するファイルである。

(1) ファイルフォーマット

バイナリファイル形式とする。1つのタグで1レコードを構成する。ポジションファイルに記録するタグは、テキストファイル中に用いられるタグの内、SDO、DP、EMI、RTIに限る。

ポジションレコードのフォーマットを表8-1に、各項目の説明を以下に示す。

No.1 要素識別子 (G I)

SDO、DP、EMI、RTIのいずれかを左詰めで記録する。空き領域には1バイトコードのスペースを詰める。要素識別子の記録順序は、テキストファイル内に現れる順序と等しい。

No.2 第一パラメータの値

SDOの場合は、属性BIJ、ABJ、CLJ、DEJ、EDJ、DRJ、OFJ、DTJ、AMJ、SRJ、FSJ、FDJ、FAJ、CAJ、COJ、REJ、BCJ、SCJのいずれかを記録する。

DPの場合は、属性Nの値を記録する。

EMIとRTIの場合は、属性IDの値を記録する。

値はすべて左詰めとし、空き領域には1バイトコードのスペースを詰める。

No.3 テキストファイル中のタグの位置

テキストファイル中のタグの開デリミタ“<”の位置を、テキストファイル先頭からのバイトオフセットで記録する。

表8-1 ポジションレコードのフォーマット

No	意 味	長さ (バイト)	データ タイプ	内 容 例			
1	タ 要素識別子 (G I)	4	文字	SDO	DP	EMI	RTI
2	グ 第一パラメータの値	6	文字	BIJ	0012	123456	654321
3	テキストファイル中のタグの位置	4	バイト列				

9. 外字インデックスファイル

外字を表すタグ〈GAI〉の属性IDの値をキーとするインデックスファイルである。

外字インデックスファイルはCD-ROM上に1つ存在し、全てのドットフォントファイルで共通である。

(1) ファイルフォーマット

外字インデックスファイルのフォーマットを表9-1に、各項目の説明を以下に示す。

No. 1 エントリ数

ファイル内に記録されているエントリ数を記録する。

No. 2 IDの値

外字を表すタグ〈GAI〉の属性IDの値を記録する。

No. 3 ドットフォントファイルの文字番号

ドットフォントファイル内の文字番号を記録する。ファイル先頭の文字番号は1とする。

No. 4 エントリの繰り返し

エントリの繰り返し部分。IDの値の昇順に記録する。

表9-1 外字インデックスファイルのフォーマット

No	意	味	長さ (バイト)	データ タイプ	内 容
1	エントリ数		2	バイトリ	
2	エ ン ト リ	IDの値	4	文字	
3		ドットフォントファイルの文字番号	2	バイトリ	
4	エントリ (No. 2～3) の繰り返し		6 × n	バイトリ	

10. ドットフォントファイル

外字のドットフォントを記録するファイル。以下の5つのドットフォントファイルで構成する。

- ・ 16×16ドット用ファイル〔ファイル名は“FONT.16”〕
- ・ 24×24ドット用ファイル〔ファイル名は“FONT.24”〕
- ・ 32×32ドット用ファイル〔ファイル名は“FONT.32”〕
- ・ 40×40ドット用ファイル〔ファイル名は“FONT.40”〕
- ・ 48×48ドット用ファイル〔ファイル名は“FONT.48”〕

(1) ファイルフォーマット

$n \times n$ ドット用ファイルのフォーマットを図10-1に、16×16ドット外字の例を図10-2に示す。

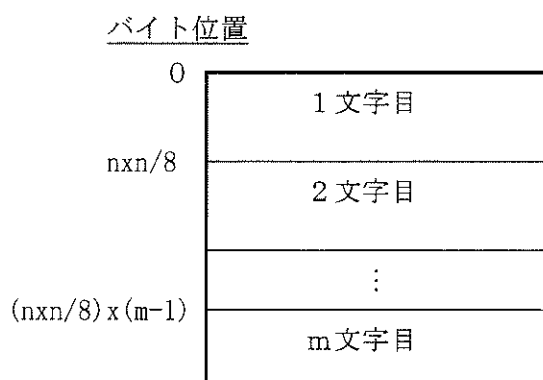


図10-1 外字ファイルフォーマット

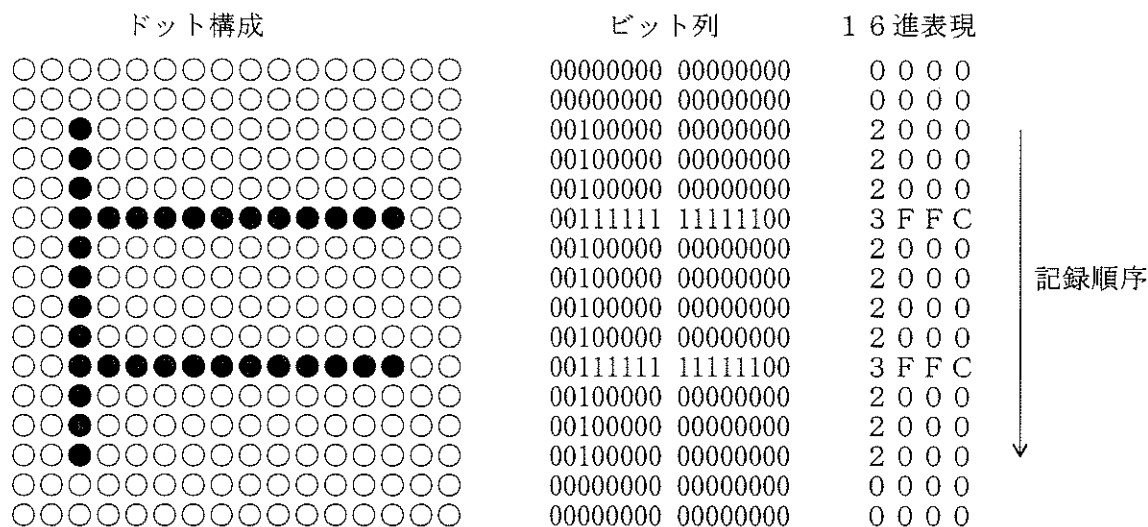


図10-2 16×16ドット外字の例

11. SGML 宣言・文書型定義ファイル

『JIS X 4151-1992 文書記述言語 SGML (ISO 8879)』に準拠した、SGML 宣言及び文書型定義(DTD)を記録するファイル。テキストファイル形式とし、内容は以下のとおりとする。

SGML 宣言部分

```
<!SGML "ISO 8879-1986"
CHARSET BASESET "ISO 646-1983//CHARSET
International Reference Version (IRV)//ESC 02/5 04/0"
DESCSET 0 9 UNUSED
9 2 9
11 2 UNUSED
13 1 13
14 18 UNUSED
32 95 32
127 1 UNUSED
BASESET "ISO Registration Number 87//CHARSET
JIS X 0208//ESC 02/6 04/0 ESC 02/4 02/9 04/2"
DESCSET 128 41249 UNUSED
41377 94 8481 -- 2121 --
41471 162 UNUSED
41633 14 8737 -- 2221 --
41647 11 UNUSED
41658 8 8762 -- 223a --
41666 8 UNUSED
41674 7 8778 -- 224a --
41681 11 UNUSED
41692 15 8796 -- 225c --
41707 7 UNUSED
41714 8 8818 -- 2272 --
41722 4 UNUSED
41726 1 8830 -- 227e --
41727 177 UNUSED
41904 10 9008 -- 2330 --
41914 7 UNUSED
41921 26 9025 -- 2341 --
41947 6 UNUSED
41953 26 9057 -- 2361 --
41979 166 UNUSED
42145 83 9249 -- 2421 --
42228 173 UNUSED
42401 86 9505 -- 2521 --
42487 170 UNUSED
42657 24 9761 -- 2621 --
42681 8 UNUSED
42689 24 9793 -- 2641 --
42713 200 UNUSED
42913 33 10017 -- 2721 --
42946 15 UNUSED
42961 33 10065 -- 2751 --
42994 175 UNUSED
43169 32 10273 -- 2821 --
43201 2016 UNUSED
45217 94 12321 -- 3021 --
45311 162 UNUSED
45473 94 12577 -- 3121 --
45567 162 UNUSED
45729 94 12833 -- 3221 --
45823 162 UNUSED
```

45985	94	13089	-- 3321 --
46079	162	UNUSED	
46241	94	13345	-- 3421 --
46335	162	UNUSED	
46497	94	13601	-- 3521 --
46591	162	UNUSED	
46753	94	13857	-- 3621 --
46847	162	UNUSED	
47009	94	14113	-- 3721 --
47103	162	UNUSED	
47265	94	14369	-- 3821 --
47359	162	UNUSED	
47521	94	14625	-- 3921 --
47615	162	UNUSED	
47777	94	14881	-- 3a21 --
47871	162	UNUSED	
48033	94	15137	-- 3b21 --
48127	162	UNUSED	
48289	94	15393	-- 3c21 --
48383	162	UNUSED	
48545	94	15649	-- 3d21 --
48639	162	UNUSED	
48801	94	15905	-- 3e21 --
48895	162	UNUSED	
49057	94	16161	-- 3f21 --
49151	162	UNUSED	
49313	94	16417	-- 4021 --
49407	162	UNUSED	
49569	94	16673	-- 4121 --
49663	162	UNUSED	
49825	94	16929	-- 4221 --
49919	162	UNUSED	
50081	94	17185	-- 4321 --
50175	162	UNUSED	
50337	94	17441	-- 4421 --
50431	162	UNUSED	
50593	94	17697	-- 4521 --
50687	162	UNUSED	
50849	94	17953	-- 4621 --
50943	162	UNUSED	
51105	94	18209	-- 4721 --
51199	162	UNUSED	
51361	94	18465	-- 4821 --
51455	162	UNUSED	
51617	94	18721	-- 4921 --
51711	162	UNUSED	
51873	94	18977	-- 4a21 --
51967	162	UNUSED	
52129	94	19233	-- 4b21 --
52223	162	UNUSED	
52385	94	19489	-- 4c21 --
52479	162	UNUSED	
52641	94	19745	-- 4d21 --
52735	162	UNUSED	
52897	94	20001	-- 4e21 --
52991	162	UNUSED	
53153	51	20257	-- 4f21 --
53204	205	UNUSED	
53409	94	20513	-- 5021 --
53503	162	UNUSED	
53665	94	20769	-- 5121 --

53759	162	UNUSED	
53921	94	21025	-- 5221 --
54015	162	UNUSED	
54177	94	21281	-- 5321 --
54271	162	UNUSED	
54433	94	21537	-- 5421 --
54527	162	UNUSED	
54689	94	21793	-- 5521 --
54783	162	UNUSED	
54945	94	22049	-- 5621 --
55039	162	UNUSED	
55201	94	22305	-- 5721 --
55295	162	UNUSED	
55457	94	22561	-- 5821 --
55551	162	UNUSED	
55713	94	22817	-- 5921 --
55807	162	UNUSED	
55969	94	23073	-- 6a21 --
56063	162	UNUSED	
56225	94	23329	-- 5b21 --
56319	162	UNUSED	
56481	94	23585	-- 5c21 --
56575	162	UNUSED	
56737	94	23841	-- 5d21 --
56831	162	UNUSED	
56993	94	24097	-- 5e21 --
57087	162	UNUSED	
57249	94	24353	-- 5f21 --
57343	162	UNUSED	
57505	94	24609	-- 6021 --
57599	162	UNUSED	
57761	94	24865	-- 6121 --
57855	162	UNUSED	
58017	94	25121	-- 6221 --
58111	162	UNUSED	
58273	94	25377	-- 6321 --
58367	162	UNUSED	
58529	94	25633	-- 6421 --
58623	162	UNUSED	
58785	94	25889	-- 6521 --
58879	162	UNUSED	
59041	94	26145	-- 6621 --
59135	162	UNUSED	
59297	94	26401	-- 6721 --
59391	162	UNUSED	
59553	94	26657	-- 6821 --
59647	162	UNUSED	
59809	94	26913	-- 6921 --
59903	162	UNUSED	
60065	94	27169	-- 6a21 --
60159	162	UNUSED	
60321	94	27425	-- 6b21 --
60415	162	UNUSED	
60577	94	27681	-- 6c21 --
60671	162	UNUSED	
60833	94	27937	-- 6d21 --
60927	162	UNUSED	
61089	94	28193	-- 6e21 --
61183	162	UNUSED	
61345	94	28449	-- 6f21 --
61439	162	UNUSED	

	61601	94	28705	--	7021	--
	61695	162	UNUSED			
	61857	94	28961	--	7121	--
	61951	162	UNUSED			
	62113	94	29217	--	7221	--
	62207	162	UNUSED			
	62369	94	29473	--	7321	--
	62463	162	UNUSED			
	62625	6	29731	--	7421	--
	62631	2905	UNUSED			
CAPACITY	PUBLIC	"ISO 8879-1986//CAPACITY Reference//EN"				
SCOPE	DOCUMENT					
SYNTAX	PUBLIC	"ISO 8879-1986//SYNTAX Reference//EN"				
FEATURES	MINIMIZE	DATATAG	NO	OMITTAG	YES	RANK NO SHORTTAG YES
	LINK	SIMPLE	NO	IMPLICIT	NO	EXPLICIT NO
	OTHER	CONCUR	NO	SUBDOC	NO	FORMAL NO
APPINFO	NONE					
>						

```

<!-- DOCTYPE JAPANESE PATENT OFFICE DOCUMENT/SPECIFICATION Version 4.2 -->
<!-- Used as -->
<!-- <!DOCTYPE jpodoc PUBLIC "-//JPO//DTD jpo basic DTD ver 4.2//JA"> -->
<!-- -->
<!DOCTYPE jpodoc [
<!-- ***** PARAMETER ENTITIES ***** -->
<!-- -->
<!ENTITY % sdoctype "BIJ | ABJ | CLJ | DEJ | EDJ | DRJ | OFJ | AMJ | DTJ | SRJ |
FSJ | FDJ | FAJ | CAJ | COJ | REJ | BCJ | SCJ" >
<!ENTITY % control "sb | sp | u | bai | han" >
<!ENTITY % layout "dp | txf | br" >
<!-- ***** GENERAL ENTITIES ***** -->
<!-- -->
<!ENTITY gt ">" -- Greater than -->
<!ENTITY lt "<" -- Less than -->
<!ENTITY amp "&" -- Ampersand -->
<!-- ***** GENERAL TAGS - ELEMENTS AND ATTRIBUTES ***** -->
<!-- -->
<!ELEMENT jpodoc o o (sdo)+ >
<!ELEMENT sdo - - (#PCDATA | rti | emi)+ +(gai | %control; | %layout;) -- Sub document -->
<!ATTLIST sdo ty (%sdoctype;) #REQUIRED -- Sub document types -->
<!ELEMENT rti - - (#PCDATA | emi)+ -(%layout;) -- Replace text by image -->
<!ELEMENT emi - o EMPTY -- Embedded image -->
<!ATTLIST (rti | emi)
id NUMBER #REQUIRED -- Image identity --
he NUMBER #REQUIRED -- Height (mm) --
wi NUMBER #REQUIRED -- Width (mm) --
lx NUMBER #REQUIRED -- Location X (0.1mm) --
ly NUMBER #REQUIRED -- Location Y (0.1mm) -->
<!ELEMENT (sb | sp) - - (#PCDATA) -- Sub/Superscript -->
<!ELEMENT u - - (#PCDATA) -- Underscore -->
<!ELEMENT (bai | han) - - (#PCDATA) -- Baikaku -->
<!ELEMENT gai - o EMPTY -- Gaiji -->
<!ATTLIST gai id NUMBER #REQUIRED -- Gaiji identity -->
<!ELEMENT dp - o EMPTY -- Document page -->
<!ATTLIST dp n NUMBER #REQUIRED -- Page number -->
<!ELEMENT txf - o EMPTY -- Text frame -->
<!ATTLIST txf fr NUMBER #REQUIRED -- Frame number --
he NUMBER #REQUIRED -- Height (mm) --
wi NUMBER #REQUIRED -- Width (mm) --
lx NUMBER #REQUIRED -- Location X (0.1mm) --
ly NUMBER #REQUIRED -- Location Y (0.1mm) -->
<!ELEMENT br - o EMPTY -- Break -->
]>

```

参考資料 1

紙公報のレイアウト

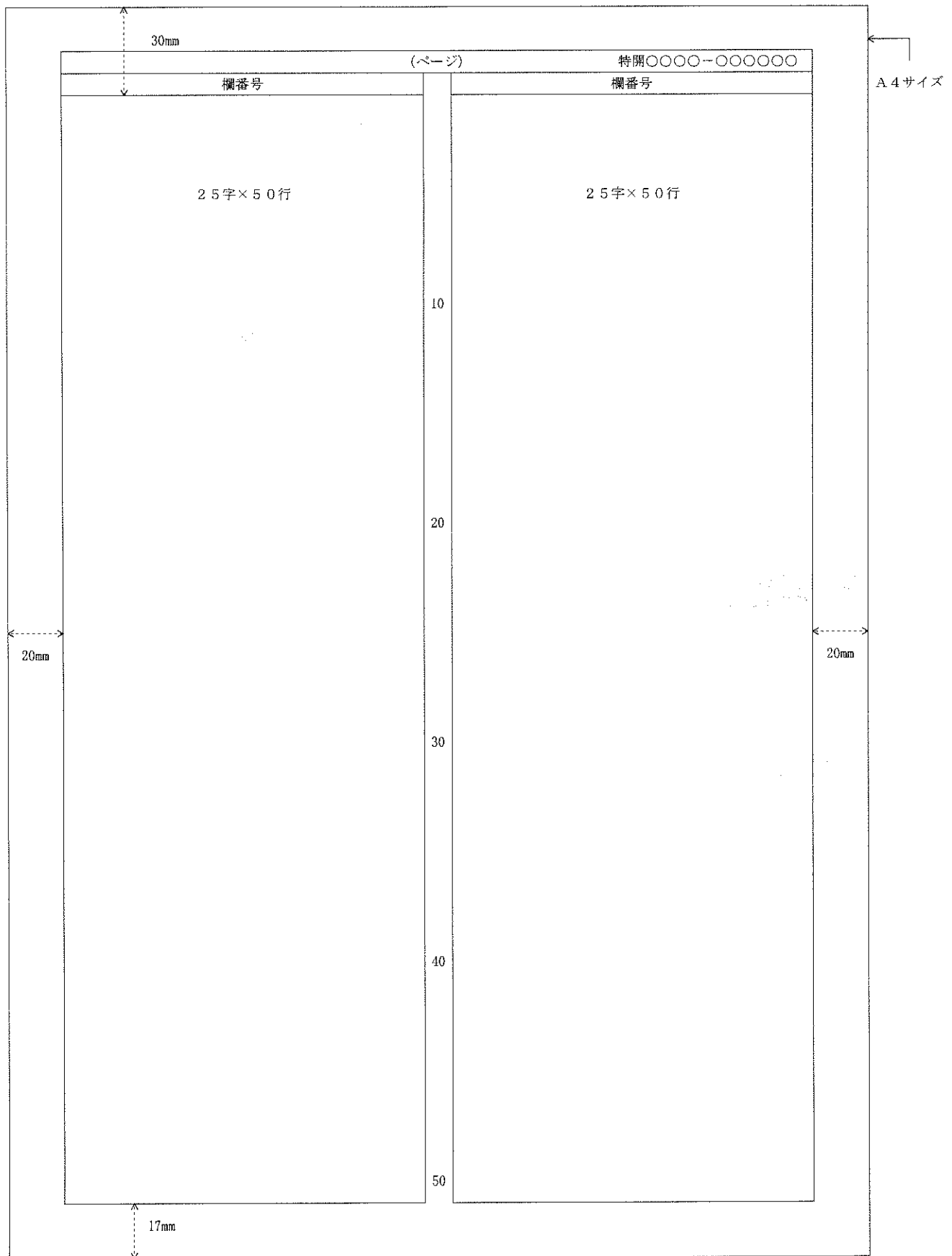
M E M O

公開特許公報フロントページ・レイアウト (ブロック図)

(19) 日本国特許庁 (JP)	(12) 公開特許公報 (A)	(11) 特許出願公開番号
特開○○○○-○○○○○○ (P○○○○-○○○○○○A) (43) 公開日 平成○年○月○日 (○. ○. ○)		
(51) Int. Cl.⁷	識別記号	F I
テーマコード (参考)		
審査請求 未請求 請求項の数○○ ○L 外国語出願 公開請求 (全○頁)		
(21) 出願番号 特願○○○○-○○○○○○ (P○○○○-○○○○○○) 分割・変更の表示 (原出願番号) (22) 出願日 平成○年○月○日 (○. ○. ○) スペース (31) 優先権主張番号 (32) 優先日 平成○年○月○日 (○. ○. ○) (33) 優先権主張国 新規性喪失の例外記事 公序良俗により不掲載とする旨の記事 産業再生法第30条適用記事 長大データCD-ROM記事	(71) 出願人 識別番号 氏名 (名称) 外国出願人のアルファベット表示 住所 (居所) (72) 発明者 氏名 住所 (居所) (74) 代理人 識別番号 氏名 Fターム (参考)	
(54) 【発明の名称】 (52字×2行)		
(57) 【要約】	選択図	

(注) CD-ROM公開公報では、①の部分をイメージデータとテキストデータの2通りの形式で持つ。

公開特許公報 本文レイアウト (ブロック図)

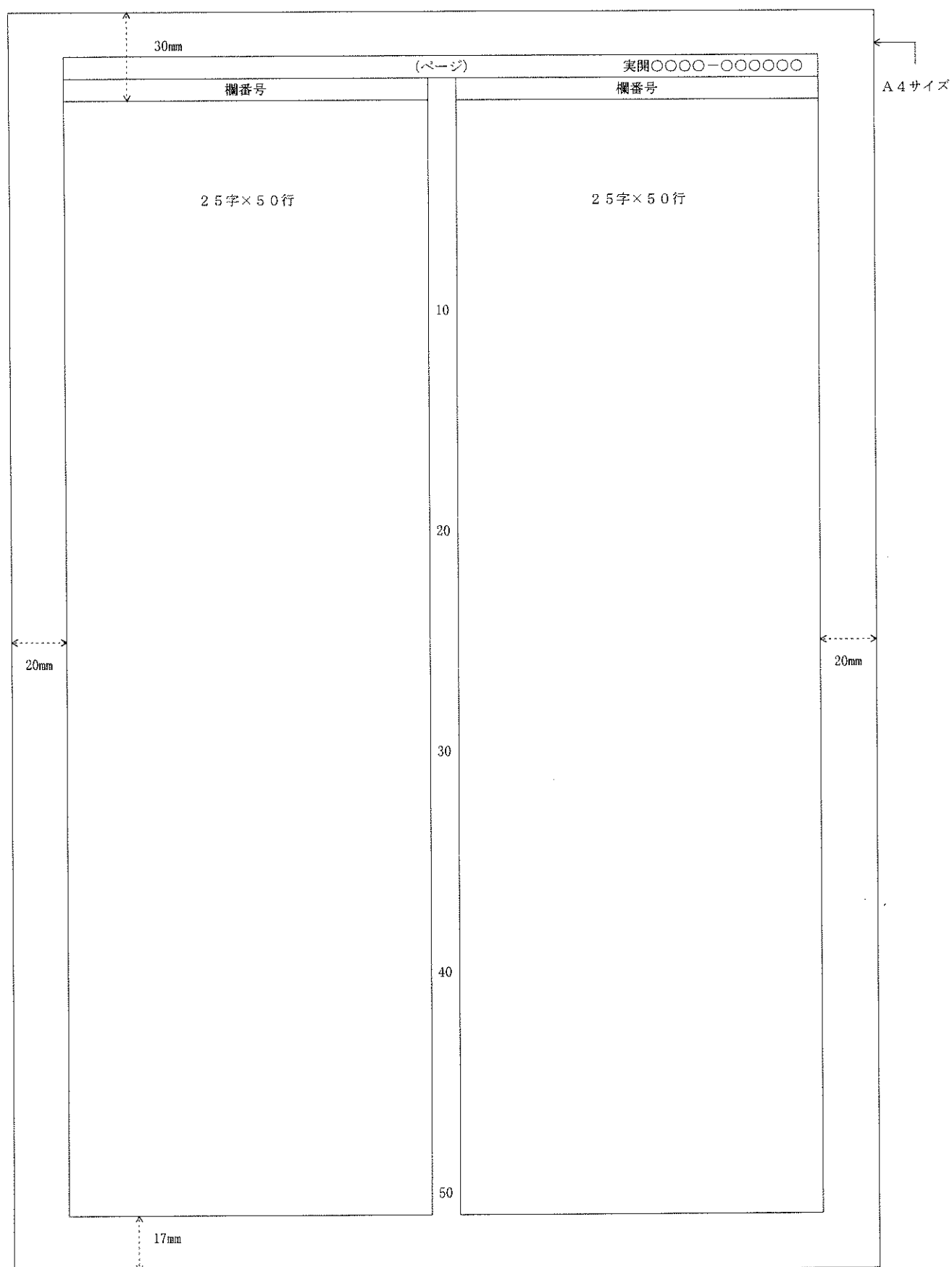


公開実用新案公報フロントページ・レイアウト (ブロック図)

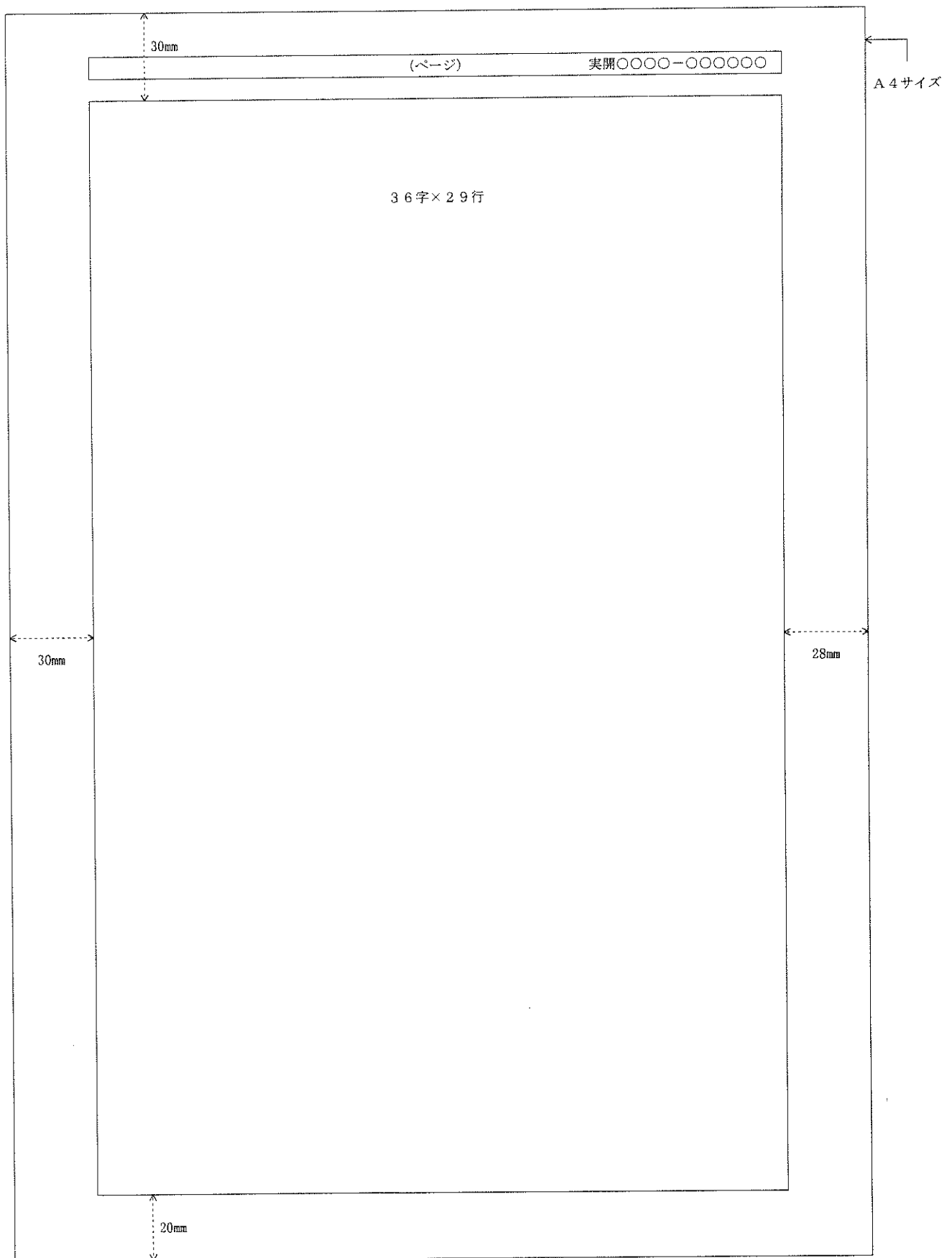
(19) 日本国特許庁 (JP)	(12) 公開実用新案公報 (U)	(11) 実用新案出願公開番号
実開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 (U〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇A) (43) 公開日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇)		
(51) Int. Cl. 7	識別記号	F I
テーマコード (参考)		
審査請求 未請求 請求項の数〇〇 〇 L 外国語出願 (全〇頁)		
(21) 出願番号 実願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 (U〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇) 分割・変更の表示 (原出願番号) (22) 出願日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) スペース (31) 優先権主張番号 (32) 優先日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) (33) 優先権主張国 新規性喪失の例外記事 (25字×10行)		(71) 出願人 識別番号 氏名 (名称) 外国出願人のアルファベット表示 住所 (居所) (72) 考案者 氏名 住所 (居所) (74) 代理人 識別番号 氏名 Fターム (参考) (25字×14行)
(54) 【考案の名称】 (52字×2行)		
(57) 【要約】 (25字×20行)	選択図	

(注) CD-ROM公開実用新案公報では、①の部分イメージデータとテキストデータの2通りの形式で持つ。

公開実用新案公報 本文レイアウト (ブロック図)



公開実用新案公報 本文レイアウト (ブロック図)

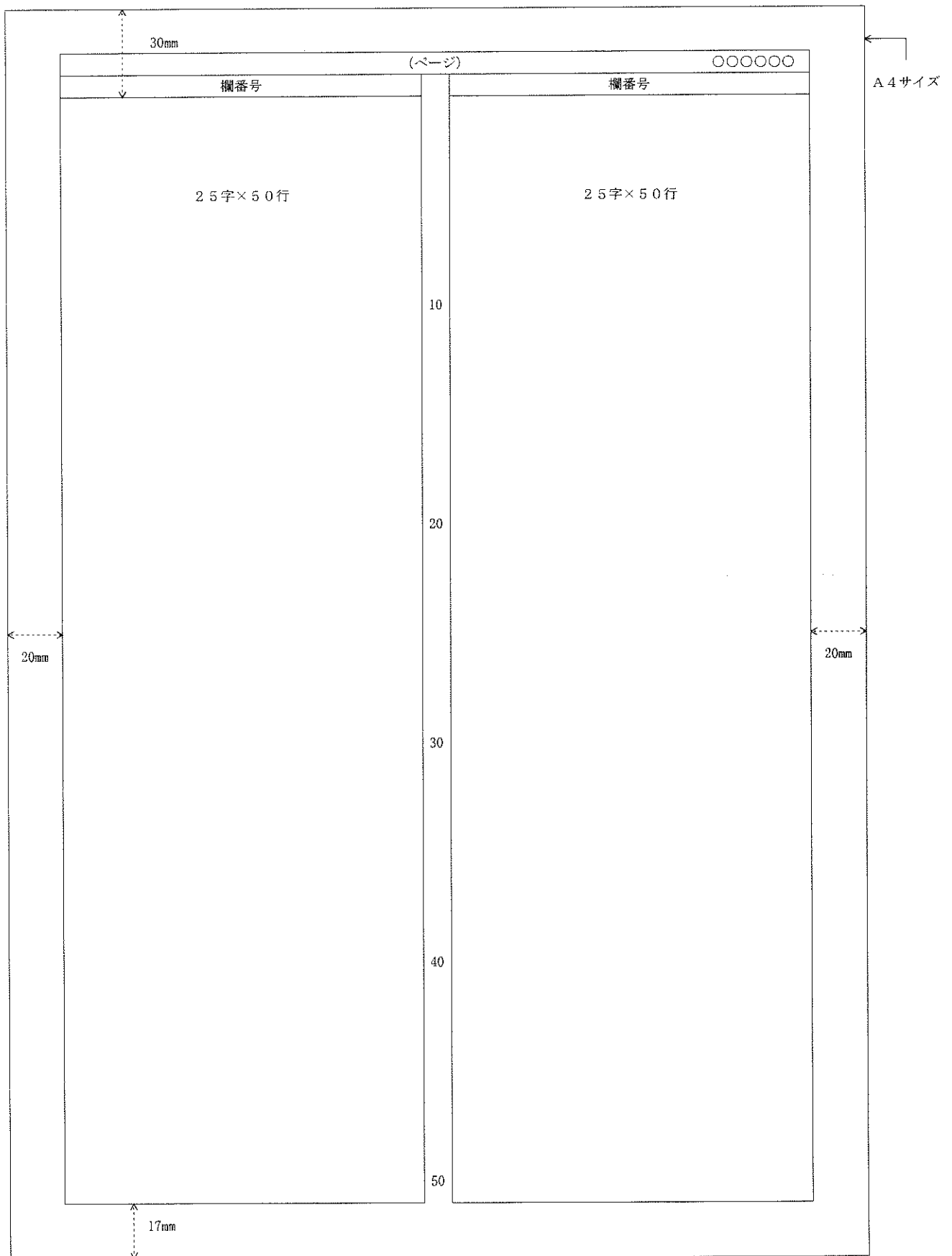


特許審判請求公告フロントページ・レイアウト (ブロック図)

(19) 日本国特許庁(JP)	(12) 特許審判請求公告(H)	(11) 特許審判請求公告番号
審判請求日 平成〇年〇月〇日(〇.〇.〇) 審判番号 訂正〇〇〇〇-〇〇〇〇(P〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇/H)		○○○○○○ (24)(45)公告日 平成〇年〇月〇日(〇.〇.〇)
(51) Int. Cl. ⁷	識別記号	F I
スペース		
審判事件の特許番号等の表示		
スペース		
(70) 請求人	識別番号	氏名(名称) 住所(居所)
(74) 代理人	識別番号	氏名
審判の合議体	審判長	〇〇 〇〇、 審判官 〇〇 〇〇、 審判官 〇〇 〇〇 (全〇頁)
(54) 【発明の名称】 (52字×2行)		
【審判請求の要旨】		
(25字×n行)		(25字×n行)
スペース		
1		2
【訂正明細書】		
(57) 【特許請求の範囲】		
(25字×m行)		(25字×m行)

(注) CD-ROM特許審判請求公告では、①の部分イメージデータとテキストデータの2通りの形式で持つ。

特許審判請求公告 本文レイアウト (ブロック図)

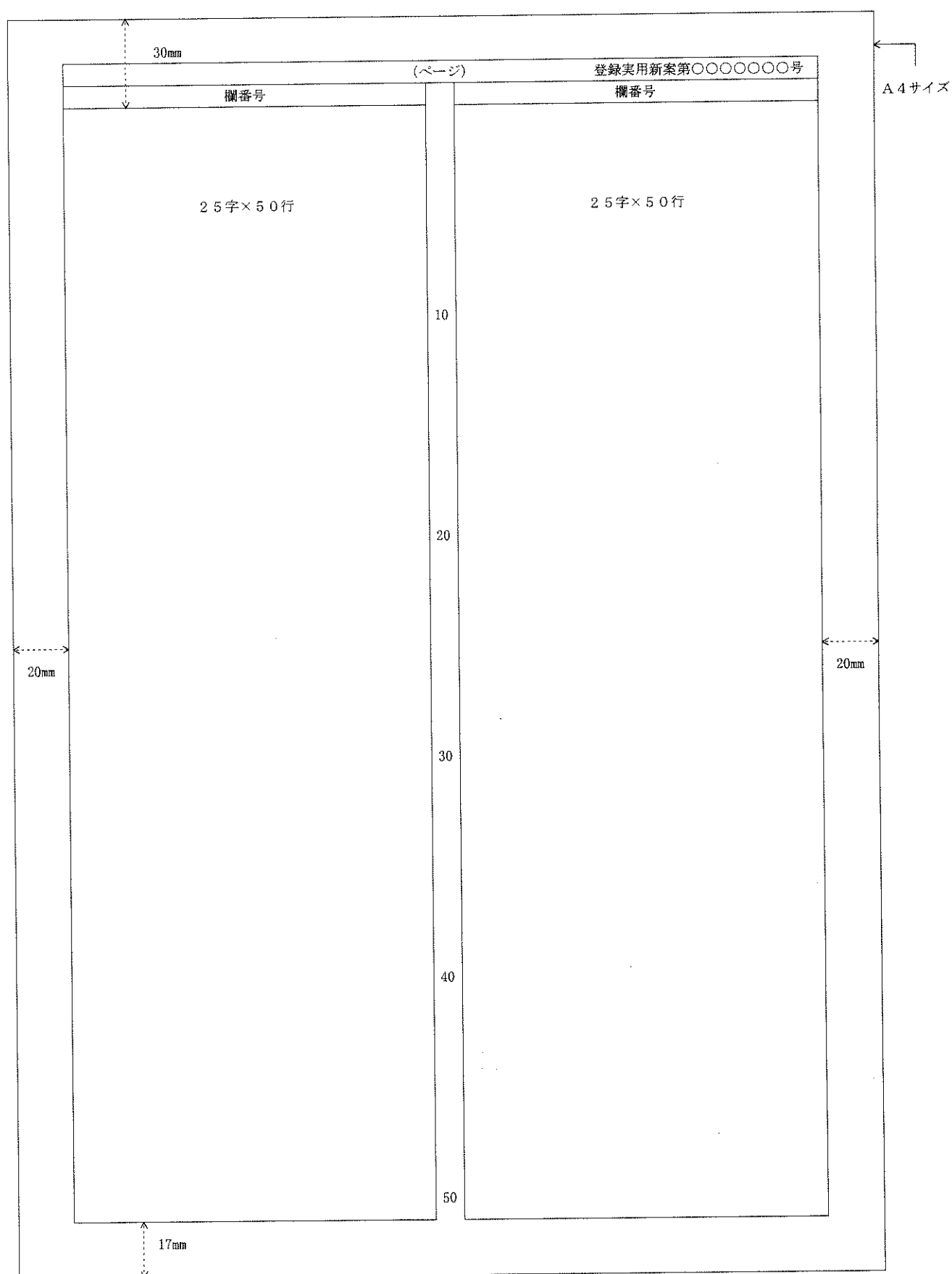


登録実用新案公報フロントページ・レイアウト (ブロック図)

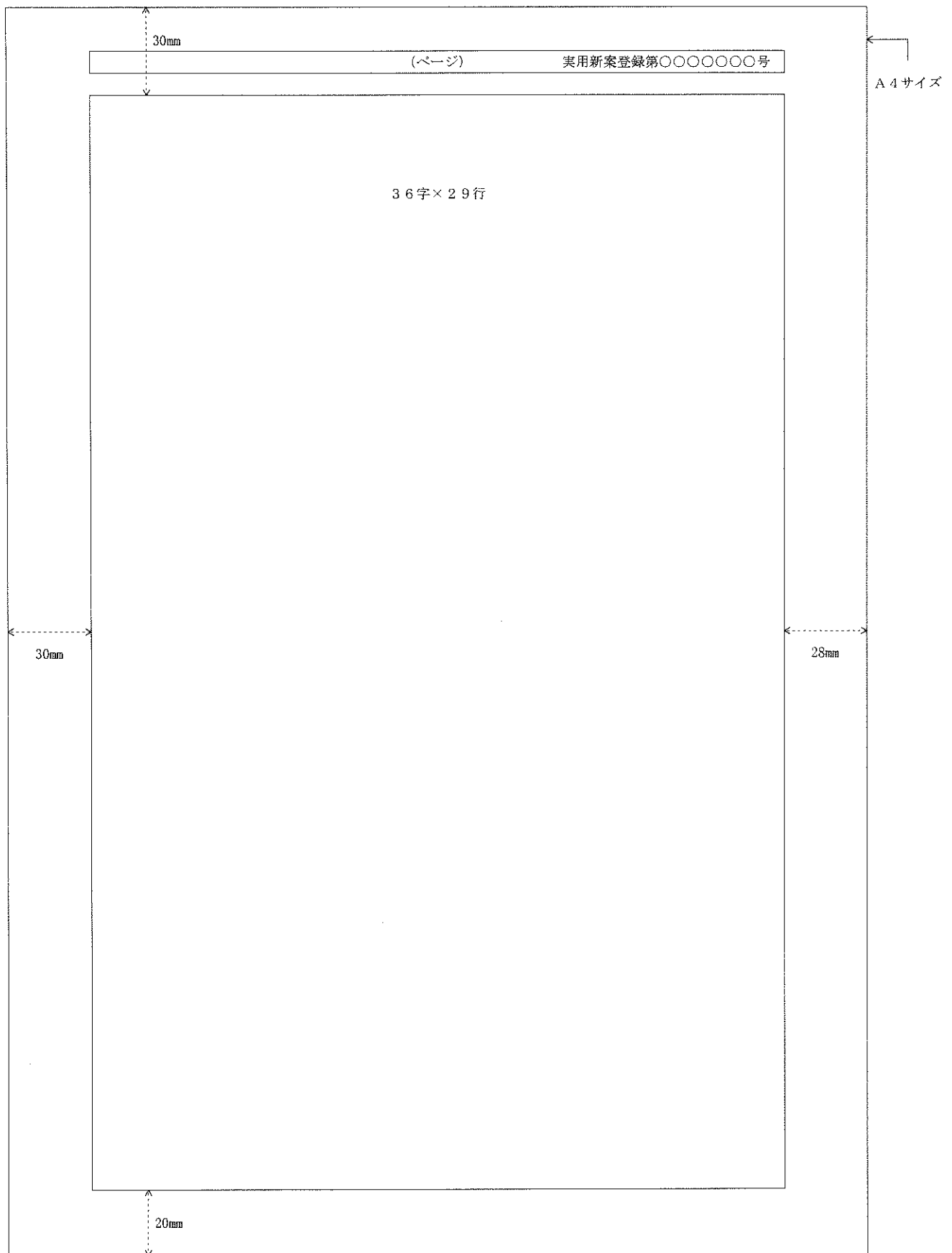
(19) 日本国特許庁 (JP)	(12) 登録実用新案公報 (U)	(11) 実用新案登録番号
(45) 発行日 平成○年○月○日 (○.○.○)		実用新案登録第○○○○○○○○号 (U○○○○○○○○) (24) 登録日 平成○年○月○日 (○.○.○)
(51) Int. Cl. 7 識別記号 F I		
5行		
評価書の請求 未請求 請求項の数○○ (全○頁)		
(21) 出願番号 実願○○○○-○○○○○○ (U○○○○-○○○○○○) 分割・変更の表示 (原出願番号) (22) 出願日 平成○年○月○日 (○.○.○) スペース (31) 優先権主張番号 (32) 優先日 平成○年○月○日 (○.○.○) (33) 優先権主張国 新規性喪失の例外記事 公序良俗により不掲載とする旨の記事 産業再生法第3.0条適用記事 (25字×10行)	(73) 実用新案権者 識別番号 氏名 (名称) 外国出願人のアルファベット表示 住所 (居所) (72) 考案者 氏名 住所 (居所) (74) 代理人 識別番号 氏名 (25字×14行)	
(54) 【考案の名称】 (52字×2行)		
(57) 【要約】 (25字×20行)	選択図 	

(注) CD-ROM登録実用新案公報では、①の部分イメージデータとテキストデータの2通りの形式で持つ。

登録実用新案公報 本文レイアウト (ブロック図)



登録実用新案公報 本文レイアウト (ブロック図)

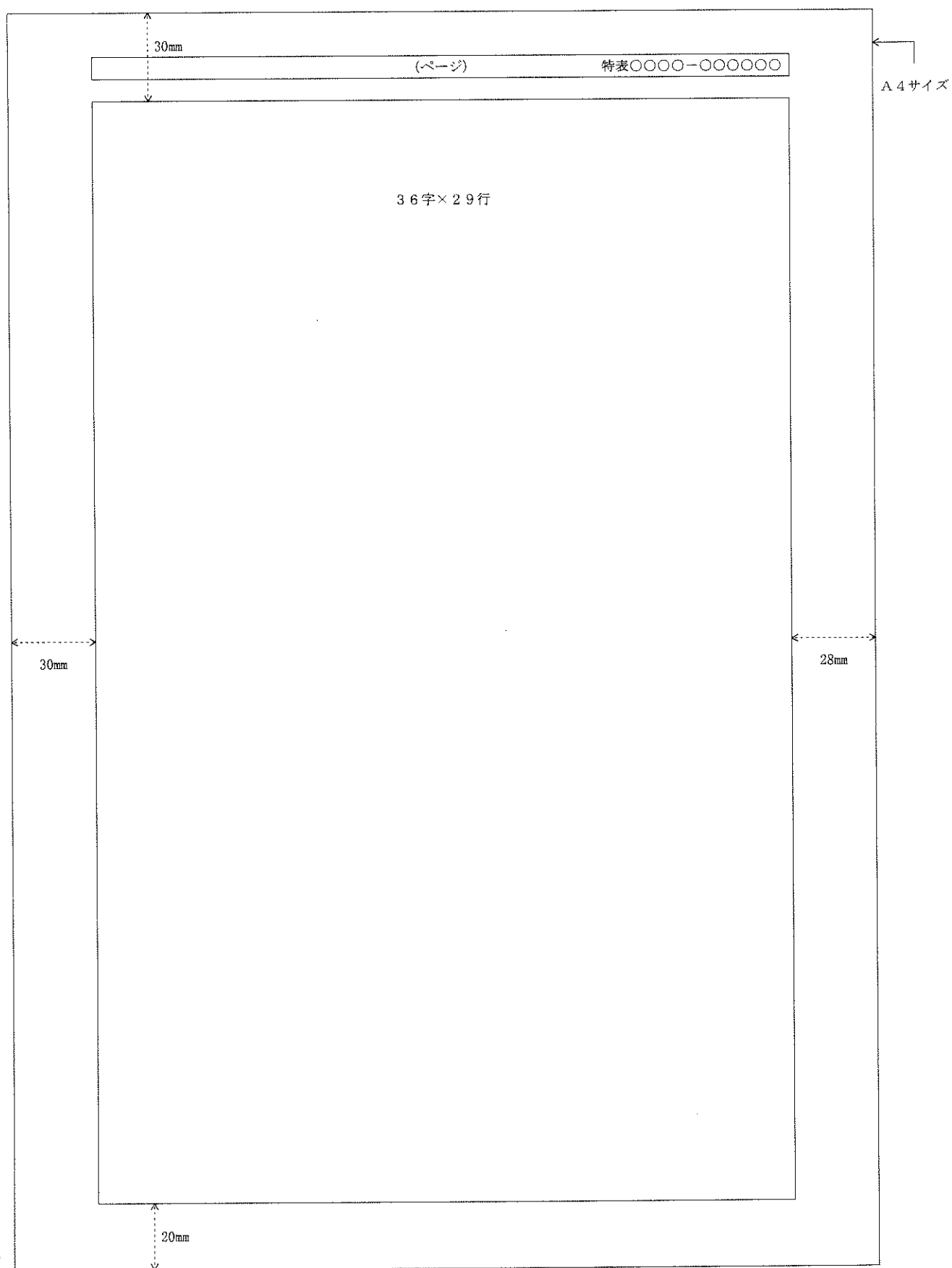


公表特許公報フロントページ・レイアウト (ブロック図)

(19) 日本国特許庁 (JP)	(12) 公表特許公報 (A)	(11) 特許出願公表番号
特表○○○○-○○○○○○ (P○○○○-○○○○○○A) (43) 公表日 平成○年○月○日 (○.○.○)		
(51) Int. Cl. ⁷	識別記号	F I
テーマコード (参考)		
審査請求 未請求 予備審査請求 有 (全○頁)		
①		
(21) 出願番号 特願○○○○-○○○○○○ (P○○○○-○○○○○○) (86) (22) 出願日 平成○年○月○日 (○.○.○) (85) 翻訳文提出日 平成○年○月○日 (○.○.○) (86) 国際出願番号 (87) 国際公開番号 (87) 国際公開日 平成○年○月○日 (○.○.○) (31) 優先権主張番号 (32) 優先日 平成○年○月○日 (○.○.○) (33) 優先権主張国 (81) 指定国 新規性喪失の例外記事 公序良俗により不掲載とする旨の記事 産業再生法第30条適用記事 最大データCD-ROM記事 (25字×14行)	(71) 出願人 氏名 (名称) 住所 (居所) (72) 発明者 氏名 住所 (居所) (74) 代理人 氏名 Fターム (参考) (25字×14行)	
(54) 【発明の名称】 (52字×2行)		
(57) 【要約】	選択図	
(25字×20行)		

(注) CD-ROM公表特許公報では、①の部分と要約の部分、イメージデータとテキストデータの2通りの形式で持つ。

公表特許公報 本文レイアウト (ブロック図)

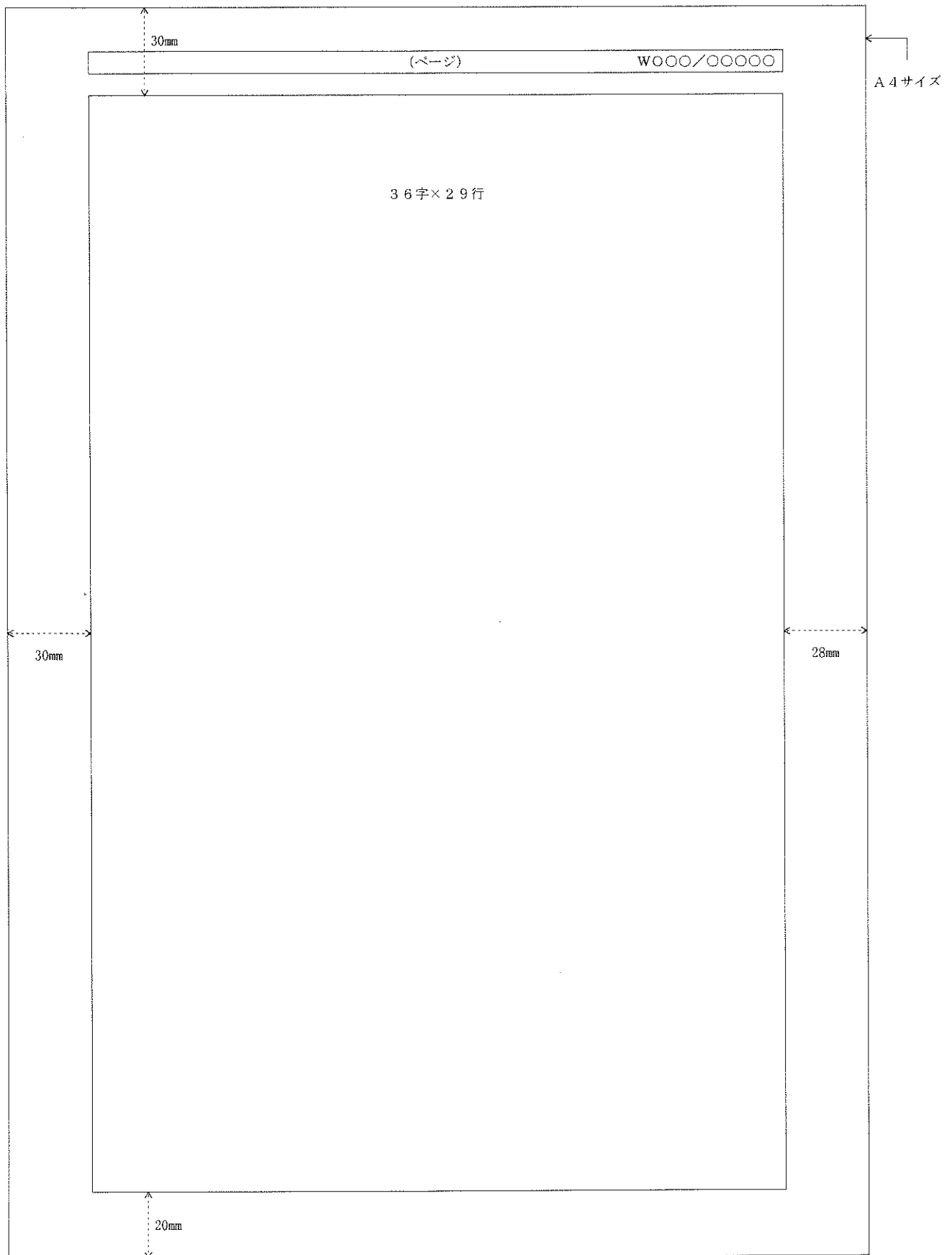


再公表特許フロントページ・レイアウト (ブロック図)

(19) 日本国特許庁 (JP)	再 公 表 特 許 (A 1)	(11) 国際公開番号
		W000/00000
発行日 平成〇年〇月〇日 (〇.〇.〇)		(43) 国際公開日 平成〇年〇月〇日 (〇.〇.〇)
(51) Int. Cl. 7	識別記号	F I
審査請求 未請求 予備審査請求 有 (全〇頁)		
出願番号 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇 (P〇〇〇〇-〇〇〇〇〇) (21) 国際出願番号 (22) 国際出願日 平成〇年〇月〇日 (〇.〇.〇) (31) 優先権主張番号 (32) 優先日 平成〇年〇月〇日 (〇.〇.〇) (33) 優先権主張国 (81) 指定国 新規性喪失の例外記事 公序良俗により不掲載とする旨の記事 産業再生法第30条適用記事 (25字×14行)		(71) 出願人 氏名 (名称) 住所 (居所) (72) 発明者 氏名 住所 (居所) (74) 代理人 (25字×14行)
(54) 【発明の名称】 (52字×2行)		
(57) 【要約】 (25字×20行)	選択図	

(注) CD-ROM再公表特許では、①の部分と要約の部分、イメージデータとテキストデータの2通りの形式で持つ。

再公表特許 本文レイアウト (ブロック図)

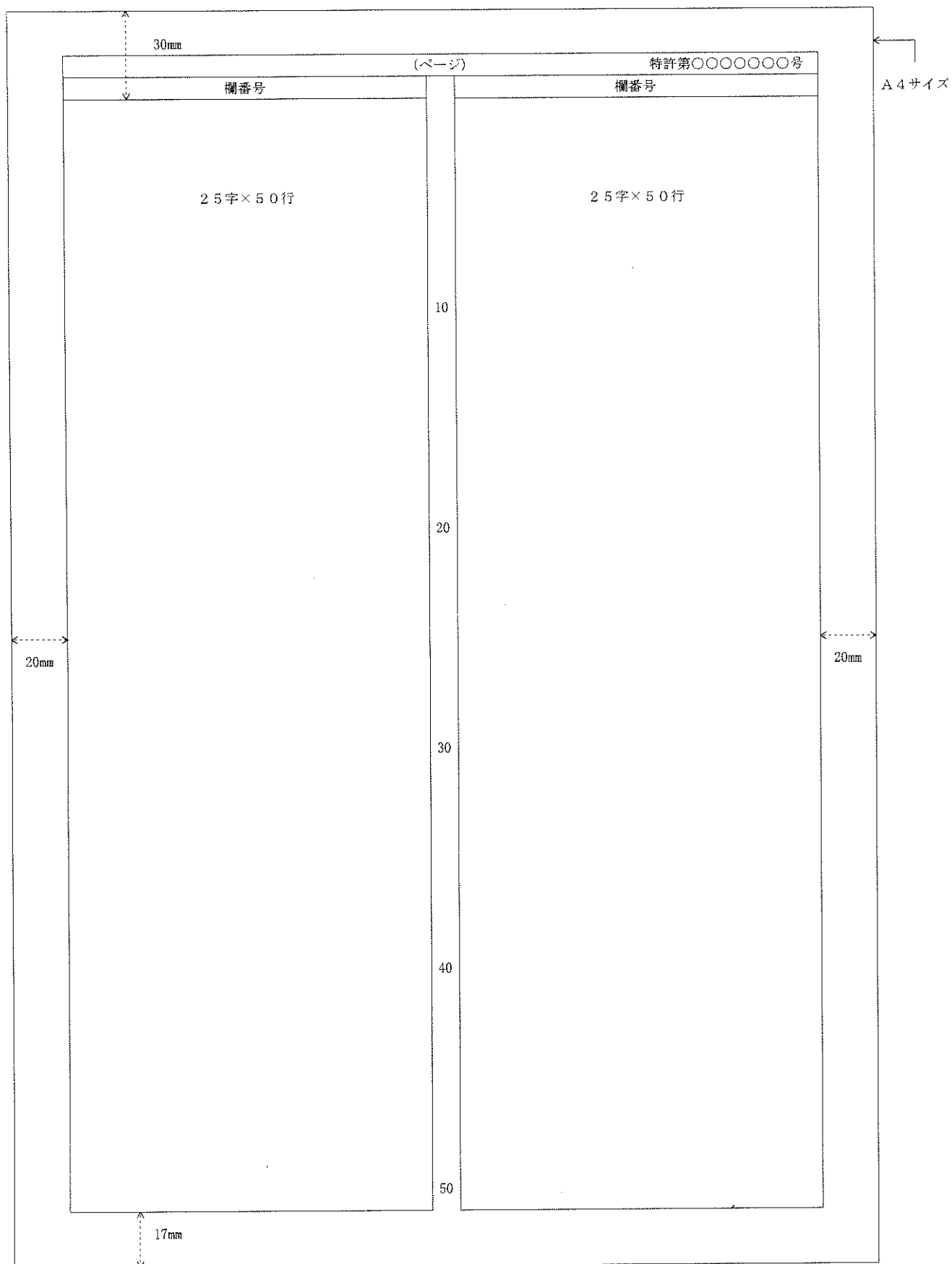


特許公報第1ページ・レイアウト (ブロック図)

(19) 日本国特許庁 (JP)	(12) 特 許 公 報 (B 2)	(11) 特許番号
特許第○○○○○○○○号 (P○○○○○○○○)		
(45) 発行日 平成○年○月○日 (○. ○. ○)		(24) 登録日 平成○年○月○日 (○. ○. ○)
(51) Int. Cl. ⁷ 識別記号 F I		
5 行 		
請求項の数○○ (全○頁)		
(21) 出願番号 特願○○○○-○○○○○○ (P○○○○-○○○○○○) 分割・変更の表示 (原出願番号) (22) 出願日 平成○年○月○日 (○. ○. ○) スペース (65) 公開番号 特開○○○○-○○○○○○ (P○○○○-○○○○○○A) (43) 公開日 平成○年○月○日 (○. ○. ○) 審査請求日 平成○年○月○日 (○. ○. ○) 審判番号 不服○○○○-○○○○ (P○○○○-○○○○○○/11) 審判請求日 平成○年○月○日 (○. ○. ○) (31) 優先権主張番号 (32) 優先日 平成○年○月○日 (○. ○. ○) (33) 優先権主張国 新規性喪失の例外記事 権利譲渡・実施許諾の記事等 産業再生法第3.0条適用記事 長大データCD-ROM記事 (25字×14行)		(73) 特許権者 識別番号 氏名 (名称) 外国出願人のアルファベット表示 住所 (居所) (72) 発明者 氏名 住所 (居所) (74) 代理人 識別番号 氏名 審査官 ○○ ○○ (56) 参考文献 (58) 調査した分野 (Int. Cl. ⁷ , D B 名) (25字×15行)
(54) 【発明の名称】 (52字×2行)		
1		2
(57) 【特許請求の範囲】 (25字×15行)		(25字×15行)

(注) CD-ROM特許公報では、①の部分イメージデータとテキストデータの2通りの形式で持つ。

特許公報 本文レイアウト (ブロック図)

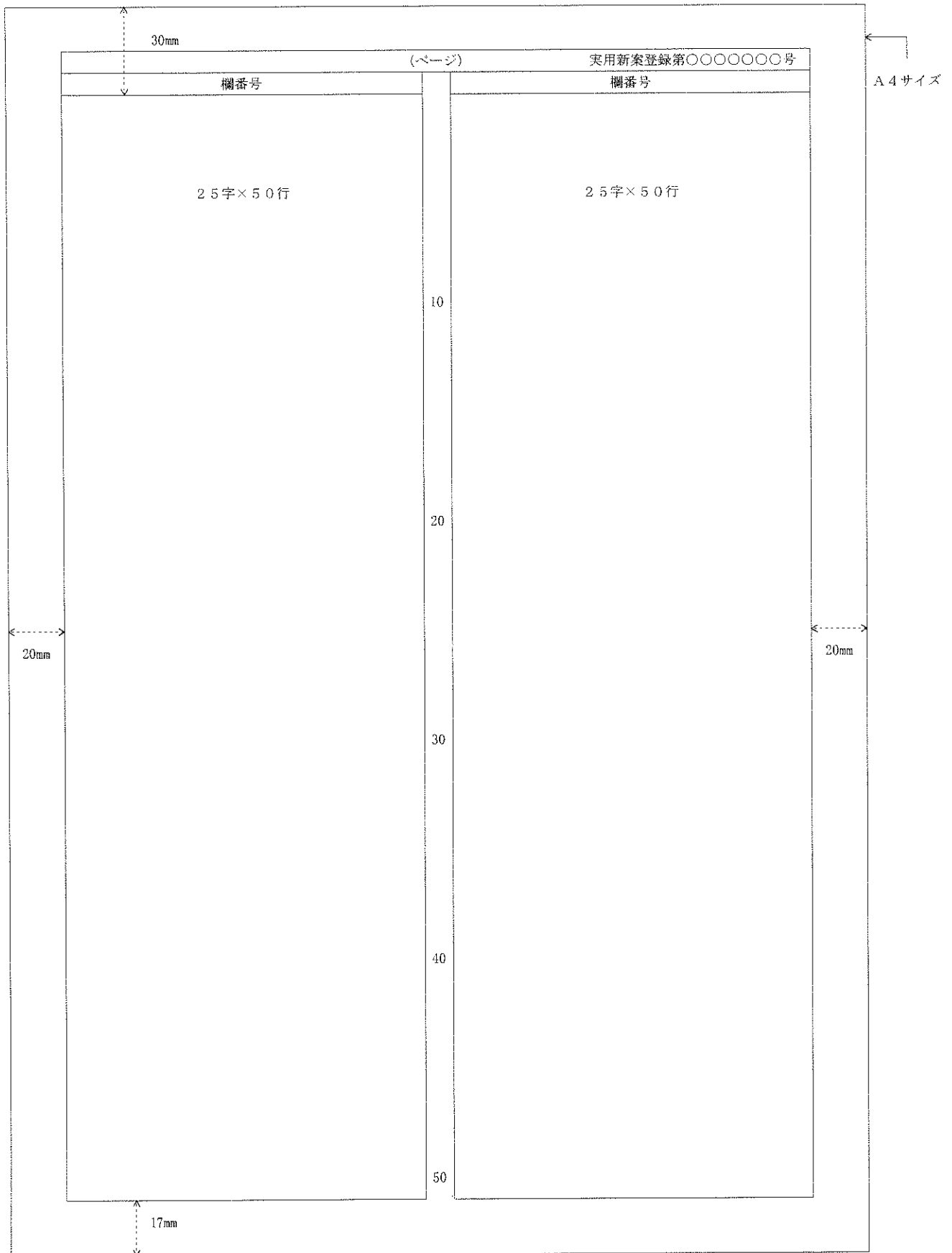


実用新案登録公報第1ページ・レイアウト (ブロック図)

(19) 日本国特許庁 (JP)	(12) 実用新案登録公報 (Y 2)	(11) 実用新案登録番号						
実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号 (U〇〇〇〇〇〇〇〇)								
(45) 発行日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇)		(24) 登録日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇)						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(51) Int. Cl. 7</td> <td style="width: 40%;">識別記号</td> <td style="width: 40%;">F I</td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			(51) Int. Cl. 7	識別記号	F I			
(51) Int. Cl. 7	識別記号	F I						
請求項の数〇〇 (全〇頁)								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> (21) 出願番号 実願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 (U〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇) 分割・変更の表示 (原出願番号) (22) 出願日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) スペース (65) 公開番号 実開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 (U〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 A) (43) 公開日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) 審判番号 不服〇〇〇〇-〇〇〇〇〇 (U〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇/J1) 審判請求日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) (31) 優先権主張番号 (32) 優先日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) (33) 優先権主張国 新規性喪失の例外記事 権利譲渡・実施許諾の記事等 </td> <td style="width: 50%;"> (73) 実用新案権者 識別番号 氏名 (名称) 外国出願人のアルファベット表示 住所 (居所) (72) 考案者 氏名 住所 (居所) (74) 代理人 識別番号 氏名 審査官 〇〇 〇〇 (56) 参考文献 (58) 調査した分野 (Int. Cl. 7, DB名) </td> </tr> </table>			(21) 出願番号 実願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 (U〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇) 分割・変更の表示 (原出願番号) (22) 出願日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) スペース (65) 公開番号 実開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 (U〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 A) (43) 公開日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) 審判番号 不服〇〇〇〇-〇〇〇〇〇 (U〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇/J1) 審判請求日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) (31) 優先権主張番号 (32) 優先日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) (33) 優先権主張国 新規性喪失の例外記事 権利譲渡・実施許諾の記事等	(73) 実用新案権者 識別番号 氏名 (名称) 外国出願人のアルファベット表示 住所 (居所) (72) 考案者 氏名 住所 (居所) (74) 代理人 識別番号 氏名 審査官 〇〇 〇〇 (56) 参考文献 (58) 調査した分野 (Int. Cl. 7, DB名)				
(21) 出願番号 実願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 (U〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇) 分割・変更の表示 (原出願番号) (22) 出願日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) スペース (65) 公開番号 実開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 (U〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 A) (43) 公開日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) 審判番号 不服〇〇〇〇-〇〇〇〇〇 (U〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇/J1) 審判請求日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) (31) 優先権主張番号 (32) 優先日 平成〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇) (33) 優先権主張国 新規性喪失の例外記事 権利譲渡・実施許諾の記事等	(73) 実用新案権者 識別番号 氏名 (名称) 外国出願人のアルファベット表示 住所 (居所) (72) 考案者 氏名 住所 (居所) (74) 代理人 識別番号 氏名 審査官 〇〇 〇〇 (56) 参考文献 (58) 調査した分野 (Int. Cl. 7, DB名)							
(25字×14行)								
(25字×2行)								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="height: 200px;"> (57) 【実用新案登録請求の範囲】 </td> <td></td> </tr> </table>			1	2	(57) 【実用新案登録請求の範囲】			
1	2							
(57) 【実用新案登録請求の範囲】								
(25字×15行)		(25字×15行)						

(注) CD-ROM実用新案登録公報では、①の部分をイメージデータとテキストデータの2通りの形式で持つ。

実用新案登録公報 本文レイアウト (ブロック図)



参考資料 2

標準レイアウトとテキストファイルの対応例

MEMO

はじめに.

標準レイアウトとテキストファイルの対応を、例を用いて示す。

各列の構成は、最初に標準レイアウトのイメージを示し、次に標準レイアウトのレイアウト上でテキストフレームとイメージフレームがどのように切られるかを示し、最後にテキストファイルの内容を示す。

なお、これらの例は標準レイアウト上の記載とテキストファイルとの対応関係を示すために合成したものであり、記載内容については必ずしも整合性が取れていない。また、標準レイアウトのイメージとして示した例の活字の大きさや書体等も実際の標準レイアウトのものとは多少異なる。

(注1) テキストフレームとイメージフレームは二重線で囲って示す。

(注2) テキストファイルの内容例では、制御文字C R及びL Fの挿入位置を“CRLF”で示している。それ以外の位置でも、制御機能用以外のタグの後ろで改行している箇所があるが、これは、タグの位置を分かり易くするために便宜的に改行してあるもので、実際のデータ中にはC R及びL Fは挿入されていない。

参考資料 2 目 次

例 1 公開特許公報	
例 1-1 【標準レイアウト】	181
例 1-2 【標準レイアウト+フレーム】	185
例 1-3 【テキストファイル】	189
例 2 公開実用新案公報関連	
例 2-1 【標準レイアウト】	195
例 2-2 【標準レイアウト+フレーム】	197
例 2-3 【テキストファイル】	199
例 3 公開特許公報関連の補正公報	
例 3-1 【標準レイアウト】	201
例 3-2 【標準レイアウト+フレーム】	202
例 3-3 【テキストファイル】	203
例 4 公開実用新案公報関連の補正公報	
例 4-1 【標準レイアウト】	205
例 4-2 【標準レイアウト+フレーム】	206
例 4-3 【テキストファイル】	207
例 5 電子出願前の公開特許公報関連の補正公報	
例 5-1 【標準レイアウト】	209
例 5-2 【標準レイアウト+フレーム】	210
例 5-3 【テキストファイル】	211
例 6 電子出願前の公開実用新案公報関連の補正公報	
例 6-1 【標準レイアウト】	212
例 6-2 【標準レイアウト+フレーム】	213
例 6-3 【テキストファイル】	214
例 7 公開特許公報関連の訂正公報（公開基準日錯誤による取消）	
例 7-1 【標準レイアウト】	215
例 7-2 【標準レイアウト+フレーム】	216
例 7-3 【テキストファイル】	217
例 8 公開特許公報関連の訂正公報（明細書一部脱落による全文訂正）	
例 8-1 【標準レイアウト】	218
例 8-2 【標準レイアウト+フレーム】	219
例 8-3 【テキストファイル】	220
例 9 公開特許公報関連の訂正公報（分類誤載による全文訂正）	
例 9-1 【標準レイアウト】	221
例 9-2 【標準レイアウト+フレーム】	222
例 9-3 【テキストファイル】	223
例 10 公開特許公報関連の訂正公報（分類誤載による訂正）	
例 10-1 【標準レイアウト】	224
例 10-2 【標準レイアウト+フレーム】	225
例 10-3 【テキストファイル】	226
例 11 審判請求公告	
例 11-1 【標準レイアウト】	227
例 11-2 【標準レイアウト+フレーム】	229
例 11-3 【テキストファイル】	231
例 12 公告公報関連の補正公報	
例 12-1 【標準レイアウト】	233
例 12-2 【標準レイアウト+フレーム】	234
例 12-3 【テキストファイル】	235

例13 公告公報関連の訂正公報（補正の掲載の取消）	
例13-1【標準レイアウト】	237
例13-2【標準レイアウト+フレーム】	238
例13-3【テキストファイル】	239
例14 公告公報関連の訂正公報（全文訂正）	
例14-1【標準レイアウト】	240
例14-2【標準レイアウト+フレーム】	241
例14-3【テキストファイル】	242
例15 平成5年12月までに発行された公告特許公報関連の訂正公報（全文訂正）	
例15-1【標準レイアウト】	243
例15-2【標準レイアウト+フレーム】	244
例15-3【テキストファイル】	245
例16 登録実用新案公報	
例16-1【標準レイアウト】	246
例16-2【標準レイアウト+フレーム】	250
例16-3【テキストファイル】	254
例17 登録実用新案公報関連の訂正公報（全文訂正）	
例17-1【標準レイアウト】	258
例17-2【標準レイアウト+フレーム】	259
例17-3【テキストファイル】	260
例18 公表特許公報	
例18-1【標準レイアウト】	261
例18-2【標準レイアウト+フレーム】	271
例18-3【テキストファイル】	281
例19 公表特許公報公報関連の補正公報	
例19-1【標準レイアウト】	286
例19-2【標準レイアウト+フレーム】	287
例19-3【テキストファイル】	288
例20 公表特許公報関連の訂正公報（錯誤による取消）	
例20-1【標準レイアウト】	289
例20-2【標準レイアウト+フレーム】	290
例20-3【テキストファイル】	291
例21 公表特許公報関連の訂正公報（全文訂正）	
例21-1【標準レイアウト】	292
例21-2【標準レイアウト+フレーム】	293
例21-3【テキストファイル】	294
例22 再公表特許	
例22-1【標準レイアウト】	295
例22-2【標準レイアウト+フレーム】	304
例22-3【テキストファイル】	313
例23 再公表特許関連の補正	
例23-1【標準レイアウト】	318
例23-2【標準レイアウト+フレーム】	319
例23-3【テキストファイル】	320
例24 再公表特許関連の訂正（錯誤による取消）	
例24-1【標準レイアウト】	321
例24-2【標準レイアウト+フレーム】	322
例24-3【テキストファイル】	323

例25 再公表特許関連の訂正（全文訂正）	
例25-1 【標準レイアウト】	3 2 4
例25-2 【標準レイアウト+フレーム】	3 2 5
例25-3 【テキストファイル】	3 2 6
例26 特許公報	
例26-1 【標準レイアウト】	3 2 7
例26-2 【標準レイアウト+フレーム】	3 2 9
例26-3 【テキストファイル】	3 3 1
例27 特許公報関連の訂正公報（錯誤による取消）	
例27-1 【標準レイアウト】	3 3 3
例27-2 【標準レイアウト+フレーム】	3 3 4
例27-3 【テキストファイル】	3 3 5
例28 特許公報関連の訂正公報（全文訂正）	
例28-1 【標準レイアウト】	3 3 6
例28-2 【標準レイアウト+フレーム】	3 3 7
例28-3 【テキストファイル】	3 3 8
例29 特許（実用新案登録）異議決定公報公報関連の訂正公報（錯誤による取消）	
例29-1 【標準レイアウト】	3 3 9
例29-2 【標準レイアウト+フレーム】	3 4 0
例29-3 【テキストファイル】	3 4 1
例30 特許（実用新案登録）異議決定公報関連の訂正公報（全文訂正）	
例30-1 【標準レイアウト】	3 4 2
例30-2 【標準レイアウト+フレーム】	3 4 3
例30-3 【テキストファイル】	3 4 4

例 1-1 公開特許公報【標準レイアウト】

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 公 開 特 許 公 報 (A)

(11) 特許出願公開番号

特開 2000-244579

(P2000-244579A)

(43) 公開日 平成12年 5月20日 (2000. 5. 20)

(51) Int. Cl. ⁷	識別記号	F I	テーマコード* (参考)
G 0 1 B 3/00	1 0 1	G 0 1 B 3/00 101 A	2C032
G 0 2 C 26/00		G 0 2 C 26/00	2F029
23/02		23/02	
		A 4 5 C 12/00 101 A	
		A 4 7 B 23/02	
審査請求 未請求 請求項の数 1 O L 外国語出願 公開請求 (全 6 頁) 最終頁に続く			

(21) 出願番号 特願平11-123456

(22) 出願日 平成11年11月10日 (1999. 11. 10)

(31) 優先権主張番号 8 3 3 0 4 3 5 9 . 9

(32) 優先日 平成10年11月12日 (1998. 11. 12)

(33) 優先権主張国 フランス (FR)

特許法第30条第1項適用申請有り 平成10年 9月21日付
画像工学会研究専門委員会主催の1992年度画像符号化シ
ンポジウム (P S C J 92) において文書をもって発表

特許法第65条の2第2項第4号の規定により明細書及び
図面の一部は不掲載とする。

(71) 出願人 390000011

パテント コーポレーション

Patent Cooperation

アメリカ合衆国ケンタッキーレイビル

ピー・オー・ボックス 35090 ルイビルガ

レリアブラウン タワー 1500 (無番地)

(71) 出願人 090000423

日本特許発明株式会社

東京都千代田区内幸町 4丁目 5番 6号

(72) 発明者 発明 太郎

神奈川県横須賀市壱 1丁目 2200番地

(74) 代理人 123456789

弁理士 代理 太郎 (外 2名)

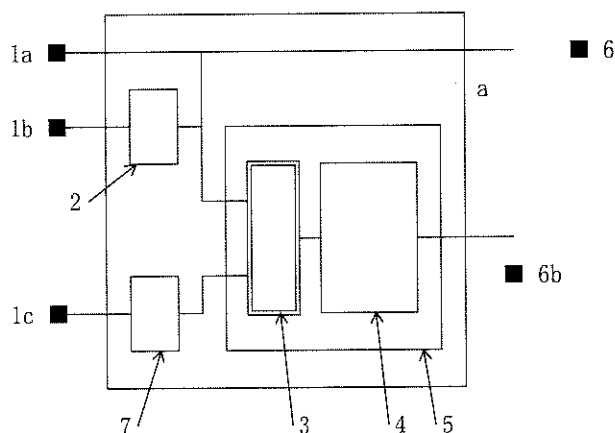
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ファクシミリ走査装置

(57) 【要約】 (修正有)

【目的】 ファクシミリ端末パラメータ識別方法に関し、
ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。

【構成】 通信時の端末パラメータを識別する方法において、
端末パラメータを含む制御信号の送信端末 1 a、1
bは制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数の
サブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分
離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れ
ない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フ
ィールドを作成する。制御信号の受信端末 7はファクシ
ミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、
ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに
分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手
端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパ
ラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可
変長の端末パラメータを分離する。



【特許請求の範囲】

【請求項 1】電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出することを特徴とするファクシミリ端末パラメータ識別方式。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】本発明は簡単にして、装置機能のパラメータの拡張が容易なファクシミリ端末パラメータ識別方式に関するものである。

【0002】

【従来の技術】従来、電話網を介して通信を行うファクシミリ装置においては、相互通信を可能とするため、国際電信電話諮問委員会（以後 CCITT と記述する）において、電信制御手順の標準化が行われ、一般電話交換網における文書伝送用ファクシミリ伝送手順として勧告化（以後勧告 T. 30 と記述する）されている。この勧告 T. 30 の中で、データモデムを用い、制御信号の送受信を行うバイナリー手順は冗長度抑圧号化処理を行うグループ 3 ファクシミリ装置に広く適用されている。

【0003】このバイナリー手順を用いるファクシミリ装置には、デジタル識別信号（DIS 信号と称されている）を用いて、国際的な標準化されているファクシミリ端末パラメータ、例えば通信速度、解像度、符号化方式、原稿サイズ等を相手端末に通知する方法が規定されている。さらに、T. 30 には標準的な端末パラメータの他に、非標準の端末パラメータについても非標準ファシリティ制御信号（NSF 信号と呼ぶ）を用いて通知することも規定されている。この NSF 信号はファクシミリ端末サービスを提供する業者や製造業者が自由にインプリメントすることが許されている。しかしながら、本 NSF 信号の端末パラメータを挿入するファクシミリ情報フィールド（FIF と呼ぶ）の長さには一定の制限（現行規定では 1 フレーム長は約 2.5 秒以下である）があり、自由に使用できるビット長にも制限がある。第 1 図に CCITT で規定されている NSF 信号のフレームフォーマットを示す。第 1 図において、F はフラグ、A はアドレスフィールド、C は制御フィールド、FCF はファクシミリ制御フィールド、FIF はファクシミリ情報フィールド、FCS はフレームチェックシーケンスである。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】一方、端末技術の向上により、ファクシミリの高機能化、多機能化が行われ新しく開発されるファクシミリ装置には新しい端末パラメータを付加することが要求される。さらに新規開発の装置と既存の装置との相互通信も要求される。このため各々のファクシミリサービス提供者や製造業者には、前記 NSF 信号を用いて、独自に開発した付加機能を端末パラメータにインプリメントすることを行うことが要求される。

【0005】

【課題を解決するための手段】その装置としては、複数の NSF 信号を連続させ NSF 信号グループを作成し、かつ個々の NSF 信号は開発された個々の端末モデルを表すようにすることが、最も簡単であるが、国際標準では、NSF 信号は単一フレームで構成されかつ連続して伝送されないこととされており、複数の NSF 信号を使用することはできない。第 2 図に複数の NSF 信号を利用する場合の例を示す。このため、NSF 信号の FIF を拡張させることが考えられる。

【0006】FIF の拡張方法として、以下の方法がある。

【0007】方法 1：第 1 図 a に示す如く FIF を固定長で分割し、最後のビットを拡張ビットに割り当ててそのビットの「1」か「0」で拡張するか否かを判断させる。

【0008】方法 2：第 1 図 b に示す如く各ファクシミリ端末モデルに対応する端末パラメータのビット長をあらかじめ表示する。図中 L1 はレンジスインドicator である。

【0009】

【実施例】第 2 図は FIF にユニークコード UC を挿入した場合の、NSF の信号フレームの一実施例を示す。ここで最初のモデル指定は前述の国別コードやサービス提供者のコードを示したものであり、NSF 信号を使用する全装置に使用されることが CCITT 勧告に規定されている。

【0010】

【発明の効果】以上説明したように本発明によれば、電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する装置において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成し、上記制御信号の受信側端末はファクシミリ情報フィールド

・
・
・

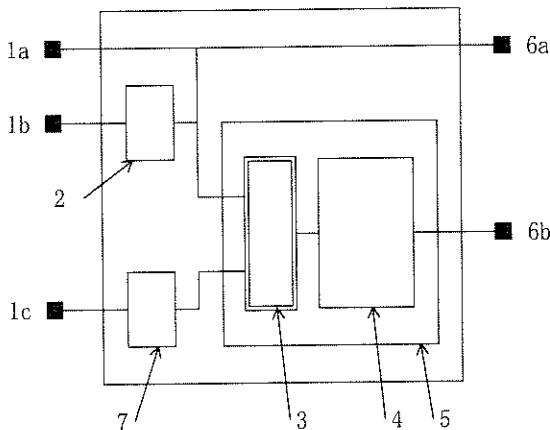
⋮

【図面の簡単な説明】

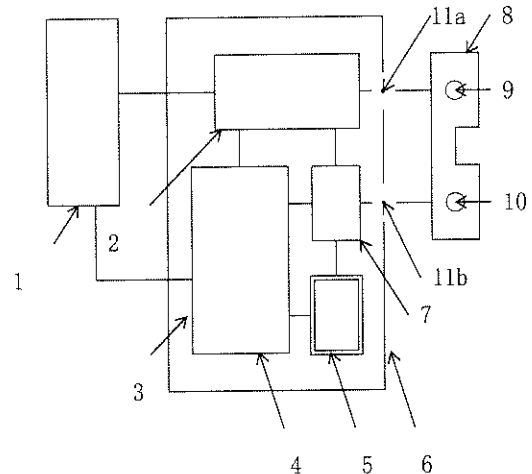
【図 1】 本発明の一実施例の方式説明図である。

【図 2】 従来の NSF 拡張方法の一例を示す説明図である。

【図 1】



【図 2】



【手続補正書】

【提出日】平成 12 年 2 月 25 日 (2000. 2. 25)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【発明が解決しようとする課題】解決しようとする問題は高精なイメージデータを手送り走査で入力する走査において障害となる入力位置を目視できない点である。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】センサ 3 は入力位置 P 点を常に走査しており、ドライバー 9 の制御によって走査したビデオ信号を端子 7 から出力する。本発明の主体は工学系の実装方法にあるので、電子、機構系の説明は省略することがよいが出力する。

フロントページの続き

(51) Int. Cl.⁷ 識別記号

G 0 2 D 8/00

G 0 2 E 9/00

F I

G 0 2 D 8/00

G 0 2 E 9/00

テーマコード (参考)

(31) 優先権主張番号 83301234.6

(32) 優先日 平成 10 年 12 月 11 日 (1998. 12. 11)

(33) 優先権主張国 フランス (FR)

(71) 出願人 090000011

意匠 商標

東京都千代田区霞が関 4-2-1

(71) 出願人 090000467

実用新案株式会社

東京都千代田区内幸町 1 丁目 2 番 3 号

（出願人による申告）国等の委託研究の成果に係る特許

出願（平成〇〇年度、〇〇省、〇〇委託研究、産業再生

法 30 条の適用を受けるもの）

(72) 発明者 発明 二郎

神奈川県横須賀市壱 1 丁目 2300 番地

日本特許発明株式会社 総合情報研究所内

F ターム (参考)

2C032 HB06 HB15 HD03

2F029 AA02 AB03 AB13 AC14

【外国語明細書】

(以下、外国語明細書、外国語図面、外国語要約書が続く)

(19) 日本国特許庁 (JP)	(12) 公 開 特 許 公 報 (A)	(11) 特許出願公開番号 特開 2000-244579 (P 2000-244579 A) (43) 公開日 平成12年5月20日 (2000. 5. 20)																								
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">(51) Int. Cl. 7</td> <td style="width: 25%;">識別記号</td> <td style="width: 25%;">FI</td> <td style="width: 25%;">テーマコード (参考)</td> </tr> <tr> <td>G 0 1 B 3/00</td> <td>1 0 1</td> <td>G 0 1 B 3/00</td> <td>101 A 2C032</td> </tr> <tr> <td>G 0 2 C 26/00</td> <td></td> <td>G 0 2 C 26/00</td> <td>2F029</td> </tr> <tr> <td>23/02</td> <td></td> <td>23/02</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A 4 5 C 12/00</td> <td>101 A</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A 4 7 B 23/02</td> <td></td> </tr> </table>			(51) Int. Cl. 7	識別記号	FI	テーマコード (参考)	G 0 1 B 3/00	1 0 1	G 0 1 B 3/00	101 A 2C032	G 0 2 C 26/00		G 0 2 C 26/00	2F029	23/02		23/02				A 4 5 C 12/00	101 A			A 4 7 B 23/02	
(51) Int. Cl. 7	識別記号	FI	テーマコード (参考)																							
G 0 1 B 3/00	1 0 1	G 0 1 B 3/00	101 A 2C032																							
G 0 2 C 26/00		G 0 2 C 26/00	2F029																							
23/02		23/02																								
		A 4 5 C 12/00	101 A																							
		A 4 7 B 23/02																								
審査請求 未請求 請求項の数 1 O L 外国語出願 公開請求 (全 9 頁) 最終頁に続く																										
(21) 出願番号 特願平11-123456 (22) 出願日 平成11年11月10日 (1999. 11. 10) (31) 優先権主張番号 8 3 3 0 4 3 5 9 . 9 (32) 優先日 平成10年11月12日 (1998. 11. 12) (33) 優先権主張国 フランス (F R) 特許法第30条第1項適用申請有り 平成4年9月21日付 画像工学会研究専門委員会主催の1992年度画像符号化シ ンポジウム (P S C J 92) において文書をもって発表 特許法第65条の2第2項第4号の規定により明細書及び 図面の一部は不掲載とする。	(71) 出願人 390000011 パテント コーポレーション Patent Cooperation アメリカ合衆国ケンタッキー州レイビル ビー・オー・ボックス 35090 ルイビルガ レリアブラウン タワー 1500 (無番地) (71) 出願人 090000423 日本特許発明株式会社 東京都千代田区内幸町4丁目5番6号 (72) 発明者 発明 太郎 神奈川県横須賀市壱丁目2200番地 (74) 代理人 123456789 弁理士 代理 太郎 (外 2 名) 最終頁に続く																									
(54) 【発明の名称】 ファクシミリ走査装置																										
(57) 【要約】 (修正有) 【目的】 ファクシミリ端末パラメータ識別方法に関し、 ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。 【構成】 通信時の端末パラメータを識別する方法におい て、端末パラメータを含む制御信号の送信端末 1 a、1 b は制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数の サブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分 離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れ ない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フ ィールドを作成する。制御信号の受信端末 7 はファクシ ミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、 ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに 分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手 端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパ ラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可 変長の端末パラメータを分離する。																										

【特許請求の範囲】

【請求項1】電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出することを特徴とするファクシミリ端末パラメータ識別方式。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】本発明は簡単にして、装置機能のパラメータの拡張が容易なファクシミリ端末パラメータ識別方式に関するものである。

【0002】

【従来の技術】従来、電話網を介して通信を行うファクシミリ装置においては、相互通信を可能とするため、国際電信電話諮問委員会（以後CCITTと記述する）において、電信制御手順の標準化が行われ、一般電話交換網における文書伝送用ファクシミリ伝送手順として勧告化（以後勧告T. 30と記述する）されている。この勧告T. 30の中で、データモデムを用い、制御信号の送受信を行うバイナリー手順は冗長度抑圧号化処理を行うグループ3ファクシミリ装置に広く適用されている。

【0003】このバイナリー手順を用いるファクシミリ装置には、デジタル識別信号（DIS信号と称されている）を用いて、国際的な標準化されているファクシミリ端末パラメータ、例えば通信速度、解像度、符号化方式、原稿サイズ等を相手端末に通知する方法が規定されている。さらに、T. 30には標準的な端末パラメータの他に、非標準の端末パラメータについても非標準ファシリティ制御信号（NSF信号と呼ぶ）を用いて通知することも規定されている。このNSF信号はファクシミリ端末サービスを提供する業者や製造業者が自由にインプリメントすることが許されている。しかしながら、本NSF信号の端末パラメータを挿入するファクシミリ情報フィールド（FIFと呼ぶ）の長さには一定の制限（現行規定では1フレーム長は約2.55秒以下である）があり、自由に使用できるビット長にも制限がある。第1図にCCITTで規定されているNSF信号のフレームフォーマットを示す。第1図において、Fはフラグ、Aはアドレスフィールド、Cは制御フィールド、FCFはファクシミリ制御フィールド、FIFはファクシミリ情報フィールド、FCSはフレームチェックシーケンスである。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】一方、端末技術の向上により、ファクシミリの高機能化、多機能化が行われ新しく開発されるファクシミリ装置には新しい端末パラメータを付加することが要求される。さらに新規開発の装置と既存の装置との相互通信も要求される。このため各々のファクシミリサービス提供者や製造業者には、前記NSF信号を用いて、独自に開発した付加機能を端末パラメータにインプリメントすることを行うことが要求される。

10 【0005】

【課題を解決するための手段】その装置としては、複数のNSF信号を連続させNSF信号グループを作成し、かつ個々のNSF信号は開発された個々の端末モデルを表すようにすることが、最も簡単であるが、国際標準では、NSF信号は単一フレームで構成されかつ連続して伝送されないこととされており、複数のNSF信号を使用することはできない。第2図に複数のNSF信号を利用する場合の例を示す。このため、NSF信号のFIFを拡張させることが考えられる。

20 【0006】FIFの拡張方法として、以下の方法がある。

【0007】方法1：第1図aに示す如くFIFを固定長で分割し、最後のビットを拡張ビットに割り当ててそのビットの「1」か「0」で拡張するか否かを判断させる。

【0008】方法2：第1図bに示す如く各ファクシミリ端末モデルに対応する端末パラメータのビット長をあらかじめ表示する。図中L1はレングスインディケータである。

30 【0009】

【実施例】第2図はFIFにユニークコードUCを挿入した場合の、NSFの信号フレームの一実施例を示す。ここで最初のモデル指定は前述の国別コードやサービス提供者のコードを示したものであり、NSF信号を使用する全装置に使用されることがCCITT勧告に規定されている。

【0010】

【発明の効果】以上説明したように本発明によれば、電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する装置において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成し、上記制御信号の受信側端末はファクシミリ情報フィールド

・

・

・

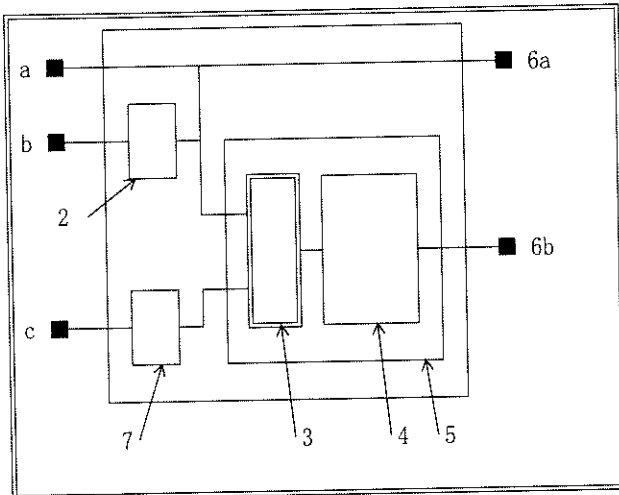
5

【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明の一実施例の方式説明図である。

【図2】 従来のNSF拡張方法の一例を示す説明図である。

【図1】



6

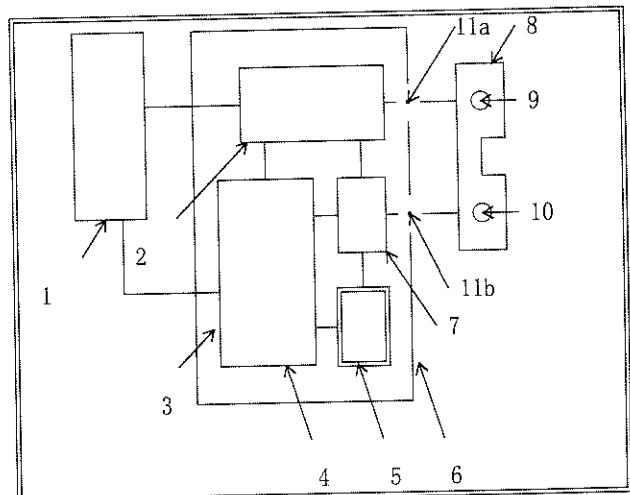
【符号の説明】

F フラグ

A アドレスフィールド

C 制御フィールド

【図2】



【手続き補正書】

【提出日】平成12年2月25日(2000.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【発明が解決しようとする課題】解決しようとする問題は高精なイメージデータを手送り走査で入力する走査において障害となる入力位置を目視できない点である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】センサ3は入力位置P点を常に走査しており、ドライバー9の制御によって走査したビデオ信号を端子7から出力する。本発明の主体は工学系の実装方法にあるので、電子、機構系の説明は省略することがよいが出力する。

フロントページの続き

(51) Int. Cl. 7

識別記号

G 0 2 D 8/00

G 0 2 E 9/00

F I

G 0 2 D 8/00

G 0 2 E 9/00

テーマコード(参考)

(31) 優先権主張番号 83301234.6

(32) 優先日 平成10年12月11日(1998.12.11)

(33) 優先権主張国 フランス(FR)

(出願人による申告) 国等の委託研究の成果に係る特許

出願(平成〇〇年度、〇〇省、〇〇委託研究、産業再生法30条の適用を受けるもの)

(71) 出願人 090000011

意匠 商標

東京都千代田区霞が関4-2-1

(71) 出願人 090000467

実用新案株式会社

東京都千代田区内幸町1丁目2番3号

(72)発明者 発明 二郎
神奈川県横須賀市壺 1 丁目2300番地
日本特許発明株式会社 総合情報研究所内

Fターム(参考) 2C032 HB06 HB15 HD03
2F029 AA02 AB03 AB13 AC14

【外国語明細書】

(外国語明細書)

(外国語図面)

(外国語要約書)

例 1-3 公開特許公報【テキストファイル】

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<RTI ID=000001 HE=150 WI=170 LX=0200 LY=0300>

(19)【発行国】日本国特許庁(JP) CRLF

(12)【公報種別】公開特許公報(A) CRLF

(11)【公開番号】特開2000-244579(P2000-244579A) CRLF

(43)【公開日】平成12年5月20日(2000.5.20) CRLF

(54)【発明の名称】ファクシミリ走査装置 CRLF

(51)【国際特許分類第7版】 CRLF

G01B 3/00 101 CRLF

G02C 26/00 CRLF

G02C 23/02 CRLF

G02D 8/00 CRLF

G02E 9/00 CRLF

【FI】 CRLF

G01B 3/00 101 A CRLF

G02C 26/00 CRLF

G02C 23/02 CRLF

G02D 8/00 CRLF

G02E 9/00 CRLF

A45C 12/00 101 A CRLF

A47B 23/02 CRLF

【審査請求】未請求 CRLF

【請求項の数】1 CRLF

【出願形態】OL CRLF

【外国語出願】有 CRLF

【公開請求】 CRLF

【全頁数】9 CRLF

(21)【出願番号】特願平11-123456 CRLF

(22)【出願日】平成11年11月10日(1999.11.10) CRLF

(31)【優先権主張番号】83304359.9 CRLF

(32)【優先日】平成10年11月12日(1998.11.12) CRLF

(33)【優先権主張国】フランス(FR) CRLF

(31)【優先権主張番号】83301234.6 CRLF

(32)【優先日】平成10年12月11日(1998.12.11) CRLF

(33)【優先権主張国】フランス(FR) CRLF

【新規性喪失の例外の表示】特許法第30条第1項適用申請有り 平成4年9月21日付画像工学会研究専門委員会主催の1992年度画像符号化シンポジウム(PCSJ92)において文書をもって発表 CRLF

【公序良俗違反の表示】特許法第65条の2第2項第4号の規定により明細書及び図面の一部は不掲載とする。 CRLF

【産業再生法】(出願人による申告) 国等の委託研究の成果に係る特許出願(平成〇〇年度、〇〇省、〇〇委託研究、産業再生法30条の適用を受けるもの)。 CRLF

(71)【出願人】 CRLF

【識別番号】390000011 CRLF

【氏名又は名称】パテント コーポレーション CRLF

【氏名又は名称原語表記】Patent Cooperation CRLF

【住所又は居所】アメリカ合衆国ケンタッキー州ルイビル ビー・オー・ボックス35090 ルイビルガレリアプラ
ウン タワー1500 (無番地) CRLF

(71)【出願人】 CRLF

【識別番号】090000423 CRLF

【氏名又は名称】日本特許発明株式会社 CRLF

【住所又は居所】東京都千代田区内幸町4丁目5番6号 CRLF
 (71) 【出願人】 CRLF
 【識別番号】090000011 CRLF
 【氏名又は名称】意匠 商標 CRLF
 【住所又は居所】東京都千代田区霞が関4-2-1 CRLF
 (71) 【出願人】 CRLF
 【識別番号】090000467 CRLF
 【氏名又は名称】実用新案株式会社 CRLF
 【住所又は居所】東京都千代田区内幸町1丁目2番3号 CRLF
 (72) 【発明者】 CRLF
 【氏名】発明 太郎 CRLF
 【住所又は居所】神奈川県横須賀市壱1丁目2200番地 CRLF
 (72) 【発明者】 CRLF
 【氏名】発明 二郎 CRLF
 【住所又は居所】神奈川県横須賀市壱1丁目2300番地 日本特許発明株式会社 総合情報研究所内 CRLF
 (74) 【代理人】 CRLF
 【識別番号】123456789 CRLF
 【弁理士】 CRLF
 【氏名又は名称】代理 太郎（外2名） CRLF
 【テーマコード（参考）】 CRLF
 2C032 CRLF
 2F029 CRLF
 【Fターム（参考）】 CRLF
 2C032 HB06 HB15 HD03 CRLF
 2F029 AA02 AB03 AB13 AC14 CRLF
 </RTI>
 </SDO>
 <SDO ABJ>
 <TXF FR=0001 HE=080 WI=080 LX=0200 LY=1800>
 (57) 【要約】 (修正有) CRLF
 【目的】ファクシミリ端末パラメータ識別方法に関し、

 ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。

 【構成】通信時の端末パラメータを識別する方法におい

 て、端末パラメータを含む制御信号の送信端末1 a、1

 bは制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数の

 サブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分

 離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れ

 ない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィ

 ールドを作成する。制御信号の受信端末7はファクシミ

 リ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、

 ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに

 分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手

 端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパ

 ラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可

 変長の端末パラメータを分離する。CRLF
 <EMI ID=000002 HE=080 WI=080 LX=1100 LY=1800>
 </SDO>
 <SDO CLJ>
 <DP N=0002>
 <TXF FR=0001 HE=065 WI=080 LX=0200 LY=0300>
 【特許請求の範囲】 CRLF
 【請求項1】電話回線を用いて相互通信を行うファクシ

 ミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータ

を通知し、通信時の端末パラメータを識別する方法におくBR>
いて、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該BR>
制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブBR>
フィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離すBR>
るファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れないBR>
特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドBR>
内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリBR>
情報フィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パBR>
ラメータの内容を検出することを特徴とするファクシミBR>
リ端末パラメータ識別方式。CRLF

</SDO>

<SDO DEJ>

<TXF FR=0002 HE=185 WI=080 LX=0200 LY=0950>

【発明の詳細な説明】CRLF

【0001】CRLF

【産業上の利用分野】本発明は簡単にして、装置機能のBR>
パラメータの拡張が容易なファクシミリ端末パラメータBR>
識別方式に関するものである。CRLF

【0002】CRLF

【従来の技術】従来、電話網を介して通信を行うファクBR>
シミリ装置においては、相互通信を可能とするため、国BR>
際電信電話諮問委員会（以後C C I T Tと記述する）にBR>
おいて、電信制御手順の標準化が行われ、一般電話交換BR>
網における文書伝送用ファクシミリ伝送手順として勧告BR>
化（以後勧告T. 30と記述する）されている。この勧BR>
告T. 30の中で、データモデムを用い、制御信号の送BR>
受信を行うバイナリー手順は冗長度抑圧号化処理を行うBR>
グループ3ファクシミリ装置に広く適用されている。CRLF

【0003】このバイナリー手順を用いるファクシミリBR>
装置には、デジタル識別信号（D I S信号と称されてBR>
いる）を用いて、国際的な標準化されているファクシミBR>
リ端末パラメータ、例えば通信速度、解像度、符号化方BR>
式、原稿サイズ等を相手端末に通知する方法が規定されBR>
ている。さらに、T. 30には標準的な端末パラメータBR>
の他に、非標準の端末パラメータについても非標準ファBR>
シリティ制御信号（N S F信号と呼ぶ）を用いて通知すBR>
ることも規定されている。このN F S信号はファクシミBR>
リ端末サービスを提供する業者や製造業者が自由にインBR>
プリメントすることが許されている。しかしながら、本BR>
N F S信号の端末パラメータを挿入するファクシミリ情BR>
報フィールド（F I Fと呼ぶ）の長さに一定の制限（現BR>
行規定では1フレーム長は約2.55秒以下である）がBR>
あり、自由に使用できるビット長にも制限がある。第1BR>
図にC C I T Tで規定されているN S F信号のフレームBR>
フォーマットを示す。第1図において、Fはフラグ、A BR>
はアドレスフィールド、Cは制御フィールド、F C FはBR>
ファクシミリ制御フィールド、F I Fはファクシミリ情BR>
報フィールド、F C SはフレームチェックシーケンスでBR>
ある。CRLF

【0004】CRLF

<TXF FR=0003 HE=250 WI=080 LX=1100 LY=0300>

【発明が解決しようとする課題】一方、端末技術の向上BR>
により、ファクシミリの高機能化、多機能化が行われ新BR>

しく開発されるファクシミリ装置には新しい端末パラメ

ータを付加することが要求される。さらに新規開発の装

置と既存の装置との相互通信も要求される。このため各

々のファクシミリサービス提供者や製造業者には、前

記NSF信号用いて、独自に開発した付加機能を端末パ

ラメータにインプリメントすることを行うことが要求さ

れる。CRLF

【0005】CRLF

【課題を解決するための手段】その装置としては、複数

のNSF信号を連続させNSF信号グループを作成し、

かつ個々のNSF信号は開発された個々の端末モデルを

表すようにすることが、最も簡単であるが、国際標準で

は、NSF信号は単一フレームで構成されかつ連続して

伝送されないこととされており、複数のNSF信号を使

用することはできない。第2図に複数のNSF信号を利

用する場合の例を示す。このため、NSF信号のFI

Fを拡張させることが考えられる。CRLF

【0006】FI Fの拡張方法として、以下の方法があ

る。CRLF

【0007】方法1：第1図aに示す如くFI Fを固定

長で分割し、最後のビットを拡張ビットに割り当ててそ

のビットの「1」か「0」で拡張するか否かを判断させ

る。CRLF

【0008】方法2：第1図bに示す如く各ファクシミ

リ端末モデルに対応する端末パラメータのビット長をあ

らかじめ表示する。図中L1はレンジインディケータ

ーである。CRLF

【0009】CRLF

【実施例】第2図はFI FにユニークコードUCを挿入

した場合の、NSFの信号フレームの一実施例を示す。

ここで最初のモデル指定は前述の国別コードやサービス

提供者のコードを示したものであり、NSF信号を使

用する全装置に使用されることがCCITT勧告に規定

されている。CRLF

【0010】CRLF

【発明の効果】以上説明したように本発明によれば、電

話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等によ

り、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信

時の端末パラメータを識別する装置において、端末パラ

メータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファ

クシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分

離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ

情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コー

ドを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成し、上

記制御信号の受信側端末はファクシミリ情報フィ・・・

・
・
・

</SDO>

<SDO EDJ>

<DP N=0004>

<TXF FR=0001 HE=025 WI=080 LX=0200 LY=0300>

：

【図面の簡単な説明】 CRLF

【図 1】 本発明の一実施例の方式説明図である。 CRLF

【図 2】 従来の N S F 拡張方法の一例を示す説明図であ

る。 CRLF

<TXF FR=0002 HE=036 WI=080 LX=1100 LY=0300>

【符号の説明】 CRLF

F フラグ CRLF

A アドレスフィールド CRLF

C 制御フィールド CRLF

</SDO>

<SDO DRJ>

<TXF FR=0003 HE=005 WI=013 LX=0256 LY=0300>

【図 1】 CRLF

<EMI ID=000003 HE=130 WI=078 LX=0200 LY=0400>

<TXF FR=0004 HE=005 WI=013 LX=1264 LY=0300>

【図 2】 CRLF

<EMI ID=000004 HE=130 WI=078 LX=1100 LY=0400>

</SDO>

<SDO AMJ>

<TXF FR=0005 HE=005 WI=170 LX=0200 LY=1750>

【手続補正書】 CRLF

<TXF FR=0006 HE=050 WI=080 LX=0230 LY=1800>

【提出日】平成 1 2 年 2 月 2 5 日 (2 0 0 0 . 2 . 2 5

) CRLF

【手続補正 1】 CRLF

【補正対象書類名】明細書 CRLF

【補正対象項目名】0 0 0 3 CRLF

【補正方法】変更 CRLF

【補正の内容】 CRLF

【0 0 0 3】 CRLF

【発明が解決しようとする課題】解決しようとする問題

点は高精なイメージデータを手送り走査で入力する走査

において障害となる入力位置を目視できない点である。 CRLF

<TXF FR=0007 HE=050 WI=080 LX=1100 LY=1800>

【手続補正 2】 CRLF

【補正対象書類名】明細書 CRLF

【補正対象項目名】0 0 0 6 CRLF

【補正方法】変更 CRLF

【補正の内容】 CRLF

【0 0 0 6】センサ 3 は入力位置 P 点を常に走査してお

り、ドライバー 9 の制御によって走査したビデオ信号を

端子 7 から出力する。本発明の主体は工学系の実装方法

にあるので、電子、機構系の説明は省略することがよい

が出力する。 CRLF

</SDO>

<SDO OFJ>

<TXF FR=0008 HE=030 WI=170 LX=0200 LY=1925>

CRLF

フロントページの続き CRLF

CRLF

(51)Int. Cl.⁷

識別記号

F I

テーマコード(参考) CRLF

G 0 2 D 8/00

CRLF

G 0 2 E 9/00

CRLF

<TXF FR=0009 HE=035 WI=080 LX=0200 LY=2300>

(31)優先権主張番号 83301234.6 CRLF

(32)優先日 平成10年12月11日(1998.12.11) CRLF

(33)優先権主張国 フランス(FR) CRLF

CRLF

(出願人による申告)国等の委託研究の成果に係る特許

出願(平成〇〇年度、〇〇省、〇〇委託研究、産業再生

法30条の適用を受けるもの) CRLF

<TXF FR=0010 HE=040 WI=080 LX=1100 LY=2300>

(71)出願人 090000011 CRLF

意匠 商標 CRLF

東京都千代田区霞が関4-2-1 CRLF

(71)出願人 090000467 CRLF

実用新案株式会社 CRLF

東京都千代田区内幸町1丁目2番3号 CRLF

<DP N=0005>

<TXF FR=0001 HE=005 WI=080 LX=0200 LY=0300>

(72)発明者 発明 二郎 CRLF

神奈川県横須賀市1丁目2300番地 CRLF

日本特許発明株式会社 総合情報研究所内 CRLF

<TXF FR=0002 HE=005 WI=080 LX=1100 LY=0300>

Fターム(参考) 2C032 HB06 HB15 HD03 CRLF

2F029 AA02 AB03 AB13 AC14 CRLF

</SDO>

<SDO FSJ>

<TXF FR=0003 HE=005 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【外国語明細書】 CRLF

<EMI ID=000005 HE=098 WI=170 LX=0200 LY=0380>

</SDO>

<SDO FDJ>

<EMI ID=000006 HE=058 WI=170 LX=0200 LY=1400>

</SDO>

<SDO FAJ>

<EMI ID=000007 HE=038 WI=170 LX=0200 LY=2020>

</SDO>

例 2-1 公開実用新案公報【標準レイアウト】

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開実用新案公報(U)

(11) 実用新案出願公開番号

実開 2000-244579

(U2000-244579A)

(43) 公開日 平成12年5月20日(2000.5.20)

(51) Int. Cl. ⁷	識別記号	F I	テーマコード* (参考)
G 0 1 B 3/00	1 0 1	G 0 1 B 3/00 101 A	2C032
G 0 2 C 26/00		G 0 2 C 26/00	2F029
23/02		23/02	
		A 4 5 C 12/00 101 A	
		A 4 7 B 23/02	
審査請求 未請求 請求項の数 1 O L (全 6 頁) 最終頁に続く			

(21) 出願番号 実願平11-123456

(22) 出願日 平成11年11月10日(1999.11.10)

(31) 優先権主張番号 83304359.9

(32) 優先日 平成10年11月12日(1998.11.12)

(33) 優先権主張国 フランス (FR)

(71) 出願人 390000011

パテント コーポレーション

Patent Cooperation

アメリカ合衆国ケンタッキー州ルイビル

ビー・オー・ボックス 35090 ルイビルガ

レリアブラウン タワー 1500 (無番地)

(71) 出願人 090000423

日本特許発明株式会社

東京都千代田区内幸町4丁目5番6号

(72) 考案者 発明 太郎

神奈川県横須賀市壱1丁目2200番地

(74) 代理人 123456789

弁理士 代理 太郎 (外2名)

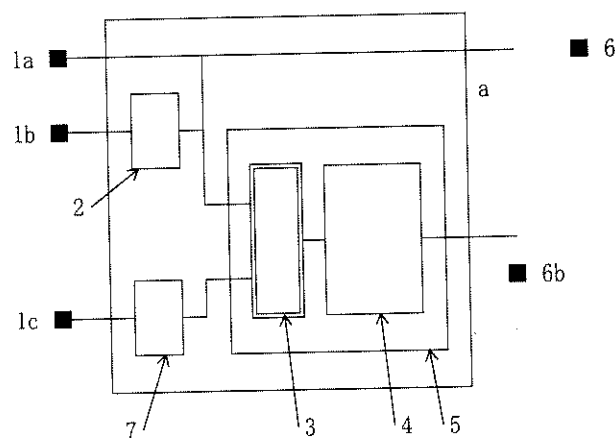
最終頁に続く

(54) 【考案の名称】 ファクシミリ走査装置

(57) 【要約】 (修正有)

【目的】 ファクシミリ端末パラメータ識別方法に関し、ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。

【構成】 通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信端末 1 a、1 b は制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成する。制御信号の受信端末 7 はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可変長の端末パラメータを分離する。



1

2

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離す

・
・
・

(以下省略)

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離す

・

・

・

10

(以下省略)

例 2-3 公開実用新案公報【テキストファイル】

<SD0 BIJ>

<DP N=0001>

<RTI ID=000001 HE=150 WI=170 LX=0200 LY=0300>

(19)【発行国】日本国特許庁(JP) CRLF

(12)【公報種別】公開実用新案公報(U) CRLF

(11)【公開番号】実開2000-244579(U2000-244579A) CRLF

(43)【公開日】平成12年5月20日(2000. 5. 20) CRLF

(54)【考案の名称】ファクシミリ走査装置 CRLF

(51)【国際特許分類第7版】 CRLF

G01B 3/00 101 CRLF

G02C 26/00 CRLF

G02C 23/02 CRLF

G02D 8/00 CRLF

G02E 9/00 CRLF

【FI】 CRLF

G01B 3/00 101 CRLF

G02C 26/00 CRLF

G02C 23/02 CRLF

G02D 8/00 CRLF

G02E 9/00 CRLF

A45C 12/00 101 CRLF

A47B 23/02 CRLF

【審査請求】未請求 CRLF

【請求項の数】1 CRLF

【出願形態】OL CRLF

【全頁数】9 CRLF

(21)【出願番号】実願平11-123456 CRLF

(22)【出願日】平成11年11月10日(1999. 11. 10) CRLF

(31)【優先権主張番号】83304359. 9 CRLF

(32)【優先日】平成10年11月12日(1998. 11. 12) CRLF

(33)【優先権主張国】フランス(FR) CRLF

(31)【優先権主張番号】83301234. 6 CRLF

(32)【優先日】平成10年12月11日(1998. 12. 11) CRLF

(33)【優先権主張国】フランス(FR) CRLF

(71)【出願人】 CRLF

【識別番号】390000011 CRLF

【氏名又は名称】パテント コーポレーション CRLF

【氏名又は名称原語表記】Patent Cooperation CRLF

【住所又は居所】アメリカ合衆国ケンタッキー州ルイビル ビー・オー・ボックス35090 ルイビルガレリアプラ
ウン タワー1500 (無番地) CRLF

(71)【出願人】 CRLF

【識別番号】090000423 CRLF

【氏名又は名称】日本特許発明株式会社 CRLF

【住所又は居所】東京都千代田区幸町4丁目5番6号 CRLF

(71)【出願人】 CRLF

【識別番号】090000011 CRLF

【氏名又は名称】意匠 商標 CRLF

【住所又は居所】東京都千代田区霞が関4-2-1 CRLF

(71)【出願人】 CRLF

【識別番号】090000467 CRLF

【氏名又は名称】 実用新案株式会社 CRLF
 【住所又は居所】 東京都千代田区内幸町1丁目2番3号 CRLF
 (72) 【考案者】 CRLF
 【氏名】 発明 太郎 CRLF
 【住所又は居所】 神奈川県横須賀市壱1丁目2200番地 CRLF
 (72) 【考案者】 CRLF
 【氏名】 発明 二郎 CRLF
 【住所又は居所】 神奈川県横須賀市壱1丁目2300番地 日本特許発明株式会社 総合情報研究所内 CRLF
 (74) 【代理人】 CRLF
 【識別番号】 1 2 3 4 5 6 7 8 9 CRLF
 【弁理士】 CRLF
 【氏名又は名称】 代理 太郎（外2名） CRLF
 【テーマコード（参考）】 CRLF
 2C032 CRLF
 2F029 CRLF
 【Fターム（参考）】 CRLF
 2C032 HB06 HB15 HD03 CRLF
 2F029 AA02 AB03 AB13 AC14 CRLF
 </RTI>
 </SDO>
 <SDO ABJ>
 <TXF FR=0001 HE=080 WI=080 LX=0200 LY=1800>
 (57) 【要約】 (修正有) CRLF
 【目的】 ファクシミリ端末パラメータ識別方法に関し、

 ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。

 【構成】 通信時の端末パラメータを識別する方法におい

 て、端末パラメータを含む制御信号の送信端末1 a、1

 bは制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数の

 サブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分

 離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れ

 ない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィ

 ールドを作成する。制御信号の受信端末7はファクシミ

 リ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、

 ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに

 分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手

 端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパ

 ラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可

 変長の端末パラメータを分離する。CRLF
 <EMI ID=000002 HE=080 WI=080 LX=1100 LY=1800>
 </SDO>
 <SDO CLJ>
 <DP N=0002>
 <TXF FR=0001 HE=065 WI=080 LX=0200 LY=0300>
 【実用新案登録請求の範囲】 CRLF
 【請求項1】 電話回線を用いて相互通信を行うファクシ

 ミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータ

 を通知し、通信時の端末パラメータを識別する方法にお

 いて、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該

 制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブ

 フィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離す

（以下省略）

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】平成12年4月1日(2000.4.1)

【公開番号】特開2000-34567(P2000-34567A)
 【公開日】平成12年2月14日(2000.2.14)
 【年通号数】公開特許公報12-012
 【出願番号】特願平10-356123
 【国際特許分類第7版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F1】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【手続補正書】

【提出日】平成12年1月23日(2000.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【00010】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【00011】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】図面の簡単な説明

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図面の簡単な説明】

【図1】ハンドスキャナの使用法を示した概要図である。

【図2】本発明を使用しない従来の方法のハンドスキャナの実装方法の概要図である。

【符号の説明】

1. ハンドスキャナハウジング
2. 入力画面
3. 1次元イメージセンサ
4. ロッドレンズ
5. 照明ランプ

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載
【部門区分】第 6 部門第 2 区分
【発行日】平成 12 年 4 月 1 日 (2000. 4. 1)
【公開番号】特開 2000-34567 (P2000-34567A)
【公開日】平成 12 年 2 月 14 日 (2000. 2. 14)
【年通号数】公開特許公報 12-012
【出願番号】特願平 10-356123
【国際特許分類第 7 版】
G02B 3/00 101
G02C 4/00
【F I】
G02B 3/00 101 A
G02C 4/00

【手続補正書】	【補正対象項目名】0010
【提出日】平成 12 年 1 月 23 日 (2000. 1. 23)	【補正方法】変更
【手続補正 1】	【補正の内容】
【補正対象書類名】明細書	【00010】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。
【補正対象項目名】0004	【補正対象書類名】明細書
【補正方法】変更	【補正対象項目名】0011
【補正の内容】	【補正方法】変更
【0004】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。	【補正の内容】
【手続補正 2】	【0011】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。
【補正対象書類名】明細書	【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】0007	【補正対象項目名】図面の簡単な説明
【補正方法】変更	【補正方法】変更
【補正の内容】	【補正の内容】
【0007】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。	【図面の簡単な説明】
【手続補正 3】	【図 1】ハundsキャナの使用法を示した概要図である。
【補正対象書類名】明細書	【図 2】本発明を使用しない従来の方法のハundsキャナの実装方法の概要図である。
【補正対象項目名】0009	【符号の説明】
【補正方法】変更	1. ハundsキャナハウジング
【補正の内容】	2. 入力画面
【0009】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。	3. 1 次元イメージセンサ
【手続補正 4】	4. ロッドレンズ
【補正対象書類名】明細書	5. 照明ランプ

例３－３ 公開特許公報関連の補正公報【テキストファイル】

<SDO BIJ>
<DP N=0001>
<TXF FR=0001 HE=070 WI=170 LX=0200 LY=0300>
【公報種別】特許法第１７条の２の規定による補正の掲載 CRLF
【部門区分】第６部門第２区分 CRLF
【発行日】平成１２年４月１日（２０００．４．１） CRLF
CRLF
【公開番号】特開２０００－３４５６７（Ｐ２０００－３４５６７Ａ） CRLF
【公開日】平成１２年２月１４日（２０００．２．１４） CRLF
【年通号数】公開特許公報１２－０１２ CRLF
【出願番号】特願平１０－３５６１２３ CRLF
【国際特許分類第７版】 CRLF
G02B 3/00 101 CRLF
G02C 4/00 CRLF
【F I】 CRLF
G02B 3/00 101 A CRLF
G02C 4/00 CRLF
</SDO>
<SDO AMJ>
<TXF FR=0002 HE=005 WI=170 LX=0200 LY=1050>
【手続補正書】 CRLF
<TXF FR=0003 HE=150 WI=080 LX=0200 LY=1100>
【提出日】平成１２年１月２３日（２０００．１．２３

>） CRLF
【手続補正１】 CRLF
【補正対象書類名】明細書 CRLF
【補正対象項目名】０００４ CRLF
【補正方法】変更 CRLF
【補正の内容】 CRLF
【０００４】一般文書の任意の一部を入力する用途にお

いて、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、

具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの間

題があった。 CRLF
【手続補正２】 CRLF
【補正対象書類名】明細書 CRLF
【補正対象項目名】０００７ CRLF
【補正方法】変更 CRLF
【補正の内容】 CRLF
【０００７】一般文書の任意の一部を入力する用途にお

いて、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、

具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの間

題があった。 CRLF
【手続補正３】 CRLF
【補正対象書類名】明細書 CRLF
【補正対象項目名】０００９ CRLF
【補正方法】変更 CRLF
【補正の内容】 CRLF
【０００９】一般文書の任意の一部を入力する用途にお

いて、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、

具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの間

題があった。CRLF

【手続補正4】CRLF

【補正対象書類名】明細書 CRLF

<TXF FR=0004 HE=140 WI=080 LX=1100 LY=1100>

【補正対象項目名】0010 CRLF

【補正方法】変更 CRLF

【補正の内容】CRLF

【0010】一般文書の任意の一部を入力する用途におくBR>
いて、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、

具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの間

題があった。CRLF

【補正対象書類名】明細書 CRLF

【補正対象項目名】0011 CRLF

【補正方法】変更 CRLF

【補正の内容】CRLF

【0011】一般文書の任意の一部を入力する用途におくBR>
いて、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、

具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの間

題があった。CRLF

【補正対象書類名】明細書 CRLF

【補正対象項目名】図面の簡単な説明 CRLF

【補正方法】変更 CRLF

【補正の内容】CRLF

【図面の簡単な説明】CRLF

【図1】ハンドスキャナの使用方を示した概要図であくBR>
る。CRLF

【図2】本発明を使用しない従来の方法のハンドスキャくBR>
ナの実装方法の概要図である。CRLF

【符号の説明】CRLF

1. ハンドスキャナハウジング CRLF
2. 入力画面 CRLF
3. 1次元イメージセンサ CRLF
4. ロッドレンズ CRLF
5. 照明ランプ CRLF

</SDO>

【公報種別】実用新案法第55条第2項において準用する特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成12年4月1日(2000.4.1)

【公開番号】実開2000-34567(U2000-34567A)

【公開日】平成12年2月14日(2000.2.14)

【年通号数】公開実用新案公報12-012

【出願番号】実願平10-356123

【国際特許分類第7版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【FI】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【手続補正書】

【提出日】平成12年1月23日(2000.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【00010】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【00011】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】図面の簡単な説明

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図面の簡単な説明】

【図1】ハンドスキャナの使用方を示した概要図である。

【図2】本発明を使用しない従来の方法のハンドスキャナの実装方法の概要図である。

【符号の説明】

1. ハンドスキャナハウジング
2. 入力画面
3. 1次元イメージセンサ
4. ロッドレンズ
5. 照明ランプ

【公報種別】 実用新案法第 55 条第 2 項において準用する特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載 【部門区分】 第 6 部門第 2 区分 【発行日】 平成 12 年 4 月 1 日 (2000. 4. 1) 【公開番号】 実開 2000-34567 (U2000-34567A) 【公開日】 平成 12 年 2 月 14 日 (2000. 2. 14) 【年通号数】 公開実用新案公報 12-012 【出願番号】 実願平 10-356123 【国際特許分類第 7 版】 G02B 3/00 101 G02C 4/00 【F I】 G02B 3/00 101 A G02C 4/00
--

【手続補正書】	
【提出日】 平成 12 年 1 月 23 日 (2000. 1. 23) 【手続補正 1】 【補正対象書類名】 明細書 【補正対象項目名】 0004 【補正方法】 変更 【補正の内容】 【0004】 一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。 【手続補正 2】 【補正対象書類名】 明細書 【補正対象項目名】 0007 【補正方法】 変更 【補正の内容】 【0007】 一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。 【手続補正 3】 【補正対象書類名】 明細書 【補正対象項目名】 0009 【補正方法】 変更 【補正の内容】 【0009】 一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。 【手続補正 4】 【補正対象書類名】 明細書	【補正対象項目名】 0010 【補正方法】 変更 【補正の内容】 【00010】 一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。 【補正対象書類名】 明細書 【補正対象項目名】 0011 【補正方法】 変更 【補正の内容】 【00011】 一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。 【補正対象書類名】 明細書 【補正対象項目名】 図面の簡単な説明 【補正方法】 変更 【補正の内容】 【図面の簡単な説明】 【図 1】 ハンドスキャナの使用法を示した概要図である。 【図 2】 本発明を使用しない従来の方法のハンドスキャナの実装方法の概要図である。 【符号の説明】 1. ハンドスキャナハウジング 2. 入力画面 3. 1 次元イメージセンサ 4. ロッドレンズ 5. 照明ランプ

例４－３ 公開実用新案公報関連の補正公報【テキストファイル】

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=070 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】実用新案法第５５条第２項において準用する特許法第１７条の２の規定による補正の掲載 CRLF

【部門区分】第６部門第２区分 CRLF

【発行日】平成１２年４月１日（２０００．４．１） CRLF

CRLF

【公開番号】実開２０００－３４５６７（Ｕ２０００－３４５６７Ａ） CRLF

【公開日】平成１２年２月１４日（２０００．２．１４） CRLF

【年通号数】公開実用新案公報１２－０１２ CRLF

【出願番号】実願平１０－３５６１２３ CRLF

【国際特許分類第７版】 CRLF

G02B 3/00 101 CRLF

G02C 4/00 CRLF

【ＦＩ】 CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

</SDO>

<SDO AMJ>

<TXF FR=0002 HE=005 WI=170 LX=0200 LY=1050>

【手続補正書】 CRLF

<TXF FR=0003 HE=150 WI=080 LX=0200 LY=1100>

【提出日】平成１２年１月２３日（２０００．１．２３

>） CRLF

【手続補正１】 CRLF

【補正対象書類名】明細書 CRLF

【補正対象項目名】０００４ CRLF

【補正方法】変更 CRLF

【補正の内容】 CRLF

【０００４】一般文書の任意の一部を入力する用途にお

いて、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、

具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの間

題があった。 CRLF

【手続補正２】 CRLF

【補正対象書類名】明細書 CRLF

【補正対象項目名】０００７ CRLF

【補正方法】変更 CRLF

【補正の内容】 CRLF

【０００７】一般文書の任意の一部を入力する用途にお

いて、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、

具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの間

題があった。 CRLF

【手続補正３】 CRLF

【補正対象書類名】明細書 CRLF

【補正対象項目名】０００９ CRLF

【補正方法】変更 CRLF

【補正の内容】 CRLF

【０００９】一般文書の任意の一部を入力する用途にお

いて、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、

具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの間

題があった。CRLF

【手続補正4】CRLF

【補正対象書類名】明細書 CRLF

<TXF FR=0004 HE=140 WI=080 LX=1100 LY=1100>

【補正対象項目名】0010 CRLF

【補正方法】変更 CRLF

【補正の内容】CRLF

【0010】一般文書の任意の一部を入力する用途にお

いて、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、

具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの間

題があった。CRLF

【補正対象書類名】明細書 CRLF

【補正対象項目名】0011 CRLF

【補正方法】変更 CRLF

【補正の内容】CRLF

【0011】一般文書の任意の一部を入力する用途にお

いて、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、

具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの間

題があった。CRLF

【補正対象書類名】明細書 CRLF

【補正対象項目名】図面の簡単な説明 CRLF

【補正方法】変更 CRLF

【補正の内容】CRLF

【図面の簡単な説明】CRLF

【図1】ハンドスキャナの使用法を示した概要図であ

る。CRLF

【図2】本発明を使用しない従来の方法のハンドスキャ

ナの実装方法の概要図である。CRLF

【符号の説明】CRLF

1. ハンドスキャナハウジング CRLF
2. 入力画面 CRLF
3. 1次元イメージセンサ CRLF
4. ロッドレンズ CRLF
5. 照明ランプ CRLF

</SDO>

特開平2-34567

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】平成12年10月1日(2000.10.1)

【公開番号】特開平2-34567
 【公開日】平成2年6月15日(1990.6.15)
 【年通号数】公開特許公報2-346
 【出願番号】特願昭63-456123
 【国際特許分類第7版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【FI】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

手続補正書(17条の2第2号)

平成12年9月16日

特許庁長官殿

1. 事件の表示

平成2年特許願第34567号

2. 補正をする者

事件との関係 特許出願人

住所 東京都千代田区丸の内

名称

代表者

3. 代理人

住所番140

東京都品川区

氏名

連絡先 電話

4. 補正により増加する請求項の数

8

5. 補正の対象

明細書

6. 補正の内容

(1) 発明の名称を「投影露光装置及び投影露光方法」に訂正する。

(2) 特許請求の範囲を別紙の通りに訂正する。

明細書、第5頁、第15行目の「上記問題点を解決するために本発明では」から第7頁、第7行目の「投影露光装置」の記載を「回路パターンを有するフォトマスクを照射し、該回路パターンを投影光学系を介して感光基板上に投影露光する投影露光装置において、フォトマスク、若しくは投影光学系を構成する複数の光学部材のうち少なくとも1つを移動または傾斜させて回路パターンの投影像形状を変化させる駆動手段と、感光基板上に既に形成されている第1の回路パターンを露光した露光装置の投影光学系の第1の特性情報と、感光基板上にさらに第2の回路パターンを重ね合せ露光すべき次工程で用いる露光装置の投影光学系の第2の特性情報とに基づいて、駆動手段を制御する制御手段とを有することを特徴とする投影露光装置。」に訂正する。



特開平2-34567

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成12年10月1日(2000.10.1)

【公開番号】特開平2-34567

【公開日】平成2年6月15日(1990.6.15)

【年通号数】公開特許公報2-346

【出願番号】特願昭63-456123

【国際特許分類第7版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【FI】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

手続補正書(17条の2第2号)

平成12年 9月16日

特許庁長官殿

1. 事件の表示

平成 2 年 特許類 第 3 4 5 6 7 号

2. 補正をする者

事件との関係 特許出願人

住所 東京都千代田区丸の内

名称

代表者

3. 代理人

住所番140

東京都品川区

氏名

連絡先 電話

4. 補正により増加する請求項の数

8

5. 補正の対象

明細書

明細書



6. 補正の内容

(1) 発明の名称を「投影露光装置及び投影露光方法」に訂正する。

(2) 特許請求の範囲を別紙の通りに訂正する。

明細書、第5頁、第15行目の「上記問題点を解決するために本発明では」から第7頁、第7行目の「投影露光装置」の記載を「回路パターンを有するマスクを照射し、該回路パターンを投影光学系を介して感光基板上に投影露光する投影露光装置において、マスク、若しくは投影光学系を構成する複数の光学部材のうち少なくとも1つを移動または傾斜させて回路パターンの投影像形状を変化させる駆動手段と;感光基板上に既に形成されている第1の回路パターンを露光した露光装置の投影光学系の第1の特性情報と、感光基板上にさらに第2の回路パターンを重ね合せ露光すべき工程で用いる露光装置の投影光学系の第2の特性情報とに基づいて、駆動手段を制御する制御手段とを有することを特徴とする投影露光装置」に訂正する。

例5-3 電子出願前の公開特許公報関連の補正公報【テキストファイル】

<SDO BIJ>
<DP N=0001>
<TXF FR=0001 HE=070 WI=170 LX=0200 LY=0300>
【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載 CRLF
【部門区分】第6部門第2区分 CRLF
【発行日】平成12年10月1日(2000.10.1) CRLF
CRLF
【公開番号】特開平2-34567 CRLF
【公開日】平成2年6月15日(1990.6.15) CRLF
【年通号数】公開特許公報2-346 CRLF
【出願番号】特願昭63-456123 CRLF
【国際特許分類第7版】CRLF
G02B 3/00 101 CRLF
G02C 4/00 CRLF
【F I】CRLF
G02B 3/00 101 A CRLF
G02C 4/00 CRLF
</SDO>
<SDO AMJ>
<EMI ID=000001 HE=115 WI=076 LX=0300 LY=1170>
<EMI ID=000002 HE=060 WI=080 LX=1100 LY=1170>
</SDO>

実開平2-34567

【公報種別】 実用新案法第55条第2項において準用する特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】 第6部門第2区分

【発行日】 平成12年10月1日（2000.10.1）

【公開番号】 実開平2-34567

【公開日】 平成2年6月15日（1990.6.15）

【年通号数】 公開実用新案公報2-346

【出願番号】 実願昭63-456123

【国際特許分類第7版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【FI】

G02C 3/00 101 A

G02C 4/00

以下、手続補正書のイメージデータが続く

【公報種別】実用新案法第55条第2項において準用する特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成12年10月1日(2000.10.1)

【公開番号】実開平2-34567

【公開日】平成2年6月15日(1990.6.15)

【年通号数】公開実用新案公報2-346

【出願番号】実願昭63-456123

【国際特許分類第7版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02C 3/00 101 A

G02C 4/00

以下、手続補正書のイメージデータが続く

例 6 - 3 電子出願前の公開実用新案公報関連の補正公報【テキストファイル】

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=070 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】実用新案法第 5 5 条第 2 項において準用する特許法第 1 7 条の 2 の規定による補正の掲載 CRLF

【部門区分】第 6 部門第 2 区分 CRLF

【発行日】平成 1 2 年 1 0 月 1 日 (2 0 0 0 . 1 0 . 1) CRLF

CRLF

【公開番号】実開平 2 - 3 4 5 6 7 CRLF

【公開日】平成 2 年 6 月 1 5 日 (1 9 9 0 . 6 . 1 5) CRLF

【年通号数】公開実用新案公報 2 - 3 4 6 CRLF

【出願番号】実願昭 6 3 - 4 5 6 1 2 3 CRLF

【国際特許分類第 7 版】CRLF

G02B 3/00 101 CRLF

G02C 4/00 CRLF

【 F 1 】 CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

</SDO>

<SDO AMJ>

<EMI ID=000001 HE=115 WI=076 LX=0300 LY=1170>

<EMI ID=000002 HE=060 WI=080 LX=1100 LY=1170>

</SDO>

特開 2000-34567

【公報種別】 公開特許公報の訂正

【部門区分】 第 6 部門第 2 区分

【発行日】 平成 12 年 10 月 1 日（2000. 10. 1）

【公開番号】 特開 2000-34567（P2000-34567A）

【公開日】 平成 12 年 6 月 15 日（2000. 6. 15）

【年通号数】 公開特許公報 12-346

【出願番号】 特願平 11-56123

【訂正要旨】 公開基準日の誤りにつきこれを取消す。

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【公報種別】 公開特許公報の訂正
【部門区分】 第 6 部門第 2 区分
【発行日】 平成 12 年 10 月 1 日（2000. 10. 1）

【公開番号】 特開 2000-34567（P2000-34567A）
【公開日】 平成 12 年 6 月 15 日（2000. 6. 15）
【年通号数】 公開特許公報 12-346
【出願番号】 特願平 11-56123
【訂正要旨】 公開基準日の誤りにつきこれを取消す。
【国際特許分類第 7 版】
G02B 3/00 101
G02C 4/00
【F I】
G02B 3/00 101 A
G02C 4/00

例 7 - 3 公開特許公報関連の訂正公報（公開基準日錯誤による取消）【テキストファイル】

<SD0 BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=75 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】公開特許公報の訂正 CRLF

【部門区分】第 6 部門第 2 区分 CRLF

【発行日】平成 1 2 年 1 0 月 1 日（2 0 0 0 . 1 0 . 1） CRLF

CRLF

【公開番号】特開 2 0 0 0 - 3 4 5 6 7（P 2 0 0 0 - 3 4 5 6 7 A） CRLF

【公開日】平成 1 2 年 6 月 1 5 日（2 0 0 0 . 6 . 1 5） CRLF

【年通号数】公開特許公報 1 2 - 3 4 6 CRLF

【出願番号】特願平 1 1 - 5 6 1 2 3 CRLF

【訂正要旨】公開基準日の誤りにつきこれを取消す。CRLF

【国際特許分類第 7 版】 CRLF

G02B 3/00 101 CRLF

G02C 4/00 CRLF

【F I】 CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

</SD0>

【公報種別】公開特許公報の訂正

【部門区分】第 6 部門第 2 区分

【発行日】平成 12 年 10 月 1 日（2000. 10. 1）

【公開番号】特開 2000-34567（P 2000-34567 A）

【公開日】平成 12 年 6 月 15 日（2000. 6. 15）

【年通号数】公開特許公報 12-346

【出願番号】特願平 11-56123

【訂正要旨】明細書一部脱落につき下記の通り全文を訂正する。

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【記】別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

【公報種別】 公開特許公報の訂正
【部門区分】 第 6 部門第 2 区分
【発行日】 平成 12 年 10 月 1 日（2000. 10. 1）

【公開番号】 特開 2000-34567（P 2000-34567 A）
【公開日】 平成 12 年 6 月 15 日（2000. 6. 15）
【年通号数】 公開特許公報 12-346
【出願番号】 特願平 11-56123
【訂正要旨】 明細書一部脱落につき下記の通り全文を訂正する。
【国際特許分類第 7 版】
G02B 3/00 101
G02C 4/00
【F I】
G02B 3/00 101 A
G02C 4/00
【記】 別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

例 8 - 3 公開特許公報関連の訂正公報（明細書一部脱落による全文訂正）【テキストファイル】

<SDO BIJ>
<DP N=0001>
<TXF FR=0001 HE=080 WI=170 LX=0200 LY=0300>
【公報種別】 公開特許公報の訂正 CRLF
【部門区分】 第 6 部門第 2 区分 CRLF
【発行日】 平成 1 2 年 1 0 月 1 日（2 0 0 0 . 1 0 . 1） CRLF
CRLF
【公開番号】 特開 2 0 0 0 - 3 4 5 6 7（P 2 0 0 0 - 3 4 5 6 7 A） CRLF
【公開日】 平成 1 2 年 6 月 1 5 日（2 0 0 0 . 6 . 1 5） CRLF
【年通号数】 公開特許公報 1 2 - 3 4 6 CRLF
【出願番号】 特願 平 1 1 - 5 6 1 2 3 CRLF
【訂正要旨】 明細書一部脱落につき下記の通り全文を訂正する。CRLF
【国際特許分類第 7 版】 CRLF
G02B 3/00 101 CRLF
G02C 4/00 CRLF
【F I】 CRLF
G02B 3/00 101 A CRLF
G02C 4/00 CRLF
【記】 別紙のとおり CRLF
<DP N=0002>
<RTI ID=000001 HE=150 WI=170 LX=0200 LY=0300>
(19) 【発行国】 日本国特許庁（J P） CRLF

： ← 以下、公開特許公報のテキストファイルの内容と同じ

【公報種別】 公開特許公報の訂正

【部門区分】 第 6 部門第 2 区分

【発行日】 平成 12 年 10 月 1 日（2000. 10. 1）

【公開番号】 特開 2000-34567（P 2000-34567 A）

【公開日】 平成 12 年 6 月 15 日（2000. 6. 15）

【年通号数】 公開特許公報 12-346

【出願番号】 特願平 11-56123

【訂正要旨】 分類誤載につき下記の通り全文を訂正する。

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【記】 別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

特開 2000-34567

【公報種別】 公開特許公報の訂正
【部門区分】 第 6 部門第 2 区分
【発行日】 平成 12 年 10 月 1 日（2000. 10. 1）

【公開番号】 特開 2000-34567（P2000-34567A）
【公開日】 平成 12 年 6 月 15 日（2000. 6. 15）
【年通号数】 公開特許公報 12-346
【出願番号】 特願平 11-56123
【訂正要旨】 分類誤載につき下記の通り全文を訂正する。
【国際特許分類第 7 版】
G02B 3/00 101
G02C 4/00
【F I】
G02B 3/00 101 A
G02C 4/00
【記】 別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

例 9-3 公開特許公報関連の訂正公報（分類誤載による全文訂正）【テキストファイル】

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=080 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】公開特許公報の訂正 CRLF

【部門区分】第6部門第2区分 CRLF

【発行日】平成12年10月1日（2000.10.1） CRLF

CRLF

【公開番号】特開2000-34567（P2000-34567A） CRLF

【公開日】平成12年6月15日（2000.6.15） CRLF

【年通号数】公開特許公報12-346 CRLF

【出願番号】特願平11-56123 CRLF

【訂正要旨】分類誤載につき下記の通り全文を訂正する。 CRLF

【国際特許分類第7版】 CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

【FI】 CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

【記】別紙のとおり CRLF

<DP N=0002>

<RTI ID=000001 HE=150 WI=170 LX=0200 LY=0300>

(19)【発行国】日本国特許庁（JP） CRLF

： ← 以下、公開特許公報のテキストファイルの内容と同じ

特開平 11-34567

【公報種別】 公開特許公報の訂正

【部門区分】 第 6 部門第 2 区分

【発行日】 平成 12 年 10 月 1 日（2000. 10. 1）

【公開番号】 特開平 11-34567

【公開日】 平成 11 年 6 月 15 日（1999. 6. 15）

【年通号数】 公開特許公報 11-346

【出願番号】 特願平 10-456123

【訂正要旨】 分類誤載につき下記の通り訂正する。

尚、平成 12 年 9 月 24 日発行の公開特許公報年通号数 12-2775 に訂正後の分類によりその全文を掲載する。

【記】

【国際特許分類第 7 版】

【誤】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【正】

F26B 17/32 C

【公報種別】 公開特許公報の訂正

【部門区分】 第 6 部門第 2 区分

【発行日】 平成 12 年 10 月 1 日（2000. 10. 1）

【公開番号】 特開平 11-34567

【公開日】 平成 11 年 6 月 15 日（1999. 6. 15）

【年通号数】 公開特許公報 11-346

【出願番号】 特願平 10-456123

【訂正要旨】 分類誤載につき下記の通り訂正する。

尚、平成 12 年 9 月 24 日発行の公開特許公報年通号数 12-2775 に訂正後の分類によりその全文を掲載する。

【記】

【国際特許分類第 7 版】

【誤】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【正】

F26B 17/32 C

例 10-3 公開特許公報関連の訂正公報（分類誤載による訂正）【テキストファイル】

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=085 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】 公開特許公報の訂正 CRLF

【部門区分】 第6部門第2区分 CRLF

【発行日】 平成12年10月1日（2000. 10. 1） CRLF

CRLF

【公開番号】 特開平11-34567 CRLF

【公開日】 平成11年6月15日（1999. 6. 15） CRLF

【年通号数】 公開特許公報11-346 CRLF

【出願番号】 特願平10-456123 CRLF

【訂正要旨】 分類誤載につき下記の通りを訂正する。CRLF

尚、平成12年9月24日発行の公開特許公報年通号数12-2775に訂正後の分類によりその全文を掲載する。CRLF

【記】 CRLF

【国際特許分類第7版】 CRLF

【誤】 CRLF

G02B 3/00 101 CRLF

G02C 4/00 CRLF

【正】 CRLF

F26B 17/32 C CRLF

</SDO>

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 審 判 請 求 公 告 (H)

(11) 特許審判請求公告番号

7 4 3

審判請求日 平成12年1月10日 (2000.1.10)

審判番号 訂正2000-39123 (P2000-39123/J4)

(24) (45) 公告日 平成12年6月14日 (2000.6.14)

(51) Int. Cl. ⁷	識別番号	F I
G 0 1 B 3/00	1 0 1	G 0 1 B 3/00 1 0 1 A
G 0 2 C 26/00		G 0 2 C 26/00

特許第 2 3 4 5 6 7 8 号 (特公平8-123456号) に関する訂正の審判請求事件

(70) 請求人 390000011 日本特許発明株式会社
東京都千代田区内幸町4丁目5番6号

(74) 代理人 123456789 弁理士 代理 次郎 (外3名)

審判の合議体 審判長 審判 太郎、 審判官 審判 次郎、 審判官 審判 三郎

(全2頁)

(54) 【発明の名称】 メガネ

【審判請求の要旨】

本件審判請求の要旨は、特許第 2 3 4 5 6 7 8 号発明の明細書を本件審判請求書に添付された訂正明細書のとおり、すなわち明細書第 1 頁第 1 行 (特公平 8-1 2 3 4 5 6 号公報第 1 頁第 1 欄第 8 行目) 及び第 5 頁第

6 行 (特公平 8-1 2 3 4 5 6 号公報第 2 頁第 3 欄第 3 2 行目) の「スリーブ状」を、いずれも「カフスボタン状」と、明瞭でない記載の釈明を目的として訂正しようとするものである。

1

2

【訂正明細書】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】 外縁と鼻部ウェブと、鼻部ウェブの下の方で外縁から始まり後方に突出する硬い鼻梁指示プレートと、外縁の内面に設けたレンズ用ミゾとを有するメガネにおいて、a) 指示プレート 17、18 には、レンズ用ミゾの後ろに開口する貫通孔 26 が設けてあり、b) ショア D の硬さが 10～30 野材料からなるパッド 27 が、カフスボタン状であり、パッドの主部品 28 が、指示プレート 17、18 に載っており、柄 29 が、貫通孔 26 に挿入してあり、ロック部材 31 が、レンズ用ミゾ 13 の後ろで、指示プレート 17、18 の外面 42 に載っていることを特徴とするメガネ。

【請求項 2】 貫通孔 26 が長穴であることを特徴とする請求項 1 記載のメガネ。

【請求項 3】 貫通孔 26 の長穴が、外縁 11 の縦方向へ延びていることを特徴とする請求項 2 記載のメガネ。

【請求項 4】 指示プレート 17、18 の内面 22 には、主部品 28 の縁 32 の高さの極く僅かな部分を把持する縁 24 を有する凹み 23 が設けてあることを特徴とする請求項 1 記載のメガネ。

【請求項 5】 主部品 28 の背面 36 が、平坦であり、上記背面に対向する指示プレート 17、18 の範囲 23 も、平坦であることを特徴とする請求項 1 及び 4 の何れ

か 1 項に記載のメガネ。

【請求項 6】 左右のパッド 27 の形状が同一であることを特徴とする請求項 1 記載のメガネ。

【請求項 7】 柄 29 が、貫通孔 26 長穴に対して補充状態の長い断面を有することを特徴とする請求項 2 記載のメガネ。

【請求項 8】 柄 29 が、貫通孔 29 の深さよりも幾分短いことを特徴とする請求項 1、2 または 7 記載のメガネ。

【発明の詳細な説明】

〔産業上の利用分野〕 本発明は、外縁と、鼻部ウェブと、鼻部ウェブの下方で外縁から始まり後方へ突出する硬い鼻梁指示プレートと、外縁の内面に設けたレンズ用ミゾとを有するメガネに関する。

〔従来の技術〕 この種のメガネの場合、少なくとも鼻部範囲は、概ね合成物質または金属からなる。指示プレートは、比較的大きな面積を有するが、硬く、表面が平滑である。したがって、皮膚が湿っている場合や、メガネが、例えば、空気流によって振動させられた場合は、特にメガネがずれる。レンズ背面と角膜との間の距離 (角膜 / 頂点間距離) は、より大きいジオプリー数において (例えば、試験用メガネにおいて) は、特に正確に測定し、実用のメガネにおいて保持しなければならない。

3

4

何故ならば、例えば、メガネが鼻からずり落ちて、角膜／頂点間距離が大きくなると、メガネのレンズが散乱性の場合、屈折が強くなって像が小さくなり、レンズが集光性の場合、屈折が弱くなって像が大きくなる。

〔発明の概要〕本発明の目的は、構造的に簡単で安価な手段によって、着用者の鼻に対する座りの問題点を排除

・
・
・

(19) 日本国特許庁 (JP)	(12) 特 許 審 判 請 求 公 告 (H)	(11) 特許審判請求公告番号									
		7 4 3									
審判請求日 平成12年1月10日 (2000. 1. 10) 審判番号 訂正2000-39123 (P2000-39123/J4)											
(24) (45) 公告日 平成12年6月14日 (2000. 6. 14)											
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">(51) Int. Cl. ⁷</td> <td style="width: 33%;">識別番号</td> <td style="width: 33%;">F I</td> </tr> <tr> <td>G 0 1 B 3/00</td> <td>1 0 1</td> <td>G 0 1 B 3/00 1 0 1 A</td> </tr> <tr> <td>G 0 2 C 26/00</td> <td></td> <td>G 0 2 C 26/00</td> </tr> </table>			(51) Int. Cl. ⁷	識別番号	F I	G 0 1 B 3/00	1 0 1	G 0 1 B 3/00 1 0 1 A	G 0 2 C 26/00		G 0 2 C 26/00
(51) Int. Cl. ⁷	識別番号	F I									
G 0 1 B 3/00	1 0 1	G 0 1 B 3/00 1 0 1 A									
G 0 2 C 26/00		G 0 2 C 26/00									
特許第2345678号 (特公平8-123456号) に関する訂正の審判請求事件											
(70) 請求人 390000011 日本特許発明株式会社 東京都千代田区内幸町4丁目5番6号											
(74) 代理人 123456789 弁理士 代理 次郎 (外3名)											
審判の合議体 審判長 審判 太郎、 審判官 審判 次郎、 審判官 審判 三郎 (全2頁)											
(54) 【発明の名称】 メガネ											

【審判請求の要旨】
 本件審判請求の要旨は、特許第2345678号発明の明細書を本件審判請求書に添付された訂正明細書のとおり、すなわち明細書第1頁第11行 (特公平8-123456号公報第1頁第1欄第8行目) 及び第5頁第

6行 (特公平8-123456号公報第2頁第3欄第32行目) の「スリーブ状」を、いずれも「カフスポタン状」と、明瞭でない記載の釈明を目的として訂正しようとするものである。

1

2

【訂正明細書】	
【特許請求の範囲】 【請求項1】 外縁と鼻部ウェブと、鼻部ウェブの下の方で外縁から始まり後方に突出する硬い鼻梁指示プレートと、外縁の内面に設けたレンズ用ミゾとを有するメガネにおいて、a) 指示プレート17、18には、レンズ用ミゾの後ろに開口する貫通孔26が設けてあり、b) ショアDの硬さが10～30野材料からなるパッド27が、カフスポタン状であり、パッドの主部品28が、指示プレート17、18に載っており、柄29が、貫通孔26に挿入してあり、ロック部材31が、レンズ用ミゾ13の後ろで、指示プレート17、18の外面42に載っていることを特徴とするメガネ。 【請求項2】 貫通孔26が長穴であることを特徴とする請求項1記載のメガネ。 【請求項3】 貫通孔26の長穴が、外縁11の縦方向へ延びていることを特徴とする請求項2記載のメガネ。 【請求項4】 指示プレート17、18の内面22には、主部品28の縁32の高さの極く僅かな部分を把持する縁24を有する凹み23が設けてあることを特徴とする請求項1記載のメガネ。 【請求項5】 主部品28の背面36が、平坦であり、上記背面に対向する指示プレート17、18の範囲23も、平坦であることを特徴とする請求項1及び4の何れ	か1項に記載のメガネ。 【請求項6】 左右のパッド27の形状が同一であることを特徴とする請求項1記載のメガネ。 【請求項7】 柄29が、貫通孔26長穴に対して補充状態の長い断面を有することを特徴とする請求項2記載のメガネ。 【請求項8】 柄29が、貫通孔29の深さよりも幾分短いことを特徴とする請求項1、2または7記載のメガネ。 【発明の詳細な説明】 〔産業上の利用分野〕 本発明は、外縁と、鼻部ウェブと、鼻部ウェブの下方で外縁から始まり後方へ突出する硬い鼻梁指示プレートと、外縁の内面に設けたレンズ用ミゾとを有するメガネに関する。 〔従来の技術〕 この種のメガネの場合、少なくとも鼻部範囲は、概ね合成物質または金属からなる。指示プレートは、比較的大きな面積を有するが、硬く、表面が平滑である。したがって、皮膚が湿っている場合や、めがねが、例えば、空気流によって振動させられた場合は、特にメガネがずれる。レンズ背面と角膜との間の距離 (角膜頂点間距離) は、より大きいジオプトリー数において (例えば、試験用メガネにおいて) は、特に正確に測定し、実用のメガネにおいて保持しなければならない。

何故ならば、例えば、メガネが鼻からずり落ちて、角膜／頂点間距離が大きくなると、メガネのレンズが散乱性の場合、屈折が強くなって像が小さくなり、レンズが集光性の場合、屈折が弱くなって像が大きくなる。

[発明の概要] 本発明の目的は、構造的に簡単で安価な手段によって、着用者の鼻に対する座りの問題点を排除

・
・
・

<SDO BIJ>
<DP N=0001>
<RTI ID=000001 HE=090 WI=170 LX=0200 LY=0300>
(19)【発行国】日本国特許庁（J P） CRLF
(12)【公報種別】特許審判請求公告（H） CRLF
(11)【請求公告番号】 7 4 3 CRLF
(24)(45)【請求公告日】平成 1 2 年 6 月 1 4 日（2 0 0 0 . 6 . 1 4） CRLF
(54)【発明の名称】メガネ CRLF
(51)【国際特許分類第 7 版】 CRLF
G01B 3/00 101 CRLF
G02C 26/00 CRLF
【F I】 CRLF
G01B 3/00 101 A CRLF
G02C 26/00 CRLF
【全頁数】 2 CRLF
【審判番号】訂正 2 0 0 0 - 3 9 1 2 3（P 2 0 0 0 - 3 9 1 2 3 / J 4） CRLF
【審判請求日】平成 1 2 年 1 月 1 0 日（2 0 0 0 . 1 . 1 0） CRLF
【事件表示】特許第 2 3 4 5 6 7 8 号（特公平 8 - 123456 号）に関する訂正の審判請求事件 CRLF
(70)【請求人】 CRLF
【識別番号】 3 9 0 0 0 0 0 1 1 CRLF
【氏名又は名称】日本特許発明株式会社 CRLF
【住所又は居所】東京都千代田区内幸町 4 丁目 5 番 6 号 CRLF
(74)【代理人】 CRLF
【識別番号】 1 2 3 4 5 6 7 8 9 CRLF
【弁理士】 CRLF
【氏名又は名称】代理 次郎（外 3 名） CRLF
【審判の合議体】 CRLF
【審判長】審判 太郎 CRLF
【審判官】審判 次郎 CRLF
【審判官】審判 三郎 CRLF
</RTI>
</SDO>
<SDO DTJ>
<TXF FR=0001 HE=025 WI=080 LX=0200 LY=1250>
【審判請求の要旨】 CRLF
本件審判請求の要旨は、特許第 2 3 4 5 6 7 8 号発明

の明細書を本件審判請求書に添付された訂正明細書のと

おりに、すなわち明細書第 1 頁第 1 1 行（特公平 8 - 1

2 3 4 5 6 号公報第 1 頁第 1 欄第 8 行目）及び第 5 頁第

<TXF FR=0002 HE=020 WI=080 LX=1100 LY=1250>
6 行（特公平 8 - 1 2 3 4 5 6 号公報第 2 頁第 3 欄第 3

2 行目）の「スリーブ状」を、いずれも「カフスボタン

状」と、明瞭でない記載の釈明を目的として訂正しよう

とするものである。 CRLF
</SDO>
<SDO CLJ>
<TXF FR=0003 HE=005 WI=170 LX=0200 LY=1600>
【訂正明細書】 CRLF
<TXF FR=0004 HE=115 WI=080 LX=0200 LY=1650>
【特許請求の範囲】 CRLF
【請求項 1】 外縁と鼻部ウェブと、鼻部ウェブの下の

方で外縁から始まり後方に突出する硬い鼻梁指示プレー
トと、外縁の内面に設けたレンズ用ミゾとを有するメガ
ネにおいて、a) 指示プレート17、18には、レンズ
用ミゾの後ろに開口する貫通孔26が設けてあり、b)
シヨアDの硬さが10〜30野材料からなるパッド27
が、カフスボタン状であり、パッドの主部品28が、指
示プレート17、18に載っており、柄29が、貫通孔
26に挿入してあり、ロック部材31が、レンズ用ミゾ
13の後ろで、指示プレート17、18の外面42に載
っていることを特徴とするメガネ。CRLF

【請求項2】 貫通孔26が長穴であることを特徴とす
る請求項1記載のメガネ。CRLF

【請求項3】 貫通孔26の長穴が、外縁11の縦方向
へ延びていることを特徴とする請求項2記載のメガネ。

【請求項4】 指示プレート17、18の内面22には
、主部品28の縁32の高さの極く僅かな部分を把持す
る縁24を有する凹み23が設けてあることを特徴とす
る請求項1記載のメガネ。CRLF

【請求項5】 主部品28の背面36が、平坦であり、
上記背面に対向する指示プレート17、18の範囲23
も、平坦であることを特徴とする請求項1及び4の何れ
<TXF FR=0005 HE=045 WI=080 LX=1100 LY=1650>
か1項に記載のメガネ。CRLF

【請求項6】 左右のパッド27の形状が同一であるこ
とを特徴とする請求項1記載のメガネ。CRLF

【請求項7】 柄29が、貫通孔26長穴に対して補充
状態の長い断面を有することを特徴とする請求項2記載
のメガネ。CRLF

【請求項8】 柄29が、貫通孔29の深さよりも幾分
短いことを特徴とする請求項1、2または7記載のメガ
ネ。CRLF

【発明の詳細な説明】 CRLF

〔産業上の利用分野〕 本発明は、外縁と、鼻部ウェブと
、鼻部ウェブの下方で外縁から始まり後方へ突出する硬
い鼻梁指示プレートと、外縁の内面に設けたレンズ用ミ
ゾとを有するメガネに関する。CRLF

〔従来の技術〕 この種のメガネの場合、少くとも鼻部範
囲は、概ね合成物質または金属からなる。指示プレート
は、比較的大きな面積を有するが、硬く、表面が平滑で
ある。したがって、皮膚が湿っている場合や、めがねが
、例えば、空気流によって振動させられた場合は、特に
メガネがずれる。レンズ背面と角膜との間の距離（角膜
/頂点間距離）は、より大きいジオプトリー数において
（例えば、試験用メガネにおいて）は、特に正確に測定
し、実用のメガネにおいて保持しなければならない。CRLF

<DP N=0002>

<TXF FR=0001 HE=250 WI=080 LX=0200 LY=0300>

何故ならば、例えば、メガネが鼻からずり落ちて、角膜
/頂点間距離が大きくなると、メガネのレンズが散乱性
の場合は、屈折が強くなって像が小さくなり、レンズが
集光性の場合は、屈折が弱くなって像が大きくなる。CRLF

〔発明の概要〕 本発明の目的は、構造的に簡単で安価な
手段によって、着用者の鼻に対する座りの問題点を排除

【公報種別】特許法第64条の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成12年10月1日(2000.10.1)

【公告番号】特公平8-34567

【公告日】平成8年3月15日(1996.3.15)

【年通号数】特許公報8-346

【出願番号】特願平2-456123

【特許番号】2349876

【国際特許分類第7版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【FI】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【手続補正書】

【提出日】平成12年1月23日(2000.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】図面の簡単な説明

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図面の簡単な説明】

【図1】 ハンドスキャナの使用方を示した概要図である。

【図2】 本発明を使用しない従来の方法のハンドスキャナの実装方法の概要図である。

【符号の説明】

1. ハンドスキャナハウジング
2. 入力画面
3. 1次元イメージセンサ
4. ロッドレンズ
5. 照明ランプ
6. 加熱式バーン
7. ヒーター
8. 取り出し口
9. 接続装置

【公報種別】特許法第 6 4 条の規定による補正の掲載 【部門区分】第 6 部門第 2 区分 【発行日】平成 1 2 年 1 0 月 1 日 (2 0 0 0 . 1 0 . 1) 【公告番号】特公平 8 - 3 4 5 6 7 【公告日】平成 8 年 3 月 1 5 日 (1 9 9 6 . 3 . 1 5) 【年通号数】特許公報 8 - 3 4 6 【出願番号】特願平 2 - 4 5 6 1 2 3 【特許番号】2 3 4 9 8 7 6 【国際特許分類第 7 版】 G02B 3/00 101 G02C 4/00 【F I】 G02B 3/00 101 A G02C 4/00

【手続補正書】	【手続補正 3】
【提出日】平成 1 2 年 1 月 2 3 日 (2 0 0 0 . 1 . 2 3) 【手続補正 1】 【補正対象書類名】明細書 【補正対象項目名】0 0 0 4 【補正方法】変更 【補正の内容】 【0 0 0 4】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。 【手続補正 2】 【補正対象書類名】明細書 【補正対象項目名】0 0 0 7 【補正方法】変更 【補正の内容】 【0 0 0 7】一般文書の任意の一部を入力する用途において、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの問題があった。	【補正対象書類名】明細書 【補正対象項目名】図面の簡単な説明 【補正方法】変更 【補正の内容】 【図面の簡単な説明】 【図 1】ハンドスキャナの使用法を示した概要図である。 【図 2】本発明を使用しない従来の方法のハンドスキャナの実装方法の概要図である。 【符号の説明】 1. ハンドスキャナハウジング 2. 入力画面 3. 1 次元イメージセンサ 4. ロッドレンズ 5. 照明ランプ 6. 加熱式バーン 7. ヒーター 8. 取り出し口 9. 接続装置

<SDO BIJ>
 <DP N=0001>
 <TXF FR=0001 HE=075 WI=170 LX=0200 LY=0300>
 【公報種別】特許法第 6 4 条の規定による補正の掲載 CRLF
 【部門区分】第 6 部門第 2 区分 CRLF
 【発行日】平成 1 2 年 1 0 月 1 日 (2 0 0 0 . 1 0 . 1) CRLF
 CRLF
 【公告番号】特公平 8 - 3 4 5 6 7 CRLF
 【公告日】平成 8 年 3 月 1 5 日 (1 9 9 6 . 3 . 1 5) CRLF
 【年通号数】特許公報 8 - 3 4 6 CRLF
 【出願番号】特願平 2 - 4 5 6 1 2 3 CRLF
 【特許番号】2 3 4 9 8 7 6 CRLF
 【国際特許分類第 7 版】CRLF
 G02B 3/00 101 CRLF
 G02C 4/00 CRLF
 【 F I 】 CRLF
 G02B 3/00 101 A CRLF
 G02C 4/00 CRLF
 </SDO>
 <SDO AMJ>
 <TXF FR=0002 HE=005 WI=170 LX=0200 LY=1100>
 【手続補正書】CRLF
 <TXF FR=0003 HE=100 WI=170 LX=0200 LY=1150>
 【提出日】平成 1 2 年 1 月 2 3 日 (2 0 0 0 . 1 . 2 3

) CRLF
 【手続補正 1】CRLF
 【補正対象書類名】明細書 CRLF
 【補正対象項目名】0 0 0 4 CRLF
 【補正方法】変更 CRLF
 【補正の内容】CRLF
 【 0 0 0 4 】一般文書の任意の一部を入力する用途にお

 いて、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、

 具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの間

 題があった。CRLF
 【手続補正 2】CRLF
 【補正対象書類名】明細書 CRLF
 【補正対象項目名】0 0 0 7 CRLF
 【補正方法】変更 CRLF
 【補正の内容】CRLF
 【 0 0 0 7 】一般文書の任意の一部を入力する用途にお

 いて、この点は入力操作性に関して大きな障害であり、

 具体的には必要な情報の左右が欠落したりするなどの間

 題があった。CRLF
 <TXF FR=0004 HE=100 WI=170 LX=1100 LY=1150>
 【手続補正 3】CRLF
 【補正対象書類名】明細書 CRLF
 【補正対象項目名】図面の簡単な説明 CRLF
 【補正方法】変更 CRLF
 【補正の内容】CRLF
 【図面の簡単な説明】CRLF
 【図 1】ハンスキャナの使用法を示した概要図であ

 る。CRLF

【図 2】本発明を使用しない従来の方法のハンドスキャナの実装方法の概要図である。CRLF

【符号の説明】CRLF

1. ハンドスキャナハウジング CRLF
 2. 入力画面 CRLF
 3. 1次元イメージセンサ CRLF
 4. ロッドレンズ CRLF
 5. 照明ランプ CRLF
 6. 加熱式バーン CRLF
 7. ヒーター CRLF
 8. 取り出し口 CRLF
 9. 接続装置 CRLF
- </SDO>

【公報種別】特許法第64条の規定による補正の掲載の訂正

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成12年10月1日（2000.10.1）

【公告番号】特公平8-23456

【公告日】平成8年3月15日（1996.3.15）

【年通号数】特許公報8-346

【出願番号】特願平2-456123

【訂正要旨】補正の掲載は誤りにつきこれを取り消す。

【国際特許分類第7版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【FI】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【公報種別】特許法第 6 4 条の規定による補正の掲載の訂正

【部門区分】第 6 部門第 2 区分

【発行日】平成 1 2 年 1 0 月 1 日（2 0 0 0 . 1 0 . 1）

【公告番号】特公平 8 - 2 3 4 5 6

【公告日】平成 8 年 3 月 1 5 日（1 9 9 6 . 3 . 1 5）

【年通号数】特許公報 8 - 3 4 6

【出願番号】特願平 2 - 4 5 6 1 2 3

【訂正要旨】補正の掲載は誤りにつきこれを取り消す。

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=075 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】特許法第 6 4 条の規定による補正の掲載の訂正 CRLF

【部門区分】第 6 部門第 2 区分 CRLF

【発行日】平成 1 2 年 1 0 月 1 日（2 0 0 0 . 1 0 . 1）CRLF

CRLF

【公告番号】特公平 8 - 3 4 5 6 7 CRLF

【公告日】平成 8 年 3 月 1 5 日（1 9 9 6 . 3 . 1 5）CRLF

【年通号数】特許公報 8 - 3 4 6 CRLF

【出願番号】特願平 2 - 4 5 6 1 2 3 CRLF

【訂正要旨】補正の掲載は誤りにつきこれを取り消す。CRLF

【国際特許分類第 7 版】CRLF

G02B 3/00 101 CRLF

G02C 4/00 CRLF

【F I】CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

</SDO>

【公報種別】 特許公報の訂正

【部門区分】 第 6 部門第 2 区分

【発行日】 平成 1 2 年 1 0 月 1 日（2 0 0 0 . 1 0 . 1）

【公告番号】 特公平 8 - 2 3 4 5 6

【公告日】 平成 8 年 3 月 1 5 日（1 9 9 6 . 3 . 1 5）

【年通号数】 特許公報 8 - 3 4 6

【出願番号】 特願平 2 - 4 5 6 1 2 3

【訂正要旨】 請求の範囲誤載につき下記の通り全文を訂正する。

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【記】 別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

【公報種別】特許公報の訂正

【部門区分】第 6 部門第 2 区分

【発行日】平成 1 2 年 1 0 月 1 日（2 0 0 0 . 1 0 . 1）

【公告番号】特公平 8 - 2 3 4 5 6

【公告日】平成 8 年 3 月 1 5 日（1 9 9 6 . 3 . 1 5）

【年通号数】特許公報 8 - 3 4 6

【出願番号】特願平 2 - 4 5 6 1 2 3

【訂正要旨】請求の範囲誤載につき下記の通り全文を訂正する。

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【記】別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

例 1 4 - 3 公告特許公報関連の訂正公報（全文訂正）【テキストファイル】

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=075 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】特許公報の訂正 CRLF

【部門区分】第 6 部門第 2 区分 CRLF

【発行日】平成 1 2 年 1 0 月 1 日（2 0 0 0 . 1 0 . 1）CRLF

CRLF

【公告番号】特公平 8 - 3 4 5 6 7 CRLF

【公告日】平成 8 年 3 月 1 5 日（1 9 9 6 . 3 . 1 5）CRLF

【年通号数】特許公報 8 - 3 4 6 CRLF

【出願番号】特願平 2 - 4 5 6 1 2 3 CRLF

【訂正要旨】請求の範囲誤載につき下記の通り全文を訂正する。CRLF

【国際特許分類第 7 版】CRLF

G02B 3/00 101 CRLF

G02C 4/00 CRLF

【F I】CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

【記】別紙のとおり CRLF

<DP N=0002>

<RTI ID=000001 HE=170 WI=170 LX=0200 LY=0300>

(19)【発行国】日本国特許庁（J P）CRLF

:

【公報種別】 特許公報の訂正

【部門区分】 第6部門第2区分

【発行日】 平成12年10月1日（2000.10.1）

【公告番号】 特公平5-23456

【公告日】 平成5年3月15日（1993.3.15）

【年通号数】 特許公報5-346

【出願番号】 特願平2-456123

【訂正要旨】 発明の詳細な説明誤載につき下記の通り全文を訂正する。

【国際特許分類第7版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【記】 別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が、従来の公告公報のレイアウトのイメージデータで続く）

【公報種別】特許公報の訂正

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成12年10月1日（2000.10.1）

【公告番号】特公平5-23456

【公告日】平成5年3月15日（1993.3.15）

【年通号数】特許公報5-346

【出願番号】特願平2-456123

【訂正要旨】発明の詳細な説明誤載につき下記の通り全文を訂正する。

【国際特許分類第7版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【記】別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が、従来の公告公報のレイアウトのイメージデータで続く）

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=075 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】特許公報の訂正 CRLF

【部門区分】第6部門第2区分 CRLF

【発行日】平成12年10月1日（2000.10.1）CRLF

CRLF

【公告番号】特公平5-23456 CRLF

【公告日】平成5年3月15日（1993.3.15）CRLF

【年通号数】特許公報5-346 CRLF

【出願番号】特願平2-456123 CRLF

【訂正要旨】発明の詳細な説明誤載につき下記の通り全文を訂正する。CRLF

【国際特許分類第7版】CRLF

G02B 3/00 101 CRLF

G02C 4/00 CRLF

【F I】CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

【記】別紙のとおり CRLF

<DP N=0002>

<RTI ID=000001 HE=170 WI=170 LX=0200 LY=0300>

(19)【発行国】日本国特許庁（JP）CRLF

:

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 登録実用新案公報 (U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第 3 0 0 4 5 7 9 号
(U 3 0 0 4 5 7 9)

(45) 発行日 平成 12 年 8 月 20 日 (2000. 8. 20)

(24) 登録日 平成 12 年 5 月 20 日 (2000. 5. 20)

(51) Int. Cl. 7

識別記号

F I

G 0 1 B 3/00

1 0 1

G 0 1 B 3/00

101 A

G 0 2 C 26/00

G 0 2 C 26/00

23/02

23/02

A 4 5 C 12/00

101 A

A 4 7 B 23/02

評価書の請求 未請求 請求項の数 1 O L (全 9 頁)

続き有

(21) 出願番号

実願 2000-1234 (U2000-1234)

(22) 出願日

平成 12 年 2 月 10 日 (2000. 2. 10)

(31) 優先権主張番号

8 3 3 0 4 3 5 9. 9

(32) 優先日

平成 11 年 11 月 9 日 (1999. 11. 9)

(33) 優先権主張国

フランス (F R)

(73) 実用新案権者 390000011

パテント コーポレーション

Patent Cooperation

アメリカ合衆国ケンタッキーレイビル

ピー・オー・ボックス 35090 ルイビルガ

レリアブラウン タワー 1500 (無番地)

(73) 実用新案権者 090000423

日本特許発明株式会社

東京都千代田区内幸町 4 丁目 5 番 6 号

(72) 考案者 考案 太郎

神奈川県横須賀市壱 1 丁目 2200 番地

(74) 代理人 1 2 3 4 5 6 7 8 9

弁理士 代理 太郎 (外 2 名)

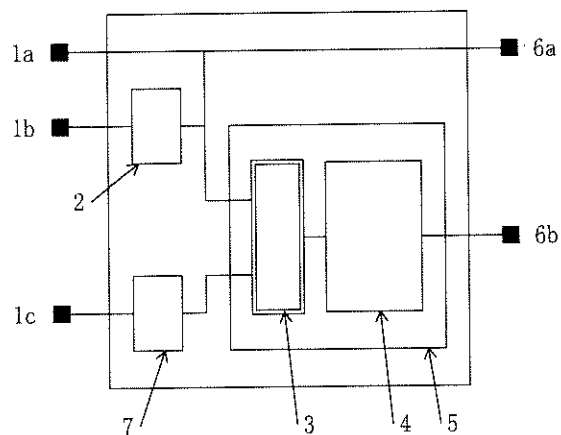
続き有

(54) 【考案の名称】 ファクシミリ走査装置

(57) 【要約】 (修正有)

【目的】 ファクシミリ端末パラメータ識別装置に関し、ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。

【構成】 通信時の端末パラメータを識別する装置において、端末パラメータを含む制御信号の送信端末 1 a、1 b は制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成する。制御信号の受信端末 7 はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可変長の端末パラメータを分離する。

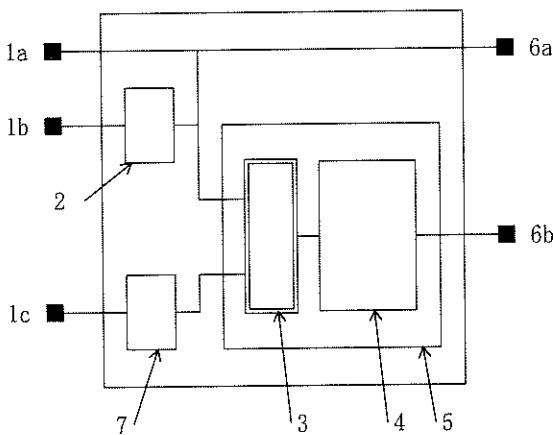


1

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】 電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する装置において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パ

【図1】



2

ラメータの内容を検出することを特徴とするファクシミリ端末パラメータ識別装置。

【図面の簡単な説明】

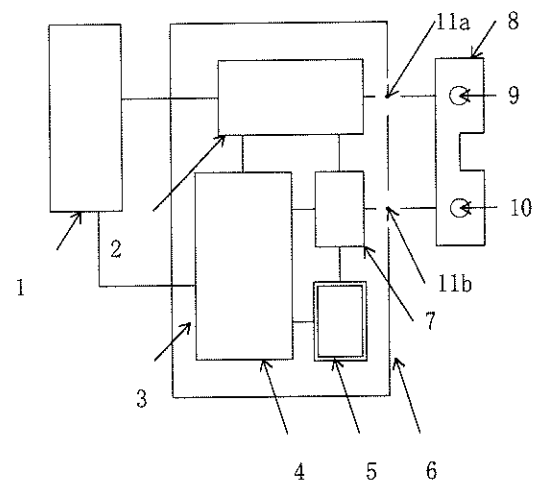
【図1】 本考案の一実施例の装置説明図である。

【図2】 従来のNSF拡張装置の一例を示す説明図である。

【符号の説明】

F フラグ
A アドレスフィールド
C 制御フィールド

【図2】



【手続補正書】

【提出日】平成12年2月25日(2000.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【発明が解決しようとする課題】 解決しようとする問題点は高精なイメージデータを手送り走査で入力する走査において障害となる入力位置を目視できない点である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】 センサ3は入力位置P点を常に走査しており、ドライバー9の制御によって走査したビデオ信号を端子7から出力する。本発明の主体は工学系の実装方法にあるので、電子、機構系の説明は省略することがよいが出力する。

フロントページの続き

(51) Int. Cl. 7

G 0 2 D 8/00

G 0 2 E 9/00

識別記号

F I

G 0 2 D 8/00

G 0 2 E 9/00

(31) 優先権主張番号 83301234.6
(32) 優先日 平成11年12月11日(1999.12.11)
(33) 優先権主張国 フランス(FR)

(73) 実用新案権者 090000011
意匠 商標
東京都千代田区霞ヶ関4-2-1

(71) 出願人 090000467
実用新案株式会社
東京都千代田区内幸町1丁目2番3号
(72) 考案者 考案 二郎
神奈川県横須賀市荏1丁目2300番地
日本特許発明株式会社 総合情報研究所内

【考案の詳細な説明】**【0001】**

【産業上の利用分野】 本考案は簡単にして、装置機能のパラメータの拡張が容易なファクシミリ端末パラメータ識別装置に関するものである。

【0002】

【従来の技術】 従来、電話網を介して通信を行うファクシミリ装置においては、相互通信を可能とするため、国際電信電話諮問委員会（以後CCITTと記述する）において、電信制御手順の標準化が行われ、一般電話交換網における文書伝送用ファクシミリ伝送手順として勧告化（以後勧告T. 30と記述する）されている。この勧告T. 30の中で、データモデムを用い、制御信号の送受信を行うバイナリー手順は冗長度抑圧号化処理を行うグループ3ファクシミリ装置に広く適用されている。

【0003】 このバイナリー手順を用いるファクシミリ装置には、デジタル識別信号（DIS信号と称されている）を用いて、国際的な標準化されているファ

：

(19) 日本国特許庁(JP) (12) 登録実用新案公報(U) (11) 実用新案登録番号
 実用新案登録第 3004579 号
 (U3004579)
 (45) 発行日 平成12年 8 月20日 (2000. 8. 20) (24) 登録日 平成12年 5 月20日 (2000. 5. 20)

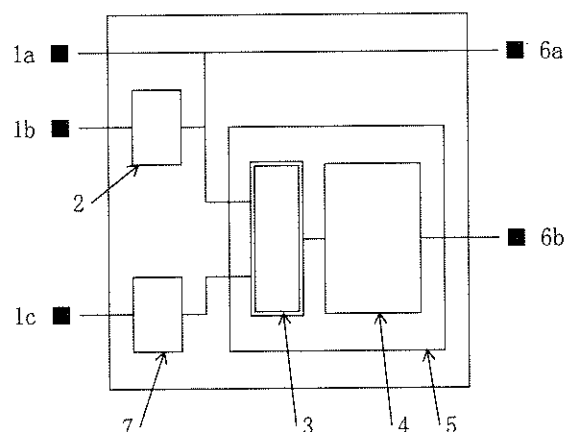
(51) Int. Cl.⁷ 識別記号 FI
 G 0 1 B 3/00 1 0 1 G 0 1 B 3/00 101 A
 G 0 2 C 26/00 G 0 2 C 26/00
 23/02 23/02
 A 4 5 C 12/00 101 A
 A 4 7 B 23/02
 評価書の請求 未請求 請求項の数 1 OL (全 9 頁) 続き有

(21) 出願番号 実願2000-1234 (U2000-1234) (73) 実用新案権者 390000011
 パテント コーポレーション
 Patent Cooperation
 アメリカ合衆国ケンタッキー州ルイビル
 ビー・オー・ボックス 35090 ルイビルガ
 レリアブラウン タワー 1500 (無番地)
 (22) 出願日 平成12年 2 月10日 (2000. 2. 10)
 (31) 優先権主張番号 8 3 3 0 4 3 5 9 . 9
 (32) 優先日 平成11年11月 9 日 (1999. 11. 9)
 (33) 優先権主張国 フランス (FR)
 (73) 実用新案権者 090000423
 日本特許発明株式会社
 東京都千代田区内幸町 4 丁目 5 番 6 号
 (72) 考案者 考案 太郎
 神奈川県横須賀市壱 1 丁目2200番地
 (74) 代理人 1 2 3 4 5 6 7 8 9
 弁理士 代理 太郎 (外 2 名)
 続き有

(54) 【考案の名称】 ファクシミリ走査装置

(57) 【要約】 (修正有)

【目的】 ファクシミリ端末パラメータ識別装置に関し、ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。
 【構成】 通信時の端末パラメータを識別する装置において、端末パラメータを含む制御信号の送信端末 1 a、1 b は制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成する。制御信号の受信端末 7 はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可変長の端末パラメータを分離する。

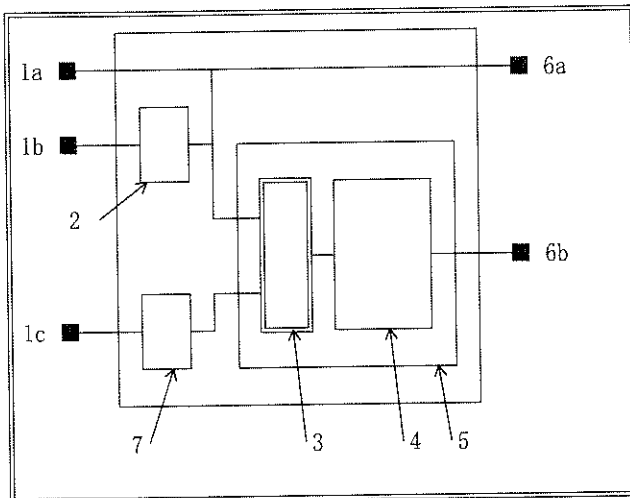


1

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】 電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する装置において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パ

【図1】



2

ラメータの内容を検出することを特徴とするファクシミリ端末パラメータ識別装置。

【図面の簡単な説明】

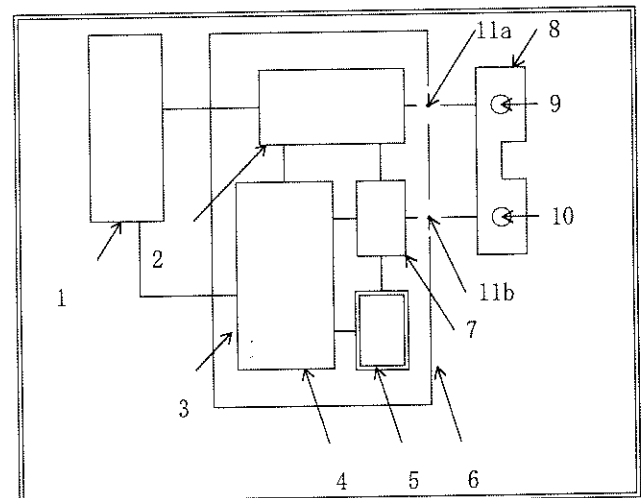
【図1】 本考案の一実施例の装置説明図である。

【図2】 従来のNSF拡張装置の一例を示す説明図である。

【符号の説明】

F フラグ
A アドレスフィールド
C 制御フィールド

【図2】



【手続補正書】

【提出日】平成12年2月25日(2000. 2. 25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【発明が解決しようとする課題】 解決しようとする問題点は高精なイメージデータを手送り走査で入力する走査において障害となる入力位置を目視できない点である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】 センサ3は入力位置P点を常に走査しており、ドライバー9の制御によって走査したビデオ信号を端子7から出力する。本発明の主体は工学系の実装方法にあるので、電子、機構系の説明は省略することがよいが出力する。

フロントページの続き

(51) Int. Cl. 7

識別記号

G 0 2 D 8/00

G 0 2 E 9/00

F I

G 0 2 D 8/00

G 0 2 E 9/00

(31)優先権主張番号 83301234.6
(32)優先日 平成11年12月11日(1999.12.11)
(33)優先権主張国 フランス(FR)

(73)実用新案権者 090000011
意匠 商標
東京都千代田区霞が関4-2-1

(73)実用新案権者 090000467
実用新案株式会社
東京都千代田区内幸町1丁目2番3号
(72)考案者 考案 二郎
神奈川県横須賀市壱丁目2300番地
日本特許発明株式会社 総合情報研究所内

【考案の詳細な説明】**【0001】**

【産業上の利用分野】 本考案は簡単にして、装置機能のパラメータの拡張が容易なファクシミリ端末パラメータ識別装置に関するものである。

【0002】

【従来の技術】 従来、電話網を介して通信を行うファクシミリ装置においては、相互通信を可能とするため、国際電信電話諮問委員会（以後CCITTと記述する）において、電信制御手順の標準化が行われ、一般電話交換網における文書伝送用ファクシミリ伝送手順として勧告化（以後勧告T. 30と記述する）されている。この勧告T. 30の中で、データモデムを用い、制御信号の送受信を行うバイナリー手順は冗長度抑圧号化処理を行うグループ3ファクシミリ装置に広く適用されている。

【0003】 このバイナリー手順を用いるファクシミリ装置には、デジタル識別信号（DIS信号と称されている）を用いて、国際的な標準化されているファ

：

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<RTI ID=000001 HE=150 WI=170 LX=0200 LY=0300>

(19)【発行国】日本国特許庁 (JP) CRLF

(12)【公報種別】登録実用新案公報 (U) CRLF

(11)【登録番号】実用新案登録第 3004579 号 (U3004579) CRLF

(24)【登録日】平成 12 年 5 月 20 日 (2000. 5. 20) CRLF

(45)【発行日】平成 12 年 8 月 20 日 (2000. 8. 20) CRLF

(54)【考案の名称】ファクシミリ走査装置 CRLF

(51)【国際特許分類第 7 版】CRLF

G01B 3/00 101 CRLF

G02C 26/00 CRLF

G02C 23/02 CRLF

G02D 8/00 CRLF

G02E 9/00 CRLF

【F I】CRLF

G01B 3/00 101 A CRLF

G02C 26/00 CRLF

G02C 23/02 CRLF

G02D 8/00 CRLF

G02E 9/00 CRLF

A45C 12/00 101 A CRLF

A47B 23/02 CRLF

【評価書の請求】未請求 CRLF

【請求項の数】1 CRLF

【出願形態】OL CRLF

【全頁数】9 CRLF

(21)【出願番号】実願 2000-1234 (U2000-1234) CRLF

(22)【出願日】平成 12 年 2 月 10 日 (2000. 11. 10) CRLF

(31)【優先権主張番号】83304359. 9 CRLF

(32)【優先日】平成 11 年 11 月 9 日 (1999. 11. 9) CRLF

(33)【優先権主張国】フランス (FR) CRLF

(31)【優先権主張番号】83301234. 6 CRLF

(32)【優先日】平成 11 年 12 月 11 日 (1999. 12. 11) CRLF

(33)【優先権主張国】フランス (FR) CRLF

(73)【実用新案権者】CRLF

【識別番号】390000011 CRLF

【氏名又は名称】パテント コーポレーション CRLF

【氏名又は名称原語表記】Patent Cooperation CRLF

【住所又は居所】アメリカ合衆国ケンタッキー州ルイビル ビー・オー・ボックス 35090 ルイビルガレリアプラ
ウン アンド ウィリアムソンタワー 1500 (無番地) CRLF

(73)【実用新案権者】CRLF

【識別番号】090000423 CRLF

【氏名又は名称】日本特許発明株式会社 CRLF

【住所又は居所】東京都千代田区内幸町 4 丁目 5 番 6 号 CRLF

(73)【実用新案権者】CRLF

【識別番号】090000011 CRLF

【氏名又は名称】意匠 商標 CRLF

【住所又は居所】東京都千代田区霞が関 4-2-1 CRLF

(73) 【実用新案権者】 CRLF

【識別番号】 090000467 CRLF

【氏名又は名称】 実用新案株式会社 CRLF

【住所又は居所】 東京都千代田区内幸町1丁目2番3号 CRLF

(72) 【考案者】 CRLF

【氏名】 考案 太郎 CRLF

【住所又は居所】 神奈川県横須賀市壺1丁目2200番地 CRLF

(72) 【考案者】 CRLF

【氏名】 考案 二郎 CRLF

【住所又は居所】 神奈川県横須賀市壺1丁目2300番地 日本特許発明株式会社 総合情報研究所内 CRLF

(74) 【代理人】 CRLF

【識別番号】 123456789 CRLF

【弁理士】 CRLF

【氏名又は名称】 代理 太郎（外2名） CRLF

</RTI>

</SDO>

<SDO ABJ>

<TXF FR=0001 HE=080 WI=080 LX=0200 LY=1800>

(57) 【要約】 (修正有) CRLF

【目的】 ファクシミリ端末パラメータ識別装置に関し、
ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。

【構成】 通信時の端末パラメータを識別する装置において、
端末パラメータを含む制御信号の送信端末1 a、1
bは制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数の
サブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分
離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れ
ない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィ
ールドを作成する。制御信号の受信端末7はファクシミ
リ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、
ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに
分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手
端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパ
ラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可
変長の端末パラメータを分離する。CRLF

<EMI ID=000002 HE=080 WI=080 LX=1100 LY=1800>

</SDO>

<SDO CLJ>

<DP N=0002>

<TXF FR=0001 HE=055 WI=080 LX=0200 LY=0300>

【実用新案登録請求の範囲】 CRLF

【請求項1】 電話回線を用いて相互通信を行うファクシ
ミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータ
を通知し、通信時の端末パラメータを識別する装置にお
いて、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該
制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブ
フィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離す
るファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない
特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィール
ド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ

情報フィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パ

<TXF FR=0002 HE=050 WI=080 LX=1100 LY=0300>
ラメータの内容を検出することを特徴とするファクシミ

リ端末パラメータ識別装置。CRLF
</SD0>
<SD0 EDJ>
【図面の簡単な説明】 CRLF
【図 1】 本考案の一実施例の装置説明図である。CRLF
【図 2】 従来の N S F 拡張装置の一例を示す説明図であ

る。CRLF
【符号の説明】 CRLF
F フラグ CRLF
A アドレスフィールド CRLF
C 制御フィールド CRLF
</SD0>
<SD0 DRJ>
<TXF FR=0003 HE=005 WI=013 LX=0552 LY=0400>
【図 1】 CRLF
<EMI ID=000003 HE=068 WI=152 LX=0300 LY=1750>
<TXF FR=0004 HE=005 WI=013 LX=1416 LY=0400>
【図 2】 CRLF
<EMI ID=000004 HE=068 WI=152 LX=0300 LY=0385>
</SD0>
<SD0 AMJ>
<TXF FR=0005 HE=060 WI=080 LX=0200 LY=1350>
【手続補正書】 CRLF
【提出日】 平成 1 2 年 2 月 2 5 日 (2 0 0 0 . 2 . 2 5

) CRLF
【手続補正 1】 CRLF
【補正対象書類名】 明細書 CRLF
【補正対象項目名】 0 0 0 3 CRLF
【補正方法】 変更 CRLF
【補正の内容】 CRLF
【 0 0 0 3】 CRLF
【発明が解決しようとする課題】 解決しようとする問題

点は高精なイメージデータを手送り走査で入力する走査

において障害となる入力位置を目視できない点である。

<TXF FR=0006 HE=050 WI=080 LX=1100 LY=1400>
【手続補正 2】 CRLF
【補正対象書類名】 明細書 CRLF
【補正対象項目名】 0 0 0 6 CRLF
【補正方法】 変更 CRLF
【補正の内容】 CRLF
【 0 0 0 6】 センサ 3 は入力位置 P 点を常に走査してお

り、ドライバー 9 の制御によって走査したビデオ信号を

端子 7 から出力する。本発明の主体は工学系の実装方法

にあるので、電子、機構系の説明は省略することがよい

が出力する。CRLF
</SD0>

<SDO OFJ>

<TXF FR=0007 HE=030 WI=170 LX=0200 LY=2000>

CRLF

フロントページの続き CRLF

CRLF

(51) Int. Cl.⁷

識別記号

F I

CRLF

G 0 2 D 8/00

CRLF

G 0 2 E 9/00

CRLF

<DP N=0003>

<TXF FR=0001 HE=030 WI=080 LX=0200 LY=0300>

(31)優先権主張番号 8 3 3 0 1 2 3 4. 6 CRLF

(32)優先日 平成11年12月11日 (1999.12.11) CRLF

(33)優先権主張国 フランス (F R) CRLF

CRLF

(73)実用新案権者 090000011 CRLF

意匠 商標 CRLF

東京都千代田区霞が関4-2-1 CRLF

<TXF FR=0002 HE=030 WI=080 LX=1100 LY=0300>

(73)実用新案権者 090000467

実用新案株式会社 CRLF

東京都千代田区内幸町1丁目2番3号 CRLF

(72)考案者 考案 二郎 CRLF

神奈川県横須賀市1丁目2300番地 CRLF

日本特許発明株式会社 総合情報研究所内 CRLF

</SDO>

<SDO DEJ>

<DP N=0004>

<TXF FR=0001 HE=246 WI=152 LX=0300 LY=0300>

【考案の詳細な説明】 CRLF

【0001】 CRLF

【産業上の利用分野】 本考案は簡単にして、装置機能のパラメータの拡張が容易
なファクシミリ端末パラメータ識別装置に関するものである。 CRLF

【0002】 CRLF

【従来の技術】 従来、電話網を介して通信を行うファクシミリ装置においては、
相互通信を可能とするため、国際電信電話諮問委員会（以後C C I T Tと記述す
る）において、電信制御手順の標準化が行われ、一般電話交換網における文書伝
送用ファクシミリ伝送手順として勧告化（以後勧告T. 30と記述する）されて
いる。この勧告T. 30の中で、データモデムを用い、制御信号の送受信を行う
バイナリー手順は冗長度抑圧号化処理を行うグループ3ファクシミリ装置に広く
適用されている。 CRLF

【0003】 このバイナリー手順を用いるファクシミリ装置には、デジタル識
別信号（D I S信号と称されている）を用いて、国際的な標準化されているファ

⋮

【公報種別】登録実用新案公報の訂正

【部門区分】第 1 部門第 1 区分

【発行日】平成 12 年 8 月 1 日（2000. 8. 1）

【登録番号】実用新案登録第 3001234 号（U3001234）

【登録日】平成 12 年 6 月 15 日（2000. 6. 15）

【登録公報発行日】平成 12 年 7 月 28 日（2000. 7. 28）

【年通号数】公開特許公報 12-346

【出願番号】実願平 11-45612

【訂正要旨】要約書誤載につき下記の通り訂正する。

【国際特許分類第 7 版】

A24C 5/39

【F I】

A24C 5/39

【記】別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

【公報種別】登録実用新案公報の訂正

【部門区分】第 1 部門第 1 区分

【発行日】平成 12 年 8 月 1 日（2000. 8. 1）

【登録番号】実用新案登録第 3001234 号（U3001234）

【登録日】平成 12 年 6 月 15 日（2000. 6. 15）

【登録公報発行日】平成 12 年 7 月 28 日（2000. 7. 28）

【年通号数】公開特許公報 12-346

【出願番号】実願平 11-45612

【訂正要旨】要約書誤載につき下記の通り訂正する。

【国際特許分類第 7 版】

A24C 5/39

【F I】

A24C 5/39

【記】別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

例 17-3 登録実用新案公報関連の訂正公報（全文訂正）【テキストファイル】

<SD0 BIJ>
<DP N=0001>
<TXF FR=0001 HE=075 WI=170 LX=0200 LY=0300>
【公報種別】登録実用新案公報の訂正 CRLF
【部門区分】第1部門第1区分 CRLF
【発行日】平成12年8月1日（2000. 8. 1）CRLF
CRLF
【登録番号】実用新案登録第3001234号（U3001234）CRLF
【登録日】平成12年6月15日（2000. 6. 15）CRLF
【登録公報発行日】平成12年7月28日（2000. 7. 28）
【年通号数】公開特許公報12-346 CRLF
【出願番号】実願平11-45612 CRLF
【訂正要旨】要約書誤載につき下記の通り訂正する。CRLF
【国際特許分類第7版】CRLF
A24C 5/39 CRLF
【FI】CRLF
A24C 5/39 CRLF
【記】別紙のとおり CRLF
<DP N=0002>
<RTI ID=000001 HE=150 WI=170 LX=0200 LY=0300>
(19)【発行国】日本国特許庁（JP）CRLF

： ← 以下、登録実用新案公報のテキストファイルの内容と同じ

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表 2000-500123

(P2000-500123A)

(43) 公表日 平成12年1月4日(2000.1.4)

(51) Int. Cl. ⁷	識別記号	F I	テーマコード ⁸ (参考)
G 0 1 B 3/00	1 0 1	G 0 1 B 3/00	101 A 4J002
G 0 2 C 26/00		G 0 2 C 26/00	
23/02		23/02	
		A 4 5 C 12/00	101 A
		A 4 7 B 23/02	
審査請求 未請求 予備審査請求 有 (全10頁) 最終頁に続く			

(21) 出願番号 特願平9-507603
 (86) (22) 出願日 平成9年11月10日(1997.11.10)
 (85) 翻訳文提出日 平成11年4月12日(1999.4.12)
 (86) 国際出願番号 PCT/CA97/00151
 (87) 国際公開番号 WO97/18606
 (87) 国際公開日 平成10年4月29日(1998.4.29)
 (31) 優先権主張番号 685.067
 (32) 優先日 平成8年12月4日(1996.12.4)
 (33) 優先権主張国 米国(US)
 (81) 指定国 EP(AT, BE, CH, DE, DK, ES, FR, GB, GR, IT, LU, MC, NL, SE), AU, BR, CA, JP, KR

(71) 出願人 マクレナン, イアン, エム
 カナダ国, ブリティッシュ コロンビア
 ブイ4エー 9 ジェイ8, ホワイト ロック,
 サーティー ストリート 1670
 (72) 発明者 マクレナン, イアン, エム
 カナダ国, ブリティッシュ コロンビア
 ブイ4エー 9 ジェイ8, ホワイト ロック,
 サーティー ストリート 1670
 (74) 代理人 弁理士 代理 太郎 (外2名)
 Fターム(参考) 4J002 CG01 CG03 CG021 CL012 CL031
 CL03 CL04 CL052

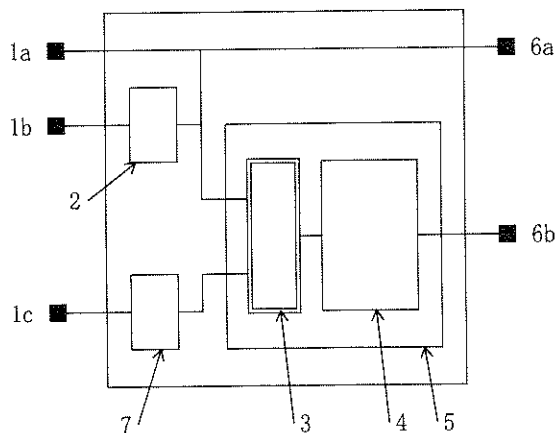
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ファクシミリ走査装置

(57) 【要約】 (修正有)

【目的】 ファクシミリ端末パラメータ識別方法に関し、ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。

【構成】 通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信端末1a、1bは制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成する。制御信号の受信端末7はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可変長の端末パラメータを分離する。送信側のユニークコードは端末装置が製造された時点で既に装置固有の制御信号の一部として読み出し専用メモリにインプリメントされるので、ハードウェア上の負担にはならない。受信側ではユニークコードを検出するためにマイクロプロセ



【特許請求の範囲】

電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出することを特徴とするファクシミリ端末パラメータ識別方式。

【発明の詳細な説明】

〔産業上の利用分野〕

本発明は簡単にして、装置機能のパラメータの拡張が容易なファクシミリ端末パラメータ識別方式に関するものである。

〔従来技術〕

従来、電話網を介して通信を行うファクシミリ装置においては、相互通信を可能とするため、国際電信電話諮問委員会（以後CCITTと記述する）において、電信制御手順の標準化が行われ、一般電話交換網における文書伝送用ファクシミリ伝送手順として勧告化（以後勧告T. 30と記述する）されている。この勧告T. 30の中で、データモデムを用い、制御信号の送受信を行うバイナリー手順は冗長度抑圧号化処理を行うグループ3ファクシミリ装置に広く適用されている。

〔発明が解決しようとする課題〕

一方、端末技術の向上により、ファクシミリの高機能化、多機能化が行われ新しく開発されるファクシミリ装置には新しい端末パラメータを付加することが要求される。さらに新規開発の装置と既存の装置との相互通信も要求される。このため各々のファクシミリサービス提供者や製造業者は、前記NSF信号を用いて、独自に開発した付加装置を端末パラメータにインプリメントすることを行うことが要求される。

〔課題を解決するための手段〕

その装置としては、複数のNFS信号を連続させNSF信号グループを作成し、かつ個々のNFS信号は開発された個々の端末モデルを表すようにすることが、最も簡単であるが、国際標準では、NSF信号は単一フレームで構成されかつ連続して伝送されないこととされており、複数のNSF信号を使用することはできない。第2図に複数のNFS信号を利用する場合の例を示す。このため、NFS信号のFIFを拡張させることが考えられる。

FIFの拡張方法として、以下の方法がある。

方法1：第1図aに示す如くFIFを固定長で分割し、最後のビットを拡張ビットに割り当ててそのビットの「1」か「0」で拡張するか否かを判断させる。

方法2：第1図bに示す如く各ファクシミリ端末モデルに対応する端末パラメータのビット長をあらかじめ表示する。図中L1はレンジスインドicatorである。

〔実施例〕

第2図はFIFにユニークコードUCを挿入した場合の、NSFの信号フレームの一実施例を示す。ここで最初のモデル指定は前述の国別コードやサービス提供業者のコードを

示したものであり、NSF信号を使用する全装置に使用されることがCCITT勧告に規定されている。

〔発明の効果〕

以上説明したように本発明によれば、電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する装置において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成し、上記制御信号の受信側端末はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出するようにしたので、現行勧告T. 30の規定中で端末の機能が増えた装置のパラメータを拡張する場合、ユニークコードを挿入することによって、可変長の端末パラメータ領域を分割することができ、従って既存装置のパラメータを改良することなく、FIFを拡張して可変長のパラメータ領域を拡大することができて経済的である。また、ユニークコードの挿入により、いくつものパラメータ領域が得られるので、将来への拡張性があり、しかも既存の装置との相互通信および標準のみをインプリメントした装置との相互通信時も支障はない。さらに、現行T. 30規定では制御信号モデムとして勧告V. 21に準拠したものを採用しているが、NSFに1挿入処理を実施した端末でCCITT標準3分機（

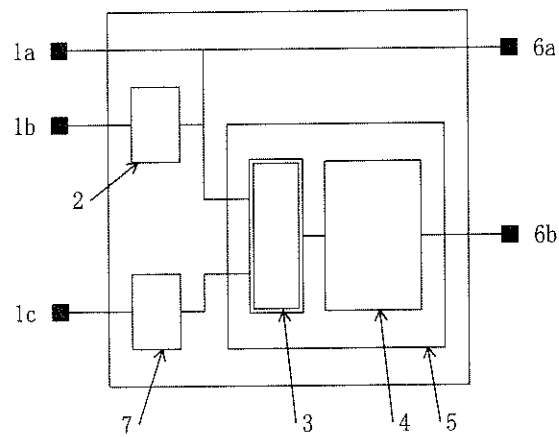
G 2 機) 機能を有した端末と G 2 機との互換通信を行う時、N N S F に 1 挿入処理を施すことによって、N S F が G 2 機のグループ識別信号 (G 1 信号) と誤ることはなくなる等の利点がある。

〔図面の簡単な説明〕

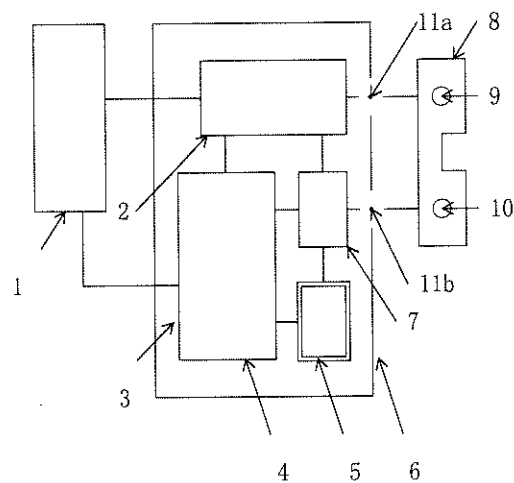
図 1 : 本発明の一実施例の方式説明図である。

図 2 : 従来の N S F 拡張方法の一例を示す説明図である。

【図 1】



【図 2】



【手続補正書】特許法第184条の7第1項

【提出日】平成11年1月25日(1999. 1. 25)

〔請求の範囲〕

1. 周面に形成され、そこから内方へ延びる複数のフック形成用空所を有する第1の冷却式一体成形用ローラと、この第1成形用ローラと協働するように設定した第2の圧力ローラと、これら第1、第2のローラを一般にそれぞれの軸線まわりに互いに反対方向へ同時に回転させる手段と、前記第1、第2のローラに隣接してそれらの間の境界に熔融プラスチック材料の押し出し成形体を形成し、前記プラスチック材料が前記フック形成用空所を満たし、ベース部およびこのベース部の片面からそれと一体に延びる多数のフック状突起を有するストリップ状部材を形成するようになっている手段と、第1成形用ローラによって所定温度まで冷却された後に前記空所を開くことなく前記フック状突起を前記フック形成用空所から引き抜けるように前記第1、第2のローラの境界から隔たった位置で前記第1成形用ローラからストリップ状部材を取り出す手段とを包含する装置を利用してプラスチック・フックを製造する方法において、前記ローラによって形成される前記境界内へ境界面および露出面を有するシート材料を導入し、このシート材料を前記フック状突起と反対側で前記ストリップ状部材の一体部分とし、前記シート材料を十分な張力をもって前記第2ローラに隣接して前記境界内へ導入して前記シート材料がフック形成プロセス作業の妨げにならないようにし、前記ストリップ状部材を持つ現場積層体を形成し、前記露出面は前記プラスチック材料がほとんどない状態にしたことを特徴とする方法。

2. 請求項1の方法において、シート材料が織成布、不織布、編成布、ポリウレタン発泡体、プラスチック・フィルムまたは紙

であることを特徴とする方法。

3. 請求項1の方法において、シート材料がその片面にループを有し、これらのループが前記フック状突起を含む側と反対の側にある前記ストリップ状部材のベースから離れるように延びていることを特徴とする方法。

4. 請求項1の方法において、シート材料が印刷物を含み、前記プラスチック材

料が十分に透明であって、前記印刷物をこの透明なプラスチックを通して見ることができることを特徴とする方法。

5. 請求項1の方法において、シート材料が片面に接着剤を含み、この接着剤が前記フック状突起を含む側と反対の側で前記ストリップ状部材のベースから離れるように延びていることを特徴とする方法。

【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International Application No.

PCT/CA 95/00621

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER

IPC 6 B32B17/10 B29C73/02 C03C27/12

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

IPC 6 B32B B29C C03C

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practical, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	US,A,5 104 304 (JIMMY R. DOTSON) 14 April 1992 see column 2, line 56 - line 62; figures 1,2 ----	1,19
A	US,A,4 291 866 (PAUL S. PETERSEN) 29 September 1981 cited in the application see the whole document -----	1,9,10, 19
A	US,A,5 234 325 (ELGIE HILL) 10 August 1993 see figure 5 -----	1,19



Further documents are listed in the continuation of box C.



Patent family members are listed in annex.

Special categories of cited documents:

- *A* document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance
- *E* earlier document but published on or after the international filing date
- *L* document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)
- *O* document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means
- *P* document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

- *T* later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
- *X* document of particular relevance: the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
- *Y* document of particular relevance: the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
- *&* document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search

1 February 1996

Date of mailing of the international search report

19.02.96

Name and mailing address of the ISA

European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2
NL - 2280 HV Rijswijk
Tel. (+ 31-70) 340-2040, Tx. 31 651 epo nl.
Fax (+ 31-70) 340-3016

Authorized officer

Van Belleghem, W

INTERNATIONAL SEARCH REPORT
 information on patent family members

 Int. Appl. No.
PCT/CA 95/00621

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)	Publication date
US-A-5104304	14-04-92	NONE	
US-A-4291866	29-09-81	CA-A- 1144531	12-04-83
US-A-5234325	10-08-93	NONE	

Form PCT/ISA/210 (patent family annex) (July 1992)

フロントページの続き

(51) Int. Cl. ⁷	識別記号	F I	テーマコード* (参考)
G 0 2 D 8/00		G 0 2 D 8/00	
G 0 2 E 9/00		G 0 2 E 9/00	

(31) 優先権主張番号 8 3 3 0 1 2 3 4 . 6

(32) 優先日 平成8年12月11日 (1996. 12. 11)

(33) 優先権主張国 フランス (F R)

【要約の続き】

ッサを必要とする。

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 公表特許公報 (A)

(11) 特許出願公表番号

特表 2000-500123

(P 2000-500123A)

(43) 公表日 平成12年1月4日 (2000. 1. 4)

(51) Int. Cl. ⁷	識別記号	F I	テーマコード (参考)
G 0 1 B 3/00	1 0 1	G 0 1 B 3/00 101 A	4J002
G 0 2 C 26/00		G 0 2 C 26/00	
23/02		23/02	
		A 4 5 C 12/00 101 A	
		A 4 7 B 23/02	
審査請求 未請求 予備審査請求 有 (全10頁) 最終頁に続く			

(21) 出願番号 特願平9-507603
 (86) (22) 出願日 平成9年11月10日 (1997. 11. 10)
 (85) 翻訳文提出日 平成11年4月12日 (1999. 4. 12)
 (86) 国際出願番号 PCT/CA97/00151
 (87) 国際公開番号 WO97/18606
 (87) 国際公開日 平成10年4月29日 (1998. 4. 29)
 (31) 優先権主張番号 685. 067
 (32) 優先日 平成8年12月4日 (1996. 12. 4)
 (33) 優先権主張国 米国 (US)
 (81) 指定国 EP (AT, BE, CH, DE, DK, ES, FR, GB, GR, IT, LU, MC, NL, SE), AU, BR, CA, JP, KR

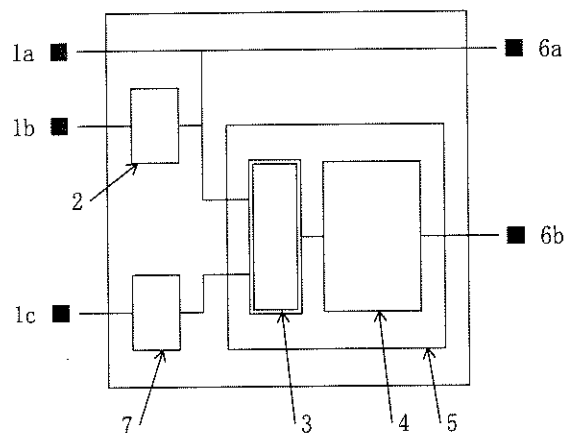
(71) 出願人 マクレナン, イアン, エム
 カナダ国, ブリティッシュ コロンビア
 ブイ4エー 9ジェイ8, ホワイト ロック,
 サーティー ストリート 1670
 (72) 発明者 マクレナン, イアン, エム
 カナダ国, ブリティッシュ コロンビア
 ブイ4エー 9ジェイ8, ホワイト ロック,
 サーティー ストリート 1670
 (74) 代理人 弁理士 代理 太郎 (外2名)
 Fターム (参考) 4J002 CG011 CG031 CG021 CL012
 CL032 CL042 CL052

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ファクシミリ走査装置

(57) 【要約】 (修正有)

【目的】 ファクシミリ端末パラメータ識別方法に関し、ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。
 【構成】 通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信端末 1 a、1 b は制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成する。制御信号の受信端末 7 はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可変長の端末パラメータを分離する。送信側のユニークコードは端末装置が製造された時点で既に装置固有の制御信号の一部として読み出し専用メモリにインプリメントされるので、ハードウェア上の負担にはならない。受信側ではユニークコードを検出するためにマイクロプロセ



【特許請求の範囲】

電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出することを特徴とするファクシミリ端末パラメータ識別方式。

【発明の詳細な説明】

〔産業上の利用分野〕

本発明は簡単にして、装置機能のパラメータの拡張が容易なファクシミリ端末パラメータ識別方式に関するものである。

〔従来技術〕

従来、電話網を介して通信を行うファクシミリ装置においては、相互通信を可能とするため、国際電信電話諮問委員会（以後C C I T Tと記述する）において、電信制御手順の標準化が行われ、一般電話交換網における文書伝送用ファクシミリ伝送手順として勧告化（以後勧告T. 30と記述する）されている。この勧告T. 30の中で、データモデムを用い、制御信号の送受信を行うバイナリー手順は冗長度抑圧号化処理を行うグループ3ファクシミリ装置に広く適用されている。

〔発明が解決しようとする課題〕

一方、端末技術の向上により、ファクシミリの高機能化、多機能化が行われ新しく開発されるファクシミリ装置には新しい端末パラメータを付加することが要求される。さらに新規開発の装置と既存の装置との相互通信も要求される。このため各々のファクシミリサービス提供者や製造業者は、前記N S F信号を用いて、独自に開発した付加装置を端末パラメータにインプリメントすることを行うことが要求される。

〔課題を解決するための手段〕

その装置としては、複数のN F S信号を連続させN S F信号グループを作成し、かつ個々のN F S信号は開発された個々の端末モデルを表すようにすることが、最も簡単であるが、国際標準では、N S F信号は単一フレームで構成されかつ連続して伝送されないこととされており、複数のN S F信号を使用することはできない。第2図に複数のN F S信号を利用する場合の例を示す。このため、N F S信号のF I Fを拡張させることが考えられる。

F I Fの拡張方法として、以下の方法がある。

方法1：第1図aに示す如くF I Fを固定長で分割し、最後のビットを拡張ビットに割り当ててそのビットの「1」か「0」で拡張するか否かを判断させる。

方法2：第1図bに示す如く各ファクシミリ端末モデルに対応する端末パラメータのビット長をあらかじめ表示する。図中L1はレングスインディケータである。

〔実施例〕

第2図はF I FにユニークコードU Cを挿入した場合の、N S Fの信号フレームの一実施例を示す。ここで最初のモデル指定は前述の国別コードやサービス提供業者のコードを

示したものであり、N S F信号を使用する全装置に使用されることがC C I T T勧告に規定されている。

〔発明の効果〕

以上説明したように本発明によれば、電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する装置において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成し、上記制御信号の受信側端末はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出するようにしたので、現行勧告T. 30の規定中で端末の機能が増えた装置のパラメータを拡張する場合、ユニークコードを挿入することによって、可変長の端末パラメータ領域を分割することができ、従って既存装置のパラメータを改良することなく、F I Fを拡張して可変長のパラメータ領域を拡大することができて経済的である。また、ユニークコードの挿入により、いくつものパラメータ領域が得られるので、将来への拡張性があり、しかも既存の装置との相互通信および標準のみをインプリメントした装置との相互通信時も支障はない。さらに、現行T. 30規定では制御信号モデムとして勧告V. 21に準拠したものを採用しているが、N S Fに1挿入処理を実施した端末でC C I T T標準3分機（

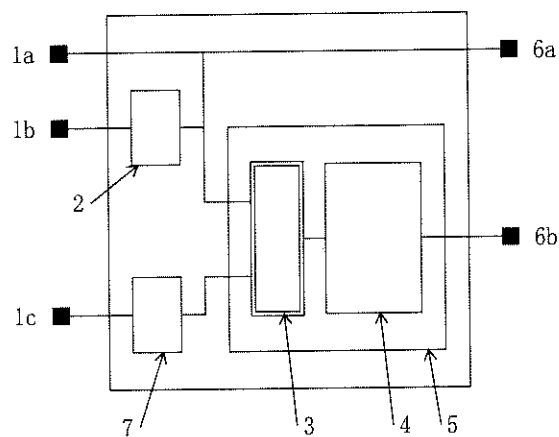
G 2 機) 機能を有した端末と G 2 機との互換通信を行う時、N N S F に 1 挿入処理を施すことによって、N S F が G 2 機のグループ識別信号 (G 1 信号) と誤ることはなくなる等の利点がある。

〔図面の簡単な説明〕

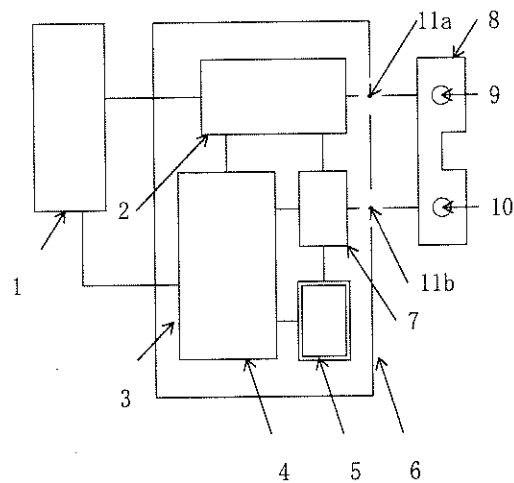
図 1 : 本発明の一実施例の方式説明図である。

図 2 : 従来の N S F 拡張方法の一例を示す説明図である。

【図 1】



【図 2】



【手続補正書】特許法第184条の7第1項

【提出日】平成11年1月25日(1999. 1. 25)

〔請求の範囲〕

1. 周面に形成され、そこから内方へ延びる複数のフック形成用空所を有する第1の冷却式一体成形用ローラと、この第1成形用ローラと協働するように設定した第2の圧力ローラと、これら第1、第2のローラを一般にそれぞれの軸線まわりに互いに反対方向へ同時に回転させる手段と、前記第1、第2のローラに隣接してそれらの間の境界に溶融プラスチック材料の押し出し成形体を形成し、前記プラスチック材料が前記フック形成用空所を満たし、ベース部およびこのベース部の片面からそれと一体に延びる多数のフック状突起を有するストリップ状部材を形成するようになっている手段と、第1成形用ローラによって所定温度まで冷却された後に前記空所を開くことなく前記フック状突起を前記フック形成用空所から引き抜けるように前記第1、第2のローラの境界から隔たった位置で前記第1成形用ローラからストリップ状部材を取り出す手段とを包含する装置を利用してプラスチック・フックを製造する方法において、前記ローラによって形成される前記境界内へ境界面および露出面を有するシート材料を導入し、このシート材料を前記フック状突起と反対側で前記ストリップ状部材の一体部分とし、前記シート材料を十分な張力をもって前記第2ローラに隣接して前記境界内へ導入して前記シート材料がフック形成プロセス作業の妨げにならないようにし、前記ストリップ状部材を持つ現場積層体を形成し、前記露出面は前記プラスチック材料がほとんどない状態にしたことを特徴とする方法。

2. 請求項1の方法において、シート材料が織成布、不織布、編成布、ポリウレタン発泡体、プラスチック・フィルムまたは紙

であることを特徴とする方法。

3. 請求項1の方法において、シート材料がその片面にループを有し、これらのループが前記フック状突起を含む側と反対の側にある前記ストリップ状部材のベースから離れるように延びていることを特徴とする方法。

4. 請求項1の方法において、シート材料が印刷物を含み、前記プラスチック材

料が十分に透明であって、前記印刷物をこの透明なプラスチックを通して見ることができることを特徴とする方法。

5. 請求項1の方法において、シート材料が片面に接着剤を含み、この接着剤が前記フック状突起を含む側と反対の側で前記ストリップ状部材のベースから離れるように延びていることを特徴とする方法。

【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

Int'l. Application No.
PCT/CA 95/00621

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER
IPC 6 B32B17/10 B29C73/02 C03C27/12

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)
IPC 6 B32B B29C C03C

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practical, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category *	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	US,A,5 104 304 (JIMMY R. DOTSON) 14 April 1992 see column 2, line 56 - line 62; figures 1,2 ---	1,19
A	US,A,4 291 866 (PAUL S. PETERSEN) 29 September 1981 cited in the application see the whole document ---	1,9,10, 19
A	US,A,5 234 325 (ELGIE HILL) 10 August 1993 see figure 5 -----	1,19

☐ Further documents are listed in the continuation of box C.

☒ Patent family members are listed in annex.

* Special categories of cited documents:

- * 'A' document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance
- * 'E' earlier document but published on or after the international filing date
- * 'L' document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)
- * 'O' document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means
- * 'P' document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

- * 'T' later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
- * 'X' document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
- * 'Y' document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
- * '&' document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search

1 February 1996

Date of mailing of the international search report

19.02.96

Name and mailing address of the ISA

European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2
NL - 2280 HV Rijswijk
Tel. (+31-70) 340-2040, Tx. 31 651 epo nl,
Fax (+31-70) 340-3016

Authorized officer

Van Belleghem, W

INTERNATIONAL SEARCH REPORT Information on patent family members			International Application No PCT/CA 95/00621
Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)	Publication date
US-A-5104304	14-04-92	NONE	
US-A-4291866	29-09-81	CA-A- 1144531	12-04-83
US-A-5234325	10-08-93	NONE	

Form PCT/ISA.210 (patent family annex) (July 1992)

フロントページの続き

(51) Int. Cl. ⁷	識別記号	F I	テーマコード [*] (参考)
G 0 2 D 8/00		G 0 2 D 8/00	
G 0 2 E 9/00		G 0 2 E 9/00	
(31) 優先権主張番号	8 3 3 0 1 2 3 4 . 6		
(32) 優先日	平成8年12月11日 (1996. 12. 11)		
(33) 優先権主張国	フランス (F R)		
【要約の続き】			
ッサを必要とする。			

例 18-3 公表特許公報【テキストファイル】

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<RTI ID=000001 HE=150 WI=170 LX=0200 LY=0300>

(19)【発行国】日本国特許庁(JP) CRLF

(12)【公報種別】公表特許公報(A) CRLF

(11)【公表番号】特表2000-500123(P2000-500123A) CRLF

(43)【公表日】平成12年1月4日(2000.1.4) CRLF

(54)【発明の名称】ファクシミリ走査装置 CRLF

(51)【国際特許分類第7版】 CRLF

G01B 3/00 101 CRLF

G02C 26/00 CRLF

G02C 23/02 CRLF

G02D 8/00 CRLF

G02E 9/00 CRLF

【FI】 CRLF

G01B 3/00 101 A CRLF

G02C 26/00 CRLF

G02C 23/02 CRLF

G02D 8/00 CRLF

G02E 9/00 CRLF

A45C 12/00 101 A CRLF

A47B 23/02 CRLF

【審査請求】未請求 CRLF

【予備審査請求】有 CRLF

【全頁数】10 CRLF

(21)【出願番号】特願平9-507603 CRLF

(86)(22)【出願日】平成9年11月10日(1997.11.10) CRLF

(85)【翻訳文提出日】平成11年4月12日(1999.4.12) CRLF

(86)【国際出願番号】PCT/CA97/00151 CRLF

(87)【国際公開番号】WO97/18606 CRLF

(87)【国際公開日】平成10年4月29日(1998.4.29) CRLF

(31)【優先権主張番号】685.067 CRLF

(32)【優先日】平成8年12月4日(1996.12.4) CRLF

(33)【優先権主張国】米国(US) CRLF

(31)【優先権主張番号】83301234.6 CRLF

(32)【優先日】平成8年12月11日(1996.12.11) CRLF

(33)【優先権主張国】フランス(FR) CRLF

(81)【指定国】EP(AT, BE, CH, DE, DK, ES, FR, GB, GR, IT, LU, MC, NL, SE),
AU, BR, CA, JP, KR CRLF

(71)【出願人】 CRLF

【氏名又は名称】マクレナン, イアン, エム CRLF

【住所又は居所】カナダ国, ブリティッシュ コロンビア ブイ4エー 9ジェイ8, ホワイト ロック, サーティー
エイトビー ストリート 1670 CRLF

(72)【発明者】 CRLF

【氏名】マクレナン, イアン, エム CRLF

【住所又は居所】カナダ国, ブリティッシュ コロンビア ブイ4エー 9ジェイ8, ホワイト ロック, サーティー
エイトビー ストリート 1670 CRLF

(72)【発明者】 CRLF

【氏名】発明 太郎 CRLF

【住所又は居所】神奈川県横須賀市壱丁目2200番地 CRLF

(72)【発明者】 CRLF

【氏名】発明 二郎 CRLF

【住所又は居所】神奈川県横須賀市壱丁目2300番地 日本特許発明株式会社 総合情報研究所内 CRLF

(74)【代理人】 CRLF

【弁理士】 CRLF

【氏名又は名称】代理 太郎（外2名） CRLF

【テーマコード（参考）】 CRLF

4J002 CRLF

【Fターム（参考）】 CRLF

4J002 CG011 CG031 CG021 CL012 CL032 CL042 CL052 CRLF

</RTI>

</SDO>

<SDO ABJ>

<RTI ID=000002 HE=100 WI=080 LX=0200 LY=1800>

(57)【要約】 (修正有) CRLF

【目的】ファクシミリ端末パラメータ識別方法に関し、ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。CRLF

【構成】通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信端末1a、1bは制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成する。制御信号の受信端末7はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可変長の端末パラメータを分離する。送信側のユニークコードは端末装置が製造された時点で既に装置固有の制御信号の一部として読み出し専用メモリにインプリメントされるので、ハードウェア上の負担にはならない。受信側ではユニークコードを検出するためにマイクロプロセッサを必要とする。CRLF

</RTI>

<EMI ID=000003 HE=080 WI=080 LX=1100 LY=1800>

</SDO>

<SDO CLJ>

<DP N=0002>

<TXF FR=0001 HE=076 WI=152 LX=0300 LY=0300>

【特許請求の範囲】 CRLF

電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端
末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する方法において
、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報
フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離
するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿
入してファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファ
クシミリ情報フィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容
を検出することを特徴とするファクシミリ端末パラメータ識別方式。CRLF

</SDO>

<SDO DEJ>

<DP N=0003>

<TXF FR=0001 HE=246 WI=152 LX=0300 LY=0300>

【発明の詳細な説明】 CRLF

〔産業上の利用分野〕 CRLF

本発明は簡単にして、装置機能のパラメータの拡張が容易なファクシミリ端末
パラメータ識別方式に関するものである。CRLF

〔従来の技術〕 CRLF

従来、電話網を介して通信を行うファクシミリ装置においては、相互通信を可
能とするため、国際電信電話諮問委員会（以後C C I T Tと記述する）において
、電信制御手順の標準化が行われ、一般電話交換網における文書伝送用ファクシ
ミリ伝送手順として勧告化（以後勧告T. 3 0と記述する）されている。この勧
告T. 3 0の中で、データモデムを用い、制御信号の送受信を行うバイナリー手
順は冗長度抑圧号化処理を行うグループ3ファクシミリ装置に広く適用されてい
る。CRLF

〔発明が解決しようとする課題〕CRLF

一方、端末技術の向上により、ファクシミリの高機能化、多機能化が行われ新
しく開発されるファクシミリ装置には新しい端末パラメータを付加することが要
求される。さらに新規開発の装置と既存の装置との相互通信も要求される。この
ため各々のファクシミリサービス提供者や製造業者は、前記N S F信号を用い
て、独自に開発した付加装置を端末パラメータにインプリメントすることを行
うことが要求される。CRLF

〔課題を解決するための手段〕CRLF

その装置としては、複数のN F S信号を連続させN S F信号グループを作成し
、かつ個々のN F S信号は開発された個々の端末モデルを表すようにすることが
、最も簡単であるが、国際標準では、N S F信号は単一フレームで構成されかつ
連続して伝送されないこととされており、複数のN S F信号を使用することはで
きない。第2図に複数のN F S信号を利用する場合の例を示す。このため、N F
S信号のF I Fを拡張させることが考えられる。CRLF

F I Fの拡張方法として、以下の方法がある。CRLF

方法1：第1図aに示す如くF I Fを固定長で分割し、最後のビットを拡張ビ
ットに割り当ててそのビットの「1」か「0」で拡張するか否かを判断させる。
<DP N=0004>

<TXF FR=0001 HE=059 WI=152 LX=0300 LY=0300>

方法2：第1図bに示す如く各ファクシミリ端末モデルに対応する端末パラメ
ータのビット長をあらかじめ表示する。図中L 1はレンジインディケータで
ある。CRLF

〔実施例〕CRLF

第2図はF I FにユニークコードU Cを挿入した場合の、N S Fの信号フレー
ムの一実施例を示す。ここで最初のモデル指定は前述の国別コードやサービス提
供業者のコードを

<TXF FR=0002 HE=178 WI=152 LX=0300 LY=0895>

示したものであり、N S F信号を使用する全装置に使用されることがC C I T T
勧告に規定されている。CRLF

〔発明の効果〕CRLF

以上説明したように本発明によれば、電話回線を用いて相互通信を行うファク
シミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端
末パラメータを識別する装置において、端末パラメータを含む制御信号の送信側
端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分
離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデー
タ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを
作成し、上記制御信号の受信側端末はファクシミリ情報フィールド内の上記特
定の識別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィー
ルドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラ
メータの内容を検出するようにしたので、現行勧告T. 3 0の規定中で端末の機能
が増えた装置のパラメータを拡張する場合、ユニークコードを挿入すること
によって、可変長の端末パラメータ領域を分割することができ、従って既存
装置のパラメータ

を改良することなく、F I Fを拡張して可変長のパラメータ領域を拡大すること
ができて経済的である。また、ユニークコードの挿入により、いくつかのパラメ
ータ領域が得られるので、将来への拡張性があり、しかも既存の装置との相互通
信および標準のみをインプリメントした装置との相互通信時も支障はない。さら
に、現行T. 30規定では制御信号モデムとして勧告V. 21に準拠したものを
採用しているが、N S Fに1挿入処理を実施した端末でC C I T T標準3分機
<DP N=0005>

<TXF FR=0001 HE=051 WI=152 LX=0300 LY=0300>

G 2機)機能を有した端末とG 2機との互換通信を行う時、N N S Fに1挿入処
理を施すことによって、N S FがG 2機のグループ識別信号(G 1信号)と誤る
ことはなくなる等の利点がある。CRLF

[図面の簡単な説明] CRLF

図1: 本発明の一実施例の方式説明図である。CRLF

図2: 従来のN S F拡張方法の一例を示す説明図である。CRLF

</SDO>

<SDO DRJ>

<TXF FR=0002 HE=008 WI=152 LX=0300 LY=0810>

【図1】 CRLF

<EMI ID=000004 HE=068 WI=152 LX=0300 LY=0895>

<TXF FR=0004 HE=008 WI=152 LX=0300 LY=1575>

【図2】 CRLF

<EMI ID=000005 HE=068 WI=152 LX=0300 LY=1660>

</SDO>

<SDO AMJ>

<DP N=0006>

<TXF FR=0001 HE=195 WI=152 LX=0300 LY=0300>

【手続補正書】特許法第184条の7第1項 CRLF

【提出日】平成11年1月25日(1999. 1. 25) CRLF

【請求の範囲】 CRLF

1. 周面に形成され、そこから内方へ延びる複数のフック形成用空所を有する第
1の冷却式一体成形用ローラと、この第1成形用ローラと協働するように設定し
た第2の圧力ローラと、これら第1、第2のローラを一般にそれぞれの軸線まわ
りに互いに反対方向へ同時に回転させる手段と、前記第1、第2のローラに隣接
してそれらの間の境界に熔融プラスチック材料の押し出し成形体を形成し、前記
プラスチック材料が前記フック形成用空所を満たし、ベース部およびこのベース
部の片面からそれと一体に延びる多数のフック状突起を有するストリップ状部材
を形成するようになっている手段と、第1成形用ローラによって所定温度まで冷
却された後に前記空所を開くことなく前記フック状突起を前記フック形成用空所
から引き抜けるように前記第1、第2のローラの境界から隔たった位置で前記第
1成形用ローラからストリップ状部材を取り出す手段とを包含する装置を利用し
てプラスチック・フックを製造する方法において、前記ローラによって形成され
る前記境界内へ境界面および露出面を有するシート材料を導入し、このシート材
料を前記フック状突起と反対側で前記ストリップ状部材の一体部分とし、前記シ
ート材料を十分な張力をもって前記第2ローラに隣接して前記境界内へ導入して
前記シート材料がフック形成プロセス作業の妨げにならないようにし、前記スト
リップ状部材を持つ現場積層体を形成し、前記露出面は前記プラスチック材料が
ほとんどない状態にしたことを特徴とする方法。CRLF

2. 請求項1の方法において、シート材料が織成布、不織布、編成布、ポリウレ
タン発泡体、プラスチック・フィルムまたは紙

<TXF FR=0002 HE=042 WI=152 LX=0300 LY=2340>

であることを特徴とする方法。CRLF

3. 請求項1の方法において、シート材料がその片面にループを有し、これらの
ループが前記フック状突起を含む側と反対の側にある前記ストリップ状部材のべ
ースから離れるように延びていることを特徴とする方法。CRLF

4. 請求項1の方法において、シート材料が印刷物を含み、前記プラスチック材
<DP N=0007>

<TXF FR=0001 HE=042 WI=152 LX=0300 LY=0300>

料が十分に透明であって、前記印刷物をこの透明なプラスチックを通して見るこ
とができることを特徴とする方法。CRLF

5. 請求項1の方法において、シート材料が片面に接着剤を含み、この接着剤が
前記フック状突起を含む側と反対の側で前記ストリップ状部材のベースから離れ
るように延びていることを特徴とする方法。CRLF

</SD0>

<SD0 SRJ>

<DP N=0008>

<TXF FR=0001 HE=008 WI=152 LX=0300 LY=0300>

【国際調査報告】CRLF

<EMI ID=000006 HE=223 WI=152 LX=0300 LY=0385>

<DP N=0009>

<EMI ID=000007 HE=230 WI=152 LX=0300 LY=0300>

</SD0>

<SD0 OFJ>

<DP N=0010>

<TXF FR=0001 HE=055 WI=170 LX=0200 LY=0300>

CRLF

フロントページの続き CRLF

CRLF

(51) Int. Cl. <SP>7</SP>

識別記号

F I

テーマコード(参考) CRLF

G 0 2 D 8/00

CRLF

G 0 2 E 9/00

CRLF

(31) 優先権主張番号 8 3 3 0 1 2 3 4. 6 CRLF

(32) 優先日 平成8年12月11日(1996. 12. 11) CRLF

(33) 優先権主張国 フランス(FR) CRLF

【要約の続き】CRLF

ッサを必要とする。CRLF

</SD0>

【公報種別】 特許法第 17 条第 1 項及び特許法 17 条の 2 の規定による補正の掲載

【部門区分】 第 6 部門第 2 区分

【発行日】 平成 12 年 4 月 1 日 (2000. 4. 1)

【公表番号】 特表 2000-534567 (P2000-534567A)

【公表日】 平成 12 年 2 月 14 日 (2000. 2. 14)

【年通号数】

【出願番号】 特願平 10-535612

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

以下、手続補正書のイメージデータが続く

【公報種別】 特許法第 17 条第 1 項及び特許法 17 条の 2 の規定による補正の掲載

【部門区分】 第 6 部門第 2 区分

【発行日】 平成 12 年 4 月 1 日 (2000. 4. 1)

【公表番号】 特表 2000-534567 (P 2000-534567 A)

【公表日】 平成 12 年 2 月 14 日 (2000. 2. 14)

【年通号数】

【出願番号】 特願平 10-535612

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

以下、手続補正書のイメージデータが続く

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=070 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】特許法第17条第1項及び特許法17条の2の規定による補正の掲載 CRLF

【部門区分】第6部門第2区分 CRLF

【発行日】平成12年4月1日(2000. 4. 1) CRLF

CRLF

【公表番号】特表2000-534567(P2000-534567A) CRLF

【公表日】平成12年2月14日(2000. 2. 14) CRLF

【年通号数】 CRLF

【出願番号】特願平10-535612 CRLF

【国際特許分類第7版】 CRLF

G02B 3/00 101 CRLF

G02C 4/00 CRLF

【FI】 CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

</SDO>

<SDO AMJ>

<EMI ID=000001 HE=135 WI=082 LX=0200 LY=1050>

<EMI ID=000002 HE=135 WI=082 LX=1100 LY=1050>

</SDO>

【公報種別】 公表特許公報の訂正

【部門区分】 第 6 部門第 2 区分

【発行日】 平成 12 年 10 月 1 日（2000. 10. 1）

【公表番号】 特表 2000-534567（P 2000-534567 A）

【公表日】 平成 12 年 6 月 15 日（2000. 6. 15）

【年通号数】

【出願番号】 特願平 11-556123

【訂正要旨】 錯誤により取消す。

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【公報種別】 公表特許公報の訂正

【部門区分】 第 6 部門第 2 区分

【発行日】 平成 12 年 10 月 1 日（2000. 10. 1）

【公表番号】 特表 2000-534567（P2000-534567A）

【公表日】 平成 12 年 6 月 15 日（2000. 6. 15）

【年通号数】

【出願番号】 特願平 11-556123

【訂正要旨】 錯誤により取消す。

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=075 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】公表特許公報の訂正 CRLF

【部門区分】第6部門第2区分 CRLF

【発行日】平成12年10月1日（2000. 10. 1） CRLF

CRLF

【公表番号】特表2000-534567（P2000-534567A） CRLF

【公表日】平成12年6月15日（2000. 6. 15） CRLF

【年通号数】 CRLF

【出願番号】特願平11-556123 CRLF

【訂正要旨】錯誤により取消す。 CRLF

【国際特許分類第7版】 CRLF

G02B 3/00 101 CRLF

G02C 4/00 CRLF

【FI】 CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

</SDO>

【公報種別】 公表特許公報の訂正

【部門区分】 第 6 部門第 2 区分

【発行日】 平成 1 2 年 1 0 月 1 日（2 0 0 0 . 1 0 . 1）

【公表番号】 特表 2 0 0 0 - 5 3 4 5 6 7（P 2 0 0 0 - 5 3 4 5 6 7 A）

【公表日】 平成 1 2 年 6 月 1 5 日（2 0 0 0 . 6 . 1 5）

【年通号数】

【出願番号】 特願平 1 1 - 5 5 6 1 2 3

【訂正要旨】 請求の範囲脱落につき下記のとおり訂正する。

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【記】 別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

【公報種別】公表特許公報の訂正
【部門区分】第 6 部門第 2 区分
【発行日】平成 1 2 年 1 0 月 1 日（2 0 0 0 . 1 0 . 1）

【公表番号】特表 2 0 0 0 - 5 3 4 5 6 7（P 2 0 0 0 - 5 3 4 5 6 7 A）
【公表日】平成 1 2 年 6 月 1 5 日（2 0 0 0 . 6 . 1 5）
【年通号数】
【出願番号】特願平 1 1 - 5 5 6 1 2 3
【訂正要旨】請求の範囲脱落につき下記のとおり訂正する。
【国際特許分類第 7 版】
G02B 3/00 101
G02C 4/00
【F I】
G02B 3/00 101 A
G02C 4/00
【記】別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

例 2 1 - 3 公表特許公報関連の訂正公報（全文訂正）【テキストファイル】

<SD0 BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=080 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】公表特許公報の訂正 CRLF

【部門区分】第 6 部門第 2 区分 CRLF

【発行日】平成 1 2 年 1 0 月 1 日（2 0 0 0 . 1 0 . 1）CRLF

CRLF

【公表番号】特表 2 0 0 0 - 5 3 4 5 6 7（P 2 0 0 0 - 5 3 4 5 6 7 A）CRLF

【公表日】平成 1 2 年 6 月 1 5 日（2 0 0 0 . 6 . 1 5）CRLF

【年通号数】CRLF

【出願番号】特願平 1 1 - 5 5 6 1 2 3 CRLF

【訂正要旨】請求の範囲脱落につき下記のとおり訂正する。CRLF

【国際特許分類第 7 版】CRLF

G02B 3/00 101 CRLF

G02C 4/00 CRLF

【F I】CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

【記】別紙のとおり CRLF

<DP N=0002>

<RTI FR=0001 HE=150 WI=170 LX=0200 LY=0300>

(19)【発行国】日本国特許庁（J P）CRLF

： ← 以下、公表特許公報のテキストファイルの内容と同じ

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 再 公 表 特 許 (A 1)

(11) 国際公開番号

WO 00 / 1 8 6 0 6

発行日 平成12年 9 月 4 日 (2000. 9. 4)

(43) 国際公開日 平成12年 4 月 29 日 (2000. 4. 29)

(51) Int. Cl. ⁷

識別記号

F I

G 0 1 B 3/00

G 0 2 C 26/00

23/02

G 0 2 D 8/00

G 0 2 E 9/00

審査請求 未請求 予備審査請求 有 (全 9 頁) 最終頁に続く

出願番号 特願平10-507603
 (21) 国際出願番号 PCT / CA 9 7 / 0 0 1 5 1
 (22) 国際出願日 平成10年11月10日 (1998. 11. 10)
 (31) 優先権主張番号 6 8 5 . 0 6 7
 (32) 優先日 平成 9 年 12 月 4 日 (1997. 12. 4)
 (33) 優先権主張国 米国 (US)
 (81) 指定国 EP (AT, BE, CH, DE, DK, ES, FR, GB, GR, IT, LU, MC, NL, SE), AU, BR, CA, JP, KR

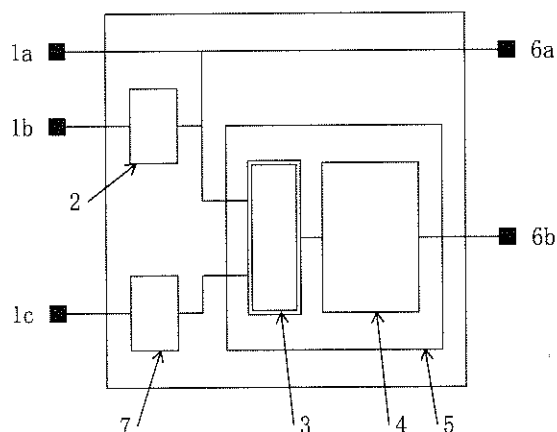
(71) 出願人 日本特許発明株式会社
 東京都千代田区内幸町 4 丁目 5 番 6 号
 (72) 発明者 発明 太郎
 神奈川県横須賀市老 1 丁目 2200 番地
 (74) 代理人 弁理士 代理 太郎 (外 2 名)

(54) 【発明の名称】 ファクシミリ走査装置

(57) 【要約】 (修正有)

【目的】 ファクシミリ端末パラメータ識別方法に関し、ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。

【構成】 通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信端末 1 a、1 b は制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成する。制御信号の受信端末 7 はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可変長の端末パラメータを分離する。送信側のユニークコードは端末装置が製造された時点で既に装置固有の制御信号の一部として読み出し専用メモリにインプリメントされるので、ハードウェア上の負担にはならない。受信側ではユニークコードを検出するためにマイクロプロセ



【特許請求の範囲】

電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出することを特徴とするファクシミリ端末パラメータ識別方式。

【発明の詳細な説明】

〔産業上の利用分野〕

本発明は簡単にして、装置機能のパラメータの拡張が容易なファクシミリ端末パラメータ識別方式に関するものである。

〔従来の技術〕

従来、電話網を介して通信を行うファクシミリ装置においては、相互通信を可能とするため、国際電信電話諮問委員会（以後CCITTと記述する）において、電信制御手順の標準化が行われ、一般電話交換網における文書伝送用ファクシミリ伝送手順として勧告化（以後勧告T. 30と記述する）されている。この勧告T. 30の中で、データモデムを用い、制御信号の送受信を行うバイナリー手順は冗長度抑圧号化処理を行うグループ3ファクシミリ装置に広く適用されている。

〔発明が解決しようとする課題〕

一方、端末技術の向上により、ファクシミリの高機能化、多機能化が行われ新しく開発されるファクシミリ装置には新しい端末パラメータを付加することが要求される。さらに新規開発の装置と既存の装置との相互通信も要求される。このため各々のファクシミリサービス提供者や製造業者は、前記NSF信号を用いて、独自に開発した付加装置を端末パラメータにインプリメントすることを行うことが要求される。

〔課題を解決するための手段〕

その装置としては、複数のNSF信号を連続させNSF信号グループを作成し、かつ個々のNSF信号は開発された個々の端末モデルを表すようにすることが、最も簡単であるが、国際標準では、NSF信号は単一フレームで構成されかつ連続して伝送されないこととされており、複数のNSF信号を使用することはできない。第2図に複数のNSF信号を利用する場合の例を示す。このため、NSF信号のFIFを拡張させることが考えられる。

FIFの拡張方法として、以下の方法がある。

方法1：第1図aに示す如くFIFを固定長で分割し、最後のビットを拡張ビットに割り当ててそのビットの「1」か「0」で拡張するか否かを判断させる。

方法2：第1図bに示す如く各ファクシミリ端末モデルに対応する端末パラメータのビット長をあらかじめ表示する。図中L1はレンジスインドイケーターである。

〔実施例〕

第2図はF I FにユニークコードUCを挿入した場合の、NSFの信号フレームの一実施例を示す。ここで最初のモデル指定は前述の国別コードやサービス提供業者のコードを

示したものであり、NSF信号を使用する全装置に使用されることがCCITT勧告に規定されている。

〔発明の効果〕

以上説明したように本発明によれば、電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する装置において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成し、上記制御信号の受信側端末はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出するようにしたので、現行勧告T. 30の規定中で端末の機能が増えた装置のパラメータを拡張する場合、ユニークコードを挿入することによって、可変長の端末パラメータ領域を分割することができ、従って既存装置のパラメータを改良することなく、F I Fを拡張して可変長のパラメータ領域を拡大することができて経済的である。また、ユニークコードの挿入により、いくつものパラメータ領域が得られるので、将来への拡張性があり、しかも既存の装置との相互通信および標準のみをインプリメントした装置との相互通信時も支障はない。さらに、現行T. 30規定では制御信号モデムとして勧告V. 21に準拠したものを採用しているが、NSFに1挿入処理を実施した端末でCCITT標準3分機（

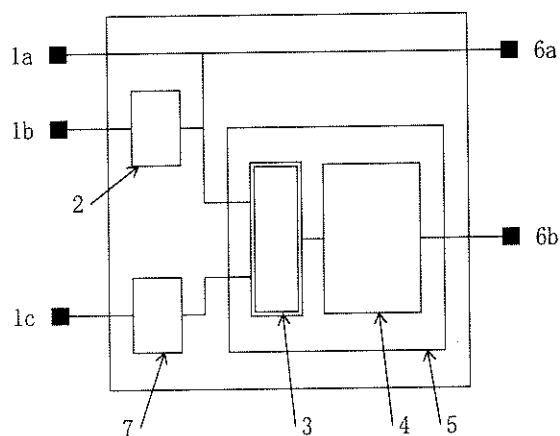
G 2 機) 機能を有した端末と G 2 機との互換通信を行う時、N N S F に 1 挿入処理を施すことによって、N S F が G 2 機のグループ識別信号 (G 1 信号) と誤ることはなくなる等の利点がある。

〔図面の簡単な説明〕

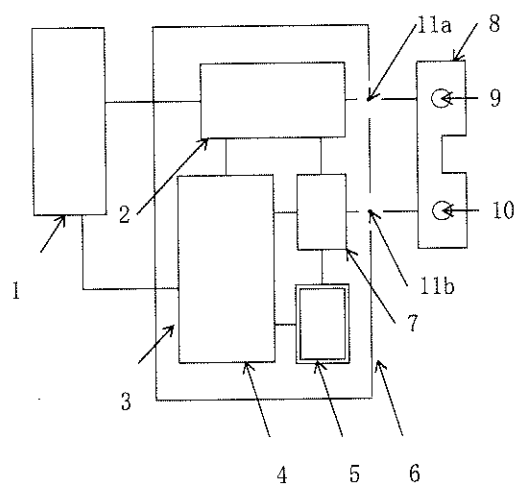
図 1 : 本発明の一実施例の方式説明図である。

図 2 : 従来の N S F 拡張方法の一例を示す説明図である。

【図 1】



【図 2】



【手続補正書】特許法第184条の7第1項

【提出日】平成10年6月25日（1998. 6. 25）

〔請求の範囲〕

1. 周面に形成され、そこから内方へ延びる複数のフック形成用空所を有する第1の冷却式一体成形用ローラと、この第1成形用ローラと協働するように設定した第2の圧力ローラと、これら第1、第2のローラを一般にそれぞれの軸線まわりに互いに反対方向へ同時に回転させる手段と、前記第1、第2のローラに隣接してそれらの間の境界に熔融プラスチック材料の押し出し成形体を形成し、前記プラスチック材料が前記フック形成用空所を満たし、ベース部およびこのベース部の片面からそれと一体に延びる多数のフック状突起を有するストリップ状部材を形成するようになっている手段と、第1成形用ローラによって所定温度まで冷却された後に前記空所を開くことなく前記フック状突起を前記フック形成用空所から引き抜けるように前記第1、第2のローラの境界から隔たった位置で前記第1成形用ローラからストリップ状部材を取り出す手段とを包含する装置を利用してプラスチック・フックを製造する方法において、前記ローラによって形成される前記境界内へ境界面および露出面を有するシート材料を導入し、このシート材料を前記フック状突起と反対側で前記ストリップ状部材の一体部分とし、前記シート材料を十分な張力をもって前記第2ローラに隣接して前記境界内へ導入して前記シート材料がフック形成プロセス作業の妨げにならないようにし、前記ストリップ状部材を持つ現場積層体を形成し、前記露出面は前記プラスチック材料がほとんどない状態にしたことを特徴とする方法。

2. 請求項1の方法において、シート材料が織成布、不織布、編成布、ポリウレタン発泡体、プラスチック・フィルムまたは紙

であることを特徴とする方法。

3. 請求項1の方法において、シート材料がその片面にループを有し、これらのループが前記フック状突起を含む側と反対の側にある前記ストリップ状部材のベースから離れるように延びていることを特徴とする方法。

4. 請求項1の方法において、シート材料が印刷物を含み、前記プラスチック材

料が十分に透明であって、前記印刷物をこの透明なプラスチックを通して見ることができるところを特徴とする方法。

5. 請求項1の方法において、シート材料が片面に接着剤を含み、この接着剤が前記フック状突起を含む側と反対の側で前記ストリップ状部材のベースから離れるように延びていることを特徴とする方法。

【国際調査報告】

国際調査報告		国際出願番号 PCT/JP97/00069	
A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC)) Int. C1' H01M8/04 Int. C1' H01M8/06			
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC)) Int. C1' H01M8/04 Int. C1' H01M8/06			
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1926~1996 日本国公開実用新案公報 1971~1997 日本国登録実用新案公報 1994~1997 日本国実用新案登録公報 1996~1997			
国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)			
C. 関連すると認められる文献			
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号	
Y	J P, 06-84536, A (三洋電機株式会社), 25. 3月. 1994 (25. 03. 94), 第6欄2行目~5行目および第2図 (ファミリーなし)	1~12	
Y	J P, 02-170369, A (株式会社豊田自動織機製作所), 2. 7月. 1990 (02. 07. 90), 特許請求の範囲 (ファミリーなし)	1~12	
Y	J P, 06-76848, A (三洋電機株式会社), 18. 3月. 1994 (18. 03. 94), 第2欄47行目~第3欄2行目 (ファミリーなし)	3	
Y	J P, 04-181659, A (三洋電機株式会社), 29. 6月. 1992 (29. 06. 92), 特許請求の範囲 (ファミリーなし)	10, 11	
☐ C欄の続きにも文献が列挙されている。 ☐ パテントファミリーに関する別紙を参照。			
* 引用文献のカテゴリー 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」先行文献ではあるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す) 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」同一パテントファミリー文献			
国際調査を完了した日 26. 05. 97		国際調査報告の発送日 03.06.97	
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 吉水 純子 電話番号 03-3581-1101 内線3435	

様式PCT/ISA/210 (第2ページ) (1992年7月)

フロントページの続き

(51) Int. Cl. ⁷	識別記号	F I
G 0 2 D 8/00		G 0 2 D 8/00
G 0 2 E 9/00		G 0 2 E 9/00

【要約の続き】

ッサを必要とする。

(注) この公表は、国際事務局 (W I P O) により国際公開された公報を基に作成したものである。

なおこの公表に係る日本語特許出願 (日本語実用新案登録出願) の国際公開の効果は、特許法第 1 8 4 条の 1 0 第 1 項 (実用新案法第 4 8 条の 1 3 第 2 項) により生ずるものであり、本掲載とは関係ありません。

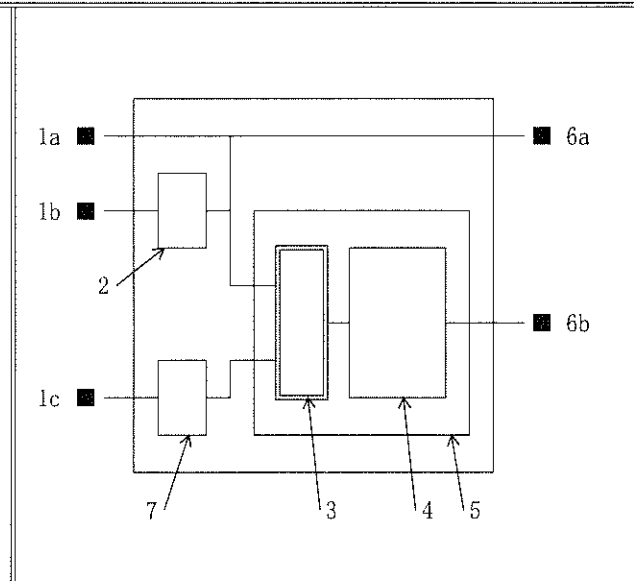
(19) 日本国特許庁 (JP) (12) 再 公 表 特 許 (A 1) (11) 国際公開番号
WO 00 / 1 8 6 0 6
発行日 平成12年 9 月 4 日 (2000. 9. 4) (43) 国際公開日 平成12年 4 月 29 日 (2000. 4. 29)

(51) Int. Cl.⁷ 識別記号 F I
G 0 1 B 3/00
G 0 2 C 26/00
23/02
G 0 2 D 8/00
G 0 2 E 9/00
審査請求 未請求 予備審査請求 有 (全 9 頁) 最終頁に続く

出願番号 特願平10-507603 (21) 国際出願番号 PCT / CA 9 7 / 0 0 1 5 1 (22) 国際出願日 平成10年11月10日 (1998. 11. 10) (31) 優先権主張番号 6 8 5 . 0 6 7 (32) 優先日 平成 9 年12月 4 日 (1997. 12. 4) (33) 優先権主張国 米国 (US) (81) 指定国 EP (AT, BE, CH, DE, DK, ES, FR, GB, GR, IT, LU, MC, NL, SE) , AU, BR, CA, JP, KR	(71) 出願人 日本特許発明株式会社 東京都千代田区内幸町 4 丁目 5 番 6 号 (72) 発明者 発明 太郎 神奈川県横須賀市老 1 丁目2200番地 (74) 代理人 弁理士 代理 太郎 (外 2 名)
--	--

(54) 【発明の名称】 ファクシミリ走査装置

(57) 【要約】 (修正有)
【目的】 ファクシミリ端末パラメータ識別方法に関し、ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。
【構成】 通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信端末 1 a、1 b は制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成する。制御信号の受信端末 7 はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可変長の端末パラメータを分離する。送信側のユニークコードは端末装置が製造された時点で既に装置固有の制御信号の一部として読み出し専用メモリにインプリメントされるので、ハードウェア上の負担にはならない。受信側ではユニークコードを検出するためにマイクロプロセ



【特許請求の範囲】

電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出することを特徴とするファクシミリ端末パラメータ識別方式。

【発明の詳細な説明】**〔産業上の利用分野〕**

本発明は簡単にして、装置機能のパラメータの拡張が容易なファクシミリ端末パラメータ識別方式に関するものである。

〔従来技術〕

従来、電話網を介して通信を行うファクシミリ装置においては、相互通信を可能とするため、国際電信電話諮問委員会（以後CCITTと記述する）において、電信制御手順の標準化が行われ、一般電話交換網における文書伝送用ファクシミリ伝送手順として勧告化（以後勧告T. 30と記述する）されている。この勧告T. 30の中で、データモデムを用い、制御信号の送受信を行うバイナリー手順は冗長度抑圧号化処理を行うグループ3ファクシミリ装置に広く適用されている。

〔発明が解決しようとする課題〕

一方、端末技術の向上により、ファクシミリの高機能化、多機能化が行われ新しく開発されるファクシミリ装置には新しい端末パラメータを付加することが要求される。さらに新規開発の装置と既存の装置との相互通信も要求される。このため各々のファクシミリサービス提供者や製造業者は、前記NSF信号を用いて、独自に開発した付加装置を端末パラメータにインプリメントすることを行うことが要求される。

〔課題を解決するための手段〕

その装置としては、複数のNFS信号を連続させNSF信号グループを作成し、かつ個々のNFS信号は開発された個々の端末モデルを表すようにすることが、最も簡単であるが、国際標準では、NSF信号は単一フレームで構成されかつ連続して伝送されないこととされており、複数のNSF信号を使用することはできない。第2図に複数のNFS信号を利用する場合の例を示す。このため、NFS信号のFIFを拡張させることが考えられる。

FIFの拡張方法として、以下の方法がある。

方法1：第1図aに示す如くFIFを固定長で分割し、最後のビットを拡張ビットに割り当ててそのビットの「1」か「0」で拡張するか否かを判断させる。

方法2：第1図bに示す如く各ファクシミリ端末モデルに対応する端末パラメータのビット長をあらかじめ表示する。図中L1はレンジスインドイクーターである。

〔実施例〕

第2図はF I FにユニークコードU Cを挿入した場合の、N S Fの信号フレームの一実施例を示す。ここで最初のモデル指定は前述の国別コードやサービス提供業者のコードを

示したものであり、N S F信号を使用する全装置に使用されることがC C I T T勧告に規定されている。

〔発明の効果〕

以上説明したように本発明によれば、電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する装置において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成し、上記制御信号の受信側端末はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出するようにしたので、現行勧告T. 30の規定中で端末の機能が増えた装置のパラメータを拡張する場合、ユニークコードを挿入することによって、可変長の端末パラメータ領域を分割することができ、従って既存装置のパラメータを改良することなく、F I Fを拡張して可変長のパラメータ領域を拡大することができて経済的である。また、ユニークコードの挿入により、いくつものパラメータ領域が得られるので、将来への拡張性があり、しかも既存の装置との相互通信および標準のみをインプリメントした装置との相互通信時も支障はない。さらに、現行T. 30規定では制御信号モデムとして勧告V. 21に準拠したものを採用しているが、N S Fに1挿入処理を実施した端末でC C I T T標準3分機（

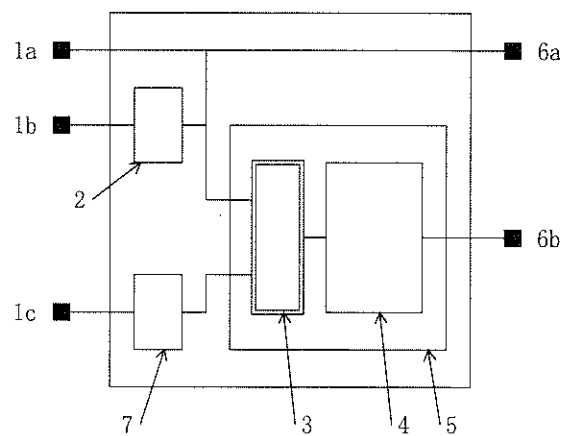
G 2 機) 機能を有した端末と G 2 機との互換通信を行う時、N N S F に 1 挿入処理を施すことによって、N S F が G 2 機のグループ識別信号 (G 1 信号) と誤ることはなくなる等の利点がある。

〔図面の簡単な説明〕

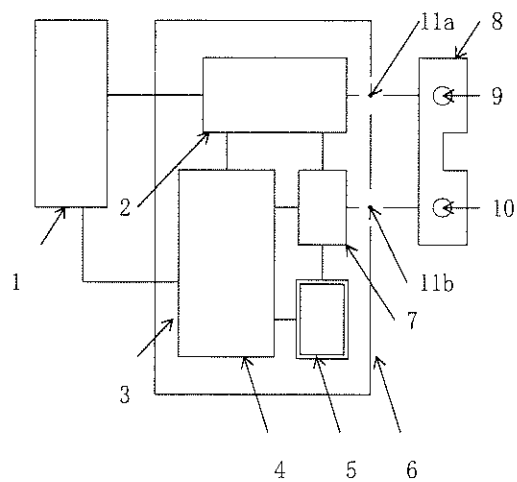
図 1 : 本発明の一実施例の方式説明図である。

図 2 : 従来の N S F 拡張方法の一例を示す説明図である。

【図 1】



【図 2】



【手続補正書】特許法第184条の7第1項

【提出日】平成10年6月25日(1998. 6. 25)

〔請求の範囲〕

1. 周面に形成され、そこから内方へ延びる複数のフック形成用空所を有する第1の冷却式一体成形用ローラと、この第1成形用ローラと協働するように設定した第2の圧力ローラと、これら第1、第2のローラを一般にそれぞれの軸線まわりに互いに反対方向へ同時に回転させる手段と、前記第1、第2のローラに隣接してそれらの間の境界に熔融プラスチック材料の押し出し成形体を形成し、前記プラスチック材料が前記フック形成用空所を満たし、ベース部およびこのベース部の片面からそれと一体に延びる多数のフック状突起を有するストリップ状部材を形成するようになっている手段と、第1成形用ローラによって所定温度まで冷却された後に前記空所を開くことなく前記フック状突起を前記フック形成用空所から引き抜けるように前記第1、第2のローラの境界から隔たった位置で前記第1成形用ローラからストリップ状部材を取り出す手段とを包含する装置を利用してプラスチック・フックを製造する方法において、前記ローラによって形成される前記境界内へ境界面および露出面を有するシート材料を導入し、このシート材料を前記フック状突起と反対側で前記ストリップ状部材の一体部分とし、前記シート材料を十分な張力をもって前記第2ローラに隣接して前記境界内へ導入して前記シート材料がフック形成プロセス作業の妨げにならないようにし、前記ストリップ状部材を持つ現場積層体を形成し、前記露出面は前記プラスチック材料がほとんどない状態にしたことを特徴とする方法。

2. 請求項1の方法において、シート材料が織成布、不織布、編成布、ポリウレタン発泡体、プラスチック・フィルムまたは紙

であることを特徴とする方法。

3. 請求項1の方法において、シート材料がその片面にループを有し、これらのループが前記フック状突起を含む側と反対の側にある前記ストリップ状部材のベースから離れるように延びていることを特徴とする方法。

4. 請求項1の方法において、シート材料が印刷物を含み、前記プラスチック材

料が十分に透明であって、前記印刷物をこの透明なプラスチックを通して見ることができることを特徴とする方法。

5. 請求項1の方法において、シート材料が片面に接着剤を含み、この接着剤が前記フック状突起を含む側と反対の側で前記ストリップ状部材のベースから離れるように延びていることを特徴とする方法。

【国際調査報告】

国際調査報告		国際出願番号 PCT/JP97/00069	
A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC)) Int. C1' H01M8/04 Int. C1' H01M8/06			
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC)) Int. C1' H01M8/04 Int. C1' H01M8/06			
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1926~1996 日本国公開実用新案公報 1971~1997 日本国登録実用新案公報 1994~1997 日本国実用新案登録公報 1996~1997			
国際調査で使用了電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)			
C. 関連すると認められる文献			
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号	
Y	JP, 06-84536, A (三洋電機株式会社), 25. 3月, 1994 (25. 03. 94), 第6欄2行目~5行目および第2図 (ファミリーなし)	1~12	
Y	JP, 02-170369, A (株式会社豊田自動織機製作所), 2. 7月, 1990 (02. 07. 90), 特許請求の範囲 (ファミリーなし)	1~12	
Y	JP, 06-76848, A (三洋電機株式会社), 18. 3月, 1994 (18. 03. 94), 第2欄47行目~第3欄2行目 (ファミリーなし)	3	
Y	JP, 04-181659, A (三洋電機株式会社), 29. 6月, 1992 (29. 06. 92), 特許請求の範囲 (ファミリーなし)	10, 11	
☐ C欄の続きにも文献が列挙されている。 ☐ パテントファミリーに関する別紙を参照。			
* 引用文献のカテゴリー 「A」 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」 先行文献ではあるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す) 「O」 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願日の後に公表された文献 「T」 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」 同一パテントファミリー文献			
国際調査を完了した日 26. 05. 97		国際調査報告の発送日 03.06.97	
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 吉水 純子 電話番号 03-3581-1101 内線3435	

様式PCT/ISA/210 (第2ページ) (1992年7月)

フロントページの続き

(51) Int. Cl. ⁷	識別記号	F I	
G 0 2 D	8/00	G 0 2 D	8/00
G 0 2 E	9/00	G 0 2 E	9/00

【要約の続き】

ッサを必要とする。

(注) この公表は、国際事務局 (W I P O) により国際公開された公報を基に作成したものである。

なおこの公表に係る日本語特許出願 (日本語実用新案登録出願) の国際公開の効果は、特許法第 1 8 4 条の 1 0 第 1 項 (実用新案法第 4 8 条の 1 3 第 2 項) により生ずるものであり、本掲載とは関係ありません。

<SDO BIJ>
<DP N=0001>
<RTI ID=000001 HE=150 WI=170 LX=0200 LY=0300>
(19)【発行国】日本国特許庁 (J P) CRLF
【公報種別】再公表特許 (A 1) CRLF
(11)【国際公開番号】W O O O / 1 8 6 0 6 CRLF
【発行日】平成 1 2 年 9 月 4 日 (2 0 0 0 . 9 . 4) CRLF
(54)【発明の名称】ファクシミリ走査装置 CRLF
(51)【国際特許分類第 7 版】CRLF
G01B 3/00 CRLF
G02C 26/00 CRLF
G02C 23/02 CRLF
G02D 8/00 CRLF
G02E 9/00 CRLF
G02F 4/00 CRLF
G02F 5/00 CRLF
【審査請求】未請求 CRLF
【予備審査請求】有 CRLF
【全頁数】9 CRLF
【出願番号】特願平 1 0 - 5 0 7 6 0 3 CRLF
(21)【国際出願番号】P C T / C A 9 7 / 0 0 1 5 1 CRLF
(22)【国際出願日】平成 1 0 年 1 1 月 1 0 日 (1 9 9 8 . 1 1 . 1 0) CRLF
(43)【国際公開日】平成 1 2 年 4 月 2 9 日 (2 0 0 0 . 4 . 2 9) CRLF
(31)【優先権主張番号】6 8 5 . 0 6 7 CRLF
(32)【優先日】平成 9 年 1 2 月 4 日 (1 9 9 7 . 1 2 . 4) CRLF
(33)【優先権主張国】米国 (U S) CRLF
(81)【指定国】E P (A T , B E , C H , D E , D K , E S , F R , G B , G R , I T , L U , M C , N L , S E) ,
A U , B R , C A , J P , K R CRLF
(71)【出願人】CRLF
【氏名又は名称】日本特許発明株式会社 CRLF
【住所又は居所】東京都千代田区内幸町 4 丁目 5 番 6 号 CRLF
(72)【発明者】CRLF
【氏名】発明 太郎 CRLF
【住所又は居所】神奈川県横須賀市壱 1 丁目 2 2 0 0 番地 CRLF
(74)【代理人】CRLF
【弁理士】CRLF
【氏名又は名称】代理 太郎 (外 2 名) CRLF
</RTI>
</SDO>
<SDO ABJ>
<RTI ID=000002 HE=100 WI=080 LX=0200 LY=1800>
(57)【要約】 (修正有) CRLF
【目的】ファクシミリ端末パラメータ識別方法に関し、ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。CRLF
【構成】通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信端末 1 a、1 b は
制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するフ
ァクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成
する。制御信号の受信端末 7 はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、ファクシミリ情報
フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータ
の内容を検出する。装置機能のパラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可変長の端末パラメータを分

離する。送信側のユニークコードは端末装置が製造された時点で既に装置固有の制御信号の一部として読み出し専用メモリにインプリメントされるので、ハードウェア上の負担にはならない。受信側ではユニークコードを検出するためにマイクロプロセッサを必要とする。CRLF

</RTI>

<EMI ID=000003 HE=080 WI=080 LX=1100 LY=1800>

</SD0>

<SD0 CLJ>

<DP N=0002>

<TXF FR=0001 HE=076 WI=152 LX=0300 LY=0300>

【特許請求の範囲】CRLF

電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端
末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する方法において
、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報
フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離
するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿
入してファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファ
クシミリ情報フィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容
を検出することを特徴とするファクシミリ端末パラメータ識別方式。CRLF

</SD0>

<SD0 DEJ>

<DP N=0003>

<TXF FR=0001 HE=246 WI=152 LX=0300 LY=0300>

【発明の詳細な説明】CRLF

〔産業上の利用分野〕CRLF

本発明は簡単にして、装置機能のパラメータの拡張が容易なファクシミリ端末
パラメータ識別方式に関するものである。CRLF

〔従来の技術〕CRLF

従来、電話網を介して通信を行うファクシミリ装置においては、相互通信を可
能とするため、国際電信電話諮問委員会（以後C C I T Tと記述する）において
、電信制御手順の標準化が行われ、一般電話交換網における文書伝送用ファクシ
ミリ伝送手順として勧告化（以後勧告T. 3 0と記述する）されている。この勧
告T. 3 0の中で、データモデムを用い、制御信号の送受信を行うバイナリー手
順は冗長度抑圧符号化処理を行うグループ3ファクシミリ装置に広く適用されてい
る。CRLF

〔発明が解決しようとする課題〕CRLF

一方、端末技術の向上により、ファクシミリの高機能化、多機能化が行われ新
しく開発されるファクシミリ装置には新しい端末パラメータを付加することが要
求される。さらに新規開発の装置と既存の装置との相互通信も要求される。この
ため各々のファクシミリサービス提供業者や製造業者は、前記N S F信号を用い
て、独自に開発した付加装置を端末パラメータにインプリメントすることを行
うことが要求される。CRLF

〔課題を解決するための手段〕CRLF

その装置としては、複数のN F S信号を連続させN S F信号グループを作成し
、かつ個々のN F S信号は開発された個々の端末モデルを表すようにすることが
、最も簡単であるが、国際標準では、N S F信号は単一フレームで構成されかつ
連続して伝送されないこととされており、複数のN S F信号を使用することは
できない。第2図に複数のN F S信号を利用する場合の例を示す。このため、N F
S信号のF I Fを拡張させることが考えられる。CRLF

F I Fの拡張方法として、以下の方法がある。CRLF

方法１：第１図aに示す如くF I Fを固定長で分割し、最後のビットを拡張ビ
ットに割り当ててそのビットの「１」か「０」で拡張するか否かを判断させる。CRLF<DP N=0004>

<TXF FR=0001 HE=059 WI=152 LX=0300 LY=0300>

方法２：第１図bに示す如く各ファクシミリ端末モデルに対応する端末パラメ
ータのビット長をあらかじめ表示する。図中L 1はレンジインディケータで
ある。CRLF

〔実施例〕 CRLF

第２図はF I FにユニークコードU Cを挿入した場合の、N S Fの信号フレー
ムの一実施例を示す。ここで最初のモデル指定は前述の国別コードやサービス提
供業者のコードを

<TXF FR=0002 HE=178 WI=152 LX=0300 LY=0895>

示したものであり、N S F信号を使用する全装置に使用されることがC C I T T
勧告に規定されている。CRLF

〔発明の効果〕 CRLF

以上説明したように本発明によれば、電話回線を用いて相互通信を行うファク
シミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端
末パラメータを識別する装置において、端末パラメータを含む制御信号の送信側
端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分
離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ
中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成
し、上記制御信号の受信側端末はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識
別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分
離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内
容を検出するようにしたので、現行勧告T. 30の規定中で端末の機能が増えた
装置のパラメータを拡張する場合、ユニークコードを挿入することによって、可
変長の端末パラメータ領域を分割することができ、従って既存装置のパラメータ
を改良することなく、F I Fを拡張して可変長のパラメータ領域を拡大すること
ができて経済的である。また、ユニークコードの挿入により、いくつかのパラメ
ータ領域が得られるので、将来への拡張性があり、しかも既存の装置との相互通
信および標準のみをインプリメントした装置との相互通信時も支障はない。さら
に、現行T. 30規定では制御信号モデムとして勧告V. 21に準拠したものを
採用しているが、N S Fに1挿入処理を実施した端末でC C I T T標準3分機
<DP N=0005>

<TXF FR=0001 HE=051 WI=152 LX=0300 LY=0300>

G 2機）機能を有した端末とG 2機との互換通信を行う時、N N S Fに1挿入処
理を施すことによって、N S FがG 2機のグループ識別信号（G 1信号）と誤る
ことはなくなる等の利点がある。CRLF

〔図面の簡単な説明〕 CRLF

図１： 本発明の一実施例の方式説明図である。CRLF

図２： 従来のN S F拡張方法の一例を示す説明図である。CRLF

</SDO>

<SDO DRJ>

<TXF FR=0002 HE=008 WI=152 LX=0300 LY=0810>

【図１】 CRLF

<EMI ID=000004 HE=068 WI=152 LX=0300 LY=0895>

<TXF FR=0004 HE=008 WI=152 LX=0300 LY=1575>

【図２】 CRLF

<EMI ID=000005 HE=068 WI=152 LX=0300 LY=1660>

</SDO>

<SDO AMJ>

<DP N=0006>

<TXF FR=0001 HE=195 WI=152 LX=0300 LY=0300>

【手続補正書】特許法第184条の7第1項 CRLF

【提出日】平成10年6月25日（1998. 6. 25） CRLF

〔請求の範囲〕 CRLF

1. 周面に形成され、そこから内方へ延びる複数のフック形成用空所を有する第1成形用ローラと、この第1成形用ローラと協働するように設定した第2の圧力ローラと、これら第1、第2のローラを一般にそれぞれの軸線まわりに互いに反対方向へ同時に回転させる手段と、前記第1、第2のローラに隣接してそれらの間の境界に熔融プラスチック材料の押し出し成形体を形成し、前記プラスチック材料が前記フック形成用空所を満たし、ベース部およびこのベース部の片面からそれと一体に延びる多数のフック状突起を有するストリップ状部材を形成するようになっていて、第1成形用ローラによって所定温度まで冷却された後に前記空所を開くことなく前記フック状突起を前記フック形成用空所から引き抜けるように前記第1、第2のローラの境界から隔たった位置で前記第1成形用ローラからストリップ状部材を取り出す手段とを包含する装置を利用し、プラスチック・フックを製造する方法において、前記ローラによって形成される前記境界内へ境界面および露出面を有するシート材料を導入し、このシート材料を前記フック状突起と反対側で前記ストリップ状部材の一体部分とし、前記シート材料を十分な張力をもって前記第2ローラに隣接して前記境界内へ導入して前記シート材料がフック形成プロセス作業の妨げにならないようにし、前記ストリップ状部材を持つ現場積層体を形成し、前記露出面は前記プラスチック材料がほとんどない状態にしたことを特徴とする方法。 CRLF

2. 請求項1の方法において、シート材料が織成布、不織布、編成布、ポリウレタン発泡体、プラスチック・フィルムまたは紙

<TXF FR=0002 HE=042 WI=152 LX=0300 LY=2340>

であることを特徴とする方法。 CRLF

3. 請求項1の方法において、シート材料がその片面にループを有し、これらのループが前記フック状突起を含む側と反対の側にある前記ストリップ状部材のベースから離れるように延びていることを特徴とする方法。 CRLF

4. 請求項1の方法において、シート材料が印刷物を含み、前記プラスチック材
<DP N=0007>

<TXF FR=0001 HE=042 WI=152 LX=0300 LY=0300>

料が十分に透明であって、前記印刷物をこの透明なプラスチックを通して見ることができるとを特徴とする方法。 CRLF

5. 請求項1の方法において、シート材料が片面に接着剤を含み、この接着剤が前記フック状突起を含む側と反対の側で前記ストリップ状部材のベースから離れるように延びていることを特徴とする方法。 CRLF

</SDO>

<SDO SRJ>

<DP N=0008>

<TXF FR=0001 HE=008 WI=152 LX=0300 LY=0300>

【国際調査報告】 CRLF

<EMI ID=000006 HE=223 WI=152 LX=0300 LY=0385>

</SDO>

<SDO OFJ>

<DP N=0009>

<TXF FR=0001 HE=060 WI=170 LX=0200 LY=0300>

CRLF

フロントページの続き CRLF

CRLF

(51) Int. Cl. <SP>7</SP>

識別記号

F I CRLF

G 0 2 D 8/00

CRLF

G 0 2 E 9/00

CRLF

【要約の続き】 CRLF

ッサを必要とする。 CRLF

CRLF

(注) この公表は、国際事務局 (W I P O) により国際公開された公報を基に作成したものである。 CRLF

なおこの公表に係る日本語特許出願 (日本語実用新案登録出願) の国際公開の効果は、特許法第 1 8 4 条の 1 0 第 1

項 (実用新案法第 4 8 条の 1 3 第 2 項) により生ずるものであり、本掲載とは関係ありません。 CRLF
</SD0>

【公報種別】特許法第17条第1項及び特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成12年10月1日(2000.10.1)

【国際公開番号】WO00-16513

【年通号数】

【出願番号】特願平11-556123

【国際特許分類第7版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【FI】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

以下、手続補正書のイメージデータが続く

【公報種別】特許法第 1 7 条第 1 項及び特許法第 1 7 条の 2 の規定による補正の掲載

【部門区分】第 6 部門第 2 区分

【発行日】平成 1 2 年 1 0 月 1 日 (2 0 0 0 . 1 0 . 1)

【国際公開番号】WO 0 0 - 1 6 5 1 3

【年通号数】

【出願番号】特願平 1 1 - 5 5 6 1 2 3

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

以下、手続補正書のイメージデータが続く

例 2 3 - 3 再公表特許関連の補正【テキストファイル】

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=065 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】特許法第 1 7 条第 1 項及び特許法第 1 7 条の 2 の規定による補正の掲載 CRLF

【部門区分】第 6 部門第 2 区分 CRLF

【発行日】平成 1 2 年 1 0 月 1 日 (2 0 0 0 . 1 0 . 1) CRLF

CRLF

【国際公開番号】W O O O - 1 6 5 1 3 CRLF

【年通号数】CRLF

【出願番号】特願平 1 1 - 5 5 6 1 2 3 CRLF

【国際特許分類第 7 版】CRLF

G02B 3/00 101 CRLF

G02C 4/00 CRLF

【 F I 】 CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

</SDO>

<SDO AMJ>

<EMI ID=000001 HE=135 WI=082 LX=0200 LY=1050>

<EMI ID=000002 HE=135 WI=082 LX=1100 LY=1050>

</SDO>

【公報種別】再公表特許の訂正

【部門区分】第 6 部門第 2 区分

【発行日】平成 1 3 年 1 0 月 1 日（2 0 0 1 . 1 0 . 1）

【国際公開番号】WO 0 1 - 1 6 5 1 3

【年通号数】

【出願番号】特願 2 0 0 0 - 5 5 6 1 2 3（P 2 0 0 0 - 5 5 6 1 2 3）

【訂正要旨】錯誤により取消す。

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【公報種別】再公表特許の訂正

【部門区分】第 6 部門第 2 区分

【発行日】平成 1 3 年 1 0 月 1 日（2 0 0 1 . 1 0 . 1）

【国際公開番号】WO 0 1 - 1 6 5 1 3

【年通号数】

【出願番号】特願 2 0 0 0 - 5 5 6 1 2 3（P 2 0 0 0 - 5 5 6 1 2 3）

【訂正要旨】錯誤により取消す。

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

例 2 4 - 3 再公表特許関連の訂正（錯誤による取消）【テキストファイル】

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=070 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】再公表特許の訂正 CRLF

【部門区分】第 6 部門第 2 区分 CRLF

【発行日】平成 1 3 年 1 0 月 1 日（2 0 0 1 . 1 0 . 1）CRLF

CRLF

【国際公開番号】W O O 1 - 1 6 5 1 3 CRLF

【年通号数】CRLF

【出願番号】特願 2 0 0 0 - 5 5 6 1 2 3（P 2 0 0 0 - 5 5 6 1 2 3）CRLF

【訂正要旨】錯誤により取消す。CRLF

【国際特許分類第 7 版】CRLF

G02B 3/00 101 CRLF

G02C 4/00 CRLF

【F 1】CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

</SDO>

【公報種別】再公表特許の訂正

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成13年10月1日（2001.10.1）

【国際公開番号】WO 01-16513

【年通号数】

【出願番号】特願2000-556123（P2000-556123）

【訂正要旨】請求の範囲脱落につき下記のとおり訂正する。

【国際特許分類第7版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【記】別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

【公報種別】再公表特許の訂正
【部門区分】第6部門第2区分
【発行日】平成13年10月1日（2001.10.1）

【国際公開番号】WO01-16513
【年通号数】
【出願番号】特願2000-556123（P2000-556123）
【訂正要旨】請求の範囲脱落につき下記のとおり訂正する。
【国際特許分類第7版】
G02B 3/00 101
G02C 4/00
【F I】
G02B 3/00 101 A
G02C 4/00
【記】別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

例 2 5 - 3 再公表特許関連の訂正（全文訂正）【テキストファイル】

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=070 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】再公表特許の訂正 CRLF

【部門区分】第 6 部門第 2 区分 CRLF

【発行日】平成 1 3 年 1 0 月 1 日（2 0 0 1 . 1 0 . 1）CRLF

CRLF

【国際公開番号】W O O 1 - 1 6 5 1 3 CRLF

【年通号数】CRLF

【出願番号】特願 2 0 0 0 - 5 5 6 1 2 3（P 2 0 0 0 - 5 5 6 1 2 3）CRLF

【訂正要旨】請求の範囲脱落につき下記のとおり訂正する。CRLF

【国際特許分類第 7 版】CRLF

G02B 3/00 101 CRLF

G02C 4/00 CRLF

【F I】CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

【記】別紙のとおり CRLF

<DP N=0002>

<RTI FR=0001 HE=150 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【発行国】日本国特許庁（J P）CRLF

：

← 以下、再公表特許のテキストファイルの内容と同じ

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 特 許 公 報 (B 2)

(11) 特許番号

特許第 2 9 0 0 0 0 1 号

(P 2 9 0 0 0 0 1)

(45) 発行日 平成12年12月 1 日 (2000. 12. 1)

(24) 登録日 平成12年10月 1 日 (2000. 10. 1)

(51) Int. Cl. ⁷

識別記号

F I

G 0 1 B 3/00

1 0 1

G 0 1 B 3/00 101 A

G 0 2 C 26/00

G 0 2 C 26/00

23/02

23/02

A 4 5 C 12/00 101 A

A 4 7 B 23/02

請求項の数 1 (全 7 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号

特願平10-123456

(22) 出願日

平成10年12月20日 (1998. 12. 20)

(65) 公開番号

特開2000-8765 (P2000-8765A)

(43) 公開日

平成12年 6 月 20 日 (2000. 6. 20)

審査請求日

平成11年 8 月 18 日 (1999. 8. 18)

審判番号

不服2000-2974 (P2000-2974/J1)

審判請求日

平成12年 7 月 18 日 (2000. 7. 18)

(73) 特許権者 390000011

日本特許発明株式会社

東京都千代田区内幸町 4 丁目 5 番 6 号

(72) 発明者 発明 太郎

神奈川県横須賀市 1 丁目 2200 番地

(72) 発明者 実用 花子

東京都千代田区丸の内 2 - 2 - 2

(74) 代理人 123456789

弁理士 代理 太郎

審査官 審査 太郎

(56) 参考文献 特開 昭和60-1212 (J P, A)

特開 平成12-147258 (J P, A)

(58) 調査した分野 (Int. Cl. ⁷, D B 名)

G01B 3/00

G02C 23/00 - 26/00

(54) 【発明の名称】 ファクシミリ走査装置

1

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】 電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出することを特徴とするファクシミリ端末パラメータ識別方式。

【発明の詳細な説明】

【0001】

2

【産業上の利用分野】 本発明は簡単にして、装置機能のパラメータの拡張が容易なファクシミリ端末パラメータ識別方式に関するものである。

【0002】

【従来の技術】 従来、電話網を介して通信を行うファクシミリ装置においては、相互通信を可能とするため、国際電信電話諮問委員会 (以後 C C I T T と記述する) において、電信制御手順の標準化が行われ、一般電話交換網における文書伝送用ファクシミリ伝送手順として勧告 T. 30 と記述する) されている。この勧告 T. 30 の中で、データモデムを用い、制御信号の送受信を行うバイナリー手順は冗長度抑圧号化処理を行うグループ 3 ファクシミリ装置に広く適用されている。

【0003】 このバイナリー手順を用いるファクシミリ装置には、デジタル識別信号 (D I S 信号と称されて

3

4

いる)を用いて、国際的な標準化されているファクシミリ端末パラメータ、例えば通信速度、解像度、符号化方式、原稿サイズ等を相手端末に通知する方法が規定されている。さらにT. 30には標準的な端末パラメータの

:

(19) 日本国特許庁 (JP)	(12) 特 許 公 報 (B 2)	(11) 特許番号 特許第 2 9 0 0 0 0 1 号 (P 2 9 0 0 0 0 1)																		
(45) 発行日 平成12年12月 1 日 (2000. 12. 1)	(24) 登録日 平成12年10月 1 日 (2000. 10. 1)																			
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">(51) Int. Cl. ⁷</td> <td style="width: 20%;">識別記号</td> <td style="width: 50%;">F I</td> </tr> <tr> <td>G 0 1 B 3/00</td> <td>1 0 1</td> <td>G 0 1 B 3/00 101 A</td> </tr> <tr> <td>G 0 2 C 26/00</td> <td></td> <td>G 0 2 C 26/00</td> </tr> <tr> <td>23/02</td> <td></td> <td>23/02</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A 4 5 C 12/00 101 A</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A 4 7 B 23/02</td> </tr> </table> 請求項の数 1 (全 7 頁) 最終頁に続く			(51) Int. Cl. ⁷	識別記号	F I	G 0 1 B 3/00	1 0 1	G 0 1 B 3/00 101 A	G 0 2 C 26/00		G 0 2 C 26/00	23/02		23/02			A 4 5 C 12/00 101 A			A 4 7 B 23/02
(51) Int. Cl. ⁷	識別記号	F I																		
G 0 1 B 3/00	1 0 1	G 0 1 B 3/00 101 A																		
G 0 2 C 26/00		G 0 2 C 26/00																		
23/02		23/02																		
		A 4 5 C 12/00 101 A																		
		A 4 7 B 23/02																		
(21) 出願番号 特願平10-123456 (22) 出願日 平成10年12月20日 (1998. 12. 20) (65) 公開番号 特開2000-8765 (P2000-8765A) (43) 公開日 平成12年 6 月20日 (2000. 6. 20) 審査請求日 平成11年 8 月18日 (1999. 8. 18) 審判番号 不服2000-2974 (P2000-2974/J1) 審判請求日 平成12年7月18日 (1999. 7. 18)	(73) 特許権者 390000011 日本特許発明株式会社 東京都千代田区内幸町 4 丁目 5 番 6 号 (72) 発明者 発明 太郎 神奈川県横須賀市壱 1 丁目 2200 番地 (72) 発明者 実用 花子 東京都千代田区丸の内 2 - 2 - 2 (74) 代理人 123456789 弁理士 代理 太郎 審査官 審査 太郎 (56) 参考文献 特開 昭和60-1212 (J P, A) 特開 平成12-147258 (J P, A) (58) 調査した分野 (Int. Cl. ⁷ , D B 名) G01B 3/00 G02C 23/00 - 26/00																			
(54) 【発明の名称】 ファクシミリ走査装置																				

1

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】 電話回線を用いて相互通信を行うファクシミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータを通知し、通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ情報フィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出することを特徴とするファクシミリ端末パラメータ識別方式。

【発明の詳細な説明】

【0001】

2

【産業上の利用分野】 本発明は簡単にして、装置機能のパラメータの拡張が容易なファクシミリ端末パラメータ識別方式に関するものである。

【0002】

【従来の技術】 従来、電話網を介して通信を行うファクシミリ装置においては、相互通信を可能とするため、国際電信電話諮問委員会（以後 C C I T T と記述する）において、電信制御手順の標準化が行われ、一般電話交換網における文書伝送用ファクシミリ伝送手順として勧告化（以後勧告 T. 30 と記述する）されている。この勧告 T. 30 の中で、データモデムを用い、制御信号の送受信を行うバイナリー手順は冗長度抑圧号化処理を行うグループ 3 ファクシミリ装置に広く適用されている。

【0003】 このバイナリー手順を用いるファクシミリ装置には、デジタル識別信号（D I S 信号と称されて

いる)を用いて、国際的な標準化されているファクシミリ
端末パラメータ、例えば通信速度、解像度、符号化方
式、原稿サイズ等を相手端末に通知する方法が規定され
ている。さらにT. 30には標準的な端末パラメータの

：

<SDO BIJ>
 <DP N=0001>
 <RTI ID=000001 HE=170 WI=170 LX=0200 LY=0300>
 (19)【発行国】日本国特許庁 (JP) CRLF
 (12)【公報種別】特許公報 (B2) CRLF
 (11)【特許番号】特許第2900001号 (P2900001) CRLF
 (24)【登録日】平成12年10月1日 (2000. 10. 1) CRLF
 (45)【発行日】平成12年12月1日 (2000. 12. 1) CRLF
 (54)【発明の名称】ファクシミリ走査装置 CRLF
 (51)【国際特許分類第7版】CRLF
 G01B 3/00 101 CRLF
 G02C 26/00 CRLF
 G02C 23/02 CRLF
 G02D 8/00 CRLF
 G02E 9/00 CRLF
 【F I】CRLF
 G01B 3/00 101 A CRLF
 G02C 26/00 CRLF
 G02C 23/02 CRLF
 G02D 8/00 CRLF
 G02E 9/00 CRLF
 A45C 12/00 101 A CRLF
 A47B 23/02 CRLF
 【請求項の数】1 CRLF
 【全頁数】7 CRLF
 (21)【出願番号】特願平10-123456 CRLF
 (22)【出願日】平成10年12月20日 (1998. 12. 20) CRLF
 (65)【公開番号】特開2000-8765 (P2000-8765A) CRLF
 (43)【公開日】平成12年6月20日 (2000. 6. 20) CRLF
 【審査請求日】平成11年8月18日 (1999. 8. 18) CRLF
 【審判番号】不服2000-2974 (P2000-2974/J1) CRLF
 【審判請求日】平成12年7月18日 (2000. 7. 18) CRLF
 (73)【特許権者】CRLF
 【識別番号】390000011 CRLF
 【氏名又は名称】日本特許発明株式会社 CRLF
 【住所又は居所】東京都千代田区内幸町4丁目5番6号 CRLF
 (72)【発明者】CRLF
 【氏名】発明 太郎 CRLF
 【住所又は居所】神奈川県横須賀市荻1丁目2200番地 CRLF
 (72)【発明者】CRLF
 【氏名】実用 花子 CRLF
 【住所又は居所】東京都千代田区丸の内2-2-2 CRLF
 (74)【代理人】CRLF
 【識別番号】123456789 CRLF
 【弁理士】CRLF
 【氏名又は名称】代理 太郎 CRLF
 【審査官】審査 太郎 CRLF
 (56)【参考文献】CRLF
 【文献】特開昭60-1212 (JP, A) CRLF
 【文献】特開平12-147258 (JP, A) CRLF

(58) 【調査した分野】 (Int. Cl. 7, DB名) CRLF

G01B 3/00 CRLF

G02C 23/00 - 26/00 CRLF

</RTI>

</SD0>

<SD0 CLJ>

<TXF FR=0001 HE=075 WI=080 LX=0200 LY=2000>

(57) 【特許請求の範囲】 CRLF

【請求項1】電話回線を用いて相互通信を行うファクシ

ミリ端末等により、相手端末に自端末の端末パラメータ

を通知し、通信時の端末パラメータを識別する方法にお

いて、端末パラメータを含む制御信号の送信側端末は該

制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブ

フィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離す

るファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない

特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィール

ド内の上記特定の識別コードを検出し、該ファクシミリ

情報フィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パ

ラメータの内容を検出することを特徴とするファクシミ

リ端末パラメータ識別方式。CRLF

</SD0>

<SD0 DEJ>

【発明の詳細な説明】 CRLF

【0001】 CRLF

<TXF FR=0002 HE=075 WI=080 LX=1100 LY=2000>

【産業上の利用分野】本発明は簡単にして、装置機能の

パラメータの拡張が容易なファクシミリ端末パラメータ

識別方式に関するものである。CRLF

【0002】 CRLF

【従来の技術】従来、電話網を介して通信を行うファク

シミリ装置においては、相互通信を可能とするため、国

際電信電話諮問委員会（以後C C I T Tと記述する）に

おいて、電信制御手順の標準化が行われ、一般電話交換

網における文書伝送用ファクシミリ伝送手順として勧告

化（以後勧告T. 30と記述する）されている。この勧

告T. 30の中で、データモデムを用い、制御信号の送

受信を行うバイナリー手順は冗長度抑圧号化処理を行う

グループ3ファクシミリ装置に広く適用されている。CRLF

【0003】このバイナリー手順を用いるファクシミリ

装置には、デジタル識別信号（D I S信号と称されて

<DP N=0002>

<TXF FR=0001 HE=250 WI=080 LX=0200 LY=0300>

いる）を用いて、国際的な標準化されているファクシミ

リ端末パラメータ、例えば通信速度、解像度、符号化方

式、原稿サイズ等を相手端末に通知する方法が規定され

ている。さらにT. 30には標準的な端末パラメータの

：

【公報種別】 特許公報の訂正

【部門区分】 第 6 部門第 2 区分

【発行日】 平成 12 年 10 月 1 日（2000. 10. 1）

【特許番号】 特許第 2534567 号（P 2534567）

【登録日】 平成 12 年 6 月 15 日（2000. 6. 15）

【特許公報発行日】 平成 12 年 8 月 15 日（2000. 8. 15）

【年通号数】 特許公報 12-346

【出願番号】 特願平 10-556123

【訂正要旨】 ○○○○につきこれを取消す。

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【公報種別】 特許公報の訂正

【部門区分】 第 6 部門第 2 区分

【発行日】 平成 12 年 10 月 1 日（2000. 10. 1）

【特許番号】 特許第 2534567 号（P 2534567）

【登録日】 平成 12 年 6 月 15 日（2000. 6. 15）

【特許公報発行日】 平成 12 年 8 月 15 日（2000. 8. 15）

【年通号数】 特許公報 12-346

【出願番号】 特願平 10-556123

【訂正要旨】 ○○○○につきこれを取消す。

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

例 27-3 特許公報関連の訂正公報（錯誤による取消）【テキストファイル】

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=080 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】特許公報の訂正 CRLF

【部門区分】第6部門第2区分 CRLF

【発行日】平成12年10月1日（2000. 10. 1）CRLF

CRLF

【特許番号】特許第2534567号（P2534567）CRLF

【登録日】平成12年6月15日（2000. 6. 15）CRLF

【特許公報発行日】平成12年8月15日（2000. 8. 15）CRLF

【年通号数】特許公報12-346 CRLF

【出願番号】特願平10-556123 CRLF

【訂正要旨】〇〇〇〇につきこれを取消す。CRLF

【国際特許分類第7版】CRLF

G02B 3/00 101 CRLF

G02C 4/00 CRLF

【FI】CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

</SDO>

【公報種別】特許公報の訂正

【部門区分】第 6 部門第 2 区分

【発行日】平成 1 2 年 1 0 月 1 日（2 0 0 0 . 1 0 . 1）

【特許番号】特許第 2 5 3 4 5 6 7 号（P 2 5 3 4 5 6 7）

【登録日】平成 1 2 年 6 月 1 5 日（2 0 0 0 . 6 . 1 5）

【特許公報発行日】平成 1 2 年 8 月 1 5 日（2 0 0 0 . 8 . 1 5）

【年通号数】特許公報 1 2 - 3 4 6

【出願番号】特願平 1 0 - 5 5 6 1 2 3

【訂正要旨】請求の範囲誤載につき下記のとおり全文を訂正する。

【国際特許分類第 7 版】

G02B 3/00 101

G02C 4/00

【F I】

G02B 3/00 101 A

G02C 4/00

【記】別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

【公報種別】特許公報の訂正
【部門区分】第 6 部門第 2 区分
【発行日】平成 12 年 10 月 1 日（2000. 10. 1）

【特許番号】特許第 2534567 号（P2534567）
【登録日】平成 12 年 6 月 15 日（2000. 6. 15）
【特許公報発行日】平成 12 年 8 月 15 日（2000. 8. 15）
【年通号数】特許公報 12-346
【出願番号】特願平 10-556123
【訂正要旨】請求の範囲誤載につき下記のとおり全文を訂正する。
【国際特許分類第 7 版】
G02B 3/00 101
G02C 4/00
【F I】
G02B 3/00 101 A
G02C 4/00
【記】別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

<SD0 BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=080 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】特許公報の訂正 CRLF

【部門区分】第6部門第2区分 CRLF

【発行日】平成12年10月1日（2000. 10. 1）CRLF

CRLF

【特許番号】特許第2534567号（P2534567）CRLF

【登録日】平成12年6月15日（2000. 6. 15）CRLF

【特許公報発行日】平成12年8月15日（2000. 8. 15）CRLF

【年通号数】特許公報12-346 CRLF

【出願番号】特願平10-556123 CRLF

【訂正要旨】請求の範囲誤載につき下記のとおり全文を訂正する。 CRLF

【国際特許分類第7版】CRLF

G02B 3/00 101 CRLF

G02C 4/00 CRLF

【F I】CRLF

G02B 3/00 101 A CRLF

G02C 4/00 CRLF

【記】別紙のとおり CRLF

<DP N=0002>

<RTI FR=0001 HE=150 WI=170 LX=0200 LY=0300>

(19) 【発行国】日本国特許庁（JP）CRLF

:

← 以下、特許公報のテキストファイルの内容と同じ

【公報種別】 特許異議の決定の訂正

【発行日】 平成12年10月1日（2000. 10. 1）

【異議番号】 平成11年異議第70115号

【異議決定分類】

P1652.121.-XA :G06F 1/00

【特許番号】 第2500020号

【異議決定日】 平成11年12月10日（1999. 12. 10）

【訂正要旨】 ○○○○につきこれを取消す。

【公報種別】特許異議の決定の訂正

【発行日】平成12年10月1日（2000. 10. 1）

【異議番号】平成11年異議第70115号

【異議決定分類】

P1652.121.-XA :G06F 1/00

【特許番号】第2500020号

【異議決定日】平成11年12月10日（1999. 12. 10）

【訂正要旨】〇〇〇〇につきこれを取消す。

<SDO BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=045 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】特許異議の決定の訂正 CRLF

【発行日】平成 1 2 年 1 0 月 1 日（2 0 0 0 . 1 0 . 1）CRLF

CRLF

【異議番号】平成 1 1 年異議第 7 0 1 1 5 号 CRLF

【異議決定分類】CRLF

P1652.121.-XA :G06F 1/00 CRLF

【特許番号】第 2 5 0 0 0 2 0 号 CRLF

【異議決定日】平成 1 1 年 1 2 月 1 0 日（1 9 9 9 . 1 2 . 1 0）CRLF

【訂正要旨】〇〇〇〇につきこれを取消す。CRLF

</SDO>

【公報種別】 特許異議の決定の訂正

【発行日】 平成12年10月1日（2000. 10. 1）

【異議番号】 平成11年異議第70115号

【異議決定分類】

P1652.121.-XA :G06F 1/00

【特許番号】 第2500020号

【異議決定日】 平成11年12月10日（1999. 12. 10）

【訂正要旨】 誤載につき下記の通り全文を訂正する。

【記】 別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

【公報種別】 特許異議の決定の訂正

【発行日】 平成12年10月1日（2000. 10. 1）

【異議番号】 平成11年異議第70115号

【異議決定分類】

P1652.121.-XA :G06F 1/00

【特許番号】 第2500020号

【異議決定日】 平成11年12月10日（1999. 12. 10）

【訂正要旨】 誤載につき下記の通り全文を訂正する。

【記】 別紙のとおり

（注：このページの後に全文訂正した公報が続く）

例 3 0 - 3 特許異議決定公報関連の訂正公報（錯誤による取消）【テキストファイル】

<SD0 BIJ>

<DP N=0001>

<TXF FR=0001 HE=050 WI=170 LX=0200 LY=0300>

【公報種別】 特許異議の決定の訂正 CRLF

【発行日】 平成 1 2 年 1 0 月 1 日 (2 0 0 0 . 1 0 . 1) CRLF

CRLF

【異議番号】 平成 1 1 年異議第 7 0 1 1 5 号 CRLF

【異議決定分類】 CRLF

P1652.121.-XA :G06F 1/00 CRLF

【特許番号】 第 2 5 0 0 0 2 0 号 CRLF

【異議決定日】 平成 1 1 年 1 2 月 1 0 日 (1 9 9 9 . 1 2 . 1 0) CRLF

【訂正要旨】 ○○○○につきこれを取消す。CRLF

【記】 別紙のとおり CRLF

<DP N=0002>

<TXF FR=0001 HE=247 WI=152 LX=0300 LY=0300>

(19) 【発行国】 日本国特許庁 (J P) CRLF

： ← 以下、特許異議決定公報のテキストファイルの内容と同じ

MEMO

MEMO

長大データCD-ROM仕様
公開特許・公表特許・特許

MEMO

本仕様書の適用範囲

本仕様書は、平成13年4月からの発行が予定されている公開公報、公表公報、特許公報に係る長大データCD-ROM（注1）の仕様について規定したものである。

なお、本仕様書は、長大データCD-ROMそのものの仕様を定めるものであって、長大データCD-ROMを利用するためのハードウェアやソフトウェア等の仕様を規定するものではない。

（注1）長大データCD-ROMとは、1件の公報において遺伝子関連出願の配列表等のデータが長大なものについて、当該部分のデータを別CD-ROMに収録したものである。

1. 適用範囲

本仕様書は、電子公報を記録するCD-ROMについて、以下の事項を規定したものである。

- (1) 物理フォーマット
- (2) 論理フォーマット
- (3) ディレクトリ／ファイルの構成
- (4) ファイル形式
- (5) 文字コード
- (6) 長大データの記録形式
- (7) 長大データを管理するためのデータ、又は利用する際に必要なデータの記録方式

2. 適用時期

本仕様書は、平成13年4月以降に発行される《公開公報・公表公報》、《特許公報》に係る長大データCD-ROMに適用される。

3. 引用規格

本仕様で引用した規格は、以下の通りである。

- ・ JIS X 0201-1976 情報交換用符号 (ISO 646)
- ・ JIS X 0208-1990 情報交換用漢字符号
- ・ JIS X 0606-1990 情報交換用CD-ROMのボリューム及びファイルの構造 (ISO 9660)
- ・ JIS X 6281-1992 120mm再生専用光ディスク (CD-ROM) (ISO/IEC 10149)

4. 表記について

- (1) 16進表記

16進表記法による数は、16進数字を ()₁₆ で囲って表す。

- (2) 公報種別の総称

本仕様書で用いる公報種別の総称を以下の表に示す。

表 公報種別の総称

公報種別の総称	公 報 種 別
公開公報	公開特許公報
	補正の掲載（公開特許公報関係）
	訂正（公開特許公報関係）
公表公報	公表特許公報
	補正の掲載（公表特許公報関係）
	訂正（公表特許公報関係）
特許公報	特許公報
	訂正（特許公報関係）

目 次

第I編 全体構成	353
1. 物理フォーマット	355
2. 論理フォーマット	355
3. ファイル構成	358
4. 各ディレクトリ及びファイルの名称と概要	361
5. ファイル形式	364
5.1 テキストファイル形式	364
6. 文字コード	365
6.1 図形文字コード	365
6.2 制御文字コード	365
第II編 各ファイルの詳細	367
1. 著作権ファイル	369
2. 文献情報ファイル	370
3. テキストファイル	374
4. 公報レイアウト	376
4.1 【標準レイアウト】	376
4.2 【標準レイアウト+フレーム】	379
4.3 【テキストファイル】	382

MEMO

第 I 編 全体構成

MEMO

1. 物理フォーマット

物理フォーマットは、『JIS X 6281-1992 120mm再生専用光ディスク (CD-ROM) (ISO/IEC 10149)』に準拠する。

2. 論理フォーマット

論理フォーマットは、『JIS X 0606-1990 情報交換用CD-ROMのボリューム及びファイルの構造』の情報交換の水準1に準拠する。

情報交換の水準1による制約、さらに本仕様で追加した制約を以下に示す。

- (1) 論理ブロック長は、2048バイトとする。
- (2) ボリューム集合の大きさは、1とする。
- (3) ファイル名は、8文字以内の英数字+“.”+3文字以内の英数字とする。(注1)
- (4) ファイル版数番号は、1とする。
- (5) ディレクトリ名は、8文字以内の英数字とする。(注2)
- (6) ボリューム記述子は、基本ボリューム記述子とボリューム記述子集合終端子だけ用いる。
基本ボリューム記述子の項目の内、本仕様で規定する内容を表2-1に示す。
- (7) 拡張属性レコードは使用しない。

(注1) JIS X 0606-1990でのファイル識別子を、本仕様ではファイル名と称す。

英数字の文字コードは、JIS X 0201-1976とする。

(注2) JIS X 0606-1990でのディレクトリ識別子を、本仕様ではディレクトリ名と称す。

英数字の文字コードは、JIS X 0201-1976とする。

表2-1 基本ボリューム記述子

No	記述子内の バイト位置	名 称	内 容
1	9 - 40	システム記述子	スペースを記録する
2	41 - 72	ボリューム識別子	(注1)
3	121 - 124	ボリューム集合の大きさ	1
4	125 - 128	ボリューム順序番号	1
5	129 - 132	論理ブロック長	2048
6	191 - 318	ボリューム集合識別子	(注2)
7	319 - 446	出版者識別子	“JAPANESE PATENT OFFICE”
8	447 - 574	データ編集者識別子	“JAPANESE PATENT OFFICE”
9	575 - 702	応用システム識別子	スペースを記録する
10	703 - 739	著作権ファイル識別子	“COPYRIGHT.;1”
11	740 - 776	抄録ファイル識別子	スペースを記録する
12	777 - 813	書誌ファイル識別子	スペースを記録する
13	814 - 830	ボリューム作成日付及び時刻	作成日：CD-ROMの発行日 時刻：0
14	831 - 847	ボリューム更新日付及び時刻	指定しない（数値0）
15	848 - 864	ボリューム失効日付及び時刻	指定しない（数値0）
16	865 - 881	ボリューム発効日付及び時刻	作成日：CD-ROMの発行日 時刻：0
17	884 -1395	応用システム用	スペースを記録する

備考1 上記の内容の記録形式は、JIS X 0606-1990に従う。

備考2 上記以外の項目は、JIS X 0606-1990に従う。

(注1) ボリューム識別子は次のフォーマットで記録する。

項目番号	①	②	③	④
長 さ	2	2	4	3
内 容 例	J P	E S	2 0 0 1	0 0 1

① 特許庁の識別：“JP”を記録する。

② CD-ROM：《公開特許・公表特許の場合》
種別の識別 《特許公報》

“ES”を記録する。

“FS”を記録する。

③ 西暦年： 西暦年を4桁で記録する。

④ 年間の一連番号： CD-ROMの年間の一連番号を001から始まる3桁で記録する。

(注2) ボリューム集合識別子は次のフォーマットで記録する。

項目番号	①
長 さ	2 3
内 容 例	J A P A N E S E _ P A T E N T _ O F F I C E _

項目番号	②	③
長 さ	1 5	2
内 容 例	C D _ R O M _ V E R S I O N _	4 2

- ① 特許庁の識別： “J A P A N E S E _ P A T E N T _ O F F I C E _” を記録する。“_” は(5 F)₁₆。
- ② バージョン識別： “C D _ R O M _ V E R S I O N _” を記録する。“_” は(5 F)₁₆。
- ③ バージョン番号： C D - R O M のバージョン番号を2桁で記録する。バージョン番号は“4 2”とする。

3. ファイル構成

公開特許・公表特許のファイル構成を図3-1に、特許公報のファイル構成を図3-2に示す。

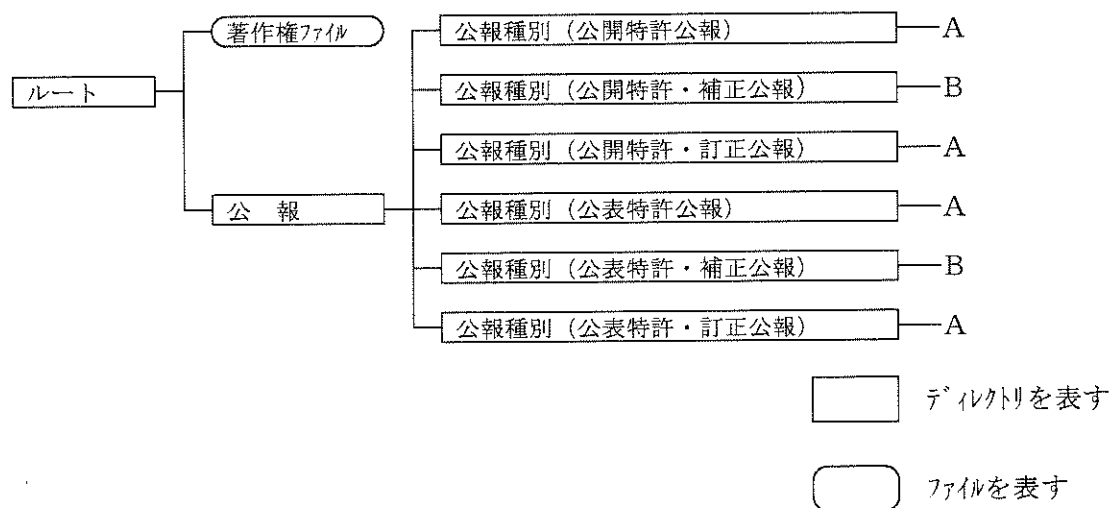


図3-1 公開特許・公表特許のファイル構成 (1/2)

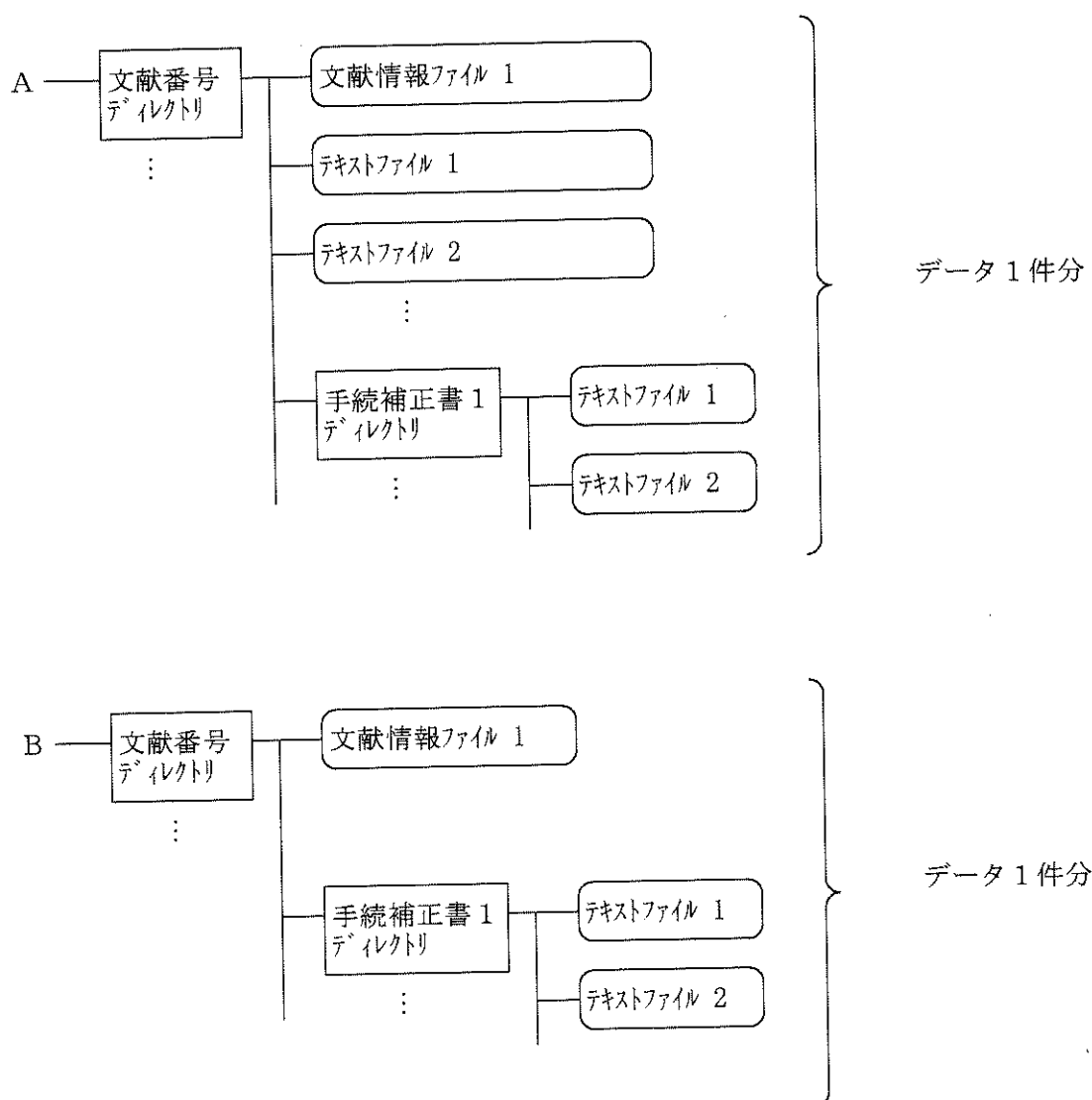


図3-1 公開特許・公表特許のファイル構成 (2/2)

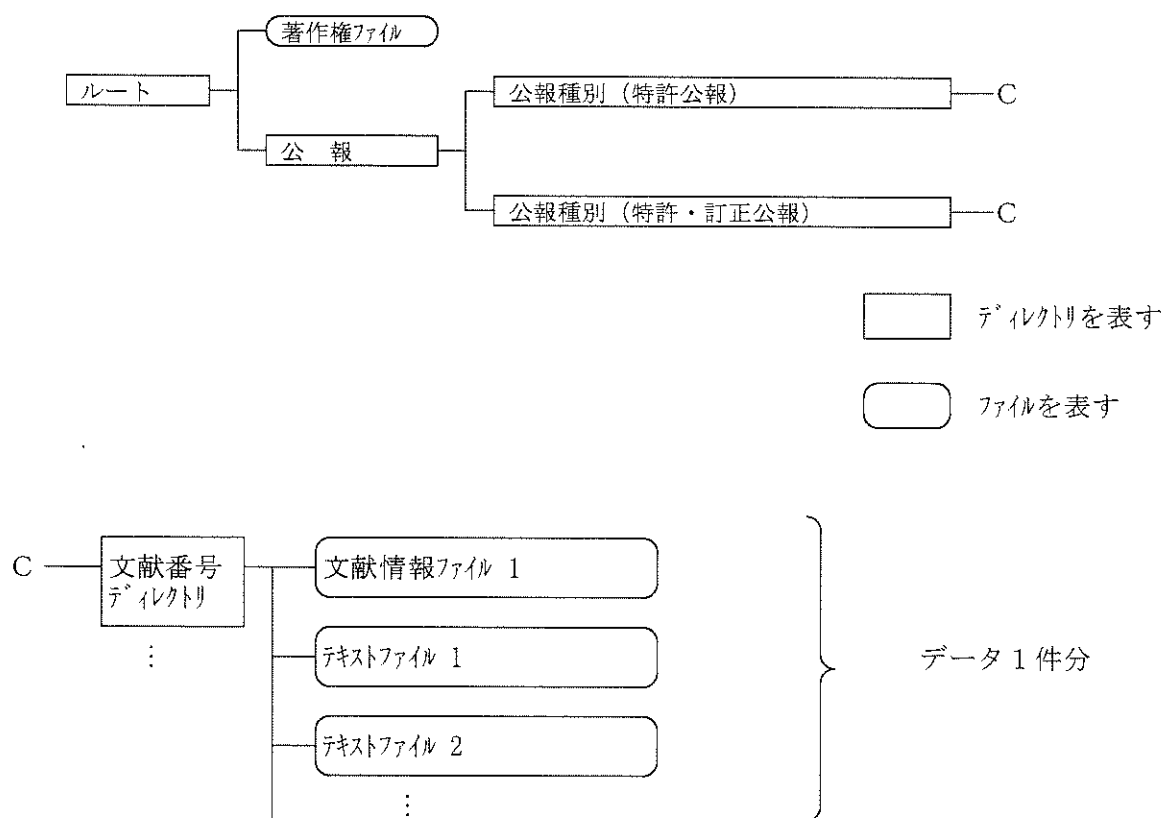


図3-2 特許公報のファイル構成

4. 各ディレクトリ及びファイルの名称と概要

『3. ファイル構成』で示した、各ディレクトリ及びファイルの概要を以下に示す。

ディレクトリ名とファイル名を〔 〕内に示す。ディレクトリ名とファイル名は、すべて1バイトコードの英数字を使用する。

(1) 著作権ファイル [COPYRIGHT]

CD-ROMの著作権について記録するファイル。

(2) 公報ディレクトリ [DOCUMENT]

公報データを記録するディレクトリ。

(3) 公報種別ディレクトリ

公報の種別を示すディレクトリ。ディレクトリ名は公報の種別毎に異なる。公報種別とディレクトリ名の対応を表4-1に示す。記録する公報がある公報種別のみ存在する。

(4) 文献番号ディレクトリ

文献識別番号のフォーマットは以下のとおりとする。

《公開公報・公表公報（補正・訂正）の場合》

文 献 識 別 番 号	
西暦の下2桁	文献番号の下6桁
← 2 桁 →	← 6 桁 →

《特許公報（訂正）の場合》

文 献 識 別 番 号
特許番号
← 8 桁 →

〔例〕 ディレクトリ名“02500011”の中には文献識別番号“02500011”のデータを記録する。

(5) 手続補正書ディレクトリ [AMENnnn]

手続補正書を示すディレクトリ。ディレクトリ名の内“nnn”は、3桁の数字とする。

(6) 文献情報ファイル [LINKnnn.TXT]

本体公報のCD-ROMボリューム番号、長大データのCD-ROMボリューム番号、関連する長大データのCD-ROMボリューム番号（注）、公報発行日、文献番号、出願番号を記載するファイル。文献情報ファイルは、文献番号ディレクトリに1つである。ファイル名の内“nnn”は、「001」から始まる番号とする。

（注）公報1件分の長大データがCD-ROM複数枚となった場合。

(7) テキストファイル [nnnnnnn.TXT]

文字データを記録するファイル。公報1件分が複数のファイルになる場合がある。

また、公報1件分が複数数のCD-ROMになる場合もある。

ただし、1ファイルは、10MB以内で収録される。

[例] 文献識別番号 02500011のディレクトリ内の文献情報ファイル、テキストファイルの関係を
図4-1に示す。

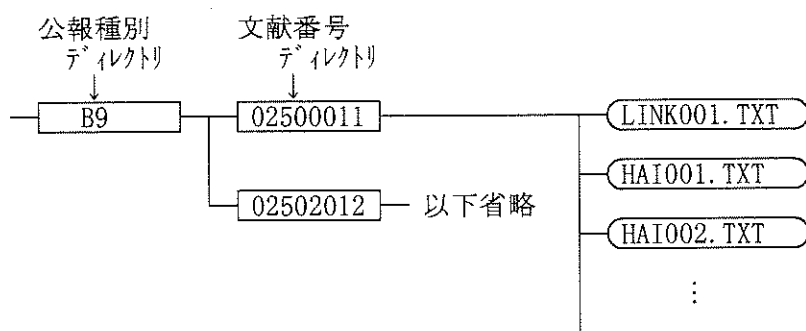


図4-1 文献識別番号 02500011～2500012 の特許公報の例

表4-1 公報種別とディレクトリ名との対応 (1/2)

公 報 種 別		ディレクトリ名
公 開 公 報	《公開特許公報関連》	
	公開特許公報	A
	補正の掲載（公開特許公報関係）（注1）	A5
	訂正（公開特許公報関係）	A6
公 表 公 報	《公表特許公報関連》	
	公表特許公報	T
	補正の掲載（公表特許公報関係）（注2）	T5
	訂正（公表特許公報関係）	T6

（注1）特許法第17条の2の規定による補正の掲載。

（注2）特許法第17条第1項または特許法第17条の2の規定による補正の掲載。

表4-1 公報種別とディレクトリ名との対応 (2/2)

特 許 公 報	《特許公報関連》	
	特許公報	B9
	訂正（特許公報関係）	BC

5. ファイル形式

CD-ROM内のファイルは、テキストファイル形式とする。

5.1 テキストファイル形式

ファイル内のデータを、コードデータだけで構成するファイル形式をいう。

文献情報ファイル、テキストファイルは、テキストファイル形式である。

6. 文字コード

6.1 文字コード

(1) シフト JIS コードとする。

6.2 制御文字コード

復帰 (CR)、改行 (LF) を用いる。

表6.2-1 制御文字コード

名 称	記 号	符号化表現
復帰	CR	(0D) ₁₆
改行	LF	(0A) ₁₆

MEMO

第Ⅱ編 各ファイルの詳細

MEMO

1. 著作権ファイル

(1) 内容

CD-ROMの著作権を記録する。

(2) ファイルフォーマット

テキストファイル形式とする。フォーマットを表1-1に、各項目の説明を以下に示す。
文字コードは1バイトコードを使用する。

No.1 著作権

文字列“C o p y r i g h t △ (C) △ J P O △”を記録する。

(注) “△” はスペースを示す。

No.2 CD-ROMの発行年

CD-ROMの発行年を4桁の西暦で記録する。

表1-1 著作権ファイルのフォーマット

No	意 味	内 容 例
1	著作権	Copyright (C) JPO
2	CD-ROMの発行年	2001

2. 文献情報ファイル

(1) 内容

文献情報ファイルには以下の項目を記録する。

- ① 本体公報のCD-ROMボリューム番号
- ② 長大データのCD-ROMボリューム番号
- ③ 関連する長大データのCD-ROMボリューム番号
- ④ 公報発行日
- ⑤ 文献番号
- ⑥ 出願番号

(2) ファイルフォーマット

制御文字CR・LFをレコードデリミタとするテキストファイル形式とする。第1レコードには本体公報のCD-ROMボリューム番号、第2レコードには長大データのCD-ROMボリューム番号、第3レコードには関連する長大データのCD-ROMボリューム番号、第4レコードには公報発行日、第5レコードには文献番号、第6レコードには出願番号を記録する。

レコード情報がない場合、レコードデリミタ(CR・LF)を記録する。

第1レコード 本体公報のCD-ROMボリューム番号

CD-ROMボリューム番号を次のフォーマットで記録する

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
長さ	2	2	2	1	4	1	1	3
内容例	登	平	13	(	2001	)	—	001

- ① CD-ROMの種別：《公開特許・公表特許の場合》
《特許の場合》

“未”
“登”

- ② 元号：元号の先頭1文字を記録する。
③ 和暦年：和暦年を記録する。
④、⑥ カッコ：それぞれ“(”、“)”を記録する。
⑤ 西暦年：西暦年を記録する。
⑦ デリミタ：ハイフン“—”を記録する。
⑧ 年間の一連番号：CD-ROMの年間の一連番号を001から始まる3桁で記録する。

第2レコード 長大データのCD-ROMボリューム番号

CD-ROMボリューム番号を次のフォーマットで記録する

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
長さ	2	2	2	1	4	1	1	3
内容例	ES	平	13	(	2001	)	—	001

- ① CD-ROMの種別：《公開特許・公表特許の場合》
《特許の場合》

“ES”
“FS”

- ② 元号：元号の先頭1文字を記録する。
③ 和暦年：和暦年を記録する。

- ④、⑥カッコ：それぞれ“(”、“)”を記録する。
- ⑤西暦年：西暦年を記録する。
- ⑦デリミタ：ハイフン“－”を記録する。
- ⑧年間の一連番号：CD-ROMの年間の一連番号を001から始まる3桁で記録する。

第3レコード 関連する長大データのCD-ROMボリューム番号

公報1件分の長大データが複数のCD-ROMに分かれる場合、No2以外の長大データのCD-ROMボリューム番号を記録する。

CD-ROMボリューム番号を次のフォーマットで記録する

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
長さ	2	2	2	1	4	1	1	3
内容例	ES	平	12	(	2000	)	－	002

- ①CD-ROMの種別：《公開特許・公表特許の場合》
《特許の場合》

“ES”

“FS”

- ②元号：元号の先頭1文字を記録する。
- ③和暦年：和暦年を記録する。
- ④、⑥カッコ：それぞれ“(”、“)”を記録する。
- ⑤西暦年：西暦年を記録する。
- ⑦デリミタ：ハイフン“－”を記録する。
- ⑧年間の一連番号：CD-ROMの年間の一連番号を001から始まる3桁で記録する。

第4レコード 公報発行日

公報発行日を次のフォーマットで記録する。

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
長さ	4	2	2	2	2	2	2	1	4	1	2	1	2	1
内容例	平成	13	年	05	月	17	日	(	2001	.	05	.	17	)

- ①元号：元号を記録する
- ②和暦年：和暦年を記録する
- ③、⑤、⑦年月日：それぞれ年、月、日を記録する
- ④、⑪月：月を記録する
- ⑥、⑬日：日を記録する
- ⑧、⑭カッコ：それぞれ“(”、“)”を記録する。
- ⑨西暦年：西暦年を記録する
- ⑩、⑫ピリオド：“.”を記録する

第5レコード 文献番号

《公開特許の場合》

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
長 さ	4	4	1	6	1	1	4	1	6	1	1
内 容 例	特開	2001	—	123456	(	P	2001	—	123456	A	)

- ①公報種別：“特開”を記録する。
 ②、⑦西暦年：西暦年を記録する。
 ③、⑧デリミタ：ハイフン“—”を記録する。
 ④、⑨一連番号：年間の一連番号を記録する。
 ⑤、⑪カッコ：それぞれ“(”、“)”を記録する。
 ⑥四法種別記号：“P”を記録する。
 ⑩文献種別記号：“A”を記録する。

《公表特許の場合》

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
長 さ	4	4	1	6	1	1	4	1	6	1	1
内 容 例	特表	2001	—	523456	(	P	2001	—	523456	A	)

- ①公報種別：“特表”を記録する。
 ②、⑦西暦年：西暦年を記録する。
 ③、⑧デリミタ：ハイフン“—”を記録する。
 ④、⑨一連番号：年間の一連番号を記録する。
 ⑤、⑪カッコ：それぞれ“(”、“)”を記録する。
 ⑥四法種別記号：“P”を記録する。
 ⑩文献種別記号：“A”を記録する。

《特許の場合》

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
長 さ	4	2	7	2	1	1	7	1
内 容 例	特許	第	9999999	号	(	P	9999999	)

- ①公報種別：“特許”を記録する。
 ②第：第を記録する。
 ③登録番号：登録番号を記録する。
 ④号：号を記録する。
 ⑤、⑧カッコ：それぞれ“(”、“)”を記録する。
 ⑥四法種別記号：“P”を記録する。

第6レコード 出願番号

公報の出願番号を次のフォーマットで記録する。

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
長 さ	4	4	1	6	1	1	4	1	6	1
内 容 例	特願	2000	—	123456	(	P	2000	—	123456	)

①公報種別：特願を記録する。

②、⑦西暦年：西暦年を記録する。

③、⑧デリミタ：ハイフン“—”を記録する。

④、⑨一連番号：年間の一連番号を記録する。

⑤、⑩カッコ：それぞれ“(”、“)”を記録する。

⑥四法種別記号：“P”を記録する。

表2-1 文献情報ファイルの例（公開特許公報）

（公報1件分の長大データが1枚のCD-ROMに収録される場合）

```

未平13(2001)-001 CRLF
ES平13(2001)-002 CRLF
CRLF
平成13年05月17日(2001.05.17) CRLF
特開2001-123456(P2001-123456A) CRLF
特願2000-123456(P2000-123456) CRLF

```

表2-2 文献情報ファイルの例（公開特許公報）

（公報1件分の長大データが3枚のCD-ROMに収録される場合）

```

未平13(2001)-001 CRLF
ES平13(2001)-002 CRLF
ES平13(2001)-001, ES平13(2001)-003 CRLF
平成13年05月17日(2001.05.17) CRLF
特開2001-123456(P2001-123456A) CRLF
特願2000-123456(P2000-123456) CRLF

```

3. テキストファイル

配列表データを次の例のように記録する。

【配列表】 CRLF

```
<110> 日本特許発明株式会社(NIPPON TOKKYO HATUMI KABUSIKIGAISSYA) CRLF
CRLF
<120> アミノ酸トランスポータ CRLF
CRLF
<130> 01-00001 CRLF
CRLF
<140> JP2000123456 CRLF
<141> 2001-10-15 CRLF
CRLF
<160> 3 CRLF
CRLF
<170> PatentIn version2.1 CRLF
CRLF
<210> 1 CRLF
<211> 389 CRLF
<212> DNA CRLF
<213> Paramecium SP. CRLF
CRLF
<220> CRLF
<221> CDS CRLF
<222> (279)... (389) CRLF
CRLF
<300> CRLF
<301> Doe, Richard CRLF
<302> Isolation and Characterization of a Gene Encoding a Protease from CRLF
Paramecium sp. CRLF
<303> Journal of Genes CRLF
<304> 1 CRLF
<305> 4 CRLF
<306> 1-7 CRLF
<307> 1988-06-31 CRLF
<308> 123456 CRLF
<309> 1988-06-31 CRLF
CRLF
<400> 1 CRLF
agctgtagtc gtcgattccg ctgaatgcct gtactgtacc acggtatgca actctagtcag      60 CRLF
CRLF
gtcgattccg ctgaatgcct gtactgtacc acggtatgca actctagtcag agctgtagtc      120 CRLF
CRLF
ctgaatgcct gtactgtacc acggtatgca actctagtcag agctgtagtc gtcgattccg      180 CRLF
CRLF
```

gtactgtacc acggtatgca actctagtcag agctgtagtc gtcgattccg ctgaatgcct 240 CRLF
CRLF

acggtatgca actctagtcag agctgtagtc gtcgattc atg gtt tca atg ttc agc 296 CRLF
Met Val Ser Met Phe Ser CRLF
1 5 CRLF

CRLF

ttg tct ttc aaa tgg cct gga ttt tgt ttg ttt gtt tgt ttg ttc caa 344 CRLF
Leu Ser Phe Lys Trp Pro Gly Phe Cys Leu Phe Val Cys Leu Phe Gln CRLF
10 15 20 CRLF

CRLF

tgt ccc aaa gtc ctc ccc tgt cac tca tca ctg cag ccg aat ctt 389 CRLF
Cys Pro Lys Val Leu Pro Cys His Ser Ser Leu Gln Pro Asn Leu CRLF
25 30 35 CRLF

CRLF

<210> 2 CRLF

<211> 37 CRLF

<212> PRT CRLF

<213> Paramecium sp. CRLF

CRLF

<400> 2 CRLF

Met Val Ser Met Phe Ser Leu Ser Phe Lys Trp Pro Gly Phe Cys Leu CRLF
1 5 10 15 CRLF
Phe Val Cys Leu Phe Gln Cys Pro Lys Val Leu Pro Cys His Ser Ser CRLF
20 25 30 CRLF

Leu Gln Pro Asn Leu CRLF
35 CRLF

CRLF

<210> 3 CRLF

<211> 11 CRLF

<212> PRT CRLF

<213> Artificial Sequence CRLF

CRLF

<220> CRLF

<223> Designed peptide based on size and polarity to act as a linker CRLF
between the CRLF

alpha and beta chains of Protein XYZ. CRLF

CRLF

<400> 3 CRLF

Met Val Asn Leu Glu Pro Met His Thr Glu Ile CRLF
1 5 10 CRLF

4. 公報レイアウト

4. 1 【標準レイアウト】

本体公報の標準レイアウト例を次に示す。

例 4-1 公開特許公報【標準レイアウト】

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 公 開 特 許 公 報 (A)

(11) 特許出願公開番号

特開 2001-123456

(P2001-123456A)

(43) 公開日 平成13年5月17日 (2001.5.17)

(51) Int. Cl. 7	識別記号	F I	テーマコード* (参考)
G 0 1 B 3/00	1 0 1	G 0 1 B 3/00 101 A	2C032
G 0 2 C 26/00		G 0 2 C 26/00	2F029
23/02		23/02	
		A 4 5 C 12/00 101 A	
		A 4 7 B 23/02	
審査請求 未請求 請求項の数 1 O L 公開請求 (全 2 頁)			

(21) 出願番号 特願2000-123456 (P2000-123456)

(22) 出願日 平成12年11月15日 (2000.11.15)

(71) 出願人 090000423

日本特許発明株式会社

東京都千代田区内幸町4丁目5番6号

(72) 発明者 発明 太郎

神奈川県横須賀市壱1丁目2200番地

(74) 代理人 123456789

弁理士 代理 太郎

公開・登録公報長大データCD-ROM

13 (2001) - 001 (001)

F ターム (参考) 2C032 HB06 HB15 HD03

2F029 AA02 AB03 AB13 AC14

(54) 【発明の名称】 アミノ酸トランスポータ

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 プロスタグランジン輸送活性を有する、ヒト由来の新規蛋白質を提供する。

【解決手段】 ヒト脳由来の cDNA ライブラリーからのクローニングによって得られる新規蛋白質 PGTH とそれをコードする遺伝子 p g t h を得る。遺伝子 p g t h ならびに新規蛋白質 PGTH は、医薬又は医薬の開発に用いることができる。

【特許請求の範囲】

【請求項 1】 【請求項 1】 以下の (a) または (b) の蛋白質； (a) 配列番号：1 に記載のアミノ酸配列からなる蛋白質； (b) 配列番号：1 のアミノ酸配列において 1 もしくは数個のアミノ酸が欠失、置換もしくは付加されたアミノ酸配列からなり、かつプロスタグランジン輸送活性を有する蛋白質。

【請求項 2】 以下の (a) または (b) の DNA (a) 配列番号：2 に記載の塩基配列からなる DNA (b) 配列番号：2 の DNA とストリンジェントな条件でハイブリダイズし、かつプロスタグランジン輸送活性を有する蛋白質をコードする DNA。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術】

本発明は、プロスタグランジン輸送活性を有する、ヒト脳由来の新規蛋白質 PGTH と、該蛋白質をコードする遺伝子 p g t h に関するものである。

【0002】

【従来の技術】

プロスタグランジンとは、プロスタグランジン E、プロスタグランジン D、プロスタグランジン F、プロスタグランジン I、プロスタグランジン J 等の一連の生理活性脂質の総称である。プロスタグランジンは、特異的細胞膜受容体、或いは核内受容体を介して、血流量調節、睡眠、胃粘膜保護作用、血栓形成、妊娠といった生理的機能の調節や炎症、動脈硬化、糖尿病の病態亢進に深く関連する、生体内の生理活性物質である。

【0003】 プロスタグランジンは、様々な生理的刺激に応答して、細胞膜からホスホリパーゼ A₂ により切り出されたアラキドン酸等のエイコサポリエン酸が、シクロオキシゲナーゼならびに各種のプロスタグランジン合成酵素により変換されることで細胞内で産生され、細胞外に遊離した後に、オートクリンやパラクリンに作用する。一方、遊離したプロスタグランジンは、血流を循環後特定の細胞に取り込まれ代謝分解を受けて消失する。

【0004】 プロスタグランジンは微量で強い生理活性を示すことから、これらの産生は、生産系酵素ならびに代謝系酵素の活性制御により厳密に制御されている。

【0005】

【発明が解決しようとする課題】 しかしながら、プロスタグランジンは単独で細胞膜の脂質 2 重層を通過することが出来ないことが報告されている。そのため、プロスタグランジン輸送機構として、細胞内で産生されたプロスタグランジンが細胞外に遊離する過程、血流を循環した後に特定の細胞に取り込まれる過程に、特別な蛋白質の介在が想定されている。

【0006】 この輸送機構を担う蛋白質としてプロスタグランジントランスポーター（以下 h P G T とする：human Prostaglandin Transporter）が報告されているも

の、全てのプロスタグランジン輸送を、担う蛋白質ではなく、不明な点が多い。そのため、この輸送機構に関わる h P G T 以外の生体分子を、明らかにすることにより、かかる生体分子を直接的に医薬として使用し、又は間接的に医薬化合物の探索に供することが可能となると推察される。本発明の目的は、このような分子を同定し、医薬等または医薬等の開発に利用することにある。

【0007】

【課題を解決するための手段】 本発明者らは、ヒト脳で発現している遺伝子の中から、所望の蛋白質を把握するべく鋭意研究の結果、新規蛋白質 PGTH (Prostaglandin Transporter Homolog) の存在とそれをコードする遺伝子 p g t h の単離に成功し、本発明を完成した。 CRL

【0008】 即ち、本発明は、(a) 配列番号：1 に記載のアミノ酸配列からなる蛋白質、または (b) 配列番号：1 のアミノ酸配列において 1 もしくは数個のアミノ酸が欠失、置換もしくは付加されたアミノ酸配列からなり、かつプロスタグランジン輸送活性を有する蛋白質に関するものである。

【0009】 さらに本発明は、(c) 配列番号：2 に記載の DNA からなる遺伝子、または、(d) 配列番号：2 の DNA とストリンジェントな条件でハイブリダイズし、かつプロスタグランジン輸送活性を有する蛋白質をコードする DNA に関するものである。

【0010】

【配列表】

配列表は公開・登録公報長大データ CD-ROM「13 (2001)-001 (001)」を参照

4. 2 【標準レイアウト+フレーム】

本体公報の標準レイアウト+フレーム例を次に示す。

例 4-2 公開特許公報【標準レイアウト+フレーム】

(19) 日本国特許庁 (JP)	(12) 公 開 特 許 公 報 (A)	(11) 特許出願公開番号 特開 2001-244579 (P 2001-244579 A) (43) 公開日 平成13年5月17日 (2001. 5. 17)																								
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">(51) Int. Cl. ⁷</td> <td style="width: 25%;">識別記号</td> <td style="width: 25%;">F I</td> <td style="width: 25%;">テーマコード* (参考)</td> </tr> <tr> <td>G 0 1 B 3/00</td> <td>1 0 1</td> <td>G 0 1 B 3/00</td> <td>101 A 2C032</td> </tr> <tr> <td>G 0 2 C 26/00</td> <td></td> <td>G 0 2 C 26/00</td> <td>2F029</td> </tr> <tr> <td>23/02</td> <td></td> <td>23/02</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A 4 5 C 12/00</td> <td>101 A</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A 4 7 B 23/02</td> <td></td> </tr> </table>			(51) Int. Cl. ⁷	識別記号	F I	テーマコード* (参考)	G 0 1 B 3/00	1 0 1	G 0 1 B 3/00	101 A 2C032	G 0 2 C 26/00		G 0 2 C 26/00	2F029	23/02		23/02				A 4 5 C 12/00	101 A			A 4 7 B 23/02	
(51) Int. Cl. ⁷	識別記号	F I	テーマコード* (参考)																							
G 0 1 B 3/00	1 0 1	G 0 1 B 3/00	101 A 2C032																							
G 0 2 C 26/00		G 0 2 C 26/00	2F029																							
23/02		23/02																								
		A 4 5 C 12/00	101 A																							
		A 4 7 B 23/02																								
審査請求 未請求 請求項の数 1 O L 公開請求 (全 2 頁)																										
(21) 出願番号 特願2000-123456 (P2000-123456) (22) 出願日 平成12年11月15日 (2000. 11. 15)	(71) 出願人 090000423 日本特許発明株式会社 東京都千代田区内幸町 4 丁目 5 番 6 号 (72) 発明者 発明 太郎 神奈川県横須賀市 1 丁目 2200 番地 (74) 代理人 123456789 弁理士 代理 太郎 F ターム (参考) 2C032 HB06 HB15 HD03 2F029 AA02 AB03 AB13 AC14																									
公開・登録公報長大データCD-ROM 13 (2001)-001 (001)																										
(54) 【発明の名称】 アミノ酸トランスポータ																										
(57) 【要約】 (修正有) 【課題】 プロスタグランジン輸送活性を有する、ヒト由来の新規蛋白質を提供する。 【解決手段】 ヒト脳由来の cDNA ライブラリーからのクローニングによって得られる新規蛋白質 P G T H とそれをコードする遺伝子 p g t h を得る。遺伝子 p g t h ならびに新規蛋白質 P G T H は、医薬又は医薬の開発に用いることができる。																										

【特許請求の範囲】

【請求項1】 【請求項1】 以下の (a) または (b) の蛋白質； (a) 配列番号：1 に記載のアミノ酸配列からなる蛋白質； (b) 配列番号：1 のアミノ酸配列において1もしくは数個のアミノ酸が欠失、置換もしくは付加されたアミノ酸配列からなり、かつプロスタグランジン輸送活性を有する蛋白質。

【請求項2】 以下の (a) または (b) の DNA (a) 配列番号：2 に記載の塩基配列からなる DNA (b) 配列番号：2 の DNA とストリンジェントな条件でハイブリダイズし、かつプロスタグランジン輸送活性を有する蛋白質をコードする DNA。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術】

本発明は、プロスタグランジン輸送活性を有する、ヒト脳由来の新規蛋白質 P G T H と、該蛋白質をコードする遺伝子 p g t h に関するものである。

【0002】

【従来の技術】

プロスタグランジンとは、プロスタグランジン E、プロスタグランジン D、プロスタグランジン F、プロスタグランジン I、プロスタグランジン J 等の一連の生理活性脂質の総称である。プロスタグランジンは、特異的細胞膜受容体、或いは核内受容体を介して、血流量調節、睡眠、胃粘膜保護作用、血栓形成、妊娠といった生理的機能の調節や炎症、動脈硬化、糖尿病の病態亢進に深く関連する、生体内の生理活性物質である。

【0003】 プロスタグランジンは、様々な生理的刺激に応答して、細胞膜からホスホリパーゼ A₂ により切り出されたアラキドン酸等のエイコサポリエン酸が、シクロオキシゲナーゼならびに各種のプロスタグランジン合成酵素により変換されることで細胞内で産生され、細胞外に遊離した後に、オートクリンやパラクリンに作用する。一方、遊離したプロスタグランジンは、血流を循環後特定の細胞に取り込まれ代謝分解を受けて消失。

【0004】 プロスタグランジンは微量で強い生理活性を示すことから、これらの産生は、生産系酵素ならびに代謝系酵素の活性制御により厳密に制御されている。

【0005】

【発明が解決しようとする課題】 しかしながら、プロスタグランジンは単独で細胞膜の脂質 2 重層を通過することが出来ないことが報告されている。そのため、プロスタグランジン輸送機構として、細胞内で産生されたプロスタグランジンが細胞外に遊離する過程、血流を循環した後に特定の細胞に取り込まれる過程に、特別な蛋白質の介在が想定されている。

【0006】 この輸送機構を担う蛋白質としてプロスタグランジントランスポーター（以下 h P G T とする： human Prostaglandin Transporter）が報告されているも

の、全てのプロスタグランジン輸送を、担う蛋白質ではなく、不明な点が多い。そのため、この輸送機構に関わる h P G T 以外の生体分子を、明らかにすることにより、かかる生体分子を直接的に医薬として使用し、又は間接的に医薬化合物の探索に供することが可能となると推察される。本発明の目的は、このような分子を同定し、医薬等または医薬等の開発に利用することにある。

【0007】

【課題を解決するための手段】 本発明者らは、ヒト脳で発現している遺伝子の中から、所望の蛋白質を把握するべく鋭意研究の結果、新規蛋白質 P G T H (Prostaglandin Transporter Homolog) の存在とそれをコードする遺伝子 p g t h の単離に成功し、本発明を完成した。 CRL

【0008】 即ち、本発明は、 (a) 配列番号：1 に記載のアミノ酸配列からなる蛋白質、または (b) 配列番号：1 のアミノ酸配列において1もしくは数個のアミノ酸が欠失、置換もしくは付加されたアミノ酸配列からなり、かつプロスタグランジン輸送活性を有する蛋白質に関するものである。

【0009】 さらに本発明は、 (c) 配列番号：2 に記載の DNA からなる遺伝子、または、 (d) 配列番号：2 の DNA とストリンジェントな条件でハイブリダイズし、かつプロスタグランジン輸送活性を有する蛋白質をコードする DNA に関するものである。

【0010】

【配列表】

配列表は公開・登録公報長大データ CD-ROM「13

(2001)-001(001)」を参照

4. 3 【テキストファイル】

本体公報のテキストファイル例を次に示す。

1999年12月1日（木）
1999年12月2日（金）
1999年12月3日（土）
1999年12月4日（日）
1999年12月5日（月）
1999年12月6日（火）
1999年12月7日（水）
1999年12月8日（木）
1999年12月9日（金）
1999年12月10日（土）
1999年12月11日（日）
1999年12月12日（月）
1999年12月13日（火）
1999年12月14日（水）
1999年12月15日（木）
1999年12月16日（金）
1999年12月17日（土）
1999年12月18日（日）
1999年12月19日（月）
1999年12月20日（火）
1999年12月21日（水）
1999年12月22日（木）
1999年12月23日（金）
1999年12月24日（土）
1999年12月25日（日）
1999年12月26日（月）
1999年12月27日（火）
1999年12月28日（水）
1999年12月29日（木）
1999年12月30日（金）
1999年12月31日（土）

例 4 - 3 公開特許公報【テキストファイル】

<SDO BIJ>
<DP N=0001>
<RTI ID=000001 HE=150 WI=170 LX=0200 LY=0300>
(19)【発行国】日本国特許庁 (J P) CRLF
(12)【公報種別】公開特許公報 (A) CRLF
(11)【公開番号】特開 2 0 0 1 - 1 2 3 4 5 6 (P 2 0 0 1 - 1 2 3 4 5 6 A) CRLF
(43)【公開日】平成 1 3 年 5 月 1 7 日 (2 0 0 1 . 5 . 1 7) CRLF
(54)【発明の名称】アミノ酸トランスポータ CRLF
(51)【国際特許分類第 7 版】CRLF
 G01B 3/00 101 CRLF
 G02C 26/00 CRLF
 G02C 23/02 CRLF
【F I】CRLF
 G01B 3/00 101 A CRLF
 G02C 26/00 CRLF
 23/02 CRLF
 A45C 12/00 101 A CRLF
 A47B 23/02 CRLF
【審査請求】未請求 CRLF
【請求項の数】1 CRLF
【出願形態】O L CRLF
【公開請求】
【全页数】2 CRLF
(21)【出願番号】特願 2 0 0 0 - 1 2 3 4 5 6 (P 2 0 0 0 - 1 2 3 4 5 6) CRLF
(22)【出願日】平成 1 2 年 1 1 月 1 5 日 (2 0 0 0 . 1 1 . 1 5) CRLF
【公開・登録公報長大データ C D - R O M】 CRLF
1 3 (2 0 0 1) - 0 0 1 (0 0 1) CRLF
(71)【出願人】CRLF
【識別番号】0 9 0 0 0 0 4 2 3 CRLF
【氏名又は名称】日本特許発明株式会社 CRLF
【住所又は居所】東京都千代田区内幸町 4 丁目 5 番 6 号 CRLF
(72)【発明者】CRLF
【氏名】発明 太郎 CRLF
【住所又は居所】神奈川県横須賀市壱 1 丁目 2 2 0 0 番地 CRLF
(74)【代理人】CRLF
【識別番号】1 2 3 4 5 6 7 8 9 CRLF
【弁理士】CRLF
【氏名又は名称】代理 太郎 CRLF
【テーマコード (参考)】CRLF
2C032 CRLF
2F029 CRLF
【F ターム (参考)】CRLF
2C032 HB06 HB15 HD03 CRLF
2F029 AA02 AB03 AB13 AC14 CRLF
</RTI>
</SDO>
<SDO ABJ>
<TXF FR=0001 HE=080 WI=080 LX=0200 LY=1800>
(57)【要約】 (修正有) CRLF
【課題】プロスタグランジン輸送活性を有する、ヒト由

来の新規蛋白質を提供する。

【解決手段】 ヒト脳由来の cDNAライブラリーからの
クローニングによって得られる新規蛋白質 P G T H とそ
れをコードする遺伝子 p g t h を得る。遺伝子 p g t h
ならびに新規蛋白質 P G T H は、医薬又は医薬の開発に
用いることができる。 CRLF

</SDO>

<SDO CLJ>

<DP N=0002>

<TXF FR=0001 HE=065 WI=080 LX=0200 LY=0300>

【特許請求の範囲】 CRLF

【請求項 1】 以下の (a) または (b) の蛋白質;

(a) 配列番号: 1 に記載のアミノ酸配列からなる蛋白
質; (b) 配列番号: 1 のアミノ酸配列において 1 もしく
くは数個のアミノ酸が欠失、置換もしくは付加されたア
ミノ酸配列からなり、かつプロスタグランジン輸送活性
を有する蛋白質。 CRLF

【請求項 2】 以下の (a) または (b) の DNA (a)
配列番号: 2 に記載の塩基配列からなる DNA (b) 配
列番号: 2 の DNA とストリンジェントな条件でハイブ
リダイズし、かつプロスタグランジン輸送活性を有する
蛋白質をコードする DNA。 CRLF

</SDO>

<SDO DEJ>

<TXF FR=0002 HE=185 WI=080 LX=0200 LY=0950>

【発明の詳細な説明】 CRLF

【0001】 CRLF

【発明の属する技術】 本発明は、プロスタグランジン輸
送活性を有する、ヒト脳由来の新規蛋白質 P G T H と、
該蛋白質をコードする遺伝子 p g t h に関するものであ
る。 CRLF

【0002】 CRLF

【従来の技術】 プロスタグランジンとは、プロスタグラ
ンジン E、プロスタグランジン D、プロスタグランジン
 F、プロスタグランジン I、プロスタグランジン J 等の
一連の生理活性脂質の総称である。プロスタグランジン
は、特異的細胞膜受容体、或いは核内受容体を介して、
血流量調節、睡眠、胃粘膜保護作用、血栓形成、妊娠と
いった生理的機能の調節や炎症、動脈硬化、糖尿病の病
態充進に深く関連する、生体内の生理活性物質である。 CRLF

【0003】 プロスタグランジンは、様々な生理的刺激
に应答して、細胞膜からホスホリパーゼ A₂ により切り
出されたアラキドン酸等のエイコサポリエン酸が、シク
ロオキシゲナーゼならびに各種のプロスタグランジン合
成酵素により変換されることで細胞内で産生され、細胞
外に遊離した後に、オートクリンやパラクリンに作用す
る。一方、遊離したプロスタグランジンは、血流を循環
後、特定の細胞に取り込まれ、代謝分解を受けて消失す
る。 CRLF

【0004】 プロスタグランジンは微量で強い生理活性
を示すことから、これらの産生は、生産系酵素ならびに
代謝系酵素の活性制御により厳密に制御されている。 CRLF

【0005】 CRLF

【発明が解決しようとする課題】しかしながら、プロス
タグランジンは単独で細胞膜の脂質2重層を通過するこ
とが出来ないことが報告されている。そのため、プロス
タグランジン輸送機構として、細胞内で産生されたプロ
スタグランジンが細胞外に遊離する過程、血流を循環し
た後に特定の細胞に取り込まれる過程に、特別な蛋白質
の介在が想定されている。 CRLF

【0006】この輸送機構を担う蛋白質としてプロスタ
グランジントランスポーター（以下h P G Tとする：hu
<TXF FR=0003 HE=250 WI=080 LX=1100 LY=0300>
man Prostaglandin Transporter）が報告されているも
の、全てのプロスタグランジン輸送を、担う蛋白質で
はなく、不明な点が多い。そのため、この輸送機構に関
わるh P G T以外の生体分子を、明らかにすることによ
り、かかる生体分子を直接的に医薬として使用し、又は
間接的に医薬化合物の探索に供することが可能となると
推察される。本発明の目的は、この様な分子を同定し、
医薬等または医薬等の開発に利用することにある。 CRLF

【0007】 CRLF

【課題を解決するための手段】本発明者らは、ヒト脳で
発現している遺伝子の中から、所望の蛋白質を把握する
べく鋭意研究の結果、新規蛋白質P G T H（Prostaglan
din Transporter Homolog）の存在とそれをコードする遺
伝子p g t hの単離に成功し、本発明を完成した。 CRLF

【0008】即ち、本発明は、（a）配列番号：1に記
載のアミノ酸配列からなる蛋白質、または（b）配列番
号：1のアミノ酸配列において1もしくは数個のアミノ
酸が欠失、置換もしくは付加されたアミノ酸配列からな
り、かつプロスタグランジン輸送活性を有する蛋白質に
関するものである。 CRLF

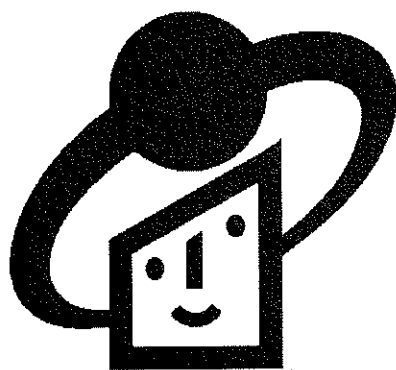
【0009】さらに本発明は、（c）配列番号：2に記
載のDNAからなる遺伝子、または、（d）配列番号：
2のDNAとストリンジェントな条件でハイブリダイズ
し、かつプロスタグランジン輸送活性を有する蛋白質を
コードするDNAに関するものである。 CRLF

【0010】

【配列表】 CRLF

配列表は公開・登録公報長大データCD-ROM「1.3
（2001）-001（001）」を参照 CRLF

</SDO>



工業所有権制度シンボルマーク

日 本 国 特 許 庁

(100-0013) 東京都千代田区霞が関

3 丁 目 4 番 3 号

電話 (03) 3581 - 1101 (代)

(問合窓口 総務部特許情報課)